

博士論文

論文題目

第二次世界大戦期の仏領インドシナ
における日本の華僑政策

氏名

ヴォ ミン ヴ
(VO MINH VU)

第二次世界大戦期の仏領インドシナにおける日本の華僑政策

ヴォ ミン ヴ
(VO MINH VU)
(学生番号 31-087433)

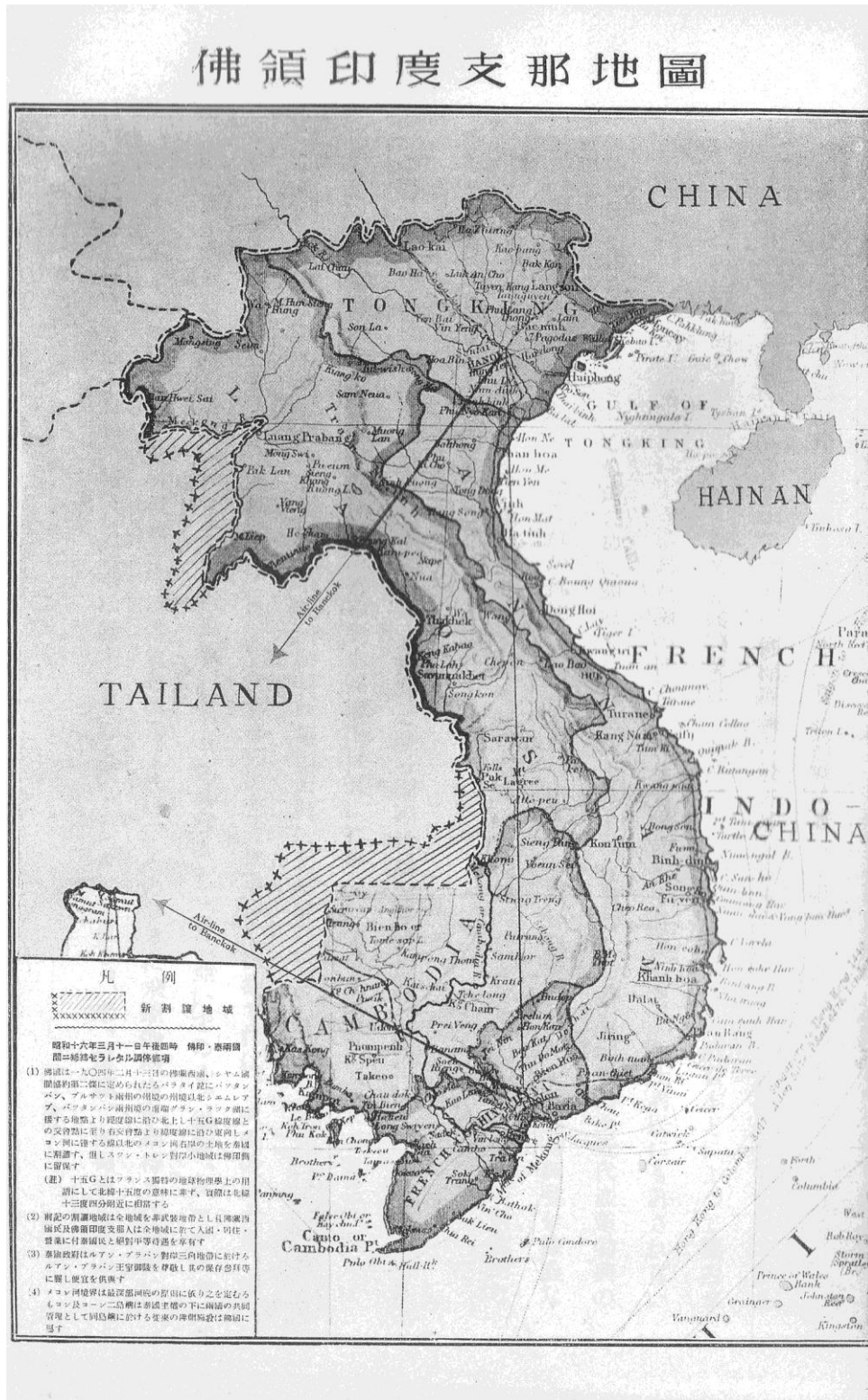
東京大学大学院総合文化研究科博士論文

目次

序章	1
第1節 主題の設定	1
第2節 先行研究の整理	3
第1項 日本の対仏印政策	3
第2項 日本の華僑政策と戦時東南アジア華僑の動向	8
第3節 研究の目的	13
第4節 考察範囲、アプローチ方法と資料	13
第5節 論文の構成	15
第1章 日本の仏印進駐以前の仏印華僑社会	17
第1節 仏印華僑の人口とその分布	17
第2節 仏印華僑の団体	22
第3節 仏印華僑の経済的役割	27
第4節 仏印政権の華僑統治政策	30
第1項 幣制度	30
第2項 仏印における華僑の法的地位	32
まとめ	34
第2章 日本の北部仏印進駐前の仏印華僑の動向とその特性	35
第1節 日本軍の仏印進駐前の仏印華僑の動向	35
第2節 仏印華僑の抗日運動の結果	42
第1項 献金活動の結果	42
第2項 日貨ボイコット運動の実態	46
第3節 日中戦争開始後の華僑行動に対する監視	50
まとめ	51
第3章 日本の南洋華僑政策	54
第1節 日中戦争前期の華僑政策—華僑への注目と重慶国民政府との関係切断	55
第2節 日本の北部仏印進駐からアジア太平洋戦争開始までの華僑政策—現地政権を通じての統制と協力確保の試み	68
第3節 アジア太平洋戦争開始後の華僑政策—軍政支配下での抑圧と利用	74
まとめ	83
第4章 日本の仏印華僑政策	85
第1節 日仏共同支配体制の基本的枠組み	85
第2節 日本の仏印華僑政策とその推移	91
まとめ	106

第5章 日本の仏印華僑政策の実態.....	109
第1節 仏印の米穀流通機構の変化から見る経済工作	109
第2節 仏印華僑政策の政治工作.....	129
第3節 宣伝工作—日本語普及事業及び映画工作を中心に—	135
第1項 日本語の普及事業.....	136
第2項 映画工作.....	147
まとめ.....	151
第6章 華僑をめぐる日仏関係.....	152
第1節 仏印華僑の動向.....	152
第2節 華僑をめぐる日・仏印関係.....	165
まとめ.....	177
結論.....	179
第1節 章ごとのまとめ.....	179
第2節 日本・仏印華僑・仏印政権の関係	184
参考文献.....	187
付録.....	203

図 1 仏領インドシナ地図



出所：[日本貿易振興協会 1941 : 1]

図 2 コーチシナ地図



Source gallica.bnf.fr / Bibliothèque nationale de France

出所 : Gallica.bnf.fr/bibliothèque nationale de France

地名一覧

ベトナム語表記	カタカナ表記	区域
Hà Nội	ハノイ	トンキン
Nam Định	ナムディン	トンキン
Hải Phòng	ハイフォン	トンキン
Huế	フエ	安南
Tourane	ツーラン	安南
Bà Rịa	バリア	コーチシナ
Cap Saint Jacques	カプサインジャク	コーチシナ
Đà Lạt	ダーラット	コーチシナ
Cần Thơ	カントー	コーチシナ
Trà Vinh	チャヴィン	コーチシナ
Bến Tre	ベンチェ	コーチシナ
Thủ Dầu Một	トゥザウモット	コーチシナ
Chợ Lớn	ショロン	コーチシナ
Sài Gòn	サイゴン	コーチシナ
Sóc Trăng	ソクチャン	コーチシナ
Bạc Liêu	バクリェウ	コーチシナ
Rạch Giá	ラクザー	コーチシナ
Hà Tiên	ハティン	コーチシナ
Châu Đốc	チャウドク	コーチシナ
Long Xuyên	ロンスェン	コーチシナ
Tây Ninh	タイニン	コーチシナ
Biên Hòa	ビェンホア	コーチシナ
Bến Tre	ベンチェ	コーチシナ
Mỏ Cày	モカイ	コーチシナ
Vĩnh Long	ヴィンロン	コーチシナ
Mỹ Tho	ミトー	コーチシナ

序章

第1節 主題の設定

日本軍が東南アジアに進駐した際の最初の目的地は、仏領インドシナ（以下、仏印と略称）であった。当時、長期化した日中戦争の泥沼にはまりこんでいた日本は、重慶国民政府への武器弾薬・軍需物資の流入の阻止を企図した。外務省の交渉の結果、カトルー（Catroux）仏印総督は日本監視団の派遣を許可し、フランス本国政府もアンリー大使を通じて認可した。それを受けて西原一策少将を団長とする監視団が仏印に派遣されることとなった。1940年6月29日に西原監視団はハノイに入り、五カ所の国境監視所に分散し活動を展開した。これによって、日本政府は仏印ルートを中心に遮断することになった。その後、1940年9月23日に日本軍は北部仏印進駐を敢行し、1941年7月26日には南部仏印に進駐した。

仏印進駐後、日本は、他の東南アジア諸国と異なり、仏印において軍政を施行せずに、仏印政権を温存させ、フランスとともに仏印を支配するという方針を選択した。この支配体制は、日仏共同支配体制と呼ばれ¹、日本軍が「明号作戦」という仏印武力処理を行使した1945年3月9日まで維持されていた。

上述したように、日本軍の仏印進駐の目的が重慶国民政権への物資支援ルートを遮断することにあつたことは間違いない。しかしながら、それ以外にも、国防資源の獲得と食糧獲得という経済的目的が存在した〔白石1986；田淵1980；田淵1981〕。1939年末までに日本政府は、対英米経済依存から脱却するため、南方を「帝国経済自給圏」に組み込む方針を決定した。1940年に入ると、米国が対日輸出制限を強化したことで、英米からの物資獲得が困難になったばかりでなく、対英米戦争の可能性も生じつつあつた。加えて、アジア・太平洋戦争の開始以前から、日本の食糧政策は満州、朝鮮、台湾に依存する性質を持っていたという点で、食糧の自給を安定的に確保するシステムを欠いていた〔大豆生田1993：331〕。したがって、中国・朝鮮・台湾から日本への食糧農産物流通の変貌は、日本の食糧問題を動揺させるほどの大きな影響力をもっていた〔片柳1942〕。

¹ 日本は、必要とする資源を獲得するために、フランスの植民地行政機構を存続し、フランスと仏領インドシナを共同支配していた。この期間は、日仏共同支配期と呼ばれている。

この影響力の大きさは、1939年に発生した朝鮮と台湾での天災が、日本国内に食糧事情の逼迫をもたらしたことから窺える。

こうしたなか、日本は世界の米の三大生産地であるビルマ、仏印、タイからの日本国内への米穀供給力に大きな関心を抱き、国内の食糧不足を補填しようと考えた。国内の需要に加えて、各占領地に駐屯していた日本軍の食料需要にも応えるという意図を持つ日本にとって、とりわけ仏印からの米は魅力的な産品であった。仏印は、その地理的位置から中国および将来的に進出を計画していた東南アジアに駐屯する日本軍にとって、重要な食糧供給地となることが予期されたからである。このため、仏印進駐後の日本は、仏領インドシナで大規模な米穀獲得政策を実施した²。その米穀獲得政策は、1945年ベトナム北部に大飢饉を発生させた直接的な原因の一つと見られている [Văn Tào-Furuta 2005]。

当時の仏印経済において、この地域に居住していた華僑（本論文における「華僑」の定義については後述する）は極めて重要な意味を持っていた。仏印華僑の人口は、仏領インドシナ総人口のわずか約2%に過ぎなかったものの、彼等は特に精米業及び米穀流通機構、貿易機構において独占的な地位を有しており、仏印経済全体に対して大きな影響力を持っていたからである。このため、日本が、軍需物資及び食糧の獲得という仏印進駐の経済的目的を達成するためには、仏印当局との協力関係だけではなく、仏印華僑をどう取り扱うのかという問題も一つの鍵になったと考えられる。したがって、日本が仏印華僑に対してどのような対策を講じていたか、日仏印共同支配下の仏印華僑の動向を考察することは、日本の対仏領インドシナ政策とその実態、米穀流通機構の全容や日本の米穀収奪方法の具体像を解明するために重要である [古田 1997; 田淵 2005]。

ところが、このような研究課題であるにもかかわらず、次節で行う先行研究の整理からも窺えるように、これまで、日本の仏印華僑政策や日仏共同支配体制下の仏領インドシナ華僑社会を、日本の東南アジア華僑政策全般に対する考察、それと日本の対中国大陸政策や対欧米諸国との関連から体系的かつ具体的に論じた研究は存在しない。そこで、本論文においては、日本の対仏領インドシナ華僑政策の策定、施行過程を明らかにするとともに、それに対する仏印華僑と仏印政権の対応を検討することを目的とする。

² 日本の仏印における米穀獲得政策については、[田淵 1980 ; 1981] 及び [白石 1986] の研究を参考されたい。

第2節 先行研究の整理

第1項 日本の対仏印政策

1. 政治・外交的側面

第二次世界大戦期の仏領インドシナについて検討したこれまでの研究³では、仏印進駐という事象が多く研究者からの注目を集めてきた。日本の陸海軍および外交などの当局のさまざまな資料から、仏印進駐の軍事的・政治的動機が、欧米諸国から重慶国民政府への軍事物資の供給停止、つまり援蒋ルートへの遮断にあったことは明白であるとされてきた。このため、多くの研究が、仏印進駐の政策決定及び施行過程に焦点を当てて論じている。代表的なものとしては、[日本国際政治学会 1963]、[鹿島平和研究所 1973]、[防衛庁研修所戦史室 1973-1974]である。その後、[戸部 1978]、[波多野 1985]、[吉沢 1986]、[森 1995a; 1995b]、[赤木 1997]などが挙げられる。これらの研究では、第一に、日本による仏印進駐の目的として、長期化した日中戦争を速やかに解決するために重慶国民政府と英米蘭の提携を分断すること、つまり「援蒋ルート遮断」にあったことが、国際情勢の変化を踏まえたうえで跡づけられきた。第二に、陸軍、海軍、内閣に関連する資料をもとに、北部仏印進駐の方針決定過程における海軍と陸軍、軍部と外務省、それぞれの矛盾や対立構図についても明らかにされてきた。第三に、仏印進駐は南進政策が具体化された第一歩であるとの観点から、戦争拡大の構図のなかに位置づけられた。

この第三の論点、すなわち戦争拡大の構図における日本と仏印の関係について、吉沢南は、個人的な責任問題にも目配りしつつ、指導機関の対立が戦争の遂行をどのように促したのかという観点から、「政策上の対立軸が不鮮明で一貫していなかったことなどが、日本の戦争指導・遂行集団内のセクショナリズムにおける一つの特徴となっている」と分析し、戦争指導の主導権をめぐる陸軍と海軍の相互対立が、戦争への道を抑止できず、むしろ仏印進駐の主因になり、戦争を促進させたとした [吉沢 1986: 7]。

1941年の南部仏印進駐についての研究としては、荒川憲一と森山優の論考が挙げられる。森山は、御前会議や大本営政府連絡会議で決定された「国策」と呼ばれる要綱類の

³ 第二次世界大戦期における日仏印関係についての先行研究については、[白石 2011] 及び [立川 2000] に網羅的に紹介されている。

策定過程の分析を通じ、南部仏印進駐をめぐる陸海軍の競争、陸軍省・海軍省・外務省三者の攻防関係の考察を行った〔森山 1998〕。また、〔荒川 1991〕では、日本側の南部仏印進駐の政策決定過程が詳しく分析されている。

加えて、日仏共同支配体制に終止符を打った 1945 年 3 月 9 日の仏印武力処理、すなわち「明号作戦」についても、これまで多くの研究者が注目し、議論を行ってきた〔防衛庁防衛研修所戦史室 1969; 白石 1982; 白石 1984; 赤木 1984〕。政治・外交的側面のこれらの研究では、日本側の資料をもとに、仏印武力処理の準備過程と実施状況、仏印武力処理とベトナム民族独立運動との関係、仏印武力処理後の日本の統治体制などが考察されている。

欧米での研究においても、仏印進駐から 1945 年 3 月 9 日の仏印武力処理(「明号作戦」)までの日本軍の行動に高い関心が示されてきた。〔村上 1981(1984)〕は、アメリカの外交・軍事資料、フランスの植民地関係資料、日本の防衛庁・外務省・台湾総督府の資料を駆使して、それらを照合した上で、仏印進駐以前からの、日本とフランスの関係、ベトナム民族独立運動、明号作戦をはじめとするさまざまな事象について、政治・外交的側面から網羅的に論じている。また、〔Andre Gaudel 1947(1975)〕、〔Ralph Smith 1978〕、〔Huynh Kim Khanh 1982〕、〔Kiyoko Kurusu Nitz 1983〕、〔Kiyoko Kurusu Nitz 1984〕、〔Jacques Valette 1993〕、〔David G.Marr 1995〕、〔Tran My Van 2006〕などにおいて、1940～1945 年という期間が第一次インドシナ戦争の前史として位置づけられているという認識が示された。さらに、仏印武力処理がベトナム民族独立運動のなかで重要な位置を持つことも指摘されてきた。これらの欧米での研究が主に政治・外交的問題に論究していることから、基本的には日本での諸研究の視覚とはそれほど大きな差異がないと言ってよいだろう。

ただし、当時の仏領インドシナを研究対象とする際には、日本の行動についての分析が不可欠となるにもかかわらず、これら欧米人による研究の大半は、第一次資料として日本側の資料を活用せずにフランス側の資料のみに依拠している点で、不十分な議論であると言わざるを得ない。

なお、仏印進駐が敢行されて以降、日本は、仏領インドシナにおいて特異な政策を展開した。この政策の特異性に着目した白石・古田の研究では、日本の対インドシナ政策の決定過程の分析を通じて、2 つの特徴を指摘している。第一に、1940 年 9 月に北部仏印に進出した後、1945 年 3 月 9 日までの約 4 年半、日本が仏印植民地政権を温存させた

ことである。第二に、1945年3月9日仏印処理後、他の東南アジア諸国のような「軍政」⁴を実施せずに、インドシナ三国に「独立付与」し、親日政権を打ち立てたことである。これらの政策の目的は、旧植民地統治機構を利用することにより、現地の状況を混乱させることなしに日本の支配を確保することであり、必要な資源を効率的に獲得するには「合理的」な方法であったと結論付けられている [白石・古田 1976]。

こうした特徴を持つ日仏共同支配体制下において、日仏関係がどのように展開されていたのかという問題については、立川京一によって議論がなされている。立川は、日本とフランスの外務省や軍部の資料、特にフランス語資料を用いて、国際関係の観点から、日仏関係に「協力」という性格を見いだした。ただし、この際の「協力」とは、「複数のものがお互いに前向きな気持ちを持って助け合うというイメージがあるが、仏印におけるフランスの『対日協力』の場合、必ずしも、積極的な協力ではなく、むしろ、必要上、やむを得ず協力したという消極的な色合いが濃い」と分析している [立川 2000 : 11]。その一方、日本及びフランスの資料により、社会史的視角から仏印における、日本とフランス両国の実施した文化工作を考察した難波ちづるは、当時の日仏関係を、「協力という形をとった競合関係」と位置付けた。この関係には、「無視・妥協・対立などがいくつもあり、互いの存在を十分に意識した、いわば「対話的」攻防が行われていた」としたうえで、日仏関係は、実質的な「協力」関係ではなく、複雑な「対話的」攻防が繰り返られていたと見做している [難波 2006 : 203]。難波が「この時代の仏領インドシナは、フランス人、日本人、そして現地住民の三者が同時に存在していたという点で特殊であり、三者の関係において、いずれか二者の関係に他の一者が関わることによって、これらの関係は動的なものとなり、カムフラージュされていた矛盾や潜在的な問題が顕在化する。日仏共存は現地住民という存在によって、フランス・ベトナムの支配関係は日本という存在によって、そして日越の接近はフランスという存在によって、保とうとしていた均衡がくずされる可能性があったのである」と指摘している [難波 2006 : 203]。日本の対仏印華僑政策を解明するために、日本、フランス、現地住民たる華僑という三者関係への着目が不可欠であると筆者も考える。

⁴ ほかの東南アジア地域に敷かれた軍政ではないが、軍の管理下にあったことを意味している。

これに対し、ベトナム人による研究では、日本とフランス（仏印政権）との関係を、ベトナム民族運動の文脈で論じている点が大きな特徴である。代表的なものとしては [Phạm Quang Trung-Cao Văn Biền 1995] ; [Đỗ Đình Hằng-Trần Văn La 1996] ; [Phan Văn Hoàng 1998] ; [Phạm Hồng Tung 2009] などが挙げられる。[Đỗ Đình Hằng-Trần Văn La 1996] では、ベトナム国立第1文書館で保存されているフランス語の資料に依拠しながら、ベトナムをめぐる日本・フランスの対立を、北部仏印進駐から8月革命（1945年8月）にかけての期間において、国際情勢の変化に沿いながら、軍事・政治的側面から考察する。また、ベトナム共産党が、独立運動を成功させるためには、その日仏間の対立をどのように利用したかは、[Phan Văn Hoàng 1998] で分析された。

また、[Phạm Hồng Tung 2009] は、海外とベトナムの研究成果を踏まえてチャン・チョン・キム内閣に関する史料、新聞資料、回想録に依拠しながら、チャン・チョン・キム内閣の成立過程、その内閣の政策を考察したうえで、その内閣の役割・性格を再び評価し、新たな歴史的な位置づけようとした。この著書では、ベトナム人の親日グループの形成は白石・古田が示唆している日本の対仏印政策の特徴を考慮しながら検討された。Phạm Hồng Tung は、仏印政権を打倒せずに、フランスとともに仏印を支配したという日本の政策が、日本のベトナム人の各親日グループへの曖昧な支援をもたらし、そのため他の東南アジアの親日グループと比べ、ベトナム人の各親日グループの勢力が比較的弱かったと結論付けている。

日本の対インドシナ政策を考察するとき、仏印当局の反応、フランスの対インドシナ植民政策の変化を対照させ分析する作業は、確かに欠かすことができない。それにもかかわらず、ベトナム人の研究において、日本が仏印を占領した期間をフランス支配下期間の一段階としてのみ捉える視点は一面的である。これは、日本の対インドシナ政策の実態を十分に明らかにすることに対する障害になったのではないだろうか。

2. 経済的側面

既に述べたようにこれまでの先行研究のなかで、日本軍による仏印進駐に際して、長期化した日中戦争を速やかに解決するために、重慶国民政府とイギリス・アメリカ・オランダ3国との提携を分断するという軍事的動機があったことが明らかにされてきた。その一方で、田淵や白石によって、日仏共同支配期の日仏関係については、軍事的側面に加えて、経済的側面に関しても明らかにすることが重要であると指摘されたにもかか

ならず、これまでのところ、経済に注目してこの時期の日仏関係を扱った研究は多くない [田渕 2004 : 57]。

田渕は、1941 年に仏印へ派遣された仏印資源調査団⁵の全容と当時の仏印の米流通機構に焦点を当て、仏印資源調査団の分析を通じて、日本の仏印進駐の意図を明らかにした [田渕 1980]。日中戦争以降アジア太平洋戦争の勃発までの間に、日本では、インドシナを含む東南アジアの事情、資源、経済、宗主国の統治政策などについての研究および調査が行われていた。これらの研究・調査の結果を通じて、日本の戦争拡大計画に情報が提供されるとともに、日本のインドシナへの関心が高まっていったのである。また、田渕は他の論考で、日本国内における食糧事情、とりわけ食糧自給構造の脆弱性を検討し、食糧確保が日本にとってなにより重要な急務であり、日本の仏印進駐の一つの目的となったことを明らかにした [田渕 1981]。同時に、この研究では、両大戦間から 1945 年までの仏印の対日米穀輸出、為替清算制度が分析され、日本による米穀収奪の仕組みが解明された。これによって、当時インドシナの米穀流通機構を掌握していた華僑勢力と競争するために、日本にとって、フランスの存在が必要であったことが指摘されている [田渕 2005 : 65]。さらに、白石は、日仏経済交渉の過程を分析した論考のなかで、経済的側面から見た日本の仏印進駐の動機が食糧確保にあったことを示した [白石 1986]。

[Paul Kratoska Ed 1988] は、東南アジア諸国における軍事力を背景とした日本の食糧供給地の確保政策について、交通、農業、貿易などの多角的な視点から論じた論集である。この論集にはベトナムに関する研究として、Nguyễn Thế Anh と古田元夫の論考が収められている。いずれも 1945 年飢饉について扱っており、Nguyễn Thế Anh は、日本の食糧政策と 1945 年ベトナム北部の飢饉との関連を、古田は、ベトナムで実施したフィ

⁵ 1940 年 9 月、仏印に農・林・鉱業等の専門家からなる調査団を派遣することが日本の閣議で承認された。これをうけて、翌 1941 年 5 月に締結された「日仏印経済協定」に基づき、同年 9 月、日本の関係各省の技術官、民間の技術者および企業家からなる「仏印資源調査団」が組織され、10 月より漸次仏印に派遣されていった。この調査団は、横山正幸を団長とし、農林、水産、塩業、鉱業、水力発電、衛生事情など幅広い分野にわたる調査を行い、その成果は分野ごとに詳細な調査報告書としてまとめられている。詳しくは [田渕 1980] を参照。

ールドワークの成果に基づいて、1945年飢饉の際のベトナム北部の農村の実態についての考察を行っている。

これに対し、ベトナムにおいても、1990年代に入ってから、1940～1945年の日本の対インドシナ政策、越日関係、特に経済的側面についての研究が次第に盛んになってきた [Nguyễn Phan Quang 1998-1999; Nguyễn Tiến Lực 1998; Nguyễn Tiến Lực 2001; Nguyễn Tiến Lực 2003]。Nguyễn Tiến Lựcの一連の研究では、日本側の資料をもとに、日・仏印貿易関係についての分析を行っている。これに対し、Nguyễn Phan Quangは、第2国立公文館に保管されているフランス語資料に依拠しつつ、ベトナム南部における日本企業の活動や、日仏経済関係について検証した。また、Le Manh Hungは、フランス、アメリカ、ベトナム側資料を参照しながら、日仏共同支配下のベトナム経済の変化を明らかにしている [Le Manh Hung 2004]。

また、日仏共同支配下のインドシナ経済・社会の実態的側面を描く試みもなされてきた [Trần Huy Liệu-Nguyễn Lương Bích-Nguyễn Khắc Đạm 1970; Vu Ngu Chieu 1984]。Trần Huy Liệuらは、フランスやベトナム側の資料をもとに、日本の対インドシナ軍事・政治・経済的政策を分析し、「日仏支配下」のベトナム社会の実態を明らかにしようとした。ここでは、日仏両国の敵対関係を軸に議論が展開され、また日本の対インドシナ政策の分析に多少のページを割いているものの、主として、フランスの対インドシナ統治政策に焦点が当てられていた。この研究が発表されてからすでに数十年が経過したが、ベトナム国内においては、資料的制約と上述したような1940～1945年期間に対する限定的な見方（フランス支配下に置かれた80年間の一段階に過ぎないとの認識）の定着により、日本の対インドシナ政策に絞った研究はほとんど行われてこなかった。 [Vu Ngu Chieu 1984] では、仏印進駐から日本敗戦までの時期に着目し、この時期のベトナム社会の実態を描こうとした。経済的側面にも多少の紙幅を割いているものの、政治・社会的側面からの議論が中心になっている。

第2項 日本の華僑政策と戦時東南アジア華僑の動向

次に、東南アジアの華僑・華人の研究について、これまでも多くの研究が行われてきたが、ここでは本論文と関連する東南アジア華僑の抗日運動、日本の対南洋華僑政策および仏領インドシナ華僑に着目した研究について述べる。

戦時期の華僑については、これまでに多くの先行研究が発表されてきた。これらの研

究が扱ってきた主題としては、主として、(一) 東南アジアをはじめ世界華僑の抗日活動、(二) 日本占領下の植民地・占領地の華僑社会、(三) 重慶国民政府と南京国民政府と海外華僑の動きの相互関係、(四) 戦時の華僑ネットワーク、(五) 日本の華僑政策といった五つのカテゴリーに大別される。このうち、抗日戦争での華僑の貢献という側面に焦点を当て、世界華僑の抗日運動、本国への物的・人的支援を論じた研究が多い。

東南アジア華僑の抗日運動について、もっとも代表的なものは [Yoji Akashi 1970b] であろう。ここでは、日中戦争開始からアジア太平洋戦争直前までの期間における東南アジア華僑の抗日運動とその実態が、インドネシア、マラヤ、シンガポール、タイ、フィリピン、インドシナの各国別に考察されている。明石の研究で明らかになったのは、祖国である中国の存亡の危機に直面した東南アジアの華僑が、抗日救国の献金運動、日本商品ボイコット運動を展開し、南洋華僑総会の結成で地域内統合を実現するものの、抗日運動の進展に伴い、国民党の日本商品ボイコット運動促進の動きと華僑の経済的考え方との間に格差が生じていったことであった。また、蒋介石政権と汪兆銘政権の競争に挟まれた南洋華僑及びその抗日運動の動向を検討した上で、明石は華僑の出生地によって抗日運動への参加度合いが異なり、また抗日運動に広東地方出身者と福建地方出身者の間に歩調の乱れがあったことを示している。そして、経済的利益を確保するために、華僑の一部が現地政府と協力し、対日協力態度をとらざるをえないことを明らかにしている。さらに、南洋華僑総会の活動について、運動期間を通じ中立の立場を保ったという見解が示されている。

また、[市川 1972] は、日中戦争開始後の東南アジア華僑の抗日運動と親日的動向について、英領マラヤ、シンガポール、タイ、フィリピンの事例を取り上げて網羅的に考察しているが、ここではむしろ抗日戦争への物的支援や華僑の抗日運動を積極的に行っていた華僑の姿勢が強調されている。村上は、東南アジア華僑の「抗日救国運動」を、献金・日貨ボイコット・「国貨」の愛用・祖国への帰還・中国への投資・宣伝活動などの側面から考察し、華僑の活動は、アジア・太平洋戦争が勃発すると下火となっていったことを明らかにしている。同論文のなかで、村上は、日本が東南アジアに侵略・進出するに当たって華僑をどのように位置づけ対応策をとるべきかという課題があったことを指摘した上で、東亜研究所の華僑調査研究を事例に、戦前の日本における華僑への関心度合いを考察する作業を通じて、戦前日本の華僑への関心が「事変対策から南方対策へ」と変化していったことを示唆している [村上 2001]。

このように従来の見方では、華僑が抗日運動に参加し、中国祖国への大きな貢献を果たしていたとされてきたが、その一方で、近年の研究では、華僑社会の対日協力という側面が指摘されている。[籠谷 2000] は、日本側の経済統計に依拠しながら、アジア各地を結ぶ華僑ネットワークの構造と動態を考察することにより、日中戦争期における、華僑を中心とした対日通商の「開放性」を明らかにした。また、日本側の政治的動きに着目した [松浦 2010] は、「大東亜戦争」を展開するために、日本が東南アジア、日本、台湾の華僑を利用しようとしており、一部の華僑からの協力を得たという事実を提示している。そして、[菊池 2001] は、華僑の故郷である福建、広東が日本軍に占領されたことによって、華僑の家族が日本の「人質」のようになり、そのため、華僑が汪兆銘派と日本に傾斜するに至ったという可能性を指摘している。さらに、[菊池 2011] は、日本の支配下にあった東南アジア地域のみならず、日本、朝鮮、台湾にも視野を拡大して、それぞれの地域の華僑の動向とその構造について、複眼的な視角から論究する。菊池によれば、日本の支配下にあった地域において、華僑が中国抗戦に支援することは不可能であり、「自らの生命・財産を守るために中国に帰国するか、沈黙するか、あるいは日本に協力するか。いかなる選択をするにしろ、そこには実質的意味で『中立』というスタンスはありえなかった」と示唆している [菊池 2011 : 3]。これらの研究は、華僑の愛国主義と抗日運動という側面を強調している従来の研究と異なり、東南アジア華僑社会の対日協力という側面を指摘している。

こうした見解は、中国及び台湾での研究においても見られる。それらの研究は、主として、「華僑革命之母論」と「華僑愛国論」という2つの論理をもとに、国民党側（蒋介石政権と汪精衛政権）と共産党側の膨大な資料の利用によって、重慶国民政府と南京国民政府の華僑工作、僑務活動、華僑の動向が、詳細に分析されている。これまでのところ、中国と華僑との関係の良好性が強調され、日中戦争における華僑の貢献及び華僑の愛国心が高く評価されてきた。しかし、1990年代から、特に台湾において、戦時期の華僑を従来と異なる視点から考察した研究が発表されるようになった。古鴻延の『東南亜華僑的認同問題 馬來亜篇』は、戦時期の華僑について検討するために、愛国主義、民族主義に焦点をあてるだけでは不十分だと指摘する。古鴻延は、それまでの研究では経済というファクターが軽視されているが、仏印における日本と華僑との経済的關係もまた、華僑の対日態度を規定してきた要因であったことを指摘している [古鴻延 1994]。

また、黄小堅の研究では、華僑の動向を理解するために、民族主義の角度だけではな

く、華僑人口の構成、華僑の政治的ステータスや学歴、社会的地位からも具体的な事例を取り上げながら追究することが必要だと述べられている。さらに、黄小堅は、それまでの研究が中国を中心とする思考様式に制約されてきたため、華僑の有力者の役割、華僑の動向を規定する要素、華僑をめぐる重慶国民政府・南京国民政府の攻防などの課題がまだ明らかになっていないと批判した [黄小堅 1999]。

李盈慧は、華僑を「抗日と附日⁶」に分け、抗日華僑は新客華僑、「附日」華僑は現地生まれの華僑・華人が主体となったとの興味深い論点を提示している。同書によると、抗日華僑及び「附日」華僑は、政治・軍事・地理的環境、及び華僑の経済的基盤などから異なる性格を有しており、その多様性をひとまとめにして論じることはできないという [李盈慧 2003]。

Shiu Wentang (許文堂) は、国民党の資料の利用によって、第二次世界大戦期とその後のベトナムの抗仏戦争 (第一次インドシナ戦争) におけるベトナム華僑社会を考察した [Shiu Wentang 2010]。その上で、戦時期のベトナム華僑が、戦争でどのような物的影響を受けたかを考察している。Shiu Wentang の研究で明らかになったのは、日本軍が東南アジアを占領してから、ベトナム華僑の一部、特に広東・福建両省の出身者が生命を守ることを第一の目的としたうえで、経済利益を獲得するために、南京国民政府への支持を通じて、対日協力へと態度を変化させたことである。

なお、重慶国民政府と南京国民政府の華僑行政については、[菊池 1996; 1999; 2009] の研究で多角的に考察されており、両者間の華僑争奪の構造が追究されている。また、安井三吉は、日本帝国内の華僑社会に注目し、北平の臨時政府や南京維新政府、ついで汪兆銘政権下で、「敵国民」から「友好国民」となった華僑が「飴と鞭」の政策によって、どのように日本帝国の側に取り込まれ、管理されたのかを描いている [安井 2005]。

日本において、東南アジア華僑政策に言及した研究は依然として少数ではあるが、[Yoji Akashi 1970a; エディ 1983; 池端 1993; 樋口 2000; 明石 2001] などがある。これらの研究では、英領マラヤ、インドネシア、フィリピン、中国南部で、日本が展開していた華僑政策とその実態に関して一定の解明が進んでいる。

[エディ 1983] は、1942年から1945年に至る期間に大本営政府連絡会議で決定した「南方占領地方行政実施要綱」に沿って、西部ジャワの占領を担当した第16軍がどのよ

⁶ 附日は、日本と協力することを意味する。

うな華僑政策を実施し、それに対して現地人がどのように対応したかを考察したものである。エディは日本軍の占領下で西部ジャワの華僑は日本の現地政策に服従した事実を記述し、しかも西部ジャワに於ける日本軍政が「かなり進歩的な面があった」と強調している [エディ 1983: 322]。

池端は、エディのとはほぼ同様なアプローチで日本軍政下のフィリピンの華人社会を考察した。しかし、エディと違い、池端は、フィリピン軍政の華僑弾圧政策に焦点を当て、フィリピン華僑の抗日抵抗運動を検討した [池端 1993]。

明石、エディ・ヘルマワン、池端の研究三者とも東南アジアを中心に日本の華僑政策を考察したものであるのに対し、樋口の研究は、日中戦争前期に福建を中心に展開された日本海軍の華僑工作の実態を検討したものである。樋口によると、日中戦争開始後、海軍は独自に華僑政策についての研究調査を進め、その後汪兆銘工作と連繋しながら華僑工作を展開した。華僑政策の実態と華僑社会の動向について、樋口は「華僑にとって親日と親汪は決して同義語ではなく、その対象支援がたとえ親日政権であっても、日本が中国建設のために彼等を利用するかぎりならば、これに協力する」と結論づけている [樋口 2000]。

明石陽至が編集した論文集は、全体としては華僑を直接的な分析対象としたものではないが、日本占領支配の実態、意義と限界の解明に力点を置き、軍政、マラヤ共産党幹部、華僑の「大検証」問題、経済政策などを検討している [明石 2001]。またこの論文集に収められている明石の論究では、第 25 軍司令部が独自に作成した「南洋華僑工作要領」の作成過程とその内容についての分析も行っている。

以上、戦時期南洋華僑及び日本の対南洋華僑政策を扱った諸研究を概観し、整理してきた。これらの研究は、日本の華僑政策が言及されているが、華僑社会に焦点を当てたものであり、多角的な視点から華僑の主体的な動き、及び華僑、重慶国民政府、南京国民政府との相互関係を考察している。加えて、戦時期日本の華僑政策と、それに対する華僑の動向についても論じている。

このように先行研究では、日本の仏印華僑政策とその実態、また仏印華僑の動向についても言及がなされているが、あくまで断片的なものにとどまっている。第二次世界大戦期の仏印華僑についての研究としては、[Ky Luong Nhi 1963; 高田 1991 ; 1993; Alain G Marsot 1993; Tran Khanh 2002) などがある。これらの研究では、フランス植民地支配期のベトナム華僑の社会について考察を加えているが、いずれの研究においても、資料的な

限界のためか、日仏共同支配期の華僑社会の実態が描かれておらず、また日本の仏印華僑政策についてはほとんど言及していない。

第3節 研究の目的

第2節で整理してきた先行研究を踏まえたうえで、本論文は、次の二点を明らかにすることを目的とする。

第一に、日本の仏領インドシナにおける華僑政策について、南洋華僑政策の策定過程とそのなかにおける仏印華僑政策の関係に着目しながら明らかにする。そして第二に、日本の華僑政策の展開プロセスにおいて、仏印政権と華僑が、それぞれどのように反応し、対応しようとしたのかを考察する。

結論の一部を先取りすると、本論文では、日本軍の最初の進駐地である仏印において、日本、仏印政権、仏印華僑がそれぞれの思惑によって、協力関係を築いていたことを明らかにする。

第4節 考察範囲、アプローチ方法と資料

本論文は、第二次世界大戦期における日本の仏領インドシナ華僑政策を論じるものであるが、戦時に損失あるいは焼却されたことに伴う資料的な制約もあり、時間的な考察範囲としては、日本軍が北部仏印に進駐した1940年から、アジア・太平洋戦争開戦後の1942年までの時期を考察の中心とする。ただし、事象に応じて、日中戦争が始まった1930年代以降の推移や、第二次世界大戦が継続した1943年以降1945年までの出来事にも一部言及する。

既に述べたように、仏領インドシナの地理的範囲は、今日のベトナム、ラオス、カンボジアにまたがっている。しかしながら、当時、ベトナムが仏領インドシナの中心的な位置にあり、領土としても最大規模で、かつ最も重要な役割を果たしていたこと、また、仏印華僑の大部分が今日のベトナム領内に居住していたという歴史的状況を考慮したうえで、本論文では、主としてベトナムを対象を限定する。

外国へ移住する中国人に対する呼び名は、各時代によって異なるが、唐人や漢人、北

人⁷、華工などと呼ばれていた。それらから「華僑」という言葉ができたのは、近代以降のことである。「1870、80年代に、清国が条約に基づく外交関係に入ったときに、在外居留の商民を定義する必要に迫られて、『僑居華民』という四字句を用い、そこから『華僑』という用語を新造し」、一般的に使われるようになった〔可児 2002 : 105〕。「華」とは中華、「僑」とは仮住まい、つまり、外国に仮住まいをする中国人の意味である。

ベトナムに移住してきた中国人を示す用語としては、「華僑」、「華人」、「華裔」の3種類が存在する。厳密に区別するならば、「華僑」とは、海外に居住しており、中国国籍を有する中国人、「華人」は海外に定住しており、地元の国籍を獲得した中国人、「華裔」は移住してきた中国人の子孫を示している〔川本 1991〕。しかしながら、アジア・太平洋戦争期において、仏領インドシナ、とりわけベトナムでは、これら3つのカテゴリーについての正確な区別がなされないまま、「華僑」、「華人」、「華裔」が、「中国人」を示すほぼ同じ意味で混同して使用されてきたという実態がある。本論文では、以上の3つのカテゴリーを包括的に示すものとして、「華僑」という用語を統一的に使用する。

濱下が述べているように、華僑の存在とは、それ自体が、本国性(中国への帰属意識)、現地性、政治性、経済性を兼ね備えた複合体である〔濱下 2007: 311〕。したがって、日本の仏印華僑政策及びその実態についての考察を行うにあたり、華僑工作の実施主体である日本の視点のみから考察するだけでは限界がある。このため本論文は、資料の許す範囲で、日本による政策の対象となった華僑、そして、インドシナを支配していた仏印当局の視角をそれぞれ加えたうえで、多角的に仏印華僑工作の策定と実態の過程についての解明を試みたい。

次に、使用する資料に言及しておく。これまでの南洋華僑に関する先行研究では、利用された資料のほとんどが、中国国民党、中国共産党のものであった。華僑研究、華僑社会研究において、華僑の立場を解明するために中国側の資料を活用することが必要であるのは言うまでもない。しかし、本論文では、仏印華僑社会それ自体ではなく、主として日本の仏印華僑政策に焦点を当てて論じるため、必然的に日本側の資料のほうが重要となる。そこで、本論文は、外交資料館、防衛省防衛研究所、国立公文書館の資料などの政策決定者の側の資料を第一次資料として利用する。また、1930年代から行われた

⁷ ベトナムから見れば、中国が北に位置することになるため、中国人は北の人(北人)だと呼ばれた。

華僑調査・研究の報告書についても活用し、それらの報告書のなかに描かれた、戦前・戦時期の日本の華僑観を跡付けていく。加えて、華僑をめぐる日仏関係という視点についても目配りするため、ベトナム国立第2文書館に保管されているコーチシナ総督資料群(GOUCOCH)のフランス側資料も利用する。

加えて、本論文では、従来の研究ではあまり使われてこなかった当時の日本の新聞記事についても資料として積極的に用いたうえで、分析を行う。この時期の新聞には、戦時下の厳しい報道統制のもとで制約が課され、事実の報道というよりむしろ、戦意高揚のためのプロパガンダ的な役割が課されていたことについては十分に考慮しなければならない。しかし、厳しい報道統制による言い回しやプロパガンダ的表現を除けば、日本側から見た仏印華僑についての認識、仏印華僑社会の実態や歴史的出来事を明らかにすることができると思う。

ただし残念ながら、アメリカによる対日占領軍の派遣を前に、日本政府と日本軍が多量の資料を焼却したこと、さらには、仏印に関するフランス側の資料とベトナム語資料もまた、戦争末の激動期に損失したことから、本論文の課題を明らかにするための資料の残存状況は必ずしも十分ではない。そこで、本論文では、こうした資料的限界を乗り越えるための方法として、必要に応じて、研究書や研究論文などに掲載される記述を利用することとした。

第5節 論文の構成

すでに述べてきたように、本論文の目的は、第二次世界大戦期の仏領インドシナにおける日本の華僑政策とその実態を考察し、日本による対華僑政策の策定と実施に対する、華僑と仏印当局の対応を明らかにすることである。この研究課題を明らかにするために、本論文は以下の6章構成から成る。

まず第1章では、日本の仏印進駐以前の仏印華僑社会を概観する。その上で、仏印華僑及び仏印政権の華僑政策の特徴を明らかにする。

第2章は、日中戦争前期の仏印華僑の動向を検討する。また、それに対し、仏印政権がどのように対応したのかを検討する。

第3章は、日本政府・軍部が、日中戦争を解決し、大東亜共栄圏の建設に華僑の協力を得るために、情勢の変化に応じてどのような華僑政策を推移していったかを明らかにする。そして、日本の華僑政策の変化を検討することによって、日本の南方認識とりわ

け東南アジアに対する視野の拡大プロセスを跡付けることが可能になる。

第4章で、日本が最初に東南アジア進出を果たした仏印は、現地の華僑政策を初めて実践的に施行する場となった。「日仏共同支配」体制のもとで、日本が仏印華僑に対し、どのような対策案を方針として掲げたかを明らかにする。

第5章は、日本の仏印華僑政策の方針が、実際にどのように実践されていったのか、政治、経済、宣伝という3つの分野で考察する。

第6章で、第5章で考察される日本の仏印華僑に対する動きに対して、仏印華僑がどのように動向していたか、また仏印現地政権の反応を明らかにする。

そして、結論では、各章の内容をまとめたうえで、本論文の問いに対する総括を行う。

第1章 日本の仏印進駐以前の仏印華僑社会

本章では、日本の進駐以前の仏印華僑社会を概観することにより、仏印華僑及び仏印政権の華僑政策を特徴付けてみたい。

第1節 仏印華僑の人口とその分布

ベトナムは、中国に隣接するという地政学的条件のため、紀元前2世紀から約1000年間にわたって中国に支配されてきたという歴史的経緯を有する。そのため、古くから中国人移民が居住してきた土地であった。ただし、その動きが本格化していくのは、17世紀以降であり [Victor Purcell 1966 ; Ky Luong Nhi 1972]、さらに19世紀末以降になると、他の東南アジア地域と同様に、その数は増加していった。

基本的には他の東南アジア地域の華僑と同様に、仏印華僑は、「僑生」と「新客」に大別される。「僑生」とは、父祖代々こと土地に住み着き、仏印で生まれた人々、「新客」は20世紀に入ってから新しく仏印に移住した人々を指す。前者には商人、資本家が多く、後者は主として労働者であった。以上の2つのカテゴリー以外に、華人とカンボジア人との混血であるシノ・カンボディーヌ (Sino-Cambodgiens) と、華僑と現地ベトナム人との混血の子孫つまりミンフォン (Minh Hương—明郷、明香) と呼ばれる人々もいた。ただし、後に述べるように仏印政権は僑生と新客を区別せずに、両者をアジア外国人というカテゴリーで一括し、ミンフォンについては、時として安南民、時としてアジア外国人として取り扱った。このため、僑生と新客のそれぞれの人口を区別して特定することは難しい。東亜同文会調査編纂部の雑誌、『支那』によると、1943年前に仏印に居住していた華僑の人口のうち、54%が僑生、46%が新客であったと推測される⁸。また、ミンフォンの人口については、1936年の仏印政権の統計によれば、コーチシナのミンフォンの人口は1936年時点で7万3千人であった [太平洋協会編 1942 : 414]。その半分以上は、ソクチャン (Sóc Trăng、13,000人)、バクリェウ (Bạc Liêu、11,000人)、チャヴィン (Trà Vinh、8,500人)、カントー (Cần Thơ、4,000人)、ラクザー (Rạch Giá、4,000人)、ハティン (Hà Tiên、3,000人) など、17世紀末より華僑が開拓・定住したコーチシナの南部地方に集住していた。19世紀半ばに創建されたショロン及びサイゴンの

⁸ 『支那』1943年4月号。

2大都市に居住するミンフオンの数は、それぞれ 2,590 人、1,070 人であった[Victor Purcell 1966 : 179]。

また、1934 年の中国政府僑務委員会の調査によると、全世界の華僑総数は約 780 万人 (7,786,171 人) であった。このうち、東南アジアには 600 万人 (6,009,013 人) が居住しており、なかでも仏印に在住するものは約 38 万人 (381,471 人) であったという [北澤 2002]。つまり、東南アジアに居住する華僑は全世界の華僑のうち約 77% を占め、このうち仏領インドシナには 6.3%、すなわち、世界総数の 4.8% を占めていたことが明らかとなる。これは、東南アジアにおける華僑数のを占め、タイ、マライ半島、蘭印に次ぐ第 4 番目の人口数であった。

表 1-1 仏印華僑人口の推移 (単位：人)

地域	1931	1936	1943
トンキン (東京) ⁹	52,000	35,000	52,518
アンナン (安南) ¹⁰	10,000	11,000	16,119
コーチシナ (交趾支那) ¹¹	205,000	171,000	396,955
ラオス	3,000	3,000	---
カンボジア	148,000	106,000	---
仏印華僑人口の総計	418,000	326,000	465,592 (*)
仏印人口	---	23,030,000	22,635,000

出所：1931 年、1936 年の統計は [Victor Purcell 1966 : 173-175] により。1943 年の統計は、[華僑志編纂委員会 1957 : 47] により。筆者作成。

注：この統計での華僑は、混血人であるミンフオンを含む。

(*) 1943 年の仏印華僑人口はラオスおよびカンボジアの華僑を含まない。

⁹ トンキン (Tonkin) は、フランス植民地体制のもとにおいて、ハノイを中心としたベトナム北部の保護地を指す。北圻^{ほっき}に相当する。

¹⁰ 安南 (An Nam) は、フランス植民地体制下において、阮朝支配下のベトナム中部を指す。中圻^{ちゅうき}に相当する。

¹¹ コーチシナ (Cochinchina) はフランス植民地時代の植民地であるベトナム南部を指す。南圻^{なんき}に相当する。

仏領インドシナ華僑の約 50%は、コーチシナ(現在のベトナム南部)に集中していた。コーチシナは、ベトナム人にとって比較的新しい開墾地であった。17 世紀末にベトナムに集団的移民をした明朝の遺臣とその親族・部下が、フエ王朝に帰服してから、その勅諭で移住を命じられ、入植した地域である。また、コーチシナは、豊饒な平原地域で米作りに適しており、同時に水路交通もよく発達していたため、商業の中心地としての条件を備えていた。このために、華僑の移民・定住に有利であったと考えられる。

1930 年代後半になって日中戦争が中国南部に及ぶにつれ、仏領インドシナへの中国人移民の数は、増加していった。香港をはじめ、中国南部、とりわけ広東省、福建省からの避難民が仏印に移住したからである。彼らの約 70%が汕頭経由での海路でコーチシナに至った [藤村 2009]。当時のベトナムへの中国人入国者数の推移は、以下の表 1-2 に示した通りである。これによれば、中国人の仏印移住は、特に日中戦争の勃発した 1937 年以降著しくなり、1939 年の入国者数は 1937 年のそれより 2 倍近くに増えた。同時に 1939 年になると、仏印から出国した中国人の数も急増したことも注目し得る。同年に仏印に入国した中国人のなかで、短期的に出国した人がどの程度いたのかについては推測の域を出ないが、出国した人々の中には、日中戦争の影響が仏印に及ぶことを恐れた人や、仏印を経由して、第三国に移住していった人もいたと考えられる。このことは、1940 年以降出国者の数が入国者数を上回っていることから窺える。

表 1-2 仏印の中国人出入国の推移 (単位：人)

年次	サイゴン			仏領インドシナ		
	入国者数	出国者数	増減	入国者数	出国者数	増減
1931	---	---	---	57,784	62,388	-5,604
1932	---	---	---	35,274	51,216	-15,352
1933	---	---	---	36,188	44,537	-8,401
1934	---	---	---	38,653	33,515	5,143
1935	---	---	---	43,888	28,143	15,745
1936	---	---	---	53,424	37,571	15,854
1937	51,400	17,800	33,600	70,731	35,926	34,805
1938	63,400	15,400	48,000	91,510	38,210	53,300
1939	40,200	13,400	26,800	132,530	92,830	39,700

1940	11,800	12,300	-500	58,200	72,640	-14,440
1941	5,400	9,700	-4,300	11,980	16,220	-4240
1942	1,900	2,900	-1,000	6,900	6,400	500
1943	3,096	4,578	-1,482	---	---	---
1944	1,838	2,942	-1,104	---	---	---
1945	859	837	32	---	---	---

出所：サイゴンの統計は、[Tsai Maw-Kuey 1968 : 40] により、仏領インドシナの統計は、[Ky Luong Nhi 1963 : 55] による。筆者作成。

さて、以下の表 1-3 を見ると、仏印華僑は 7 つの大都市に集住していた。このうち、最多の華僑人口を擁したコーチシナにおいて、華僑は特にショロン¹²とサイゴンという 2 つの都市に集住していた。ショロンとサイゴン在住華僑（約 10 万人）を合わせると、その数はコーチシナ華僑総数の 58.4% を占めた。とりわけサイゴンに隣接する商工業中心地ショロン市には、コーチシナ華僑の約 38.5% が集まっていた。

表 1-3 仏印の主な都市における華僑の集合人口数 (単位：人)

地域	都市名	全人口	華僑数	都市全人口に占める割合
コーチシナ	ショロン (Chợ Lớn)	134,000	66,000	49%
	サイゴン (Sài Gòn)	122,000	34,000	28%
カンボジア	プノンペン (PhnomPenh)	96,000	29,000	30%
トンキン	ハイフォン (Hải Phòng)	124,000	19,000	30%
	ハノイ (Hà Nội)	128,000	5,000	4%

¹² Chợ Lớn (ベトナム語の発音でチョロン) は、フランス語の発音でショロンとなる。日本語の仏印華僑についての調査報告書・資料では、フランス語の資料が主に引用されたため、Chợ Lớn はフランス語の発音で「ショロン」で表記されるようになった。

	ナムディン (Nam Định)	---	1,500	---
アンナン	ツーラン ¹³ (Tourane)	27,000	600	2,3%

出所：〔華僑志編纂委員会 1957: 47〕と JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref. C04123126800（第 38～39 画像目）、陸軍省大日記/陸支機密・密・普大日記/陸支密大日記/陸支密大日記「仏印華僑の工作に関する件（1）」、1941 年（防衛省防衛研究所）。筆者作成。

ショロンは、特殊な自治制度によって管理、運営された、南部仏印における経済活動の中心都市であった。コーチシナ及びカンボジアで産出される穀は、ほとんどがショロンに集められて、精米工場で精白された後、サイゴン港から輸出された。

ショロンの華僑の経済的重要性については、日本国内でも認識されていた。例えば、1941 年 8 月 14 日付の『大阪毎日新聞』は、「ショロンの華僑こそは、仏印経済の諸問題を解決する最も重要な鍵だといっても差支えなからう（中略）仏印産業の中核ともいえるべき米の取引を完全にその手中に収め、今や仏印政府といえども如何ともすべからざる牢固たる存在となっているのだから大したものである」¹⁴と記している。

他方、中国南部と隣接する仏印北部の華僑はコーチシナおよびカンボジア¹⁵に比較すれば少数派であった。ハノイ、ハイフォン、ナムディンの大都市に在住する華僑は、仏印全体のわずか 7.8%であり、そのうち、仏印援蒋ルートの起点に位置するハイフォンが最も多かった。その理由は、第一に仏印北部の海外貿易は、コーチシナほど重要視さ

¹³ ベトナム中部にある都市で、現在はダナン（Đà Nẵng）と呼ばれている。

¹⁴ 『大阪朝日新聞』1941 年 8 月 14 日。

¹⁵ コーチシナに隣接するカンボジアについては、華僑の約 70%がメコン河及びその流域の諸地方に住んでおり、とりわけプノンペンに集住していた。この地域は米生産が高く、そして水路が交錯する商業の中心地であるという特徴を有していたことから、華僑の活動に有利な条件を備えていたと考えられる。また、カンボジアの華僑は広東、福建、雲南、四川の人々で構成され、なかでも、雲南、四川の出身者が多くを占め、同国の主要産業である農業及び漁業に従事していた。

れておらず、仏印北部に移住してきた華僑商人は、主として外国商業会社の代理業を担う輸出及び輸入業者であったため、その人数は限定されたものであった。第二に仏印北部、特にトンキンの小売業は、華僑ではなくベトナム人が担っていた。そして第三に 3 大都市を別にすれば、紅河デルタは 1 平方キロあたり 430 人が住む人口過密地域だったことから、新規の入植・移住が困難であったこともその理由であった。

第 2 節 仏印華僑の団体

1787 年、後に阮朝¹⁶を樹立し、嘉隆帝となったグエン・アイン(Nguyễn Ánh)は、華僑を管理するため、彼らの出身地と言語の区別によって広東、福建、潮州、海南という 4 つの幫 (Bang) を組織した。その後、1814 年になると、嘉隆帝は、幫制度を従来の 4 つの幫から福建、福州、潮州、広州、瓊州¹⁷、雷州¹⁸、海南の 7 幫に改定した [華僑志編纂委員会 1957 : 207]。華僑が一地方に 30 人以上居住する場合は、その集団を単位に幫を組織することを義務づけ、その幫に自治権を与えた。各幫の幫長は選挙で決められ、華僑と地方政庁との仲介者として機能し、華僑系住民たちの治安維持、華僑の個人税支払いに対する責任を負った。華僑にはアンナン人と同様に市民権が与えられたが、兵役と賦役は免除された。

1874 年に締結された第二次フエ協定によって、コーチシナが完全にフランスに割譲された後、仏印政権は華僑を統制するために、阮朝の幫制度を継承し、シヨロンの華僑を広肇¹⁹、福建、福州、客家、海南、瓊州、潮州という 7 つの幫に再編し、それらの上に七府公所という総括的組織を設けた [華僑志編纂委員会 1957 : 131-132]。さらに 1885 年、福州幫を福建幫に、瓊州幫を海南幫に統合し、広東、福建、潮州、海南、客家という五幫制度に改定し、各幫の統括機能をもつ七府公所を持続した [華僑志編纂委員会 1957 : 209]。この幫制度は、最終的に 1906 年のコーチシナ総督令によって、法的に確立された。

仏印華僑の五幫のなかで最も大きかったのは、広東幫であった。仏印華僑全体のなか

¹⁶ 阮朝は 1802 年に樹立された。

¹⁷ 現在は、海南島の海口市に位置する。

¹⁸ 現在は、広東省の湛江市に位置する。

¹⁹ 広肇は、広東の広州や肇慶を指す。

で、広東出身者は常に 50%前後を占める最大勢力であったからである。彼らの出身地は、主として広東省北西部であり、精米業、商業に多く従事していたほか、労働者、職人、船頭なども含まれていた。

広東幫に次ぐ規模を持っていたのは、福建幫であった。福建幫は仏印華僑全体の 20%を占め、福建省南部、とりわけ廈門の出身者が多かった。人数的には広東幫に劣ったが、商業、精米業の規模においては、広東幫より優位を示していた。

第三は海南島幫である。彼らの大部分は海南島の文昌地方の出身者で構成されており、仏印の大都市におけるホテル、飲食店などのサービス業に多く従事した。

第四に、潮州幫は広東省潮州地方の出身者で構成されていたものである。潮州幫の多くの人は、輸送、洋行、保険、貿易業に従事していた。

最後に客家幫である。客家は、江西・湖南から海南島まで、台湾から四川まで広く中国大陸に居住するが、海外に多く移住した。森林業、石材料、鉱産業、出稼ぎ労働をした人が多い。一省出身者からなる広東幫、福建幫と異なり、客家幫は、数省出身者の横断組織である。

上述のように、仏印政権は華僑の 5 幫を総括するために、「七府公所」という組織を設立し、その本部はショロンに置かれた。日本軍が仏印に進駐した時期に七府公所主席を務めていたのは、福建省出身の張振帆という人物であった。

ただし、トンキンやアンナンに居住する華僑は、コーチシナに比べて人数が少なかったために 5 幫ではなく、広東幫、福建幫、雲南幫に分類され、さらに華僑人口が定員に満たない地方では、幫に分類されずに華僑会館に管理されていた。

表 1-4 1934 年の仏印華僑の出身別人口 (単位：人)

出身	人数	割合
広東	190,736	50%
福建	76,294	20%
潮州・海南・客家	114,441	30%
合計	381,471	100%

出所：JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03032309800 (第 6 画像目) 返還文書 (旧陸海軍関係)、返還文書 9「仏印華僑工作案」(国立公文書館)。著者作成。

上記の 5 幫以外に、仏印には、ミンフォン社 (Minh Hương Xã—明郷社もしくは明香

社)という組織が存在した。明命帝(在位 1820-1841)の時代までミンフォンは華僑と同様と見なされ、出身地別にそれぞれの幫に帰属していた。しかし 1828 年になると、ミンフォンは、アンナン国民と見なされ、独自の幫としてミンフォン社を設けることを命じられた。これによって、ミンフォンは他の国籍に入ることを禁止された [藤原 1991 : 58]。ただし、華僑と同様と同じく、兵役及び賦役の免除は継続した。加えて、人頭税は華僑の半分とされたほか、アンナン人と同様に政治上の地位を認められた [華僑志編纂委員会 1957 : 207]。

なお、仏印においては、同郷組織としての幫以外にも、いくつかの華僑団体が存在していた。それらは大きく分けて、商工団体、政治団体、その他の団体に分類することが可能である。

商工団体は同業者に基づく組織であって、原則としては出身地の区別なく加入でき、経済活動などの面で成員の利益を保護する機能を有していた。しかし実際には、特定地域の出身者によって商工業の一部門が独占される傾向が強かったため、同郷同業団体としての性格が強く、実質的には郷族団体に近い性格を有していたと考えられる。そのため、商工会は、幫と同様に彼等の存在や利益を外的な脅威から守る組織となっていたと言ってよいだろう。また、中国領事館が開設されるまで、商工会は幫とともに華僑社会の実権を掌握してきたと言っても過言ではない。

経済活動が拡大し、また華僑 2 世が増えるとともに、彼等の意識にも変化が生じていく。さらに日中戦争が勃発すると、中国からの移民が増加し幫の規模が膨張した。そのために、幫は、依然としてその存在の意義を有していたものの、その機能は徐々に薄れてゆき、幫の枠を越えた共通の課題への対応については、むしろ商工会が果たす役割のほうが大きくなっていった [Ky Luong Nhi 1963 : 81-82]。

仏印における商工団体にあたる組織としては、越南中華総商会と越南華僑総工会などが挙げられる。前者は 1900 年 1 月にショロンで設立され、当初は南圻²⁰華僑商務総会と名づけられていた [華僑志編纂委員会 1957 : 139]。越南中華総商会は、米穀商公会、印刷業公会、洋貨商公会(西洋諸国の商品を扱う公会)、洋服商公会、茶業公会、酒業公会、輸出入商公会、販商公会(販売業の公会)、信局批行公会(送金業の公会)、布袋公会(衣類品を扱う公会)、採種商公会などのさまざまな分野の公会から組織され、華僑の利益を

²⁰ 南圻は、フランス統治時代のベトナム南部に対する呼称。

保護し、華僑の行動に対する統制を図ることを目的とした。越南中華総商会の理事会は、広東幫の7人、福建幫及び潮州幫の5人、海南幫の6人から構成された。越南中華総商会は、当初主にサイゴン、ショロンにおける商品配布および価格の調整を担当したが、その後全コーチシナに活動の範囲を拡大し、1925年になると3,368会社と12,000商店の会員を擁する大規模な機構へと発展していった [Tsai Maw Kuey 1968 : 129]。

もう一方の越南華僑総工会は、1924年にショロンで成立したものである [華僑志編纂委員会 1957 : 147]。托穀公会（脱穀業の公会）、機器工会、土工会（建設業の公会）、木工会（木材加工業の公会）などの同業労働者団体から組織された。この二つの商工団体に加え、華僑新聞記者を会員とした旅越報道記者公会も存在していた。

これらの団体が経済活動を行っていたのに対し、仏印における華僑の政治活動を組織する団体としては、中国国民党の支部が存在していた。1922年、中国国民党の支部がショロンにおいて広東出身の国民党員によって設立され、多くの華僑労働者からの支持を集めた。1924年になると、コーチシナにおける中国国民党の党員数は、1万4千人に上がっていたとされている [Thomas Engelbert 2010 : 104]。

それ以外の有力な団体としては、安南華僑救国総会（献金）、西堤²¹同志救国会、華僑教育会、婦女教育会などが存在していた。

仏印に置かれていた上記の華僑諸団体はそれぞれ相当な勢力を有しており、日本軍の進駐以前には強力な抗日組織であった。とりわけ越南中華総商会及び越南華僑総工会は、仏印産業を左右する有力な機関である。特に前者は各種商会たる20数個の公会を傘下におさめ、華僑の利益を独占した勢力の強い組織であったのみならず、1938～1939年に会長を務めた張振帆が国民政府参政会の参政員だったこと、及び多くの中国国民党員が総商会のメンバーであったことで、一定の政治的色彩を有していたと推測される。

なお、1941年に台湾総督府外事部が発表した「南方華僑有力者名簿」によると、仏印の華僑有力者は、409人で、地理的分布で見ると、サイゴンに91人、ショロンに135人、ハイフォンに55人、プノンペンに128人であった。とりわけサイゴン、ショロン、トンキンの華僑有力者として、次の13名の名前が挙げられている（表1-5）。この華僑有力者のうち、張振帆については第5章で詳述する。

²¹ 西頁（サイゴン）と堤岸（ショロン）を指す。

表 1-5 コーチシナの華僑有力者

No	氏名	出身地	社会的地位	資産	備考
1	張振帆	福建 仏印生まれ	越南中華総商會長 (1938-1939) 米穀取引所主席 七府公所主席 米穀商公会長	・精米工場 3ヶ 所経営 ・資産 300 万ピア ストル	
2	陳立矩	広東	越南中華総商會長 (1936-1937)	不詳	上海大学出身
3	朱繼興	潮州	越南中華総商會長 (1940-1941)	不詳	
4	何建存	広東	中国国民党黨員	資産 6000 ピア ストル	国民政府よ り月 200 元 給与
5	何懼	広東省	越南中華総商會長 (1942-1945)	資産 6000 千ピア ストル	国民政府よ り月 200 元 給与
6	黄仲訓	福建	中国・アンナの二重国籍を 有す	不詳	安南皇族に 関係がある
7	林澤臣	潮州	中国国民党安南支部長	資産 10,000 ピア ストル	国民政府よ り月 600 元 の給与
8	杜鈞涛	不詳	潮僑救郷総会常務	不詳	
9	顔子俊	不詳	越南南圻華僑救国総会常務委 員	不詳	
10	昌発源	不詳	ハイフォン支那人経済会議所 会長	ハイフォンに大 きな輸出倉庫を 有する	
11	鄭昌福	福建	ハイフォン福建幫幫長	資産約 1.000.000	長男は日本

				ピアストル	人と結婚。 親日の人
12	新成錦	不詳		不詳	ハノイに亡命した汪兆銘に自分の家を提供し。雑貨を経営する
13	福德隆	不詳	ハイフォンとハノイで雑貨と書籍の経営	不詳	輸出業も運営

出所：[台湾総督府外事部 2002]、[華僑志編纂委員会 1957]、[台湾拓殖株式会社調査課 1939：171－172]。著者作成。

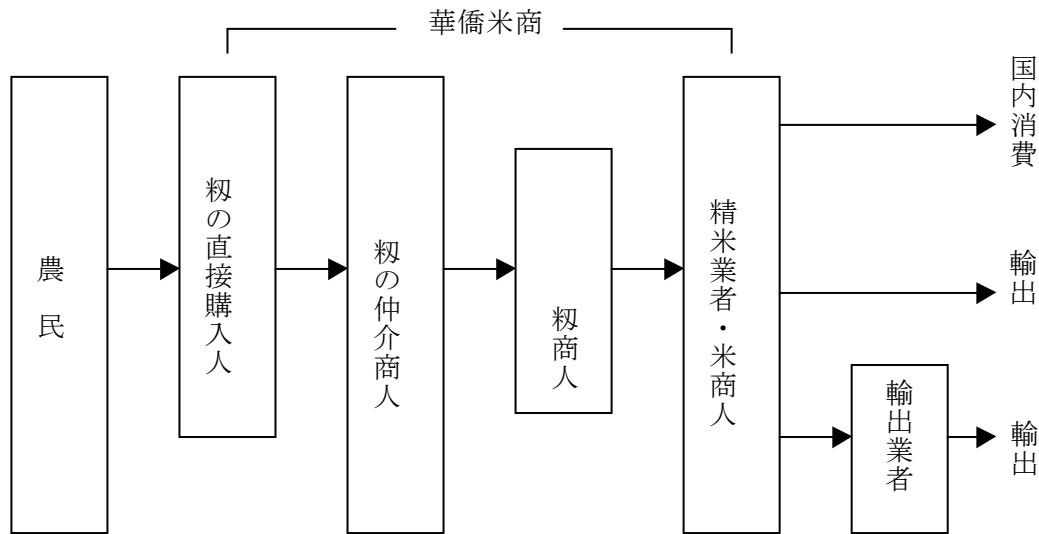
第3節 仏印華僑の経済的役割

仏印において、諸般の経済活動を通じて、華僑が最も勢力を有したのは商業であった。なかでも、圧倒的な勢力を有した分野は、米の取引であった。米の取引に従事した華僑の専門業者は、主として、(一)米商人・精米業者、(二)粳商人、(三)粳仲介商人、(四)粳の直接購買人の四種類に分類できる。

仏印では、基本的に、米輸出業者と精米業者は別個に存在していた。米商人・精米業者は、精米工場あるいは脱穀所を所有し、主に粳の脱穀や玄米の精白を行っており、米輸出業者に米を販売していた。ただし、一部の精米業者は輸出も兼業していた。精米業者はショロンに最も集中していたため、コーチシナの粳は、各地方からショロンに集荷され、精米されていた。仏印華僑は、ショロンに63、その他のコーチシナ地方に8、トンキン地方に6、ツーランに1の精米工場を所有していた²²。フランス人が経営した3の工場を除けば、ショロン市の精米業はほぼ華僑に独占されていたと見て差し支えないだろう。

²² 『大阪朝日新聞』1941年8月14日。

図 1-1 1940 年前の仏領インドシナにおける米流通機構



出所：[田淵 1980 : 119]

精米業者は、直接農家から籾の買付けを行うことはせず、大部分は籾商人から買付けていた。籾商人は、ショロン、ハイフォン、プノンペン、ハノイのような大都市で自らの資金で活動していた。彼らは、籾仲介商人と籾の直接購入人の仲介によって販売網を組織し、利潤を上げていた。また、籾商人は副業として、英領インドから輸入された米の麻袋の取引も行い、こちらでも相当な利益をあげていた。さらに籾商人は、米穀商公会という協同組織を設け、精米工場に対する原料品供給についての独占的な地位を確保していた。換言すれば、精米業者は、籾商人の仲介なしに、生産者から米を買うことができなかつたのである。同様に、現地の地主が自らの生産した穀物を自分でショロンまたその他の都市の精米工場まで運ぶことは、きわめて困難であった。

ショロンに籾商人の数は約 100 人であり、彼らは籾仲介商人と籾の集荷人が各地方で集荷した籾をショロンにジャンク船で搬送している。コーチシナに限ってみてもジャンク船の数は 3000 艘にも達した [Victor Purcell 1966 : 196]。

華僑の籾仲介商人は、米産地の地方と河川沿いに定住しており、その支配下に配置される籾の集荷人の業務の割り当てと監督を行っていた。取引に必要な資金は、籾商人から供給され、籾仲介商人の手を通じ籾の直接購入人へ分配されていくという仕組みが作られていた。コーチシナでは、籾仲介商人は倉庫を所有し、籾の直接購入人が買い付けた、または大地主が委託した籾の貯蔵を行っていた。

このように見てみれば、仏領インドシナにおける米及び粳の取引は華僑商人によって独占されていたと言える。こうした独占を可能にしたのは、華僑の購買網及び協同的な統制仕組みであった。これにより、華僑ネットワークと競い合うことは、事実上不可能となり、現地のベトナム人たちは、華僑に指定された場所以外では、粳の販売を行うことを許されていなかった。こうした米流通機構及び米取引における華僑の圧倒的な勢力は、仏印政権の米穀課の報告書「1919年米穀危機」にも記されている。報告書によれば、1919年にコーチシナにおいて不作のための米穀危機が発生した。その危機を解決するために、同年2月に、仏印総督アルベール・サロー(Albert Sarraut)は、コーチシナ米の輸出量を月に60,000トンに制限し、そのうち3分の2をフランス人輸出業者、残りは華僑輸出業者に割り当てることになった。しかし、輸出を目的とした華僑が、米の投機行為を行ったことによって、サローによる解決策は効果的に働かず、米穀危機は1919年末まで続くことになったのであった²³。

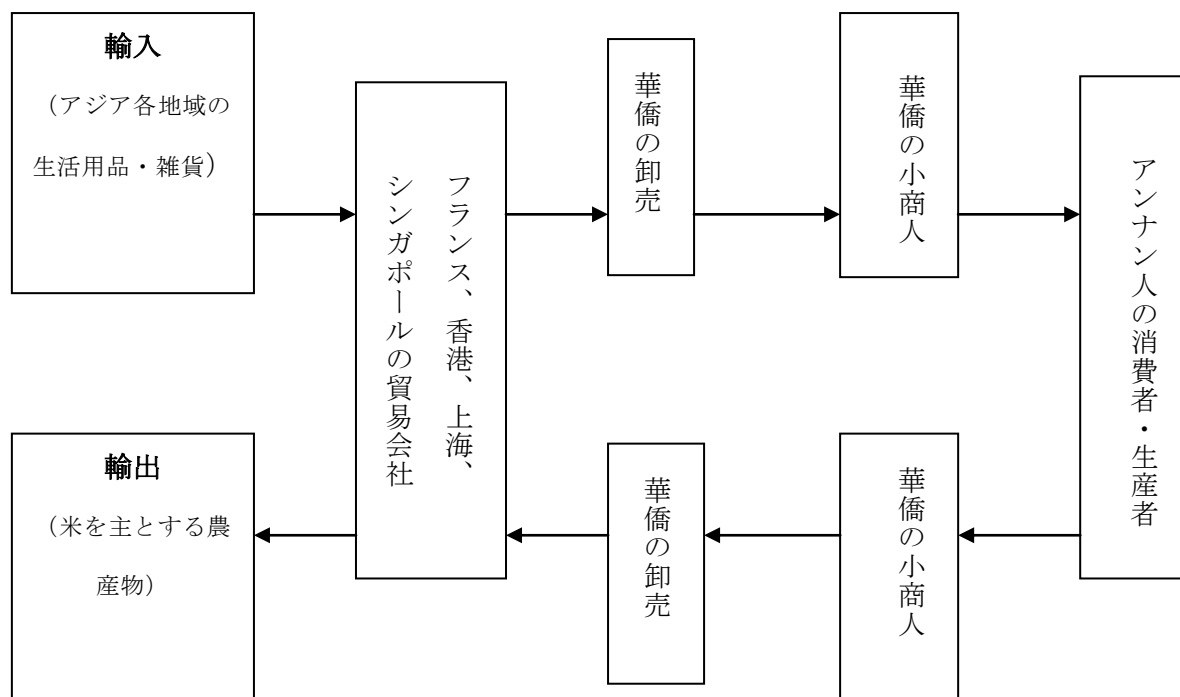
仏印の輸出貿易の大部分は米である。そしてそれは、華僑を通じて香港、上海、日本などに向けられていた。1865年より、ショロンの華僑商人は、米および農業副産物の取引で香港上海銀行と提携した。1874年仏印における華僑の米輸出企業は14社あり、それに対しヨーロッパ系の企業は10社であった。ショロンを本部とする仏印華僑の米穀輸出協会は、神戸、香港、タイ、シンガポールの華僑との緊密な貿易関係を持ち、常に米の取引量と値段について交渉していた [Son Nam 1984 : 12]。福田によれば、1929年に仏印の米輸出量の60%は、ショロン華僑を通じ輸出されたという [Fukuda Shozo 1995 : 97]。

以下の図1-2に示すように、仏印華僑は米だけでなく、仏印の土地生産物、棉花、砂糖、香料、茶などの取引においても重要な役割を果たしていた。例えば、砂糖の場合をしてみると、仏印のサトウキビの主な栽培地は、アンナンであったが、華僑はサトウキビを購入し、サイゴンにある製糖所で精製していた。サイゴンの製糖所の5分の4は、華僑の掌中にあったとされている [Victor Purcell 1966 : 197]。仏印華僑の商人は小売業を営む数がとりわけ多かった。仏印特にコーチシナのほとんどの集落において、華僑商人はあらゆる種類の生産物を小売で取引していた。彼等は粳商人の仲介者としての役割

²³ “Khủng hoảng lúa gạo năm 1919” (1919年米穀危機), GOUCOCH, L15-1124, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

も担っていた。彼らはさまざまな商品、酒類、漬物、茶、たばこ、雑貨品、織物などを取り扱っていた。実のところ、華僑の小商人は、地元の生産物の輸出業者であると同時に、中国及びヨーロッパ商品の輸入業者も兼ねていた。輸入部門に関しては、華僑はアジア各地域の華僑と密接なネットワークと緊密な連絡関係を維持し、香港、日本、蘭印、英領マラヤなどのアジア地域からの商品雑貨の輸入を行っていた。日本の対仏印輸出商品の約6割は華僑の仲介で行われていた〔芳賀1941：130〕。

図1-2 仏印における貿易機構



出所：筆者作成

上記の精米工場、製糖工場、脱穀工場以外に、いくつかの酒造工場、たばこ工場、皮加工工場、造船工場の経営も華僑によって行われていた。また、華僑は、仏印の石炭、鉱物などの鉱山の開墾においても、労働者として重要な役割を果たしていた。

第4節 仏印政権の華僑統治政策

第1項 幣制度

1862年フランスは、コーチシナの北部にあるザーディン(Gia Định)、ディントウン(Định Tường)、ビエンホア(Biên Hòa)の3省の占領によってインドシナを植民地支配下に組み込

んだ。植民地支配化の当初から、仏印政権は、域内に居留する華僑の活動に着目し、彼らを積極的に植民地体制に組み入れる活動を行っていた。1874年コーチシナを完全に占領した後、仏印政権が阮朝の幫制度を編成し、華僑を統制しようとしたことは、第2節で言及したとおりである。繰り返しを恐れずまとめれば、仏印政権によって、それまでの華僑の4幫は、広肇、福建、福州、客家、海南、瓊州、潮州という7幫に再編成されるとともに、7幫の上に七府公所という総括的な組織が設けられた。また、1885年になると、仏印政権は福州幫を福建幫に、瓊州幫を海南幫に統合し、広東、福建、潮州、海南、客家という五幫制度に改定したが、各幫の統括機能をもつ七府公所については引き続き存続させた〔華僑志編纂委員会 1957:209〕。そして、1906年のコーチシナ総督令によって、幫制度はコーチシナの公的な制度に組み込まれ、その後1935年に出された仏印総督令によって、この幫制度は仏印全土で施行された〔満鉄東亜経済調査局 1939:114〕。

1906年のコーチシナ総督令によれば、幫は広東、福建、潮州、海南、客家の5幫と定められており、中国からの移民は、コーチシナに入国する際に出身地と、言語を基準にこれらの5幫のうちのいずれかに加入することが義務付けられていた。幫は法人団体として認められていたほか、活動に必要な不動産の所有権も許されていた。また、幫長、副幫長を中心として、一定の集团的自治が認められていた。

各幫は、各省にそれぞれ一つずつ開設することが原則として定められた。擁する幫員の数が多いときは、分幫が設けられる。各幫では、原則として幫に2年以上所属し、営業税及び人頭税²⁴を収めている者のなかから、首長としての幫長と副幫長を選挙によって選出し、仏印当局の承認を経て正式に決定することとされていた。

幫長の任務は、第一に行政と警察の職能を果たすことであった。幫長は、幫員の登録名簿・帳簿を作成し、幫員の住所変更、死亡、出国、あるいは逃亡、そして仏印当局に関連する事項について記入する。その名簿・帳簿は、必要に応じて3ヶ月ごとに省長官あるいは移民局長官に提出され、原簿と照合されるという極めて厳格な方法で管理されていた。また幫長は、幫員に仏印政権からの伝達事項を伝える仲介者であり、幫員に対する支配権を有するとともに、必要に応じて国外追放する権限が付与されていた。

²⁴ コーチシナ華僑の人頭税は、7等に分けられ、特等は年に150元、1等は120元、2等は100元、3等は50現、4等は20元、5等は12元、6等は9元である。1,2等は、華僑商人あるいは経営者で、3,4,5等は雇い人、6等はクーリーである〔華僑志編纂委員会 1957:209-210〕。

第二に幫長は、税徴収者として幫員の数に応じて課せられた人頭税²⁵を徴収し、その税金を仏印当局に納付する義務が付けられていた。その代わりに、幫長は、徴収された人頭税額の 0.5%を手数料として支給され、自らの人頭税が免除されたほか、無償で身分証明書を与えられていた。

加えて、幫長は仏印当局に追放された、あるいは幫から除名された人の中国への帰国費用や、幫員の入国に伴い生じた治療費などの支給などに責任を持つことが定められた。これらの権限の実施は、懲戒的制裁および刑罰的制裁によって保証されていたが、幫長の責任は個人に属するものではなく、連带的にそれぞれの幫全体に及んだ。

仏印華僑にとって、幫は活動する現地に本来の生存基盤を有しない華僑の人々の生存のための一つのよりどころであったと考えられる。また、中国領事館がサイゴンに設置される 1935 年まで、仏印には中国の外交機関が存在しなかった状況下において、中国人移民の出入国の権威を保有する幫は、ある意味では、非公式な外交機関のような役割を持っていたといえる。

このように、仏印政権はそれまでの華僑の自発的相互扶助団体を画一的に行政の端末単位に機構化した [高田 1991 : 72]。また、そうした幫制度によって、仏印政権は華僑統治を行っていた。

第 2 項 仏印における華僑の法的地位

仏印政権は、域内に在住する外国人を、「欧米系外国人」と「アジア系外国人²⁶」の 2 つの法的カテゴリーに分別していた²⁷。後者には華僑のほか、印僑なども含まれていた。華僑に対しては、18 歳未満の男子、女子、身体障害者、60 歳以上の老人、華僑の幫長以外、差別的な人頭税の納付が義務づけられた。華僑は人頭税の他、所得額に応じ累進的

²⁵ 華僑の納税額（人頭税、営業税、登録税、出入国税など）は、1930 年代半ば、コーチシナの収入予算の 3 分の 1 を占めた [満鉄東亜経済調査局 1939 : 115]。

²⁶ 仏印において、アジア系外国人 (Asiatiques étrangers) は、中国人、インド人、マレー人、ジャワ人、アラブ人、日本人などを含んだ。

²⁷ 日本人は、最初はアジア系外国人というカテゴリーに属され、移住民登録を課され、移動許可証の携帯を義務づけられるなど旅行の自由を制限され、1 年以上の居住者は人頭税を支払わされた。しかし、1905 年後、日本人は、司法上フランス法の適用を受け、欧州系外国人と同様の法的保護の対象となり、また原住民に課せられる税を免除されるようになった。

な営業税、地租が課せられた。華僑は幫制度で自治権が与えられ、経済活動が制限されない権利を付与された。そのため、「外国人」とはいえ、営業税、人頭税を課されたことで、扱い方としては、「原住民」つまり安南人と同等の立場に置かれていたと言える。

1886年4月26日にフランスと清朝が天津通商条約（清仏条約）を締結すると、この条約によって、清朝はハノイ、ハイフォンに領事館の設置を認められ、また華僑は仏印における土地の所有、商館、店舗の開設の権利が認められた。さらに、華僑本人と家族の安全、財産が保護されること、そして仏印在住の華僑は最恵国の国民として待遇を受けると決められた。ただし、その条約は後1888年にフランス政府に承認されたものの、このなかで定められた項目である清朝の領事館の開設、華僑への待遇に関しては、仏印政権によって実施が延期された [Ky Luong Nhi 1963 : 119]。

1930年5月16日に締結された南京条約において、中国市場の開放というフランスの要求と引き換えに、中国領事館の設置が再び認められた。その結果、1935年にサイゴン、1936年にハノイにおいて、中国領事館が開設されるにいたった [満鉄東亜経済調査局 1939 : 72]。領事館の設置によって、仏印における華僑の法的地位は改善され、日本人や欧米系外国人と同等に「特権を有する外国人」として認定された [Ky Luong Nhi 1963 : 122]。この南京条約を受け、1935年12月6日に仏印総督令が公布された。それによると、華僑には、身分、家族、財産に関する法的地位が確保されること及び、不動産の所有権利及び地方行政に参加する権利が認められ、仏印領内に自由に通行ができるようになった。また、華僑の管轄できる経営範囲もさらに拡大した。さらに、幫及び幫長に過重の責任が負担させられ、法律上に法人格がないという理由で中国側が廃止を求めている幫制度は、私法上の法人格が与えられた [満鉄東亜経済調査局 1939 : 85、114]。

仏印華僑の国籍問題に関しては、フランスの国籍法と中国の国籍法の双方によって規定された。1909年の清朝の国籍法、1914年及び1929年の中国の国籍法、また1927年のフランスの国籍法は共に血統主義をとるため、仏印に渡来した華僑、仏印に居住する華僑父母間の子供の国籍に関しては、特に問題とはならなかった。ところが、仏印で出生した華僑、とくにミンフォンの子供の国籍問題については、比較的複雑な事情を抱えることとなった。

現地で出生した華僑2世つまり「僑生」は、両親ともに中国人の場合、中国の国籍法に従って中国国籍を取得することとなるが、その一方でミンフォンの場合は居住地域によって異なったからである。前述したように、フランスの植民地であるコーチシナでは、

1874年の明命帝の命令により、ミンフォンは安南人とされ、安南人と同様の扱いを受けることとされた。その後、1883年に出されたフランス大統領令によれば、コーチシナに居住する安南人とこれと同等のアジア人がフランス民法第1章に合致するとされた。これにより、ミンフォンは成年になってからフランス国籍を主張しない限り、中国人として扱われることとなったのである。フランスの保護地であるアンナンとトンキンでは、明命帝の命令が継続視して施行されたため、ミンフォンは華僑の幫から分離され、明香社に登録された。ここでは、ミンフォンは安南人とほぼ同等の取り扱いを受けたのである。カンボジアにおいては、1922年8月3日の理事長官命令によって、混血人はコーチシナのミンフォンと同様に扱われることとなった〔満鉄東亜経済調査局 1939:168-171〕。

まとめ

以上、本章では日本軍の進駐以前の仏印華僑社会の概況を述べた。1940年頃まで、仏印華僑の人口は仏印の総人口のわずか2%程度を占めるに過ぎなかったが、仏印経済において大きな影響を及ぼし、とりわけ精米業及び米穀流通機構を掌握するほどの巨大な経済力となっていた。

仏印政権は、従来の同郷団体としての「幫」を再編して組織化し、幫制度を通じた華僑統治政策を行っていた。また、華僑を「アジア系外国人」として差別的に取り扱いながらも、華僑に自由な経済活動を行わせる余地を与えることで、彼らのもつ経済的利点を利用しようとしていた。

仏印政権にとって、幫制度とは華僑を統治するための措置であったが、逆に仏印華僑にとっては、幫とは、自分たちが活動する場において本来の生存基盤を有しない華僑の生存を保障するための一つのよりどころであったと言ってよいだろう。

また、華僑の団体には幫以外にも、総商会や総工会などが存在していた。それらの団体は、華僑の経済的利益を保護するための機能を有するだけでなく、彼等の存在や利益を外部からの威圧から犯そうとする勢力に対して、華僑たちの団結と抵抗の基盤ともなっていた。のちに、経済活動が拡大するとともに、仏印生まれの華僑2世が増えていくにつれて、幫制度が動揺していくなかで、個々の幫の枠組みを越えた課題を解決するために、総商会の役割は強化されていった〔Ky Luong Nhi 1963 : 81-82〕。

第2章 日本の北部仏印進駐前の仏印華僑の動向とその特性

本章は、日中戦争前期の仏印華僑の抗日運動の高まりを明らかにした上で、それに対して、仏印政権がどのように対応したのかを検討する。

20世紀初頭から開始し日本の対中国軍事・経済的進出が進むにつれ、中国国民のあいだには日本に対する敵愾心が高まり、抗日運動が頻発した。さらに、日中戦争が全面的に展開されるようになってからは、抗日運動の波は一層高まり、中国国内に限らず、隣接する東南アジア各国に居住していた華僑にも広がっていった。このようななか、中国国内の抗日運動は、仏領インドシナに在住していた華僑にどのような影響を与えたのであろう。のちの第4章で第二次世界大戦期の仏領インドシナにおける日本の華僑政策とそれに対する仏印華僑の動向を考察していくが、その前段階として本章では、第二次世界大戦期以前の仏印華僑の動向、とりわけ日本に対する姿勢を明らかにしておきたい。

本章は、第1節で日中戦争前期つまり1930年代後半の仏印華僑の動向を検討した上、第2節では彼らに対する仏印政権の対応について考察を行う。

第1節 日本軍の仏印進駐前の仏印華僑の動向

日中戦争が開始する以前の中国国内においては、数回の抗日運動・日貨ボイコット運動が行われていた。列举すれば、(一)1909年の辰丸事件²⁸をきっかけに、同年3月から9月まで、広東省を中心に中国全土に及んだ日貨ボイコット運動、(二)1909年の安奉鉄道問題²⁹による日貨ボイコット運動(同年8月から約2ヶ月間にわたり、中国東北

²⁸ 辰丸事件とは、1909年2月5日に日本船辰丸が澳門沖において中国砲艦4隻に武器密輸容疑で拿捕され、日章旗を撤去されたうえ、船員が広東に抑留された事件である。これに対し日本政府は、抑留が不法であると宣言し、辰丸丸の船員の釈放、損害賠償、兵器買収を要求したのである。その結果、清国政府は日本の要求を譲歩し、同年3月14日に正式に日本の条件に同意するとともに、この事件に関わる責任官吏を処罰し、日本側に賠償するとなった

²⁹ 中国東北部安東・奉天間の鉄道、つまり安奉鉄道の改築問題において、日本の無謀な利権拡張政策は国際的な批判を浴びるとともに、中国内外で反日の運動を喚起した。中国東北部を中心に、さまざまな階層の人々の間で、日本製品排斥運動は発生した。例えば、安奉鉄道

部を中心に実施された)、(三) 1915年に袁世凱が日本の「対華 21ヶ条要求」³⁰を受け取ったことを契機に激化した抗日運動、及び日貨ボイコット運動。「21ヶ条」の要求を受諾した1915年5月9日は中国では「国恥記念日」とされた、(四) 1919年パリ講和会議での山東半島返還工作の失敗を受け、五・四運動が勃発し、そして旅順・大連両港回収問題に絡んで起きた抗日運動、(五) 1928年の第二次山東及び済南事件³¹による抗日運動、(六) 1931年満州事変後の日中両国間の軍事的衝突に伴う日貨ボイコット運動である [東亜研究所 1945]。

こうした中国国内の抗日運動に呼応するかたちで、日本の会社・商人の進出によって、華僑が最も多く居住し活躍していた東南アジア各地で、華僑の抗日活動が起きた。

最初の1909年の辰丸事件による抗日運動は、あくまで日貨ボイコットという形に限られていたが、1919年の山東半島返還問題に端を発した抗日運動以後、抗日運動は単に日本製品ボイコットにとどまらず、日本との経済的断交にまで発展し、抗日デモ、献金活動も相次いで行われた。さらに1919年に中華革命党から改組、発足した中国国民党が、華僑の経済的重要性及び華僑の資力が国家建設に不可欠であると強く認識していたことによって、華僑の抗日運動は、中国国民党の指導のもとで組織化されていった [東亜研究所 1945 : 5]。

1937年7月7日、北京郊外盧溝橋で日中間の軍事衝突が起こる。これにより、日中戦

問題に関連する日本製品排斥運動の場合、その参加者は学生、商人、官吏、軍人のほか、農民、労働者にまで広がっていた。

³⁰ 1915年に中国では、大隈内閣の「21ヶ条要求」が、屈辱的、国恥的なこととして捉えられ、その後の日中関係に大きな影響を与えるとともに、中国の民族主義の覚醒を促したことはよく知られている。

³¹ 1928年4月に蒋介石が第二次北伐を開始すると、日本は日本人居留民保護を名目に、同月19日第二次山東出兵を決定した。20日には天津の中国駐屯軍（天津軍）が済南で国民軍と対峙することとなった。ところが、5月3日朝、国民軍の一部が日本人経営の商店に略奪を加えると、それをきっかけに軍事衝突が起こった。いったんは停戦協定が成立したものの、日本は関東軍の一部を増派し、また参謀本部は中国に対する刑罰の方針を決め、強硬な態度で責任者の処罰、謝罪などを要求した。そして満足する返答が得られないとして、5月8日から10日にかけて日本軍は済南を攻撃し、占拠した。

争が勃発した。この日中戦争の開始にともない、特に多くの華僑の故郷である広東省、福建省が次々に日本の占領下に置かれたという情報が伝わるにつれ、東南アジア華僑のあいだに抗日的気運が高まり、抗日運動の各組織は統一の方向に向かった。1938年10月11日、東南アジア各地の主要団体の代表176人は、シンガポールで集まり、東南アジアにおける華僑の抗日救国の統一的指導機関である南洋華僑籌賑祖国難民総会（以下は南僑総会と称する）を設立した。南僑総会は、祖国救援の急務を呼びかけ、国民党政府への献金活動と日貨ボイコット運動の実施を決議し、そしてその活動を開始することになる〔東亜研究所1945：253〕。

では、中国国内の動向と、東南アジア各国の華僑の抗日運動の高まりに対し、仏印華僑は、どのような反応を示していたのであろうか。

前述したように、辰丸事件、安奉鉄道の改築問題、対中21ヶ条要求問題、山東事件、旅大両港回収事件などに端を発した抗日運動は、東南アジア華僑にも影響を及ぼし、東南アジア各地で抗日運動が発生したとの情報が報道されたが、しかしそれらの報道の多くは主にマラヤ、バンコク、シンガポール、マニラでの事件に限られていた。残念ながら仏印華僑の抗日運動に関する資料は、卑見のかぎりではほとんどない。今のところ仏印華僑による抗日運動を知る手がかりはほとんどない。おそらく仏印においても華僑による抗日運動が起こったものの、その規模は小さく、国際的な注目を集めるほどではなかったと推測される。

1928年の済南事件以降、高まりつつあった民族意識を有する華僑に対し、中国国民党は、華僑の抗日運動を国民党の指導、統制下に組織化しようとした。こうした抗日運動の拡大化、組織化をねらうことを目的として、国民党政府在外公館、海外党務委員会、海外支部、僑務委員会を中心として、国民党は、在外華僑に対する工作を展開していった。また、多くの規制を設け、華僑を中国国民と同様に取り扱い、規制に違反した華僑に対し、制裁を加えた〔東亜研究所1945〕。

済南事件勃発当時、仏印における有力な華僑指導機関としては、越南中華総商会（1900年成立）、シヨロンに本部を置いた中国国民党安南支部（1922年設置）、越南華僑総工会（1924年成立）という3つの機関が存在した。済南事件をきっかけとした仏印華僑の抗日運動は、越南華僑総工会を中心に組織された。1928年5月中旬、シヨロンにある越南華僑総工会の会議で抗日運動とその実行方法が決議された。その後、中国国民党安南支部と越南中華総商会に働きかけ、遂に越南中華総商会が先頭に立ち、6月1日から対日

経済断交ボイコットを宣言し、抗日運動を開始すると表明した。その実行方法は、6月以降日本から出港した船舶の荷受け拒否、サイゴンに入港した日本商品の通関手続き拒絶、6月1日以降日本との取引拒絶、日本商品のサイゴン・ショロンへの運搬拒否、華僑が取り扱う米の売買の一部を運動資金とすること、違反者に違反金額の4割を罰金として徴収し運動資金にすること、各地に監視人を配置することであった〔東亜研究所 1945 : 29〕。この結果については第2節で詳述するが、日本人と契約を結ぶ華僑商人が姿を消し、日本船の寄港が中止になったため、日本商品の積み荷がない状態になったことによって、日本の対仏印貿易は大きな影響を受け、6月～8月の3ヶ月のあいだ、貿易途絶の状態になった。

満州事変と日中戦争開始の勃発を受けて、中国大陸だけでなく、東南アジアの華僑社会にも亡国への危機感が広がり、華僑の抗日運動は一段と拡大され、かつ本格的に組織的に行われ始めた。日中戦争の開始と同時に、国民党政府は、報道組織網を通じ、東南アジア全域の華僑に救国運動組織を結成するよう呼びかけた。

仏印において、日中戦争が勃発した直後、1937年8月1日に、ショロンで「越南南圻華僑救国総会」が設立された〔東亜研究所 1945 : 241〕。この「越南南圻華僑救国総会」は、国民党安南支部、越南中華総商会、七府公所などの有力な華僑団体により組織された団体である。コーチシナの重要な華僑抗日運動を指導下に収めるとともに、35の分会を設立した。総会に参加した華僑団体数は77、有力華僑商社・銀行が75であった。総会の主席は張振帆であり、常務委員は朱継興（当時の越南中華総商会長）、顔子俊などの有力な仏印華僑たちであった。越南南圻華僑救国総会の目的は、（一）華僑を指導し祖国を擁護する、（二）華僑を組織し、祖国を援助する、（三）救国公債・救国義援金・震災義捐金の募集、（四）華僑の財力・物力・人力・智力を動員し祖国を援助する、（五）日貨排斥運動を遂行する、（六）漢奸の陰謀を破壊する、（七）救国運動の宣伝拡大、（八）抗日救国運動の幹部の育成といった八つであった〔東亜研究所 1945 : 345〕。

1937年12月1日に重慶に撤退した国民党政府（以下は重慶国民政府）は、1938年4月に国民党臨時全国代表大会「抗戦建国綱領」を發布した。この綱領によって、中国全土の総動員体制だけではなく、華僑の動員体制もとられた。また、同月抗戦期間、広く意見を集め、全国力量の団結させることを目的に国民参政会が設立され、参政員150名の中には6名が華僑に割りあてられた。これは、華僑に発言権を与えると同時に、彼等を抗日戦争遂行の一角に組み込んだことを意味していると考えられる〔石島・久保

2004 : 360]。仏印華僑の越南中華総商會長兼越南南圻華僑救国総會長である張振帆も、このなかの1人であった。

その後1939年2月11日に開催された第3次国民参政会において、長期抗戦に対処する民衆指導の緊急要務として「国民精神総動員運動」の実施が採択された。この運動を促進するため、世界最大規模の華僑抗日救国団体である南洋華僑籌賑祖国難民総会³²（以下、南僑総会と略する）は、同年5月1日に東南アジアの抗日救国団体および華僑学校をして国民精神総動員宣誓大会を開催し「僑胞公約」を発表した。この「僑胞公約」の内容は、（一）日貨を売買せず、日本人と往来せず、（二）日本人と漢奸の宣伝に迷わず、日本軍の宣伝を見ず、（三）物資・資金を募集する、の三つであった[東亜研究所 1945 : 250]。

このように、1930年代末までに、ハノイ総領事館のほか、1935年に開設された中華民國のサイゴン総領事館、中央直属国民党安南支部は、重慶国民政府の機関として存在していた。仏印の全華僑を総括する抗日救国運動の統一的機関は存在していなかったが、各地方に抗日運動の拠点機関が設立されていった[東亜研究所 1945 : 345]。トンキンには「海防華僑縮食救国会」、アンナン地方のフエには「越南京都順化華僑救済会」、カンボジアのプノンペンに「高棉華僑救済祖国災民慈善会」、コーチシナにサイゴン総領事館及びサイゴン国民党安南総支部の指導下の「越南南圻華僑救国総会」がそれに当たる。このうち、仏印における抗日運動の中心を担ったのは、仏印華僑人口の大部分を占めるコーチシナの「越南南圻華僑救国総会」であった。

ハノイ、ハイフォンでは、1937年まで表面的に抗日運動が起こらなかったが、裏に依然日本商品のボイコットを徹底的に行い、違反者に罰金や追放などの制裁を加えた。また、日本人に雇われた華僑に対する脅迫や、日本の経済的進出に対する阻止などが行われた³³。1938年にハノイ総領事、中国国民党ハイフォン及びハノイ支部の指導下において、ハイフォンに「仇貨検査団」、ハノイに「華僑ボイコット仇頭委員会」がそれぞれ組

³² 1938年10月に、英領マラヤ・シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシア、ビルマ、仏印の華僑代表176人がシンガポールに集合し、南洋華僑籌賑祖国難民総会（略して南僑総会）の設立を決定した。本部はシンガポールに置かれた。南僑総会は、南洋各地の約80の籌賑会を指導し、組織的な献金活動を行った。

³³ 『支那』、1937年10。

織された。「越南南圻華僑救国総会」は、傘下の越南中華総商会、越南華僑総工会、旅越報道記者公会、華僑学校を指導し、日貨ボイコット運動を展開した。各商店に監視員を配置するのみならず、取引を監督し、日貨取扱商店に対する罰金制度・密告制度を設けたことによって、日貨ボイコット運動は、徹底的に取り組み、違反した華僑を漢奸とし、違反した商店に対して多額の罰金が科せられた。例えばハノイの場合には、罰金の基準が取扱商品原価の4倍にまで引き上げられた〔東亜研究所 1945：347〕。国民党安南支部は総支部³⁴とされ、仏印華僑間に救国献金、救国公債で強制的に戦時資金の徴収を行うと同時に、日本製品ボイコット運動に乗りだし、日本商品取り扱い華僑商人の名簿を作成した。そこに名前の記載された華僑に対して、彼等の故郷に残留する家族への警告あるいは財産の没収などの手段で脅迫した。しかし、こうした厳しい統制にもかかわらず、仏印華僑は日本商品を、まず香港に運搬し、そこで改装・改造を施し、さらにシンガポールを経由して、中国商品あるいはフランス品として仏印に輸入する工夫をしていた〔菊池 1999：92〕。

華僑による日貨ボイコット運動が直接的に意味したのは、日本との経済的断交を行うことで、日本経済に打撃を与えるとともに、中国商品を消費することによって中国工業を発展させることにあった。それゆえ、華僑の日貨消費と取扱いの禁止、在住国の原住民に対する日本商品の消費中止の要請を促すだけでなく、在留日本人および日本銀行商社との接触禁止、日貨輸送及び日本向け諸物資の輸送拒絶、日本の商社・企業に対する華僑労働者提供の拒否などが行われた。

1938年10月に広東が日本に占領された後、仏印華僑による抗日運動の機運が高まった。各抗日救国団体が中心となって各華僑同業公会に日本商品の取扱いの停止を呼びかける一方で、中国国民党安南支部もまた同様に日本商品ボイコット運動を展開した。

1938～1939年は、抗日運動が最高潮に達したと考えられるが、1940年になると、3月に汪精衛の南京国民政府の誕生、6月にフランスのドイツ降伏、9月日本の北部仏印進駐などの一連の事件によって、仏印華僑の抗日運動は漸次退潮していった。1940年5月

³⁴ 当時、中国国民党は、海外に総支部、支部、分部、通信所があるが、総支部はサンフランシスコ、カナダ、サイゴンに過ぎない〔菊池 2001：8〕。

末に「越南南圻華僑救国総会」は、仏印当局の結社取締規則³⁵によって、表面上は解散したが、実際に商工会議所や教育者など各階級の人物を集め、地下運動を行っていた³⁶。このような状況を背景に、1940年9月に日本の北部仏印進駐以後も、仏印北部の援蔣物資輸送路の禁絶にもかかわらず、日本の影響力がまだ及ばない仏印の南部には援蔣行為が公然と放置されていた。一方で、重慶国民政府の献金募集制度に対し、当時の大阪毎日新聞は「うんざりして内々南京の汪政府に心を寄せる」と考えていた華僑が多かったと報道した³⁷。

次に、仏印華僑の重慶国民政府への募金を見ていく。

仏印華僑の抗日運動のなかでは、日本商品ボイコットと平行して、募金活動も重要視されていた。この運動は多岐にわたり他の諸国と少し異なった方法で行われた。つまり、(一) 縮食捐、(二) 営業税附加、(三) 地租附加、(四) 給料者捐、(五) 商店月捐、(六) 自由捐、(七) 学生捐、(八) 教員捐、八つの方法で実施されたのである〔東亜研究所 1945 : 346〕。

前述した 1938 年 10 月にシンガポールで開催された南僑総会において、救国公債の国別割当額が決定された。この決定により、仏印に対する救国公債の割当額は月 20 万円となったが、仏印華僑の代表団はこの額を承認せず、実際の額も月 10 万円を下回った〔東亜研究所 1945 : 360〕。

日本商品ボイコット及び募金活動に加え、仏印においては抗日的宣伝も、しばしば行われていた。ショロンに「西堤同志救国会」、「越南文化協進会」が設立されたほか、いくつかの華僑団体も識字班、民衆夜学校、国語班を通じ「抗日救国思想」を宣伝していた。ハノイ・ハイフォンでは、^{ハノイ}河内中華中学校の学生自治会や^{ハイフォン}海防華僑中学校の「救国青年団」が壁新聞を発行したり、演劇を上演したりして、重慶国民政府からの電信を印刷・配布した。1939年10月に、華僑の国際宣伝機関として重慶に本部を置く中国国民外交協会は、サイゴンとハノイにそれぞれの支部を設立した。これらの支部の主な活動は、中国大陸での戦争被害者の救済運動と戦時芸術展覧会の開催であった〔東亜研究

³⁵ 仏領インドシナにおいて、仏印当局は越南革命同盟会、ベトナム国民党など仏印植民地政権を打倒することを目的とする政治的組織に対して結社取り締まり規則を公布した。

³⁶ 『大阪毎日新聞』1940年11月13日。

³⁷ 『大阪毎日新聞』1940年11月13日。

所 1945 : 348] 。

抗日運動は、仏印華僑の新聞上においても行われていた。当時仏印華僑が発行した新聞は約 10 紙であり、それぞれ 300～500 部数を発行していたが、これらの新聞の大部分が抗日記事を掲げていた。また、700 校以上にのぼる華僑学校でも抗日的な内容を含む教科書が使用されていた³⁸。さらに、抗日デモが各地で行われており、日本人に石を投げたりするなどの抗日活動も少なくなかった。例えば、1937 年 10 月 9 日夜、シヨロン市で、日本籍を有する台湾人商人が華僑 6 名に襲われ、現金 1 万ピアストル及び書籍を奪われた³⁹

第 2 節 仏印華僑の抗日運動の結果

第 1 節では、仏印華僑の動向を検討してきた。中国における抗日運動が、東南アジア、特に中国南部に隣接する仏印に在住していた華僑になんらかの影響を及ぼしたことは確かである。しかしながら、それがどの程度の規模で行われ、その結果がどのようになったのかについては、残存する資料的制約のために、実態に即して解明するのはやや難しい。とはいえ、仏印華僑商人が日貨を取り扱っていたこと、仏印の対日貿易における相当な勢力を有していたことを前提とすれば、日本・仏印貿易上の統計資料や献金運動で集まった金額に注目しながら、抗日運動の動向を明らかにする作業を通じて、仏印華僑の抗日運動の実態をいくらかでも推測することが可能になる。

第 1 項 献金活動の結果

日中戦争勃発後、国民党政府は、東南アジア華僑に対して抗日抗戦に必要な戦費の 4 分の 1 を負担することを要請し、義援金募集、戦時公債の募集、節約蓄積の奨励、華僑送金の確保、という 4 つの方法によってこの目的を達することに努めていた。その結果、世界の各地域から、巨大な金額がさまざまな仲介機関を通じて国民党政府へ送金された。しかし、ここで注意すべきことは、これらの華僑による献金には、2 つの送付先があったことである。国民党政府と中国共産党である。後者については、現在までに正確な統計資料が見つかっていないので、送金額がどの程度であったかについては明らかにする

³⁸ 『大阪毎日新聞』1940 年 11 月 13 日。

³⁹ 『南洋』1937 年 10 月。

ことができない。このため、ここでは主として国民党政府へ送られた献金額について検討してみたい。

以下の表 2-1 と表 2-2 は、1938 年にシンガポールの南僑総会が発表した華僑の献金額を示したものである。これらの金額は南僑総会が東南アジア各地の華僑団体から受けた献金に関する報告を集計した数値であり、従って華僑側の報告として信用できる。

表 2-1 地域別の献金額累計（1937 年 7 月～1938 年 9 月）

（単位：元）

地域	献金総額
英領マラヤ	19,577,193
フィリピン	5,242,020
蘭印	5,145,418
タイ	8,000,000
仏領インドシナ	4,400,000
ビルマ	2,193,904
英領ボルネオ	547,893
総計	48,314,350

出所：〔東亜研究所 1945：359〕

表 2-2 地域別の献金額累計（1938 年 1 月～1940 年 12 月）

（単位：元）

地域	献金総額
英領マラヤ	34,762,000
フィリピン	13,000,000
蘭印	14,144,000
仏領インドシナ	6,500,000
ビルマ	7,800,000
英領ボルネオ	624,000
総計	76,830,000

出所：〔東亜研究所 1945：360〕

表 2-1 によれば、1937 年 7 月 1938 年 9 月までに、仏印華僑は、国民党政府に約 4,400,000 元を献金し、英領マラヤ、フィリピン、蘭印、タイに次いで第 5 位を占めていることがわかる。また、表 2-2 によれば、1938 年 1 月から 1940 年 12 月までの間に、仏印華僑は、6,500,000 元を献金し、第 4 位になった。表 2-1 と表 2-2 は、1938 年 1 月から 9 月までの期間が重なっているため、1937 年 7 月から 1940 年 12 月まで仏印華僑はどのくらい献金したか特定できない。ただ、単純に割り算してみれば、1937 年 7 月から 1938 年 9 月まで仏印華僑は 1 ヶ月に約 290,000 元を献金し、それに対し、1939 年 1 月 1940 年 12 月までのそれは 270,000 元である。他方、表 2-3 に示される仏領インドシナ派遣軍の調査結果によると、日中戦争開始後 5 年間における仏印華僑の献金額は 17,191,869 元であり、平均 1 ヶ月に約 286,000 元を献金していたと推算できる。以上 3 つの統計資料は、仏印華僑の 1 ヶ月の送金額を、270,000 円から 290,000 円に相当するとしており、大きな差異はない。

表 2-3 日中戦争勃発以来 5 年間（1937 年～1941 年）における地域別の献金額累計

（単位：元）

地域	献金総額
英領海峡植民地	115,678,000
蘭印	37,569,000
ニューヨーク	36,743,000
フィリピン	26,584,000
仏領インドシナ	17,191,000
サンフランシスコ	14,335,000
香港	10,482,000
タイ	1,429,000

出所：JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C04123126800（第 26～27 画像目）、前掲資料。筆者作成。

当時の通貨為替として [畑瀬 2002]、1 ピアストルあたり 1 円で概算してみたところ、その献金額は約 282,000 円になり、さらにピアストル・円の為替レートで計算すると約 282,000 ピアストルになる。その金額を 1936 年の仏印華僑の人口（326,000 人）で割ってみると、華僑一人は 1 ヶ月に 0.865 ピアストルで、1 年に 10.38 ピアストルを献金した

ことになる。その金額は、コーチシナの 5 等人頭税⁴⁰の 1 年分の約 3 分の 1 で、1939 年の平均米価で約第 1 等粳 25%の 120 キロに相当する [森 1943 : 付録 41-44]。

同じ計算方法で、1934 年の英領マラヤ華僑のケースを見ると、同地の華僑は 1 ヶ月に一人当たり 0.84 元、1 年に 10.08 元、つまり 10.08 円を献金しており [南洋協会 1940 ; 11]、1938 年の場合、それぞれ 0.65 円と 7.8 円になる⁴¹。華僑人口の統計年度が異なるため、仏印及び英領マラヤのケースを正確に比較することは難しいが、おおよその傾向についてみれば、東南アジア各地の華僑人口の差が献金の規模に影響を及ぼすものの、その総額は各地域の抗日運動の強度を的確に反映していたと言いがたい。

献金運動という切り口から見た仏印華僑による抗日運動の強度は、南圻華僑救国総会の指導下におかれた「華僑縮食救済兵災慈善会」の常務委員を務めていた李康の話からもある程度窺える。李康によると、「仏印華僑が、每日一仙運動⁴²を進行すれば一ヶ月に 9 万元を得、長期推進すれば毎年 6 台の戦闘機を購入し得る。縮食献金と合わせるならば毎年少なくとも 12 台の戦闘機を購入し抗戦を援助しうる [黄警頑 1941 : 178]」とされた。

なお、重慶国民政府が 1940 年に発表した統計によれば、1937 年から 1939 年末までの 2 年間に、重慶国民政府は、東南アジア各国の華僑から第 2-4 表のような献金と公債購入金を受け入れた。

表 2-4 によると、仏印華僑の献金および公債購入金額は、南僑総会が発表した金額よりも低いものとなっている。なぜこのような差が生じたのかという点について、政府の腐敗などに疑惑をもった南僑総会の祖国慰問団が重慶国民政府に説明を求めたが、納得する回答が得られなかった [市川 1968]。ただし、仏印の場合は、1939 年より仏印政権の為替統制管理が厳重化されたことで仏印からの送金が困難になり、それが実際の送金

⁴⁰ 『大阪毎日新聞』1940 年 11 月 9 日の日高特派員の記事によると、1939 年の華僑の人頭税は、1 年あたり 30 ピアストルであった。

⁴¹ 1938 年英領マラヤの華僑は、全人口 5,278,000 人の 42%を占めており、2,216,760 人に相当する [井出季 1940 : 5]。

⁴² 一仙は一銭を意味する。一仙運動とは、1) 華僑が日常用品を買う度に救国献金一仙を献金する、2) 華僑の各商店の目のつくところに、献金箱 1 個を設置し、華僑の献金を募金する、3) 学生が毎週一人少なくとも三仙を出す [黄警頑 1941 : 179]。

額と南僑総会への報告金額の齟齬に何らかの影響を及ぼしたことが推測される。

表 2-4 1937～1939 年における地域別の華僑の献金及び公債購入金額

(単位：元)

地域	総額
シンガポール	82,329,906
フィリピン	16,913,634
仏印	5,772,548
タイ	9,456,689
インド及びビルマ	6,592,088
香港	9,413,745

出所：〔東亜研究所 1945：361〕

このように、献金額に関する数字は発表機関によってばらつきが見られるとはいえ、重慶国民政府が抗日戦争を長期的に維持できた背景に、仏印を含む東南アジア華僑からの多額の献金があったという事実は否めないであろう。

第 2 項 日貨ボイコット運動の実態

以上、仏印華僑の貢献運動の実態について述べたが、次に、貿易統計からみた日貨ボイコット運動の影響を明らかにする。

表 2-5 日本・仏印の貿易総額

(単位：円)

年次	日本からの輸入 (前年度比)	日本への輸出 (前年度比)	年次	日本からの輸入 (前年度比)	日本への輸出 (前年度比)
1907	250,114 (---)	8,662,912 (---)	1924	2,438,316 (+37%)	17,990,122 (+42%)
1908	365,442 (+32%)	8,484,222 (-3%)	1925	4,027,741 (+39%)	48,719,752 (+63%)
1909	439,796 (+17%)	6,372,448 (-25%)	1926	6,206,645 (+35%)	24,519,627 (-50%)
1910	341,383 (-23%)	4,438,133 (-30%)	1927	5,873,594 (-5%)	33,179,629 (+26%)
1911	469,861 (+28%)	9,923,886 (+55%)	1928	4,112,046 (-30%)	20,300,454 (-39%)
1912	349,239 (-26%)	10,643,692 (+7%)	1929	2,695,403 (-34%)	9,590,587 (-53%)
1913	1,055,194 (+67%)	24,699,894 (+57%)	1930	2,412,457 (-10%)	7,887,547 (-18%)
1914	803,545 (-24%)	15,052,211 (-39%)	1931	1,709,663 (-29%)	6,380,919 (-19%)

1915	637,346 (-21%)	3,687,339 (-76%)	1932	2,343,790 (+27%)	5,691,687 (-11%)
1916	1,869,823 (+66%)	6,036,641 (+39%)	1933	3,680,018 (+36%)	9,909,697 (+43%)
1917	3,766,169 (+52%)	7,295,718 (+17%)	1934	2,654,318 (-28%)	10,620,781 (+7%)
1918	10,030,960(+63%)	55,407,802 (+87%)	1935	4,020,884 (+34%)	15,010,875 (+29%)
1919	1,536,716 (-85%)	124,124,826 (+55%)	1936	4,697,245 (+16%)	20,151,631 (+26%)
1920	3,444,853 (+55%)	20,618,843 (-83%)	1937	4,623,678 (-2%)	27,010,281 (+25%)
1921	1,023,423 (-60%)	19,063,862 (-8%)	1938	3,051,557 (-34%)	20,300,988 (-25%)
1922	1,098,689 (+7%)	17,598,559 (-8%)	1939	1,981,000 (-35%)	26,651,000 (+24%)
1923	1,556,702 (+29%)	10,467,684 (-41%)	1940	2,567,000 (+23%)	97,806 (-99.6%)

出所：・1907～1938年の統計は [満鉄東亜経済調査局 1939: 139]。

・1939年の統計は、[朝日新聞社 1942: 72]。

・1940年の統計: [長岡 1988: 282～283]。

・太字は、日貨ボイコット運動の起こった年次

表2-5から明らかになるように、全体として見れば、日貨ボイコット運動が起こった年次には、日本との貿易関係が縮小し、とくに日本からの輸入総額が大きく減少している。

第1節に触れたように、1909年3月に辰丸事件に触発された日貨ボイコット運動が発生し、さらに同年9月から安奉鉄道の改築問題に絡む日貨ボイコット運動が中国東北部を中心に起こった。これら2つの中国国内の運動を受け、ハノイの華僑も日貨ボイコット運動を起こした。実際に1909年の日本からの輸入額は439,796円であり、1908年より若干上回ったが、1910年に約23%の減少が見られた。日本への輸出は、1908年と比べると約30%減少し、この傾向は1910年まで続いた。1909年の日本からの輸入が前年より増加したのは、1908年に締結した契約の結果だと解釈すれば、1909年の仏印における日貨ボイコット運動の結果は当年ではなく、翌1910年に反映されていると推測される。または、1909年時点で仏印華僑の日貨ボイコット運動は規模が小さく、ハノイに限定されており、日本からの輸入を主に担うコーチシナ華僑はボイコット運動に参加しなかったという解釈も可能である。

1915年に日本の「21ヶ条要求」に反発した結果、日貨ボイコット運動が再び起こった。『第三調査委員会報告書—南洋華僑抗日救国運動の研究』の記述によると、東南アジア

華僑の抗日運動は微弱であり、局地的に行われたが〔東亜研究所 1945：9〕、仏印華僑もまた日貨ボイコット運動を実施し、ハイフオンの華僑が日本商品に対する荷受けを拒絶した。それによって、北部仏印向けの日本商品が香港止まりとなった〔日本貿易振興協会 1941：130〕。日本経済が日露戦争から第一次世界大戦までの約 10 年間成長を遂げており、ヨーロッパへの輸出が伸びていたことを背景として〔武田 1992〕、1915 年の日本からの輸入が前年より約 20%減少したことは、仏印華僑による抗日運動の影響を受けていたからだと推測される。翌 1916 年、1917 年、1918 年の日本からの輸入が、1915 年に比べて約 3 倍、6 倍、12 倍と連続的に拡大したことから読み取れる。

1919 年から 1928 年まで、中国国内と東南アジア地域で、日貨ボイコット運動がほぼ毎年発生したが、そのなかで注目を集めるのは、1919 年の五・四運動による抗日運動である。1919 年パリ講和会議で山東半島還付運動が失敗したことを受けて、中国で五・四運動が勃発した。その運動は旅順・大連両港回収問題に絡んで激しい抗日運動を起し、社会各層の人々を巻き込んだ。中国国内の抗日運動に呼応し、東南アジア華僑は、日貨ボイコット運動を起し、抗日機運を高めた。

1916 年から拡大しつつあった日本からの輸入総額は、第一次世界大戦の終結した 1918 年にピークを迎えたが、1919 年に 85%も激減した。こうした激減は、中国に隣接する仏印の華僑が、中国国内の変化を速やかに察知し迅速に対応したからだったと推測される。従来、仏印の日本との貿易関係において、華僑は大部分の米の輸出を担当していたが、第 1 章で述べたように、1919 年明けに不作による米穀危機が生じたため、同年 2 月から仏印政権が月ごとの米の輸出量を 60,000 トンに制限し、米輸出の許可制を導入するとともに、華僑の米輸出業者に 3 分の 1、すなわち 20,000 トンのみを分割し、さらに同年 9 月 1 日に米の輸出禁止を決定した⁴³。

1920 年に入ると、日本からの輸入総額は回復したが、その後 1921 年に再び 3 分の 1 へと減少した。ただし、その後 1923 年からは回復傾向を示すようになった。この期間、中国国内ではほぼ毎年抗日運動が発生していたものの、日本からの輸入総額の推移を見れば、おそらく仏印で華僑の抗日運動が起こっていたとしても、それほど大きな効果は出ていなかったと推測できる。

1928 年に、日本の第二次山東出兵とその後の済南事件を受け、中国南部で抗日運動が

⁴³ ベトナム第 2 国立公文館 (Trung tâm lưu trữ quốc gia II)、GOUCOCH、L15-1124、前掲資料。

起こると、その後の8月以降はさらに活発化し、全国規模へと拡大した。それに応じ、第1節で記述したように、仏印における華僑の抗日運動は、最初は越南華僑総工会、その後は越南中華総商會を中心としつつ、同年6月以降日本から出港した船舶の荷受け拒絶、サイゴンに入港した日本商品の通関手続き拒絶、6月1日以降日本との取引拒絶、日本商品のサイゴン・ショロンへの運搬拒絶などの方法を通じて行われていた。同時に、日本商品の仏印への輸入を全般的に抑制するために、1929年に仏印当局は高い関税を設定した。これに対し、日本は米穀法の制定によってサイゴン米の日本への輸入を禁止した〔日本貿易振興協会 1941 : 149〕。その結果、1928年の日本からの輸入は減少し、1929年の輸入総額は1927年の半分に落ち込んだ。こうした傾向は、1931年まで続いた。

1931年の満州事変後、日本は中国を徐々に圧迫すると、東南アジア華僑の日本商品ボイコット運動は激化した。1931年10月から1932年1月までの日本よりの輸出額は、海峡植民地において約50%、タイ・フィリピンにおいては約30%減少した〔Yoji Akashi 1970〕。しかし、興味深いことに、仏印における日本からの輸入は1932年に前年比で27%増加した。これは、大恐慌の影響で経済状態が不況であったことを背景に、日本商品ボイコット運動を持続することが自縄自縛の結果を招来するという華僑の心境を示したのであろう。仏印華僑は自らの営利生計が低落したことを恐れ、日本商品ボイコットを緩和したのであろうと推測される。こうした傾向は、1936年まで続いた。

日中戦争が開始した後、仏印当局は、関税の引き上げを行い、日本商品の輸入を阻止しようとした。例えば、「味の素」は、それまで調味料として取り扱われ、9.69ピアストルの税関を課せられていたが、1938年より化学製品として見なされて140.41ピアストルの税関を課せられるようになった。そのため、「味の素」の仏印への輸入は困難となった〔東亜研究所 1945 : 427〕。しかし、1939年9月に勃発した第二次世界大戦の影響によって、フランス本国との貿易が途絶したため、仏印当局は、日本あるいは中国の商品を代替商品として輸入を再開した。結局1940年5月の日仏印経済協定の成立で、従来日本商品の輸入を阻止するために適用された高関税、輸入割当などの手段は緩和された。

以上、1909年から1940年までの日仏印貿易の推移から、仏印華僑の抗日運動の実施状況について、検討してきた。1909年から開始した仏印華僑の抗日運動は、日仏印貿易に影響を与え、とりわけ1915年以降に著しくなった。ここで特筆すべきことは、仏印の貿易において、ヨーロッパ向けの輸出入がフランス商人を通じて行われていたことである。他方、アジア地域向けの輸出入はアジア地域に広範なネットワークをもつ華僑によ

って行われていた。そのため、仏印華僑の日貨ボイコット、その後は華僑の日本との貿易断交は、仏印国内の集荷などによって対日本輸出にも一定の影響を与えたが、むしろ日本からの輸入に対するほうが、影響が大きい。ただし、村上也指摘しているように「その貢献度合いを峻別するのは困難」である [村上 2001: 132]。

ボイコット運動の経済的側面について、日本からの輸入額の増減を見てみると、輸入額は 1937～1938 年に減少したが、1939 年を底として 1940 年から再上昇している。したがって、1939 年までに若干の経済的効果を挙げていたことは明らかであるものの、その後の効果については、必ずしも確定的な評価は難しい。とりわけ、輸出額の変化は、日貨ボイコット運動の影響以外にも、国際経済環境の変容、戦時需要、日本の資源買付けなどの諸要素が関係していると考えられる。

ただし、表 2-6 の仏印の輸出入を示すデータからも見られるように、1940 年より以前、仏印の米は、ほとんどがフランス及び同植民地、また中国及び香港に輸出されていた。日本への輸出は、仏印米の輸出量のわずか 0.02%であった。

表 2-6 仏印の米輸出の輸出先構成比 (単位：%)

年次	フランス及び同植民地	ヨーロッパ	中国及び香港	日本	蘭印	シンガポール	その他	合計
1930	21	2.3	44.8	3	11	9.4	8.5	100
1934	48.7	2.2	23.7	0.05	2.9	1.2	21.3	100
1938	63.7	7.4	14.6	0.02	2.3	2.4	9.6	100

出所：[斎藤 1974 : 54]

つまり、仏印米の日本市場への依存度は低かったといえる。これこそが、日本の仏印進駐以前において、仏印華僑による抗日運動、とりわけ日本商品ボイコット運動が、絶対数で見ればある程度結果を収めたものの、全体としては、仏印・日本の貿易への影響が小さかったことの証左となるだろう。

第3節 日中戦争開始後の華僑行動に対する監視

1930 年代とくに日中戦争開始ののち、仏印に移住する華僑の数が急増するとともに、シヨロンとサイゴンなどの主要都市への人口集中が進んできた。また、第 2 章で述べる

ように、他の東南アジア地域と同様に、仏印華僑も抗日運動、日貨ボイコット運動を積極的に展開した。その一方で、増大した華僑が仏印経済の実権を掌握したことによって、ベトナム人との摩擦が生じた。華僑とベトナム人との暴動事件が、ハノイおよび石炭開拓地であるホンガイなどで発生し、それによってベトナム人の排華運動が起こった。

また、当時の援蒋ルートの中かで最大の物資輸送路となっていた仏印ルートをめぐって、日本政府はフランス政府に閉鎖要求を出しており、これに対し、フランス政府は 1937 年 10 月に軍需品輸送の禁止を回答した。実際にフランス政府が禁止を通告した後も、さまざまな形で、軍需品輸送が続けられていた。英米の援蒋物資が華僑の西南運輸公司によってハイフォンから昆明まで運送されたという実際の状況から、仏印当局が、仏印華僑の抗日活動を漠然と認めていたとも考えられる。

また、華僑に広がる中国祖国へのナショナリズムがベトナム人の政治意識を刺激することと、ベトナム人の排華運動がナショナリズムに発展していくこと危険を感じた仏印政権は、華僑の行動に対し、強硬な姿勢をとるに至った。しかし、一方で日本の勢力をも恐れる仏印政権は華僑有力者と結託し、日本人の行動を監視しながら、華僑の抗日宣伝を利用し、それによって日本とベトナム人との接近を防止した⁴⁴。

ところが、華僑による日貨ボイコット運動は、他方ではフランスにとって経済的利益をもたらす動きであった。なぜならば、日貨輸入の途絶により、フランス商品の輸入が増加するようになったからである。おそらくフランスは表面では、抗日宣伝について厳重な統制を行っていたが、1939 年 7 月 5 日付けのフランス大統領令によると、日本商品はフランス及びその植民地、保護国への輸出に当たり、在日本フランス大使館の査証を受け、特別証明書を添付することを必要とする、と定められている⁴⁵。この大統領令は、フランスが日本商品の進出を制限しようとすることを示したが、内心では日貨ボイコットの延長を希望していたことが予測される。

まとめ

以上、日中戦争開始から日本軍の仏印進駐直前までの期間における仏領インドシナ華僑の動向について記述した。

⁴⁴ 『南洋』 1938 年 4 月号。

⁴⁵ 『南洋』 1939 年 8 月号。

19世紀末特に20世紀初めから、日中両国関係は緊張しつつあった。1915年に日本は対華二十一条の要求を突き付け、中国の領土に触手を伸ばし始めた。その後、山東問題(1919年)、旅大回収問題(1923年)、山東出兵(1927年)、済南事件(1928～29年)、「満州事変」(1931～32年)など、日中間の衝突がたびたび発生した。

中国と地理的に隣接していることから、これらの事件が起きるごとに中国本土で抗日運動が起こり、海外の華僑社会にも波及していった。仏印において、組織的にみると、1928年の済南事件以降、仏印華僑は、越南華僑総工会を中心に日貨ボイコット運動、対日経済絶交などの抗日活動及び献金運動を行っていった。さらに、1935年以降、国民党政府のハノイ及びサイゴン領事館、国民党安南総支部が中心となり、各華僑団体を指導するに至った。仏印華僑の商業、出身地、文化などの諸団体が、国民党安南総支部・国民党政府の支持に従い、抗日運動を展開した。

日中戦争開始後、重慶に移転した国民政府（重慶国民政府）は主に米英からの援助を東南アジア経由のルートで確保しており、仏印はその主要路の一つであった。このルートは、英米による軍需物資だけではなく、東南アジア華僑による献金、物資の重慶国民政府への運送経路としても利用されていた。このルートを通じて行われたこれらの援助が、日中戦争を長期化させる要因の一つとなったと考えられる。

仏印華僑による抗日運動は、日中戦争ののち、中国国内、東南アジア華僑の抗日運動に連動するとともに仏印全土に拡大したが、その中心は他の東南アジア地域と同様に、物資・献金募集運動と日本商品ボイコットであった。これは、重慶国民政府の華僑政策が、献金活動と平行して日貨ボイコットに重点が置かれていたことを反映したものであった。地方別にみると、仏印華僑の大部分が居住していた南部仏印において、華僑の抗日運動が積極的に展開された。この時期に日本の対仏印輸出が減少したことは、仏印華僑による日貨ボイコット運動が一応の成果を収めた事を示している。また、仏印を含める東南アジアの華僑が中心となって行なった中国への献金は、重慶国民政府の抗日戦力を財政的に支え、戦争を長期化させるという貢献をなした。しかし、明石が指摘したように、中国国民党は華僑社会を必ずしも支配していなかった。華僑は中国国民党・重慶国民政府の支持に全面的に服従したわけではない [Yoji Akashi 1970b]。とりわけ仏印華僑は中国国民党系の団体による厳しい統制にもかかわらず、実際にはさまざまな改装・改造工作によって、監視の目を潜り抜けようとした。言い換えると、仏印華僑は東南アジア各地で行われた積極的な抗日運動とはやや方向性の異なる態度を有していた。

華僑の抗日運動がベトナム人の民族独立運動に影響を与えることを懸念した仏印当局は、華僑による抗日運動を監視していた。その一方で、自らの経済的利益を守るために、華僑の日貨ボイコット運動が継続的に展開されることを望むという二面性を持っていたのである。

第3章 日本の南洋華僑政策

日中戦争の長期化と国際政治情勢の推移、また日本の国策における「南洋」の位置づけの変遷により、日本の「南洋」に対する政治的・経済的関心は次第に増大した。同時に、第2章で述べたように、1909年より中国国内の抗日運動に呼応した東南アジア華僑の日貨ボイコット運動が高まり、日本の経済に大きな打撃を与えた⁴⁶。東南アジアへの経済進出での難局を打開すると同時に、日中戦争を迅速に解決するために、華僑政策の実施が重要視されるようになった。

1930年代後半から日本政府は、東南アジアに大きな経済力を有する華僑に関心をもち、彼等の経済力とその人的ネットワークを自己の政策に取り込む目的において、政府機関及び公的教育研究機関を総動員して華僑調査・研究を積極的に展開した〔籠谷 2000；濱下 2007〕。この調査・研究を担当した各機関⁴⁷、および研究者たちは、さまざまな文献調査及び現地調査というさまざまな形で南洋華僑に関する調査を行っていくことになった⁴⁸。

これらの調査研究は、華僑の経済システムがもつ長所と短所を究明することで、華僑との競争関係を有利に進めるために役立てようとした。また、華僑と中国との政治的及び経済的な関係、中国への華僑支援の役割について研究が行なわれ、さらには華僑の中国支援を阻止するさまざまな対応策が検討された。担当機関の性格や特徴によって、経

⁴⁶ 外務大臣の答弁のための参考資料『第五十七回帝国議会説明参考資料』の「本邦対南洋貿易振興施設ニ関スル件」で、「元来南洋貿易ハ直接間接ニ南洋支那商ノ手ニヨリ行ハルルコト多キノミナラズ南洋商業ノ実施亦南洋支那商ニ在ルカ故ニ、右支那商等ノ排日貨運動ハ直に我対南洋輸出貿易ニ影響スル所鮮カラス」と説明されていることから明らかとなる〔外務省 1929：205-206〕。

⁴⁷ 具体的には、外務省、企画院、興亜院、台湾総督府官房調査課、満鉄東亜調査部などの政府機関、東亜研究所、東洋協会、南洋協会などの国策機関と、また山口高等商業学校東亜経済研究所などの公的教育研究機関を含む。

⁴⁸ この時期に行われた華僑に関する調査・研究の内容を大きく分けると、(一) 東南アジア各地域の経済状況と華僑の実情調査、(二) 華僑有力者の調査、(三) 華僑団体とその活動調査、(四) 華僑の教育・文化活動調査という四つであった〔福崎 1996〕〔濱下 2006〕。

済的、政治的目標も多様化した。これが日中戦争及び大東亜共栄圏確立に絡む華僑問題への認識に反映されていった。

この時期の華僑研究はまだ初歩的段階にあり、たんなる現状調査という性質にとどまるものも多くあったが、そこには基本的に2つの論調が存在していた。第一に、経済領域から華僑の商人を排除すべきだとの論調である。また、第二に、東南アジアにおける日本の経済活動を支援するために華僑の商人を利用すべしとの論調である⁴⁹。

本章の目的は、日中戦争を解決し、大東亜共栄圏を建設することをめくろんだ日本政府・軍部が、華僑の協力を得るために、情勢の変化に応じてどのような華僑政策の方針が推移していったかを明らかにすることである。日本の華僑政策をめぐる方針の変遷を検討することによって、日本の南方認識とりわけ東南アジアに対する視野の拡大プロセスを跡付けてみたい。

第1節 日中戦争前期の華僑政策－華僑への注目と重慶国民政府との関係切断

1937年7月7日北京郊外で発生した盧溝橋事件を契機に、日中戦争は全面戦争に入った。中国国内での戦争勃発を受け、東南アジアの華僑は、それまでの抗日運動、献金活動をさらに活発化させることとなった。

東南アジアの華僑の抗日運動が激化し、さらには、早期に解決すると見込まれた日中戦争も長期化しつつあるという背景のもと、1937年11月6日に「支那事変ニ関連シ外

⁴⁹ 例としては、渡辺武史『南方共栄圏と華僑』二松堂 1941；井上雅二「南洋に於ける本邦人の企業」『南洋協會々報』3巻5号 1939；山口高等商業学校「日支事変と南洋華僑」『支那経済年報』1939；東洋協会調査部調査資料、第42輯『現下の華僑概観』、1940；木村増太郎、『東亜経済政策』千倉書房 1940；高橋三吉『南方共栄圏を語る』、大日本雄弁会講談社、1941；神戸市産業部経済調査室編、『第25輯南方共栄圏の近状』、1941；金田近二『南洋及印度経済研究』晃文社 1942；大田修吉「台湾籍民の南洋に於ける活動状況」（『台湾経済年報』第二輯、国際日本協会、1942）；国策研究会『大東亜共栄圏人口労務対策論』日本評論社、1945などが挙げられる。

国ノ我国ニ対スル経済的圧迫ニ関シ我国トシテ執ルベキ方策ヲ研究スル」⁵⁰ことを目的とする「第二委員会」が、内閣の内部に設置された。この第二委員会は、組織と人事は企画院⁵¹の関係者を中心に構成され、企画院次長青木一男が委員長に就任し、座下に五つの分科会が置かれた⁵²。

1937年12月27日、第二委員会は、上述の研究成果に基づいて、内閣総理大臣近衛文麿に「対日経済圧迫対策ニ関スル件」という政策の決定を提案した。この冒頭では、「今後事変ノ進展ニ伴ヒ発生ヲ惧アル各種事態ヲ予見シ其ノ対策トシテ予メ措置ヲ講ズル要アル」と述べられ、その上で「英帝国ノ全面的対日経済断行及米国ノ中立法発動ノ場合ノ対策作成要綱」と「現ニ発生シツツアル対日経済圧迫応急対策」の必要性が提示された。このうちの後者において、華僑を対象とする施策が含まれていた。

その施策の内容は、以下の通りである⁵³。

南洋華僑ニ対シ時局ノ真相ヲ知ラシムル為ノ適當ナル措置ヲ講ジ又排日華僑所在ノ南洋地方ニ於ケル邦商ニ付テハ我在外公館ノ監督ノ下ニ之ヲ地方別団体ニ結成セシメ之ニ補助金ヲ与ヘ邦品ノ輸入及販売ヲ華僑ノ手ヲ経ズシテ行ヒ得ル如キ方法ヲ講ゼシムルコト

(行政上ノ注意)

(1) 邦商ノ地方別国体ノ総括母体ハ南洋協会トスルコト適當ナルベシ

(2) 事変ノ為經營難ニ陥レル邦商ニ対シテハ低利資金融通等ノ方法ヲ講ズルコト

⁵⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A04018413900 (第2画像目)、公文雑纂・第三の一巻・内閣三の一・第一委員会・第二委員会・第三委員会「対日経済圧迫策ニ関スル件」、1937年(国立公文書館)。

⁵¹ 企画院は、1937年5月成立の企画庁と1927年成立の内閣資源局との統合で1937年10月に成立した機関である。企画院の役割は、戦時下における経済計画の立法を一本化し、計画経済政策の実施を推進することとともに、国家の重要政策の調査及び立案をすることであった[古川1992]。

⁵² JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A04018413900 (第8～10画像目;第17画像目)、前掲資料。

⁵³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A04018413900 (第15画像目)、前掲資料。

以上の記述から、東南アジアの華僑による日貨ボイコット運動が日本商品の輸出に一定の打撃を与えていたことが窺える。また、こうした現状を打開するため、南洋華僑に「時局の真相」を知らせるための「適当」な措置と、東南アジア各地にある日本大使館に対日貿易活動を監督させながら、日本商業者団体を組織し、助成することによって、従来の華僑による輸出・販売チャンネルとは異なるチャンネルの構築といった2つの措置を講じる必要があるとの見方が示されている。後者に関しては比較的具体的な方針であった一方で、前者のほうは「適当」という言葉が使用されていることから明らかになるように、その内容ははっきりと記されていない。また、後者に対しては総括団体を南洋協会⁵⁴とすること、及び、経営不振の商業者に低利資金を融資するという行政上の2つの具体的な政策が加えられている。

[河西 2003] が明らかにしたように、1938年の当初、企画院の提案である貿易省の設置問題をめぐって、外務省は企画院と陸軍省を背後にした商工省と対抗した。対南方通商政策への影響力を維持し、かつ日中戦争開始後の華僑の抗日運動を押さえるため、南洋各地域に支部を有し、東南アジア各地の経済情報の収集に関する実績を持っていた南洋協会を直接の管轄下に収めることは、外務省の対抗策であった。そこで、外務省は、南洋協会の改組を行い、第二委員会を通じて、南洋協会を「総括母体」としたのである。東南アジア地域が欧米諸国の支配下に置かれており、日本が東南アジア華僑に対しては外交的にアプローチする以上のことができなかつたという背景からみれば、民間団体としての南洋協会を活用することも、もっともなことだった。

翌1938年6月13日に内閣情報部常務部会が決定した「対華僑宣伝方針(以下、「方針」とする)」では、より具体的なアイデアが提示されている。

その「方針」の「要旨」では、まず「華僑ノ蔣政權ニ対スル支持援助ハ、蔣政權ノ長期抗戦ヲ可能ナラシムル重要要因ナリ」と述べられ、国民政府の戦力に対して華僑が支援を行っているという認識が示された。また、戦局の推移が華僑の「人心」を動揺させ、華僑が中国に対する不安を抱きつつあるという「時機」に乗るべきだと指摘した上で、「此等華僑ヲシテ蔣政權ニ対スル信頼心ヲ喪失セシメ、対日依存ノ觀念ヲ促進シ、新政

⁵⁴ 1915年に台湾総督府の外郭団体として創立され、南進政策を支援する団体である。

権支持ニ転向セシムルハ、蔣政権壊滅ノ一手段タルノミナラズ、新政権強化ノ有力ナル原動力ナリ」という方針が示された⁵⁵。すなわち、華僑の国民政府に対する信頼を喪失させ、対日態度を改善することに加えて、華僑を「新政権」への支持に誘導し、彼等の支持によって「新政権」を強化させる必要も示されている。言い換えれば、華僑工作は、日中戦争下の対中政策の重要な一環で、「新政権」を支えるものとして位置づけられるようになったのである。

1938年6月時点で、中国における新政権＝親日政権だとされていたのは2つの存在であった。一つは、王克敏を行政委員長とし、1937年12月14日に成立し、陸軍の後援を受けた北京中華民国臨時政府であり、もう一つは、1938年3月28日に南京で成立し、海軍の後援を受けた中華民国維新政府であった。日中戦争初期の平和工作では、前者と後者のどちらを新中央政府と認めるかをめぐって、「北進」を堅持し主張する陸軍と「南進」を主張する海軍が対立した⁵⁶。以上の「方針」は、主に陸軍の関東軍司令部、朝鮮軍司令部、中支方面軍司令部、北支方面軍司令部、憲兵司令部、東部・中部・西部防衛司令部などの陸軍に送付されていた。このことから、「新政権」は北京中華民国臨時政府を指すものと思われる。しかし、いずれにしても、1938年6月時点の日本の華僑工作では、重慶国民政府を弱体化するために、それから華僑を切り離し、華僑の協力を獲得する従来の目的以外に、親日的「新政権」を経済面から支えるというはっきりとした目的が提示されている。その他に、華僑をめぐる政治構造に、「新政権」という新しいアクターが加わるようになったと言える。

宣伝目的については、「全世界ノ華僑ヲ対象トスルコト勿論ナルモ、現下ノ情勢ニ鑑ミ差当り宣伝ノ主方向ヲ南洋方面華僑ニ指向シ、以テ重慶国民政府ニ対スル信頼心ヲ喪失セシメ新政権ニ合流ノ機運ヲ作為ス」と定められ、上記の2つの方針を遂行するためにも、南洋華僑を主な対象とすることが強調されている。

⁵⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第5画像目)、大日記甲輯「対華僑宣伝方針に関する件」、1938年(防衛省防衛研究所)。

⁵⁶ 1936年8月7日、広田内閣の五相会議で対外問題を中心とする重要国策が決定された。根本国策が「外交国防相まって東亜大陸における帝国の地歩を確保するとともに南方海洋に進出発展するに在り」とされ、南方進出が重要国策として決定された。

宣伝内容については、次のように具体的に定められている⁵⁷。

(イ) 我国ガ与国一致不動ノ決意ヲ以テ如何ナル犠牲ヲ払フモ、事変所期ノ目的ヲ達成セザレバ己マザルコト。

(ロ) 支那ノ国力充実ヲ過信シ、日本ノ実力ヲ輕視シタルコトノ錯覚ナルコト。

(ハ) 支那ノ長期抗戦ハ従ニ人民ヲ塗炭ノ苦ニ陥レ、支那ヲ崩壊ニ導キ且赤化ノ惨禍ヲ蒙ルニ過ギザルコト。

(ニ) 戦局ノ真相及北支、中支並ニ厦門其ノ他南支沿岸島嶼ニ於ケル明朗化ノ実情ヲ紹介スルコト。

(ホ) 蔣政権ガ没落ニ瀕シツツアル一方、新政権ノ興隆シツツアル事実ヲ示スコト。

(ヘ) 華僑ノ送金等ニ依ル蔣政権ノ援助ハ、何等華僑ニ利益ヲ齎スモノニ非ザルコト。

(ト) 前諸所ノ宣伝ニ依リ華僑ヲシテ新政権支持ニ導クコト。

ここに掲げられた7つの宣伝内容のうち、(イ)では、「与国」における親日政権との提携したうえで「如何ナル犠牲ヲ払」っても、日中戦争を速やかに解決したいと考えた日本の決意が窺える。また、(ハ)(ホ)(ヘ)では、経済的利益を求める華僑の心理を動揺させるため、「日本ノ実力」、戦争の長期化に伴う物的質的損失、華僑送金の損失などの経済的宣伝内容が取り上げられている。そして、(ニ)では、東南アジア華僑と彼等の故郷との紐帯に注目し、南洋華僑を安心させるため、大部分の華僑の故郷である広東省、福建省を含む「厦門其ノ他南支沿岸島嶼」に関する状況の紹介という内容になっている。

1938年5月に、日本軍は対中沿岸封鎖政策の一環である厦門攻略作戦を実施し、福建及び広東を制圧しようとした。多くの華僑の出身地である厦門が占領されたことを背景に、当時、華僑の抗日態度を高めるため、重慶国民政府は華僑の郷里に残された祖先の祠堂、田園、墓地が日本軍によって破壊されたと宣伝していた。それに対応するため、華僑の敵愾心及び先入的印象を払拭することは、極めて重要である。

宣伝措置については、さまざまな宣伝媒体が取り上げられている。ラジオによる宣伝

⁵⁷ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第6画像目)、前掲資料。

では、既存の東京、台北、上海の3カ所の放送局を強化するほか、福建方面向けの廈門放送局を開始するとされている⁵⁸。その4カ所の立地をみると、ラジオによる宣伝は、主には中国国内に限られていたことが推測される。特に「廈門」が新設されたのは、日本の植民地である台湾と、多くの華僑の出身地である廈門との地理的・歴史的関係を利用しようとしたという目的を読み取ることも可能である。

また、新聞による宣伝を見ると、活動の範囲が廈門だけでなく、南洋まで拡大され、それらの地域の既存の新聞社の買収、日本の発行する新聞及び各地にある同盟通信社の強化などの措置が示されている。同時に、写真、映画、雑誌などのプロパガンダ措置も利用するとされている⁵⁹。

そして、(ハ)の「本国支那人ヨリ華僑ヘノ通信ヲ利用ニ努メ我ガ出先各機関ハ此等支那人ノ内面指導ヲ行フコト」、(ホ)の「華僑ト密接ナル関係ヲ有スル親日支那要人ノ利用」、「南洋主要地ニ新政権支持日支合作等ヲ目的トスル華僑団体ノ結成ヲ工作スル」こと、つまり華僑の地縁・血縁関係の利用、その人的ネットワークを通じての宣伝工作を展開すべきことが主張されている。それ以外の人的手段としては、「民間各種団体」の利用に言及された。それらの団体による宣伝については、内容が客観的事実の範囲に限られ、「徒ラニ華僑ノ反感ヲ買フガ如キ記述」や「刺戟的の字句ヲ使用」を回避するようにとする注意が促されている⁶⁰。

最後に、これらの工作の一元性を確保するために、「台北、上海、香港、廈門及南洋各地出先機関ト中央トノ連絡及相互間ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルコト」が定められ、網羅的かつ緊密な連絡の必要が強調されている。これは、華僑を対象とする宣伝工作に対する日本政府、軍部の強い関心を反映していたと考えられる⁶¹。

この公文書は、「対華僑宣伝方針」と名付けられているとはいえ、単なる宣伝方針に留まらず、政治工作、外交工作などもここに含められていたと言ってよいだろう。しかし、1938年に陸軍がまだ「北進」を主張していたことと、送付先がほとんど陸軍関係の機関であり、外務省のことに言及されなかったことから、この「方針」は、基本的に陸軍が

⁵⁸ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第6画像目)、前掲資料。

⁵⁹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第6画像目)、前掲資料。

⁶⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第7画像目)、前掲資料。

⁶¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第7画像目)、前掲資料。

主導権を握っていた中国に限られていたことが推測される。

1938年10月21日に陸軍が海軍の協力のもとで広東を攻略・占領した。翌29日に陸海外3相会議では、「南支作戦に伴う政務処理要綱」が決議された。この要綱によると、1938年7月近衛内閣が組織した「対支特別委員会」⁶²は、陸海外広東連絡会議と協力しつつ、広東新政府を成立させ、経済建設には中国人を利用すること、とくに華僑に対し「反蔣親日的ニ指導シ我対南支策ニ寄与セシムルト共ニ対南洋貿易ノ振興ヲ図リ以テ不足資源ノ獲得ヲ容易ナラシム」⁶³ことが示されている。それまでの華僑政策に比べ、華僑政策の目的に「不足資源の獲得」が加えられたことは注目に値する。このように華僑問題が陸海外3相会議で決議されたことは、華僑政策が政府・軍部の連携によって実施されるべきという認識を明示している。

1938年11月3日に近衛内閣は「東亜新秩序」声明を発表し、日本、中国、満州を中心とする広範な地域としての「東亜」に新しい秩序を建設するという方針を示した。この「東亜新秩序」を建設するためには、ますます日中戦争の決着が必要であり、加えて華僑政策は、日中戦争の解決に向けても、強化されなければならない課題となるに至った。

更に、1938年12月25日に、陸軍参謀本部によって「対華僑機関新設ニ関スル件」⁶⁴が決定された。この「対華僑機関新設ニ関スル件」では、それまでの日本の華僑政策の問題点が2つ指摘されている。第一の問題点は、日中戦争開始の後、華僑政策の重要性が認識されつつも、具現化しなかったことである⁶⁵。この問題点は、1937年「対日経済圧迫対策ニ関スル件」と1938年6月「対華僑宣伝方針」に見られる。確かに、日本政府・軍部は、日中戦争を速やかに解決するためには、重慶国民政府から華僑を切り離し、華僑の協力を獲得するのが重要な課題だと認識していたが、大部分の華僑が居住する東南アジアには影響が及ばないという状況のなかで、どうにかして、外交工作、宣伝工作を

⁶² この機関は、新中央政府樹立に関する対中謀略実行機関として位置づけられた。

⁶³ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B02030524600（第3画像目）、支那事変関係一件 第四巻、「重要国策関係（支那事変中）/19）南支作戦に伴う政務処理要綱、漢口方面政務処理要綱（陸、海、外大臣間決定）」、1938年（外務省外交史料館）。

⁶⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B02030559900、支那事変関係一件 第十九巻、「対華僑機関新設ノ件」、1938年（外務省外交資料館）。

⁶⁵ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B02030559900（第5画像目）、前掲資料。

行う以外の方法を持たなかった。さらに、東南アジアにおいては、日本の宣伝機関が存在せず、華僑の世論が重慶国民政府によって支配されていたという問題もあり、実際のところ、宣伝工作の展開が困難を極めていたことが伺える。

第二の問題点は、華僑問題について陸海軍省・外務省・台湾総督府が個別に研究・調査してきたが、連絡が円滑でなく、施策に統一性が欠けていたことである⁶⁶。「対華僑宣伝方針」は、政府及び陸軍を中心に作成されたものであった。また、樋口が明らかにしたように、1934年から、海軍は、華僑への働きかけを開始し、1938年3月の中華民国維新政府の成立後、その政府を経済的に支援し、華僑の言論機関の利用による彼等の心理面に働きかける工作、華僑の生活に直結する物理面への工作、華僑郷土の安定化に対する工作、商埠地に在外公館の急設によって華僑の居留国・郷土間の往復を簡易にする工作、といった4つの工作を展開していたことである [樋口 2000 : 4]。

これら2つの問題点を指摘した上で、陸軍参謀本部の同上文書は、日本側の各機関との協力の必要性及び現地植民地政府との協力の必要性を示しながら、華僑工作機関の整備、華僑施策の統一、中国側のプロパガンダに対抗する日本側のプロパガンダの強化を主張している。施策の方針としては、華僑政策についての統一研究・管掌機関の不備を改善するため、1938年12月16日に新設した興亜院⁶⁷のなかに、中央機関を設営するとされた。この機関の下で、台湾、広東に出先機関を設け、南洋方面にも責任者を置き、華僑政策の実施を強化・促進することが決められている。また、華僑工作は、地域によって担当機関が異なり、福建に対する華僑工作は台湾機関が担当し、南洋華僑に対する華僑工作は要地に配置された華僑工作専任者が、中央機関の下で現地領事館と協力しながら担当することとなっている⁶⁸。このように、華僑政策に関する諸機関間の連絡が円滑でなく、施策に統一性が欠けているという課題を克服するために、陸海軍省、外務省とは別に興亜院が登場したのである。ただし、興亜院が華僑政策の掌握機関とされたものの、多くの陸軍出身者が興亜院の主要なポストを占めていた事実を鑑みて、実際には

⁶⁶ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02030559900 (第5画像目)、前掲資料。

⁶⁷ 興亜院は、戦時日本の中国占領地における行政を総括し、政策策定、経済開発、思想文化統制などを目的に設置された機関である。1942年まで4年足らずの間に存在した機関である。

⁶⁸ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02030559900 (第6～7画像目)、前掲資料。

陸軍が華僑政策の展開における主導権を手にしていたと言ってよいだろう⁶⁹。

また、華僑政策は、中国と南洋では、それぞれのパターンで展開されるべきとされている。中国における華僑政策は、大部分の華僑の出身地である広東、福建を中心に、台湾及び広東に担当機関を設けることで行われ、一方、南洋では、担当機関ではなく、華僑工作の責任者を配置し、領事館＝外務省の協力を得ながら展開されることとなっている。

1938年末に華僑に関する事件が発生した。重慶国民政府の元行政院長の汪兆銘が、1938年1月ごろから陸軍及び民間レベルで行われてきた汪兆銘工作に応じ、1938年12月18日に重慶を脱出し、ハノイに向かったのである。翌1939年3月に汪の秘書であった曾仲鳴がハノイで暗殺される事件が起こると、生命を守るため、汪は日本の協力でハノイから上海に行った。1939年5月から陸軍は、汪兆銘を新中央政権の中心人物として戦争収拾を図るという汪兆銘工作により積極的に取り組んだ。日本は、孫文の正統な後継者である汪兆銘の協力のもと、国民党の基盤を奪うと同時に、東南アジア華僑を掌握することを期待した。そのため、汪兆銘の動きを受け、日本は華僑工作を汪兆銘政権樹立工作の一環としても展開するようになった [松浦 2010: 312-335]。

1939年6月21日に陸海軍は南洋華僑の主要な出身地である汕頭を攻略した。同日に興亜院、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、拓務省、商工省の関係庁連絡会議で、「支那ニ於ケル対華僑工作統制ニ関スル件」（以下は「対華僑工作統制」と称する）を決定した。

「対華僑工作統制」では、具体的な方針として、東南アジア華僑を重慶国民政府との関連から遮断し、「華僑ノ勢力特ニ其ノ経済的実力ヲ利導」し、新政府地域の建設に役立たせるとされた。そしてこれら2つの目的を速やかかつ有効に達成するため、統一的政策の実施及び中央政府の統制指導が必要であるとした。具体的には、興亜院、外務省、

⁶⁹ 当時の興亜院の人事について、陸軍中将柳川平助（1879-1945）は総務長官を務めたほか、政務部長は、陸軍少将鈴木貞一（1888-1989）と陸軍少将及川源七であった。また、それ以下の主要人物は、ほとんどが陸軍の出身である [本庄・内山・久保 2002]。

大蔵省、陸軍省、海軍省、商工省、拓務省から構成される関係庁連絡会議の設立が決定された。この連絡会議の運営は、次のように定められている⁷⁰。

- 一、本会議ハ興亜院、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、商工省、拓務省ノ主務課長及係官ヲ以テ構成シ興亜院政務部長之ヲ司会スルモノトス参謀本部、軍令部、内閣情報局ハ随時関係官ヲ本会議ニ出席セシムルモノトス
- 二、本会議ニ於テハ支那事变処理ヲ目的トスル華僑対策ニシテ支那現地ニ於テ実施スベキモノ即チ支那新政権ヲ指導シテ実施セシムベキ華僑ニ対スル諸工作及新政権地域ニ於ケル経済諸事業ニ対スル華僑資本ノ誘導ニ関スル諸工作ニ付審議決定スルヲ目的トス
- 三、関係庁ニ於テ前項ノ華僑工作ニ付立案シ又ハ意見ヲ有スルトキハ興亜院ニ対シ本会議ノ開催ヲ請求スルモノトス
- 四、本会議ニ於テ決定ヲ見タル諸工作ノ実施ハ興亜院現地機関主トシテ之ヲ行フモ興亜院現地機関存在セザル地域又他機関之ニ当ルコト適当ト認メラレタル場合ハ関係各庁ニ於テ分担実施スルモノトス。

「対華僑工作統制」では、興亜院、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、商工省、拓務省という主な7つの機関が、華僑工作に直接関与することとなり、さらに、それぞれの関係省に担当課の設置が決定された。このことは、華僑工作の規模の拡大を意味していた。また華僑工作の決定権については、陸・海・外3省ではなく、関係省連絡会議の掌中に置かれることとされた。しかしながら、連絡会議が関係省の主務課長及び係官からなり、随時に陸軍参謀本部、軍令部、内閣情報局が出席し、興亜院政務長官が司会を務めたことから見て、1938年12月に定められた興亜院の総括としての役割が若干低下したとはいえ、依然として重要な位置を占め続けていたことが窺える。また、連絡会議の権限は、「新政権」への指導を含む華僑政策に関するあらゆる工作と、「新政権」地域の経済に華僑の資本を誘導するための諸事柄を審議・決定することとされた。

続いて、1939年6月21日に華僑政策の審議・決定を担当する新設関係省連絡会議の第1回会議で、当面の対策が決定された。その内容とは、第一に重慶国民政府と在外華

⁷⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02030559100 (第2画像目)、支那事变関係一件第十九巻、「対華僑工作統制ニ関スル件」、1939年 (外務省外交史料館)。

僑との連繫を弱化させ、華僑の「新支那」建設に対する協力を引き出すことを目標とする華僑政策を容易に実施できる環境を醸成するために、宣伝工作を更に強化するとともに華僑工作の人事的連絡を整備することである。そして、第二に中国の「新政権」を指導し、華僑との経済的協力の準備を整えるとともに新政権に僑務委員会の設置を促進することが盛り込まれた⁷¹。

1939年12月から行われた第75回帝国議会擬問擬答集から、1939年末までの華僑工作が基本的に上記の内容に則して行われたことが窺える。この帝国議会の擬問擬答集によると、日中戦争以来、日本政府は日中戦争と日本国内外の状況の推移に鑑み、華僑在留国政府に、華僑の抗日運動及び各新聞の抗日的論調に対する厳重な取り締まりを求めた。また華僑に日本の「真意ト事変ノ真相ニ関スル認識ヲ是正」させるために、各国語の「パンフレット」画報を配布し、「南洋各地ニ於テ各国語ノ新聞ノ刊行、通信網ノ拡充、各国語ニヨル「ラヂオ」放送等ニヨル宣伝啓発工作」を行ってきた。そして、親日華僑と親日「中国政権」の利用によって、華僑の援蒋抗日態度を転向させ、華僑の送金及び帰国に対する「便宜斡旋ノ各種工作」を展開した⁷²。しかし一方で、華僑在留国政府当局との関係と重慶国民政府の宣伝によって、「未ダ真ノ事態ニ対スル認識ノ缺如スル」華僑がまだ多いのみならず、「華僑間ニ於ケル派閥党争ヤ彼等ノ面子ト云フモノ」のために、華僑工作の目的を達成することには一定の困難があることも認められた⁷³。

この第75回帝国議会では、華僑工作は「支那事変ノ処理、東亜新秩序ノ建設、我対外発展ノ為ノ堅実ナル基礎ノ確立及南方政策ノ実行上極メテ緊要」であるとされている⁷⁴。それまでの華僑工作を規定した文書と比較すれば、華僑工作と日中戦争の解決との関連性が引き続き強調されるとともに、華僑工作が1938年に提唱された「東亜新秩序」の建設及び南方政策の実行上に重要な位置づけられるに至ったことがわかる。華僑工作と日

⁷¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02030546800 (第3~4画像目)、外務省記録、A門 政治、外交、1類 帝国外交、1項 対支那国、「重要決定事項(其ノ二)」、1939年(外務省外交資料館)

⁷² JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02031357200 (第8画像目)、帝国議会関係雑件／説明資料関係 第五巻「第七十五回帝国議会擬問擬答集」、1939年(外務省外交資料館)。

⁷³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02031357200 (第8画像目)、前掲資料。

⁷⁴ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02031357200 (第7画像目)、前掲資料。

本の国策である東亜新秩序の建設との関係もまた、初めて公式な文書のなかに盛り込まれた。

また、華僑工作の主な目標は、「東亜ノ新事態ト我方ノ真意ヲ確認セシメテ援蔣態度ヲ拋棄シ近ク成立スベキ支那新政権ト提携シ進ンデ東亜新秩序ノ建設ニ協力参与セシムルト共ニ華僑勢力ヲ利導シテ我對南方政策ノ実施ニ資セシメントスルモノ」であると示されている⁷⁵。

さらに同第 75 回帝国議会の 1940 年 2 月 15 日の会議では、有田外務大臣演説のあと、山本厚三⁷⁶衆議院議員・政府委員が、華僑問題及び日本の華僑政策についての発言を行っている。山本は、まず、華僑問題が、日本の「對外經濟發展乃至東亜ノ新秩序建設ニ付テモ重大ナル影響ヲ与ヘテ居ル」と強調し、また華僑の抗日行為、援蔣行為を絶することが、日本の差し当たりの問題であると指摘したうえで、華僑政策について以下のよ

華僑ヲシテ将来日本トノ關係ヲドウ云フヤウニサセルカト云フ点カラ見マスレバ、今ノ如キ方策ハ唯差当リノ問題デアリマス、唯将来ハ或ハ是ト協調シテ行テ、サウシテ日本側ノ目的ヲ達スルノデアルカ、或ハ場合ニ依レバ、之ヲ排撃シテ、之ニ代ルモノヲ持ッテ来テ、之ヲ日本ノ政策ヲ実行スル上ニ有利ニ利用スルカ、斯ウ云フ点デアリマスガ、色々複雑ナル事情モアリマスルノデ、私共ハ極ク特殊ナ政治的ナ地域ニ於キマシテハ已ムヲ得ズ華僑ヲ弾圧スルコトニ依ッテ、之ニ代ルモノヲ作ルト云フコトモ必要デアラリマセウガ、全般的ニ申シマスレバ、此ノ華僑ガ援蔣ナリ其ノ他ノ行為ニ没頭シテ、サウシテ日本側ノ真意ヲ諒解シ、又東亜新秩序建設ナラ建設ト云フモノノ真相ヲ能ク理解シテ、協力サシテ行クト云フコトガ、必要デハナイカト云フヤウニ考ヘテ居リマス、ソ

⁷⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. B02031357200 (第 7 画像目)、前掲資料。

⁷⁶ 山本厚三 (1881-1950)。北海道出身。立憲民政党に属した衆議院議員。浜口内閣時代に鉄道参与官、第 73 会帝国議会から建議委員会議のメンバーを歴任した。

⁷⁷ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. B02030016900 (第 36 画像目)、帝国南方政策関係一件 (第一次有田声明ヲ含む)、「第七十五議会ニ於ケル有田外務大臣演説及質疑応答 昭和十五年二月」、1940 年 (外務省外交史料館)。

レガ為ニハ華僑ノ在住スル現地ニ於ケル工作モ必要デアリマスガ、其ノ故郷デアリマスル所ノ支那、殊ニ広東トカ或ハ汕頭付近ヲ中心トスル支那ノ彼等ノ郷關ニ於ケル日本側ノヤリ方其ノモノモ、之ニ極メテ重大ナル關係ヲ持ツノデアリマス、是等ノ両方ノ観点カラ致シマシテ、色々ナ方面ニ於テ種々工作致シテ居リマスル。

ここで山本は、華僑政策が差し当たりの問題であるという認識を示したうえで、華僑を協調させるか、それとも排除するのかという選択肢を提示している。山本によれば、特殊な地域においては、やむを得ず華僑を弾圧するかもしれないが、全般としては華僑に日本の「真意」及び東亜新秩序の建設の「真相」を理解させ、協力させることが必要であること、それとともに華僑の在住地における工作と彼等の故郷における工作との連携を図ることが重要であると主張している。この発言が帝国議会の議事の中で述べられたことを考えれば、ヨーロッパで開始した戦争に伴う国際政治情勢において、1939年6月に策定された華僑政策が新情勢に対応し得るかどうかということは、山本自身だけでなく、日本政府の問いであったと推測される。

これまでのところをまとめるならば、日中戦争開始後から1939年末まで日本の華僑政策に大きく推移していた。日中戦争が開始した1937年の時点では、華僑は日本に対抗する相手として認識され〔籠谷 2000〕、華僑政策は経済的側面から捉えられ、「対日経済圧迫対策」の一部としてしか位置づけられていなかった。日本政府自身は具体的な対応策などを出さず、さらには華僑政策を国策団体である南洋協会に委託していた。日中戦争の長期化に伴い、日本は日中戦争を解決するための華僑問題の重要性をより認識するようになり華僑の協力の獲得を重視するようになったが、欧米諸国の支配下に置かれていた東南アジア華僑に対し、外交工作以上のことはできなかったのである。こうしたことを背景に、華僑政策の具体策は、結局のところは宣伝工作に留まっていた。1938年末、近衛文麿が「東亜新秩序」構想を発表したことによって、日本・中国・満州を中心とする「東亜」というイメージが形成されつつあった。来るべき新しい新秩序の形成に向けて、華僑政策は大きく変化した。華僑政策は統一的に組織され、対策の規模が拡大されたために、陸海外3省で統一的な政策が組織されるようになったばかりでなく、他の省庁も関与するようになった。加えて、1939年9月にヨーロッパで戦争が開始した後の国際情勢の変動に対応するために、同年半ばになると、華僑政策の改定が必要となった。

第2節 日本の北部仏印進駐からアジア太平洋戦争開始までの華僑政策—現地政権を通じての統制と協力確保の試み

1938年より日中戦争が中国全土に拡大したことともない、中国における権益を阻害されたアメリカは、1939年1月以降、対日経済制裁を実施し始めた。同年7月26日には日米通商航海条約の廃棄を通告した。重要物資確保の必要に迫られるなかで、1939年9月にヨーロッパで第二次世界大戦が勃発した。その後、オランダが1940年5月に、フランスが翌6月にドイツに降伏した。

日中戦争と自給的経済圏の確立を目指した東亜新秩序が行き詰まるなか、蘭印と仏印の宗主国であるオランダ、フランスがヨーロッパで敗北したことによって権力の空白域となった蘭印、仏印を奪取できれば、日中戦争の早期終結と東亜新秩序の建設が可能となる。こうした国際政治的変動を背景として、1940年7月26日に近衛内閣は閣議で基本国策要綱を決定し、大東亜新秩序の建設を挙げた。大東亜新秩序建設の基本的方針は、「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亜ノ新秩序ヲ建設スルニ在リ」であった〔外務省1965：436〕。翌日7月27日になると、大本営政府連絡会議で「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」（以下、「時局処理要綱」）が決定された。

「時局処理要綱」では、「南方ニ於ケル其ノ他ノ諸邦ニ対シテハ努メテ友好的措置ニヨリ我工作ニ同調セシムル如ク施ス」ことなどが盛り込まれた一方で、「支那事変処理概ネ終了セル場合ニ於テハ対南方問題解決ノ為内外諸般ノ情勢之ヲ許ス限り好機ヲ捕捉シ武力ヲ行使ス」という「対南方武力行使」について明記された〔外務省1965：437-438〕。対南方武力行使とはすなわち、好機に武力を行使し、「南方問題」を解決することによって日中戦争を終結に導くという構想である。さらに同日、松岡洋右外相はこの要綱中の外交方針とは大東亜共栄圏の確立を図ることであると説明した。

このように「時局処理要綱」のなかで「南方問題」が明確に「支那問題」と結びつけられたことから、南方問題が重要な政策課題となったことが示された。これまで南方問題については、企画院内に設置された時局経済対策委員会で検討されていたが、1940年7月31日に南方問題の研究及び関係省庁との連絡を図る目的に企画院第5委員会が新設された。また、同年11月13日には、外務省に南洋局が新設された。つまり、経済と外交の両面から南方問題に対応する体制が整えられていったのである。

1940年8月16日の閣議では、企画院第5委員会が作成した「南方経済施策要綱」が、日

本の対東南アジア進出の基本方針として決定され、以後の南方経済政策を経済面から規定することとなった。

その「要綱」は、南方地域における大経済圏の建設を訴え、日本の軍事的資源的要請を考慮しながら、南方地域への政治的影響力の扶植に努めるという方針と、そのための経済進出と物資確保の方法を挙げた。また、こうした南方政策を考える際に、東南アジアの経済を支配する華僑に注目することが不可欠であるという姿勢が示され、華僑問題に対しては、「華僑ノ動向極メテ重大ナルニ鑑ミ大局的見地ニ立ち之ヲ指導ス」と明記された〔石川1979：16〕。

この「南方経済施策要綱」それ自体は、華僑政策を直接的に規定するものではなかったが、「大局的」な南方問題、すなわち大東亜共栄圏に華僑問題を結び付ける認識が示されたことに関して言えば、上述した第75回帝国議会で示された華僑工作の位置づけの延長線にあったと言ってよい。「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」で「南方問題」が「支那問題」＝日中戦争と結びつけられたことにより、それまで日中戦争と結びついた華僑問題はさらに重要な課題へと昇格し新たなイメージを伴って捉えられるようになった。籠谷が指摘したように、日本政府が「大東亜共栄圏」という「地域主義」的概念を創造したことによって、華僑は「大東亜共栄圏」という「地域主義」の担い手のひとりとして認識されるようになったのである〔籠谷2000〕。

華僑問題に対する日本の認識がこのように変化した背景には、日本がそれまでの華僑政策を変えざるを得なくなったことが挙げられよう。1941年7月10日に関連機関の次官会議では、「支那ニ於ケル対華僑工作統制ニ関スル件」が廃止され、その代わりに「華僑対策要綱」が制定されている。

国策として位置づけられるようになった「大東亜共栄圏」構想に応じ、「華僑対策要綱」の方針は、「支那事変処理ニ資スルト共ニ帝国ノ対南方政策ノ遂行ニ寄与セシムル為東亜共栄圏内ニ於ケル華僑ヲ利導シ漸次援蔣ヨリ之ヲ引離スト共ニ帝国ノ東亜共栄圏内樹立工作ニ協力セシムル如ク中央現地脈絡一貫活潑積極的ニ対策ヲ遂行ス」⁷⁸とされており、日中戦争の解決に対する華僑の役割を再び確認するとともに、華僑問題が「南方政策」に結び付けられた。また、「南方政策」を遂行するため、また、中央＝日本と現地間の一

⁷⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03025363000（第1画像目）、各種情報資料・主要文書綴（一）、「雑 華僑対策要綱ニ関スル件」、1941年（国立公文書館）。

貫した華僑政策としては、重慶国民政府から東南アジア華僑を切り離すことと、華僑を東亜共栄圏の建設に協力させることが決定されている。

こうした方針に沿って、以下のように華僑政策の要綱が策定された⁷⁹。

一、華僑工作ノ地域的重点ハ先ツ仏印泰ノ華僑ニ指向シ帝国ノ勢力伸長ニ照応シ漸次他ノ地 域ニ対シ之ヲ強化スルモノトス

二、工作ニ当タリハ華僑問題ノ重点ガ経済問題ニアルコトヲ願念シ宣伝、政治並経済上ノ施策ヲ実施ス但シ帝国对外政策ト密ニ吻合セシムルト共ニ在住地ノ環境、華僑ノ特性向等ニ即応シ時期、順序、方法等時宜を得ル如ク措置スルモノトス

三、支那ニ於テハ現地工作促進上必要ナル政治的基本条件ノ確立ニ努ムルト共ニ支那側ノ華僑施策ヲシテ帝国ノ夫ニ吻合セシムル如ク指導シ以テ一元的施策ノ促進ヲ期スルモノトス

四、施策ノ一元性並ニ継続性ヲ保持セシムル為日本側関係各機関ノ相互連絡ヲ一層緊密ナラシムル如ク左ノ措置ヲ講ス

(イ) 中央ニ於テハ協議会ヲ設置シ、外、陸、海、興亜院其ノ他関係各庁係ニ於テ隨時工作方針、方策ノ協議並情報ノ交換ヲ行フコトシ該連絡事務ハ外務省之ヲ担当スルモノトス

(ロ) 支那ニ於テハ国民政府ノ行フ華僑工作ノ指導ハ南京大使館之ニ当リ其他ハ興亜院現地機関主トシテ之ヲ行フモ興亜院現地機関存在セサル地域及他機関之ニ当ルコト適当ト認メラレタル場合ハ関係各庁ニ於テ分担実施スルモノトシ主要地点ニ関係機関係官ヲ以テ構成スル協議会ヲ設置シ該協議会ハ南京大使館ト緊密ナル連繫ヲ保持ス

(ハ) 南洋ニ於テハ陸海軍側ト協議ノ上外務機関之ヲ行フ

以上の要綱によると、(一) では、仏印とタイが華僑政策の重点的地域として位置づけられ、日本の勢力の伸張に伴い、華僑政策の対象となる地域も拡大することが定められた。1940年9月に日本軍が進駐した仏印と、親日政府が存在するタイが日本の勢力圏に

⁷⁹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03025363000 (第2~3画像目)、前掲資料。

既に置かれたことを考えると、ここで重点的地域とされたのは当然であった。(二)では、華僑政策が経済、政治、宣伝の3つの工作によって担われること、そのなかでもとりわけ経済工作が重視されるという方針を読み取ることができる。経済工作に重点を置くという方針は、政策的側面から、1940年8月16日の閣議で決定された「南方経済施策要綱」が影響を与えていると考えられる。「南方経済施策要綱」では、「経済的大東亜共栄圏ノ完成」が目標として挙げられ、「経済的大東亜共栄圏」は、東南アジアに重心を置き、「各地域ノ施策ハ皇国ノ軍事的資源的要求ヲ基礎トシ内外ノ情勢ヲ顧慮シテ緩急ソノ序ニヨリ適宜之ヲ行フ」こととなっていた。また、1940年9月3日の「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」においても、「世界新秩序ノ進展ニ伴フ経済圏発生ノ必然性」が指摘されている[石川 1979: 594]。生産力が拡充されない日本の経済状態を脱却し、軍需物資を取得するために、当時の東南アジアの経済に重要な位置を占めていた華僑の協力及び資本を利用することは不可欠であるとされたのである。対策を展開する際には、外交政策の方針を念頭におきつつ、現地状況及び華僑の動向に即した時期と順序、そして方法に配慮することとされている。

(三)では、南京国民政府の勢力を強化し、南京国民政府側の華僑工作と日本のそれを一元化する必要があると述べられている。それまでなかった日本と親日政権の華僑工作の「一元化」という文言からは、南京国民政府、特に汪兆銘に対し南洋華僑の掌握を期待するという日本の姿勢が読み取れる。そして、(四)では、1938年に確定した指導上の統一という方針を実際に実現するため、華僑政策に関与する外務省、陸軍省、海軍省、興亜院とその他の関係機関から構成される「協議会」の設置が決定され、この協議会において、華僑政策の方針、方策についての協議と情報交換を行うとされた。連絡事務を担当する機関として、それまでの興亜院に代わり、外務省が登場することとなった。華僑政策に関する公式文書のなかに、外務省の役割が初めて取り上げられたのは、1938年12月の「対華僑機関新設ニ関スル件」であった。その後の1939年「対華僑工作統制」で、その役割は陸海軍省と並ぶようになった。また、1941年4月17日に行われた第18回連絡懇談会では、杉山参謀長が、華僑工作に関して、「現下ノ情勢上之ヲ推進強化スヘキ最モ適當ナル好機ナリ外務省ハ折角本工作ノ推進ニ勉メラレ度」と述べ、華僑政策における外務省の役割を主張している[参謀編著 1977: 197]。その結果、1941年7月の「華僑対策要綱」で、外務省が連絡事務担当機関として指定されるに至ったと考えられる。

さらに、地域別の華僑政策の要綱が決定されている。中国では、華僑政策における指

導権を日本大使館が持つ一方で、その他の地域では興亜院が担当することになった。ただし、興亜院の機関が設置されていない地域においては、現地の状況に即した省庁が担当するとされた。主要地域の華僑工作は、特定の省庁ではなく、関係省庁の協議会を設け、協議した上で決定するとされた。ただし、南洋に関しては、陸海軍省との協議を踏まえたうえで華僑工作の実施機関は外務機関に定められた。

この要綱で出された方針を基本的枠組みとしたうえで、さらに施策要領では、中国方面と南洋方面に分けた対華僑工作の内容が決定された。

中国方面に関しては、(イ) 特に華僑の故郷である華中・華南の政治、経済に対し、できる限り現地人の自由活動を許すこと、特に華僑経営企業及び投資、送金に便宜を給与し、「国民政府」(南京国民政府)に協力する必要と利益性を理解させる、(ロ)「国民政府」の僑務委員会を主体とし、中央・地方の密接な連携の下で、施策の統一を確保するように措置をとる、という二点が指摘されている。

一方、南洋方面については、さらに具体的な内容が示されている⁸⁰。

(A) 経済工作

- 1、我方所要物資ノ獲得並我方トノ取引関係ヲ緊密ナラシムル為有力華僑ト連携ヲ計リ更ニ進シテ現地ニ於ケル企業ノ日支提携並占領地ヘノ企業進出ヲモ促進ス
仏印泰ニ於テハ右目的ノ為華僑商業団体ノ指導操縦或ハ新商業団体ノ育成ヲ計ル
- 2、我カ方勢力圏ヘノ華僑送金及資金ノ逃避ニ便宜ヲ与フル為メ信局及銀行ヲ指導、整備ス

(B) 政治工作

- 1、重慶側ノ華僑工作組織及宣伝ノ破壊切崩ヲ目的トシ (一) 各地華僑団体ノ抗争ノ激化 (二) 有力団体ノ懐柔 (三) 重慶側工作員ノ抱込ミ等ヲ行フト共ニ (四) 我方工作団体ヲシテ有力適切ナル対重慶抗争ヲ開始セシム
- 2、我方 (国民政府ヲ含む) 工作組織ノ編成拡充ヲ計ル為 (一) 有力工作団体ノ結成 (二) 工作ノ外廓団体タル学校其他有力文化団体ノ獲得経営等ヲ行フ
- 3、仏印泰ニ於テハ重慶側工作ニ対抗シ積極的態度假ヲ以テ臨ミ確乎タル地盤ヲ獲

⁸⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03025363000 (第5~7画像目)、前掲資料。

得スルコトヲ目的トシ其他ノ地方ニ於テハ治下準備工作ニ主眼ヲ置ク

- 4、仏印泰ニ於テハ官憲ヲシテ排日ノ徹底的取締ヲ実施セシム
- 5、国民政府ノ工作ヲ容易ナラシムルカ如キ外交的援助ヲナス

(C) 宣伝工作

- 1、(一) 日本ノ国力紹介 (二) 東亜ノ解放 (三) 枢軸国側ノ優勢 (四) 重慶政
権ノ内実ナラナ並政策ニ対スル批判等ヲ主要題目トス
- 2、仏印泰ニ於テハ情勢ノ進展ニ依リテハ更ニ建設的宣伝ヲモ行フ
- 3、仏印泰以外ニ於テハ前項 (三) (四) ニ重点ヲ置ク
- 4、右ノ目的達成ノ為 (一) 通信網ノ拡充 (二) 新聞雑誌映画ノ利用 (三) 「ラ
ヂオ」宣伝 (四) 日本及支那視察団ノ誘致等ニ努ム

この内容について、詳しく見ていきたい。まずは経済工作に関して、ここでは2つの
具体策が決められている。第一に、必要物資の獲得及び日本と華僑との取引の緊密さを
強化するため、有力華僑との連携を図りつつ、また現地の企業との提携及び占領地への
日本企業の進出を促進することである。第二に、日本の勢力圏への華僑送金・資金の逃
避に便宜を与えるため、各金融機関を指導・整備することである。これらの2つの点か
ら、南洋華僑に経済的な協力・連携関係を求めたいという希望と、華僑の送金・資金を
誘致することにおいて、南京国民政府が一定の役割を果たしてほしいとする期待が窺え
る。

政治工作に関しては、第一に、重慶国民政府の華僑工作組織及び宣伝に対抗するため、
華僑団体の競争を激化させること、華僑の有力団体の懐柔、重慶国民政府の華僑工作員
の「抱込み」を図るという方針が提示されている。また、日本が華僑工作団体を組織す
ることによって、重慶国民政府と対抗しようとする姿勢が示された。第二に、日本側の
華僑工作団体を組織・拡充するために、有力な工作団体を結成し、その団体の活動を促
進するのに現存の学校・文化団体の獲得・経営を行うこと、そして第三に、南京国民政
府の華僑工作に支援することが示されている。

宣伝工作については、既存の通信網、映画、ラジオ、新聞を通じて、従来の内容であ
る日本の国力の紹介、重慶国民政府の政策への批判のほか、大東亜共栄圏構想に盛り込
まれている「アジア解放」という日本の使命、1940年9月27日に締結された日独伊三
国同盟＝枢軸国側の優勢という新しい内容も加えられた。経済工作、政治工作、宣伝工

作はそれぞれ緊密に連携したものであるものの、とりわけ経済工作の優先度が高いとされた。そして、その円滑な実施のために政治的基盤を整備することと、日本の「使命」に関するプロパガンダを行うことが、経済工作と表裏一体の関連として考えられるようになったのである。

まとめるならば、アジア太平洋戦争が開始される前まで、華僑政策の基本構想の力点は、重慶国民政府から華僑を離反させ、日本に協力・同調させることにあった。大東亜共栄圏の建設についての声明が出された一方で、東南アジアにおける日本の勢力は、仏印とタイに限られていた。日独伊三国同盟に参加したとはいえ、日本はまだ本格的に参戦していなかった。こうした状況を背景に、英米との戦争を避けようとしながら、一定の基盤ある仏印・タイを戦略的拠点として、経済面で東南アジア、とりわけ仏印の資源を確保し、「大東亜共栄圏」樹立に華僑を協力させることで、軍事面で援將ルートを遮断することこそが日本の差し当たりの目標であった。そのため、東南アジア華僑の協力を確保するために日本は南京国民政府の協力を得ようとし、また外交政策と合わせながら、現地政権を通じて華僑政策の実施を図っていった。

第3節 アジア太平洋戦争開始後の華僑政策—軍政支配下での抑圧と利用

日中戦争の長期化に加え、1941年12月8日にはアジア太平洋戦争が勃発し、日本軍による南洋諸地域の占領が急務となった。1941年12月16日の閣議報告の「南方経済対策要綱」の「第一方針」では、東南アジアの対象地域を「南方甲地域」と「南方乙地域」に分けることが示された。「甲地域」とは、日本軍占領下に置かれた蘭印、英領マラヤ及びボルネオ、フィリピン、ビルマ、その他日本の占領地域、いわば軍政地域である。これに対し、「南方乙地域」は、タイおよび仏印であり、日本の間接支配下に置かれることとされた〔石川1979：524-526〕。

こうした状況の大転換に応じて、日本政府・軍部及び各地域に駐屯していた日本軍は、どのような華僑政策を定めていったのであろうか。

日米開戦を目前に控えた1941年11月20日、大本営政府連絡会議は「南方占領地行政実施要領」を決定した。このなかで「占領地ニ対シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戦軍ノ自活確保ニ資ス」と述べられ、三つの占領目的が定められている。このなかで、治安の回復が占領政策を遂行するうえでの前提となるとと

もに、最大の目的は重要な国防資源の獲得にあった。また、「占領地ニ於テ開発又ハ取得シタル重要国防資源ハ之ヲ中央ノ物動計画ニ織リ込ムモノト」されたほか、「国防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ為民生ニ及ホサザルヲ得サル重圧ハ之ヲ忍ハシメ宣撫上ノ要求ハ右目的ニ反セサル限度ニ止ムルモノトス」、「原住土民ニ対シテハ皇軍ニ対スル信倚觀念ヲ助長セシムル如ク指導シ其ノ独立運動ハ過早ニ誘発セシムルコトヲ避クルモノトス」とされているように、資源獲得のために、現地住民には重圧に耐えさせ、軍政を敷くことで独立運動を抑えていこうとする方針が明示されている。資源の供給地として「南方」を捉えることが必至だったのである〔防衛庁防衛研究所戦史1985：91-92〕。

要領の第9項に示された、諸民族に対する取り扱いのなかでは、「華僑ニ対シテハ蔣政権ヨリ離反シ我ガ施策ニ協力同調セシムルモノトス」とされ、対日協力に「誘引」する方向性が明らかにされている。これは、華僑の経済力を占領に利用しようという観点からの対策であったと考えられる。これに対応するように、大本営陸軍部が作成した1941年11月25日付の「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」においても、同じ要旨で「在外華僑ニ対シテハ蔣政権ヨリ離反シ我施策ニ協力同調セシムル如ク指導スルモ之ニ応セサルモノハ速ニ退去セシム」との基本方針が示されている〔防衛庁防衛研究所戦史1985：93-95〕。

さらに、アジア太平洋戦争が勃発した後、1941年12月28日、華僑の存在が最も大きいマラヤ・シンガポールの占領とその後の軍政を担当した第25軍によって、独自の「華僑工作実施要領」が作成された。「華僑工作実施要領」とは、占領過程を3段階に分けたうえで、華僑工作要領を示したものである。この「要領」では、まず、はじめに「趣旨」として「華僑ノ動向ニ重大ナル関心ヲ持シ之カ誘引工作ヲ以テ華僑対策ノ大部分ナリトセルハ既ニ過去ノコトニ属ス今次大戦ノ勃発ヲ契期トシテ特ニ占領地内ノ華僑対策ハ従来ノ誘引工作ニ比シ其ノ本質方向共ニ根本的転換ノ必要ヲ生セリ」と述べられている。つまり、華僑を「同調寄与」させることに主眼をおく「誘引工作」を否定したのである〔防衛庁防衛研究所戦史1985：287-289〕。

そのうえで、第一段階「占領直後ノ応急要領」で、5つの方針が挙げられている。第一に、「積極的誘引工作」は行わず、「彼ラ自ラヲシテ決セシメ服従ヲ誓ヒ協力ヲ惜シマザルノ動向ヲ取ル者ニ対シテハ其ノ生業ヲ奪ハズ權益ヲ認メ 然ラザル者ニ対シテハ断乎其ノ生存ヲ認メザルモノトス」と述べ、華僑が自ら協力する場合は優遇する一方で、服従の態度をとらない場合は、殺害処分を行う。第二に、巨額の拠出を命ずるまで金銭的拠出の勧説を行わない。第三に、自発的献金は受理する。第四に、彼等の利用を必要

とするときは命令をもってこれを促進し、その方法など、細かな点については彼等の自由に任す。第五に、排撃保護の何にも偏しない。

また、第二段階「第一期作戦終了直後ニ於ケル対処要領」では、第一に、マラヤ全体の華僑に対し、軍費及び最低 5000 万円の資金の調達を命ずる、第二に、全面的協力を誓わせる、第三に協力に参加しない華僑に対しては、財産の没収、一族の追放、再入国の禁止などの極めて強硬な処断で処理する、第四に全面的協力をする華僑に対し安居楽業を保護すること、という 4 つの方針が定められている。

そして、第三段階「将来ノ対処方針及要領大綱」では、第一に華僑の実力を重んじ、弾圧したり排撃したりするよりも全面的に利用する方向をとる、第二に財源対策として活用する、第三に開発、生産に資金参加を認める、第四に重慶国民政府覆滅の謀略に活用する、第五に南方全華僑を統率させる、という方針が示されている。

これらの方針から、第 25 軍は華僑に対して強硬な姿勢で臨み、服従しない者は処刑し見せしめにするることによって、華僑を黙らせ、服従させようとする狙いがあったと推定される。一方、英領マラヤ・シンガポール占領地の軍政に華僑の利用が不可欠であることと、特に第三段階で、マラヤ・シンガポール華僑に南方華僑を統率させるように命じていることから、第 25 軍が英領海峡植民地の華僑を如何に重視していたかが伺える。

明石陽至によると、第 25 軍の「華僑工作実施要領」は後に日本政府・軍部にも継承され [明石 2001 : 37-41]、それをもとに、1942 年 2 月 14 日の関係庁連絡会議で「華僑対策要綱」が新たに決議されるとともに、1941 年 6 月に決定された「華僑対策要綱」が廃止されることとなった。

この新たな「華僑対策要綱」の基本方針は、「華僑ヲシテ蔣政権ヨリ離反シテ速カニ我大東亜戦争完遂ニ積極的ニ同調寄与セソムル如ク施策ス」⁸¹と定められている。1942 年に入ると、戦局の拡大を背景に、日本にとっては、将来的な目標である大東亜共栄圏の建設よりむしろ、「大東亜戦争」を完遂することが最優先の目標となった。このため、それまでの華僑政策の方針・機構で、「大東亜共栄圏」の代わりに「大東亜戦争完遂」という目標が取り上げられるようになった。その目標を達成するために、華僑を協力・同調させることが全面に押し出されたのである。

⁸¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032971500 (第 1 画像目)、大東亜戦争関係一件／戦時中ノ重要国策決定文書集、「華僑対策要綱」、1942 年 (外務省外交史料館)。

この新たな方針に沿って、「要領」には次のような内容が定められた⁸²。

一、華僑対策ハ華僑ノ在住地ニ於ケル施策ヲ主トシ我方ノ把握ノ下ニ帝国々防
必需物資ノ培養並ニ取得ニ貢献セシムルヲ以テ主眼トス之カ為必要ニ応シ適宜
政治的圧力ヲ加ヘ我方ニ同調セシムルト共ニ既存ノ経済機能並ニ慣習ヲ活用シ
テ帝国ノ施策ニ積極的ニ協力セシムル如ク指導ス尚情勢ノ推移ニ従ヒ華僑ノ社
会的勢力ヲ逐次控制スルニ勉ム

二、占領地ニ於テハ帝国ノ行政ニ帰服同調セシムルヲ主眼トシ華僑ト支那本土
経済的連繫ハ我方指導ノ下ニ之ヲ保持セシムルモ支那本土トノ政治的連繫ハ反
蔣運動ノ外差当リ之ヲ遮断スルニ勉ム

三、仏印及泰ニ於ケル華僑施策ハ我方指導ノ下ニ当該政府ヲシテ之ヲ実施セシ
ムルモ必要ニ応シ帝国自ラ之ヲ行フモノトス

四、国民政府ノ對外華僑施策ハ帝国ノ領導下ニ差当リ仏印及泰ニ限定スルモノ
トシ民生上必要ナル経済的連繫ヲ保持セシムルヲ主眼トスル如ク指導シ政治、
宣伝其他ノ施策ハ国民政府指導上必要ナル限度ニ止ムモノトス

但シ泰ニ於テハ泰国政府ノ華僑対策ヲモ併セ考慮シ之ト同調セシムルモノトス

五、支那ニ於テ行フ工作ハ必要ニ応シ前各項ノ趣旨ニ副フ如ク実施ス

六、工作指導担任ハ

1、占領地ニ在リテハ各々其ノ担任地域ニ応シ陸海軍之ニ任ス

2、仏印及泰ニ在リテハ陸、海軍ト協議ノ上外務官憲之ニ任シ関係各機関之ニ協
力ス

3、支那ニ於テハ国民政府ノ行フ華僑工作ノ指導ハ南京大使館之に当リ其ノ他ハ
興亜院現地機関主トシテ之ヲ行ヒ（主要各地点ニハ関係機関係官ヲ以テ構成ス
ル協議会ヲ設置シ興亜院現地機関無キ地方ニ於テハ該協議会之ヲ行フ）南京大
使館ト緊密ナル連繫ヲ保持セシムルモノトス

「備考」

一、占領地ニ於ケル華僑ニ対スル取扱ハ本要綱ニ拠ル外「占領軍政実施ニ伴フ
第三国權益処理要綱」ニ基キ処理スルモノトス

⁸² JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B02032971500（第1~2画像目）、前掲資料。

ニ、従来ノ華僑対策ニ関スル機構及方針ハ之ヲ廃止ス

ここでの華僑政策とは、華僑の在住地、つまり「南洋」に施策の重点を置き、華僑を日本の把握のもと、国防上の必要物資の確保のために貢献させることに主眼が置かれている。この際に、物資獲得を主目的とする日本の政策には華僑の協力が不可欠とされたことから、必要に応じて政治的圧力を加えながら、華僑を日本と同調させることや、既存の経済機能及び習慣を活用し、これによって日本の施策に華僑を積極的に協力させることが強調されるようになったのである。

占領地においては、まずは華僑を日本の軍政に帰服・同調させることが重視され、そのなかで華僑と中国との関係は、経済的関係については日本の指導下に維持、発展させようとする一方で、政治的関係については遮断しようとするようになった。他方で、南京国民政府の役割は仏印とタイに限定され、さらに民生上必要な経済的連携の保持だけと認め、政治的施策、プロパガンダに関しては必要な場合にのみ限定される形となっている。

このように南京国民政府の役割に対する期待が低下した理由については、「華僑対策要綱」を決定した1942年2月14日に行われた第85回連絡会議の議事録から窺うことが可能である。同会議では、第二項「華僑ト支那本土経済的連繋トアルハ其ノ意味如何支那本土トハ支那全体ヲ含ムヤ南京政府管下ノミヲ意味スルヤ」という質問に対し、「大体ニ於テ南京政府トノ間ニ経済的連繋ハトラセルガ政治的連繋ハトラセヌ即チ経済的連繋ハ南京政府治下ノ地域トノ間ニテラセルト言フ趣旨ナルモ例ヘバ香港ノ地トシテ奥地ノ重要物資ヲ吸収サセルガゴトキ南京政府ノ威令ノ及バザル地域ニ連繋ヲトラセルト言フガ特殊ノ場合ハアルベキヲ予想シアリシカレ共政治的関係ハ一切ヤラセヌト言フ方針ヲ明確ニスルモノナリ」という回答がなされた⁸³。ここから、南京国民政府の影響力とりわけ政治上の影響力には限界があるという日本側の認識が明らかとなる。さらに日本軍の占領下におかれる甲地域では、直接的な華僑統制が可能となり、南京国民政府を介することなく、日本がより強硬な政策をとりうると考えられるようになったのであろう。

⁸³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C12120258500 (第3画像目)、大本営政府連絡会議議事録 其3 昭和17年1月10日～18年1月30日、「第85回連絡会議」、1943年、(防衛省防衛研究所)。

その結果、第四項に示されるように、南京国民政府の華僑工作は、その影響力が及ぶ仏印とタイに限定されるとともに、「民生上必要ナル経済的連繫」だけとなったのである。

これらの華僑工作の実施にあたっては、占領地と仏印・タイという2つのグループではそれぞれ異なった指導機関が担当することとなった。占領地では地域に応じて陸海軍が指導にあたる一方、仏印・タイでは、仏印当局及びタイ政府の主権を考慮した上で、陸海軍に加えて外務省も参加することになり、これら機関の協議の上で華僑政策が行われることとなった。加えて、南京国民政府の華僑政策は、南京国民政府が独自で行うわけではなく日本の指導が必要であり、日本の南京大使館、興亜院がその指導権を握るものとされた。この「華僑対策要綱」では、南洋での占領地が拡大されたため、中国及び陸海軍が占領していた地域における華僑政策をより重要視するようになったことが示されている。このため、これらの地域においては仏印とタイ以外では外務省及び南京国民政府の役割が低下するとともに、その代わりに陸海軍、興亜院がより大きな役割を果たすことが期待されるようになった。

この「華僑対策要項」の「備考」では、占領地の華僑に対し、「占領地ニ於ケル華僑ニ対スル取扱ハ本要綱ニ拠ル外「占領軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱」ニ基キ処理スルモノトス」と述べられている。ここで言及された「占領軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱」とは、「華僑対策要綱」より1ヶ月ほど前の1942年1月20日に、大本営政府連絡会議で決定され、第三国官憲及び第三国の国民の権益関係処理に関する大筋を定めたものであった。この要項では、「第三国トハ同盟国防共協定参加国及其他ノ中立国ヲ謂フ」と定義されたほか、「第三国人トハ第三国籍民及保護民ヲ含ムモノトス」と示されている⁸⁴。従って、「華僑対策要綱」と「占領軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱」からは、当時南京国民政府が日本に正式に承認されたために、華僑については第三国国民としての立場を与えられたと解釈できる。しかし、後者の(乙の二)では、「資源及施設ノ破壊等利敵行為ヲ為セル第三国人ノ権益ハ一切之ヲ認メス」とされているため、日本軍に敵対的な行為をとる華僑は第三国国民としての権益を否定されていた⁸⁵。

⁸⁴ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. B02032971100 (第2画像目)、大東亜戦争関係一件/戦時中ノ重要国策決定文書集、「占領地軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱(昭和17年1月20日連絡会議決定)」、1942年(外務省外交史料館)。

⁸⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. B02032971100 (第3画像目)、前掲資料。

1943 年に入ると、戦局がより激化したためか、あるいは 1942 年の「華僑対策要綱」が状況に因應されていたためか、政府の公式な華僑政策は公表されていない。しかし東條英機内閣総理大臣を総裁とする大政翼賛会⁸⁶の調査会第 10 委員会が、1943 年 5 月 10 日に日本政府に対して提出した「大東亜建設基本方策ノ具現並ニ之ニ対スル圈内諸民族ノ協力ヲ要スル事項及右確保方策ニ関スル調査報告書」には、華僑対策案が込まれている。

その「華僑対策案」の「根本方針」では、華僑在留地域の実情に応じ且日華基本協定と日華両民族の教睦の精神とに鑑み、華僑をして我が指導統制の下に大東亜共栄圏建設に協力せしめ、我に誠実を致す華僑の活動を保護し之を善用するにあり」と記されている。つまり、それぞれの華僑の在留地の実情及び日華基本協定に鑑みながら、華僑を、日本の指導・統制の下で大東亜共栄圏建設に協力させ、華僑の活動を保護する。この方針を実現する段階において、必要に応じ南京国民政府と連絡を取りあうことにより、華僑の転向を容易にし、効率よく中国人の人心を引きつけることに貢献する。

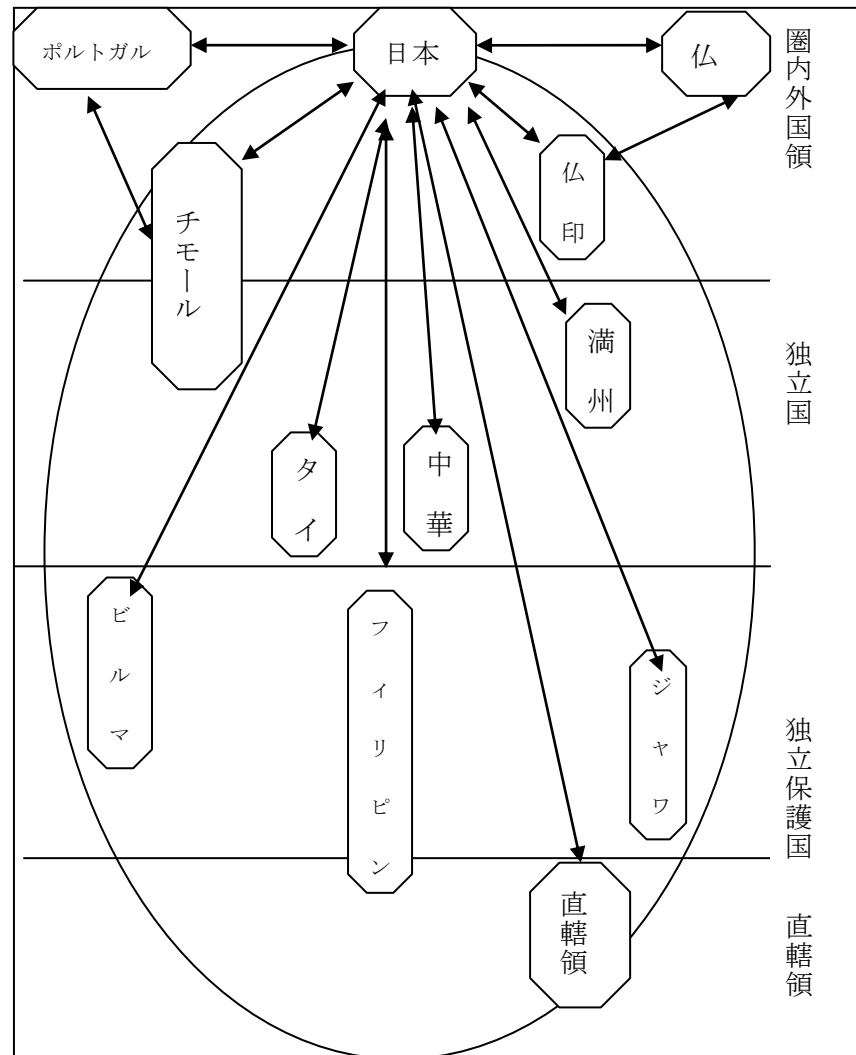
以下の図 3-1 の「大東亜新秩序」の内部的行政構図によると、「直轄領」は指導国である日本が直接的に領土として統治するものである。これに対し、仏印が属する「圈内外国領」は、外国の主権下にある植民地で、また「独立保護国」とはジャワ、フィリピン、ビルマを含め、保護条約により予め指導国の宗主権を認め、特に軍事・外交を宗主国に委ねるものである [山本 2011 : 22-23]。この「行政構図」は 1942 年のものであるが、1943 年 1 月 14 日、日本政府は大本営政府連絡会議において「占領地帰属腹案」を決定し、ビルマとフィリピンに独立を付与することになった⁸⁷。のちの 1943 年 5 月 31 日に御前会議で占領した南方諸地域に対する対策方針「大東亜政略指導大綱」が採択された。この方針では、「大東亜戦争完遂のため帝国を中核とする大東亜の諸国家諸民族結集の政略態勢を更に整備強化しもっと戦争指導の主動性を堅持し世界情勢の変転に対処

⁸⁶ 1940 年 10 月に近衛文麿総理大臣を中心に、新体制運動推進のために創立された組織である。首相を総裁とし、官僚・軍部・政党などから役員を選出、都道府県支部のトップは知事が就任するなど、全政治勢力丸抱えの上からの官製の大衆組織であり、政府の政策に協力する公の結社を意味した。

⁸⁷ 同年 8 月 1 日にビルマが、10 月 14 日にはフィリピンが独立を宣言した。

す」という方針が示された⁸⁸。また、南方諸地域に対して、マラヤ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベスを直轄領と、中国、タイ、仏印中国、タイ、仏印などを日本の支配地域とし、ビルマとフィリピンに「独立」を付与することを決定した。マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベスは、「帝国領土と決定し重要資源の供給源として極力これが開発並びに民心把握に努む」とされた⁸⁹。

図 3-1 「大東亜新秩序」の内部的行政構図



出所：[大東文化大学東洋研究所 1992：27-28)

⁸⁸ 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B02032973300 (第1画像目)、大東亜戦争関係一件／戦時中ノ重要国策決定文書集(A-7-0-353)、「大東亜政略指導大綱(昭十八、五、二十九連絡会議決定 昭十八、五、三十一御前会議決定)」、1943年(外務省外交史料館)。

⁸⁹ 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B02032973300 (第2画像目)、前掲資料。

こうした南方地域に対する政策転換を背景に、大政翼賛会調査会第10委員会も、「南洋」を3つの地域に分けた。第一に直轄地域、第二にタイと仏印、第三に将来日本の直轄下の独立地域である。その上で、華僑の地位については、各地域の実情に応じ華僑を区別しながら処理すべきだと主張している。

大政翼賛会調査会第10委員会は、日本の直轄地域においては、「華僑の新入国は入国取締規則を設けて必要に応じ其の数を限定し又は之を禁止すること」とするが、一方で、「資源多く労力不足の地方には寧ろ之が入国を奨励するを可とす。但し労力調整のため南方各地間に移動せしむべき華僑及台湾本島人労働者に優先権を与えることは相互の利益なりと思考す」とした。また、一定の条件の下で、日本国籍に準ずる地位を与えるため、登録制度を導入する考え方が示された。しかし、こういう地位を与えつつも、「本島人」（台湾人）又は「半島人」（朝鮮人）とは多少の差異を設け、華僑の地位を漸次的に上げようとした。また将来日本の指導下の独立地域には、民族協和の精神に基づいて華僑の希望に応じつつ、日本国籍に編入させるという方針が明らかにされた。これらの国民待遇は、大東亜共栄圏建設に協力する者に対する措置であり、逆に協力しない者に対しては、断乎たる処置をとるべきだとしている。ただし、「僑生」に対しては、思想と生活上に「原住民」と異なるところがないため、「原住民」同様の取り扱いをすることとされた。そして、タイと仏印においては、華僑に対し、現地政府及び南京国民政府との協議した上で、入国権、居住権、私権を認める規則が定められている。

華僑と出身地との関係については、両者のあいだの送金・物資交流の関係を考慮しつつ最も重要な部分として位置づけられた。大政翼賛会調査会第10委員会の調査によると、華僑の出身地は中国南部、特に広東省・福建省に多かったが、これらの地域は1938年から日本軍の占領下に置かれたようになった。そのため、その出身地において、現地の中国人に大東亜共栄圏の意味を理解させることができれば、彼等の親族としての華僑は日本と協力するようになるだろう、という見方が提示されている。また、上記の方策の一部は実施段階に移ったものの、「国民政府」との協議をさらに積極的に行い、「国民政府」の希望を斟酌しながら展開することが予期されていた。そして中国に残る家族の生活維持に必要となる金額を基準とする華僑送金を適切な取締の下に許容するのが得策だとされた。

このように、「国民政府」との関係を考慮し、華僑からの協力を容易に得るために、「国民政府」と緊密な連絡が必要である。具体的には、独立地域と将来の直轄地域において、

華僑の経済上の利益を保護し、彼等との連絡を円滑に行うために、「国民政府」の領事館や商務官を設置する。ただし、ここでは、「不正分子」の策動を予防することを目的とした華僑の政治的かつ思想的機関の設置は必要ないとしている。

日本と南京国民政府との関係に関しては、華僑政策にも関連していた。日本は、その根本的な方針に鑑みながら、大東亜共栄圏建設に対して、矛盾のない限りにおいて南京国民政府の華僑政策を支持・奨励し、また日本の華僑政策に協力する工作を歓迎すべきであるとしている。言い換えるならば、日本による華僑政策と「国民政府」に対する政策は、表裏の関係にあり、日本単独で行動するのではなく、南京国民政府の協力を不可欠としたのである。これは、1943年1月に南京国民政府が英米に対して宣戦を公布したことによって、日本の華僑政策の実施にあたる南京国民政府の役割が高く再評価されるようになったと言えるだろう。

華僑に日本国籍を与えるという考えは、大政翼賛会調査会第10委員会の華僑対策案だけでなく、ほかの団体の華僑対策案にも見られる。たとえば、山口高等商業学校東亜経済研究会が提案した華僑対策に関する根本方針では、華僑に国籍を付与することが構想された。そこでは、新客か僑生かによって取り扱い上に区別が必要であり、中国への帰属意識の程度で、新客よりむしろ僑生を優先すると主張された。ただし、日本国籍を取得した華僑の政治的地位、権利・義務は、日本人、台湾籍民、朝鮮人のそれと異なり、参政権、土地所有権に制限を設けることが必要であるとされた〔東亜経済研究会 1943：84〕。

まとめ

以上、本章では、日中戦争開始後からアジア太平洋戦争開始にかけての日本の華僑政策の推移を考察してきた。

日中戦争の前期には、日本は華僑問題を経済的側面から捉え、華僑の日貨ボイコット運動を解決しようとした。しかしその後、華僑支援が重慶国民政府の抵抗力を維持させている要因だと見なしたことから、華僑と重慶国民政府とを切り離そうとする見方が浮上してきた。1938年に多くの華僑の故郷ともいべき福建、広東両省を占領した日本は、日本の華僑政策を決定する機構を大幅に改定し、陸軍省、海軍省、外務省、大蔵省、拓務省などの中央主要機関が関与した連絡会議が組織され、華僑政策を協議・立案・実施

する任務を担当することとなった。

第二次世界大戦開始後の華僑政策では、華僑と重慶国民政府との離反と、華僑の協力を大東亜共栄圏の建設に誘致することが基本目的となった。また、華僑の協力を確保するために、南京国民政府を協力させ、外交政策にも考慮したうえで、経済工作、政治工作、宣伝工作にわたる華僑政策が展開されることとなった。

アジア太平洋戦争が勃発し、日本軍が直接的に東南アジアを占領するようになると、こうした状況に対応する形で、それまでの華僑政策の指導機構、および方針は廃止され、1942年には新たな「華僑対策要綱」が決定された。この「華僑対策要綱」では、戦争の規模が拡大したことを受けて、華僑と重慶国民政府との切り離しと、大東亜戦争の完遂に向けた華僑勢力の動員という方針が定められた。また、南京国民政府の役割は仏印・タイに限られ、代わりに占領地においては、陸海軍、興亜院の役割が強化された。また、中央政府だけでなく、各地の日本軍も現地の事情に即した華僑政策の策定に取り組むにいたった。

日本は当初、日中戦争の「解決」を妨げる要因として東南アジア華僑の重慶政権支援に注目し、その重慶政権との関係切断をはかるが、1940年に大東亜共栄圏という構想を掲げてからは、より積極的に、東南アジア華僑を共栄圏を担う「協力者」として取り込むことを構想するようになる。しかし、実際にアジア太平洋戦争が勃発すると、日本の政策は、日本軍政下での華僑の抑圧を通じての協力確保という方向に転じていった。

第4章 日本の仏印華僑政策

本章の目的は、1940年から1945年にかけて日仏共同支配体制の下に置かれていた仏領インドシナにおいて、仏印華僑に対してどのような政策方針が提起されたのか、その推移の過程を考察することにある。また、日本政府レベルの東南アジア華僑政策のなかで、仏印華僑を対象とする施策がどのように位置づけられたのかも併せて検討し、これらの作業を通じて、仏印華僑政策の特徴を明らかにしたい。

本章は2節から構成される。第1節で、日仏共同支配体制の基本的枠組みを見ていく。第2節で、日本の華僑政策のなかの仏印華僑政策の位置づけと、印度支那派遣軍が作成した華僑工作案の内容を考察する。また、この作業を通じて日本の仏印華僑政策の特徴を論じる。

第1節 日仏共同支配体制の基本的枠組み

日本軍は、1940年9月に北部仏印進駐を敢行し、翌1941年7月に南部仏印進駐を実行した。仏印において、日本は仏印政権の協力を得ながら、1940年9月から1945年3月の日本軍によるクーデターまで約4年半フランスとの共同支配を実施した。この共同支配の特殊性は、他の東南アジア諸国と異なり、日本が軍政を施行せず、仏印政権とその統治機構を温存させ、フランスとともに仏印を支配することであった。これは日仏支配体制と呼ばれており、1940年～1945年を指して「日仏共同支配期」と名付けられている。

その共同支配体制を存立させた理由としてはいくつかある。まず、仏印当局は、対日協力を行うことで、仏印におけるフランスの主権を維持しようと考えた。仏本国はドイツに占領されており、英米がロープ戦線の方を重視していたという当時の状況下では、対日協力は植民地防衛のためにやむを得ないと考えたのである。孤立無援の立場に置かれた仏印は、勝算のない抵抗よりは、日本の提示した条件を受け入れ、たとえ名目的にせよ仏印におけるフランスの主権を維持する道を選んだ〔白石・古田 1976〕。この一方で、白石・古田が指摘したように、日本にとっては、仏印政権を温存させ、日仏共同支配の政策をとることはきわめて「合理的」であった。この政策は、旧植民地統治機構を利用するものであり、現地の状況を混乱させることなしに日本の支配を確立させる手段

であったからである [白石・古田 1976]。

日仏共同支配体制下において、日本の政治的・軍事的・経済的行動は、いくつかの協定によって規定されていた。第一に、1940年8月30日に締結された「松岡・アンリー協定」である。この協定では、「仏蘭西国政府ハ極東ノ経済的及政治的分野ニ於ケル日本国ノ優越的利益ヲ認ムル」、「日本国ハ極東ニ於ケル仏蘭西国ノ権利及利益特ニ印度支那ノ領土保全並ニ印度支那連邦ノ全部ニ対スル主権ヲ尊重スル」ことが規定されている [鹿島平和研究所 1973 : 133]。「松岡・アンリー協定」によって、仏印におけるあらゆる行動を展開する際に、日本が仏印政権の存在に配慮することが必須となり、仏印政権の主権、権利及び利益に反することをしてはならないとされた。逆に仏印政権も、日本の経済的・政治的利益を損害することをしてはならないと定められている。第2節で考察する華僑問題という点に即して見れば、この協定は、日本とフランスの両国に、利益及び権利のバランスをめぐるディレンマをもたらしたと考えられる。

第二に、1941年7月29日「仏領印度支那ノ共同防衛ニ関スル日本国『フランス』国間議定書」の前文においては、日本が仏領インドシナの領土保全とその主権を改めて尊重する一方で、フランスがインドシナに関し日本に対して直接あるいは間接に対抗するような性質をもつ政治、経済、軍事上の協力を予見させるいかなる協定や了解をも、第三国と結ばない、という二点の約束が示されている。この主旨をふまえて「議定書」の本文では、第一に日仏両国政府は仏領インドシナの共同防衛のため軍事上の協力を行うこと、第二にこの協力のためにとるべき措置は特別に取り決めを行なうこと、第三にここに記す諸規定はその採用の動機となっている諸情勢が存続する限り効力を有するものとする、という三つの規定が記された⁹⁰。そして、同月同日の「軍事上ノ協力ニ関スル交換公文」では、仏印に駐屯する日本軍の行動の自由が認められ⁹¹、フランスの主権を侵害しない範囲では、自由に仏領インドシナ全土を使用することが可能となった。

アジア太平洋戦争の開始直後の1941年12月9日、日本は、ドクー総督に「仏領印度支那共同防衛に関する日本軍、『フランス』当局間現地軍事協定」を締結させた。この協

⁹⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032438800、大東亜戦争関係一件/日、仏印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第二巻、「調書」、1941年(外務省外交資料館)。

⁹¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032438800、前掲資料。

定の要旨は、(一) 仏印政権は仏印防衛のため全ての機関を挙げ、日仏間の既存協定に従い日本軍と協力する、(二) 仏印は日本軍の後方を守り、必要ならば日本軍と協力する、(三) 仏印は日本軍の行動、生存、軍事施設等に関する一切の便宜を供与する、(四) 日本軍は主に南部仏印、仏印軍は北部仏印の防衛を担当する、といった四つの基本方針を持っていた。こうして仏印は日本と全面的に防衛協力をする事となり、防衛担当区域の分けによって、日本は防衛という名目を持って、南部仏印で自由に行動できるようになった。

次に、経済活動に関する協定である。序章の先行研究の整理で示したように、日本の仏印進駐の目的は、日中戦争を決着するという軍事面ばかりでなく、物資の自給圏設定およびその後大東亜共栄圏の確立という経済的なものも包容していた。日本が仏印との経済的関係を重視した理由は、第一に、日本にとっては欧州大戦の勃発によってアメリカからの物資獲得が困難な状況となったゆえ、仏印において調達可能な物資を確保しようと考えたこと、第二に、それまで東南アジアの中で最大の貿易相手であった蘭印との貿易交渉が早急に進展しないとの見通しがあったことであった。そして第三に、戦争の拡大とともに、日本の悪化した食糧事情、特に米不足を、仏印からの輸入米で解決したいとの思惑があった [疋田 1995: 110]。すなわち、緊急に物資・食糧確保が必要な状況において、蘭印に比べてスムーズに貿易枠の拡大が可能な対象として、仏印が浮かび上がったのである。しかも、フランスの排他的貿易政策により世界貿易に組み込まれておらず、英米との共通の利害関係を持っていなかった仏印との貿易拡大は、英米からの牽制を考慮する必要はないと見なされた [日本国際政治学会 1963]。

この時期の日本の対東南アジア進出の基本方針は、1940年8月16日の閣議で決定された「南方経済施策要綱」に読み取ることができる。これは、「経済的大東亜共栄圏ノ完成」を目標とし、「仏領印度支那、泰国、緬甸、蘭領印度、比律賓、英領馬來、英領「ボルネオ」、葡領「チモール」等ノ内圏地帯ノ施策ニ重心ヲ置キ」「各地域ノ施策ハ皇国ノ軍事的資源的要求ヲ基礎トシ内外ノ情勢ヲ顧慮シテ緩急ソノ序ニヨリ適宜之ヲ行フ」ことを謳ったものであった。さらに、「之等地域ニ皇国政治勢力ノ扶殖」をはかり、「華僑ノ動向極メテ重大ナルニ鑑ミ大局的見地ニ立チ之ヲ指導ス」ることも含まれていた。この方針によって、仏印は大東亜共栄圏のなかに位置づけられ、その行動が盟主たる日本の軍事的資源的要求に規定されることが示されたのである。具体的には、「南方諸地域ニ於ケル邦人ノ経済的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限ヲ撤廃シ更ニ積極的發展ヲ図ルタメ」、軍事

力を背景とする外交交渉によって、(一) 重要物資の輸出保証獲得、(二) 通商障害の除去、(三) 求償的貿易制⁹²、クレジットの設定・為替協定の締結、(四) 企業制限の撤廃・鉱業権などの権益の獲得、(五) 入国・居住・営業制限の撤廃、(六) 交通通信特殊権益の獲得、(七) 資源調査の自由獲得、(八) 経済顧問の採用という、経済主権を奪い去るような広範な要求の獲得をめざすものであった [石川 1979 : 16]。

「南方経済施策要綱」は 1940 年 9 月からの日蘭交渉の基本方針となったが、対仏領インドシナ政策も、これに基づいて具体化された。9 月 3 日には「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」が、さらに 9 月 24 日には「対仏印支物資取得並ニ貿易方策要領」が閣議決定されていく。

日本軍による北部仏印進駐前の 1940 年 8 月 30 日、松岡外相は、東京でアンリー駐日フランス大使と会談し、松岡・アンリー協定を締結した。この協定において、フランス側は、日本軍の北部仏印進駐について交渉を開始することに合意するとともに、経済問題においても、「仏領印度支那及ヒ日本国間ノ交易ヲ増進スルト共ニ印度支那ニ於ケル日本及ヒ其ノ臣民ニ対シ出来得ル限り有利ニシテ且如何ナル場合ニモ他ノ第三国ノ地位ニ比シ優越スル地位ヲ確保スル」ことが確認された [鹿島平和研究所 1973: 132-134]。

そして、1940 年 9 月 3 日に日本は、閣議で「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」を採択し、仏印との経済政策について具体的な対策大綱を定めた。その施策の全文は以下のとおりである [石川 1979 : 594-595]。

世界新秩序ノ進展ニ伴フ经济圈発生ノ必然性ヲ確認シ、共存共栄ノ大局的立場ニ基キ、速ニ仏印支ト経済的緊密化ヲ図リ、皇国ヲ中心トスル大東亜经济圈ノ一環タル実ヲ挙ゲシメンコトヲ期シ、差当リ左記要領ニヨリ施策スルモノトス

一、現地邦人ノ経済活動ヲ阻害スル諸種ノ制限的措置（別冊資料参照）ヲ撤廃又ハ緩和シ、邦人ノ経済的活動ヲ他ニ優先シテ自由闊達ナラシムル如ク努ムルコト

二、皇国ノ必要トスル重要物資ハ可及的ニ大東亜圈内ニテ確保シ、以テ英米ヨリ資源的独立ヲ図ルタメ、仏印支ニ対シテモ法人企業ノ創設及経営ニ特別ナル便宜ノ供与ヲ要求スルト共ニ皇国必須ノ重要物資ヲ優先的ニ皇国ニ輸出ヲナサ

⁹² 物品と物品を直接に交換するバーター貿易制 (barter trade) とも呼ばれている。

シムル如キ貿易協定ノ設定ニ努ムルコト

差当リ仏印支ニ対シ米、石炭、燐灰石、マンガン、工業塩、錫、生ゴム、亜鉛、珪砂等ニツキ輸出ノ保障ヲ要求スルコト

尚進ミテハ皇国ノ指導ニヨル貿易管理ノ実現ヲ見ル如ク努ムルコト

三、仏印支ヲ通ズル雲南広西貴州等ノ周辺地区ノ重要物資ノ取得ニツキテモ、
適當ノ措置ヲトラシムルコト

四、皇国製品ノ対仏印支輸出増進ニツキ特ニ協力提携ヲ求ムルコト

五、将来他ノ大東亜諸地域ヲ併セ皇国ヲ中心トスル大金融圏ノ設定ヲ目標トシ、
仏印支トノ新金融関係ノ設定ニ付テモ之ガ一環タラシムル如ク努ムルモノトス、
但シ仏印支自体ハ之ヲ円地域トナスコトヲ目的トセザルコト

尚仏印支ノ銀行等ヲシテ本邦側ニ極力金融上ノ便益ヲ供与セシムルノミナラズ、
進ミテハ皇国ノ指導ニヨル為替統制ノ実現ヲ見ル如ク努ムルコト

六、交通及通信ニ関シテハ大東亜全局ノ指導的地位ヲ確保スル一環トシテ左ノ
特殊權益ノ設定ニ努ムルコト

イ、沿岸貿易権、不開港入港権及港湾設備ノ経営及利用権

ロ、海底電線ノ陸揚及運用権、国内通信事業経営ニ対スル参加権、ソノ他ノ
通信権

ハ、定期航路ノ新設延長及航空保安施設ノ設置権

七、水産業ニ関シテハ南方ニ確固タル地歩ヲ建設スルタメ漁業根拠地ノ設置其
ノ他水産業ノ経営ニ伴フ權益ノ獲得ニ努ムルコト

八、仏印支ニ於ケル第三国權益ニ関シテハ新規ノ設定ヲ許サザルト共ニ既存ノ
モノハ速ニ之ヲ駆逐スルガ如ク努メシムルコト

九、仏印支ノ対内外經濟政策ノ樹立及実施ニ参与シ、皇国トノ經濟的提携ヲ強
化スル為、仏印支側ニ本邦人ヲ加ヘタル經濟建設委員会、其他適當ナル機關ヲ
設ケシムルコト 貿易、金融、税制、関税、第三国トノ經濟協定、企業、交通、
通信等ニ関シテハ右機關ヘノ諮問ヲ要スルモノトス

一〇、華僑ノ援蔣抗日態度ニ対シテハ仏印支当局ノ嚴重ナル取締ヲ要求スルト
一方ソノ經濟的地位ニ鑑ミ大局的立場ニテ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト

一一、皇国ノ經濟的發展ヲ期スル為、土着有力者ヲ皇国ニ招致シ、又ハ皇国ノ
真姿ヲ宣伝正解セシムル等諸般ノ処置ヲ講ズルコト

一二、経済施策ハ大東亜共栄圏確立ノ大局的立場ニ立脚スルコトトシ、皇国ノ利益伸長ト土民ノ民生ト調和スル如ク努ムルコト

この「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」を見ると、仏印に対する経済・貿易施策が、重要性の高いものとして位置づけられていることが明らかとなる。仏印に対し、日本は主として、(一) 米、石炭、生ゴムなどの重要資源の一定量の輸入確保、(二) 関税免除などによる日貨の輸入増進、(三) 円貨決済の実施、(四) 日本人の仏印への進出、経済活動の優先などを求めているからである。

翌年5月から6月にかけて、日本は仏印と蘭印に対して、軍需物資の対日供給保証、為替協定締結、企業進出などを柱とする経済協定の締結をめざした交渉を展開した。しかし、石油供給をめぐる日蘭交渉は難航し、ついに1941年6月17日に日本政府は日蘭交渉の打ち切りを宣言せざるを得なくなった。他方、仏印に対しては、日本は上述した「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」に沿って、第1回はハノイ、第2回は東京で、米、ゴム、鉱産物の輸入、日本商品への最低税率の適用、特惠税率の設定などについて、フランスとの交渉を行った。しかし、この段階では、日本と仏印政権の見解が一致せず、一時的に交渉は行き詰まった。

日仏交渉が難航するなか、1940年11月に仏印・タイ国境紛争が発生した。日本がタイの歓心を買うためにこれに介入して、その結果、翌年1月末停戦協定が調印された。日本は、停戦協定の斡旋によって、仏印に圧力をかけ、日仏印経済協定を締結させようとしてきた。そして1941年5月6日には、「日本国印度支那両国間関税制度、貿易及其ノ決済様式ニ関スル日仏協定」、「仏領印度支那ニ関スル日仏居住航海条約」からなる「日仏印経済協定」⁹³が調印された。

これらの協定を結んだことによって、日本は必要な物資や権利の確保に成功した。米及び重要物資（ゴム、亜鉛、タンゲステン、マンガン、錫、クロム鉱、石炭）の供給の保障、日本商品、特に繊維製品の仏印市場への自由な輸出、日本人居住者への最恵国待遇の適用と事業設立・鉱山採掘権、関税の免除あるいは最低税率、日本人学校の開設の許可などの特権である。

⁹³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B04013551600、「仏領印度支那ニ関スル居住航海条約並関税制度貿易決済様式ニ関スル日、仏協定関係一件」、1941年(外務省外交資料館)。

さらに、1943年1月20日、日本は新たに「日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文」を仏印側に締結させた。この内容は、(一) 仏印と日本と円決済地域との決済は特別円によること、(二) 仏印は、日本側が支払のため必要とするピアストルを、特別円を対価として提供すること、(三) 上記の支払には、日本軍の駐屯費及び貿易外の支払を含むこと、(四) 円・ピアストルの換算率が1943年1月1日の換算率によるものとし、その変更は日仏政府の合意が必要とされること、という四つの柱で構成されていた⁹⁴。

このような一連の日仏間の協定によって、日仏共同支配体制の政治的・経済的基盤が形成された。仏印政権とその統治機構を温存させるという構造をもつ体制下において、フランスは植民地支配体制を維持できたが、その引き換えとして日本と軍事・経済上での協力を余儀なくされたのであった。

第2節 日本の仏印華僑政策とその推移

第1節では、日仏共同支配体制に至る過程と、共同支配の基本枠組みについて述べた。本節は、日仏共同支配下において、仏印華僑の重要性を意識した日本が、どのような仏印華僑政策を打ち出して行ったのかという点を考察することを目的とする。

中国大陸での戦争の行き詰まりにより、南進政策をとることになった日本にとって、東南アジアにおける人的・物的資源をいかに確保するかが重要な課題であった。そのため、仏印をはじめとする東南アジアにおいて、すでに大きな政治・経済力を持っていた華僑の対日協力を得ることは、大東亜共栄圏建設のための重要な方策であると位置づけられた。同時に、東南アジア華僑から中国への送金は重慶国民政府の重要な資金源となっており、中国の対日抗戦を経済的に支えるための大きな役割を果たしていたこともまた、日本が東南アジア華僑を重視せざるを得ない状況を生み出していた。

そこで、1930年代から華僑の政治的・経済的勢力を解明するために、外務省、満鉄東亜経済調査局、台湾総督府、企画院、台湾拓殖株式会社などの機関によって、資料調査と現地調査という形で、数多くの研究調査が行われていた。これらの調査報告書では、当時、仏印経済において仏印華僑が極めて重要な役割を帯びており、仏印経済全般にわたる支配権を握り、特に精米業および米穀流通機構、貿易機構において独占的な地位を有していることが示されている。米を仏印で確保すべき最も重要な資源と考えていた日

⁹⁴ 『東京新聞』1943年1月26日。

本にとって、仏印華僑の動向が非常に大きな意味をもつ存在だったのである。軍事的物資および食糧の獲得という仏印進駐の経済的目的を達成し、また援蒋ルート of 遮断によって日中戦争をいち早く解決しようと考えた日本にとって、仏印当局の協力を取り付けると同時に、仏印華僑をどのように取り扱うかという問題も一つの鍵になっていたと推測される。

第3章で考察したように、1943年まで華僑問題は日中戦争に結び付けられていたという経緯から、情勢の推移にともない、日本の華僑問題への認識にも変化が見られ、新しい情勢に応えるため、たびたび華僑政策は改定されていった。

仏印華僑に言及した最初の政府の文書は、1940年9月3日付けの内閣決定、「対仏印支経済発展ノ為ノ施策」である。この決定では、仏印華僑に対する政策方針として、「華僑ノ援蒋抗日態度ニ対シテハ仏印支当局ノ嚴重ナル取締ヲ要求スルト共ニ、一方ソノ経済的地位ニ鑑ミ大局的立場ニテ組織及資力ノ利用ヲ策スルコト」と記されている〔鹿島平和研究所1975：247-249〕。前述した「南方経済施策要綱」と比べてみると、より明確な方向性が示されていることが明らかとなる。政治的方針に関しては、華僑の援蒋抗日態度を、仏印当局を通しつつ嚴重な取り締まりをするとされた。また、経済的方針は、大東亜共栄圏の建設という大局に立ちながら、華僑の経済的地位を考慮した上で華僑の勢力、組織を利用しようとする方針が挙げられている。ここで示された、「仏印支当局ノ嚴重ナル取締ヲ要求スル」という一文からは、仏印におけるフランスの主権を尊重しようとする日本側の意思を反映していると考えられる。また、華僑の経済的な力を利用することに関して、華僑の「勢力特ニ其ノ経済的実力ヲ利導シ新政権地域ニ於ケル経済建設ヲ促進スル」という1940年時点の華僑政策の方針も依然として影響を及ぼしていた。

1941年に入ると、大きな転機が訪れた。4月13日に日ソ中立条約が締結され、6月22日に独ソ戦が勃発した。ドイツ、イタリアと三国同盟を結んでいた日本は、独ソ戦争にどう対応するか、御前会議にかけられる新たな国策が直ちに求められたからである。陸軍は独ソ戦争を、仮想の敵国としてのソ連に対する軍事行動をとるチャンスととらえた。他方、海軍はこの機に資源が豊富な南方へ進出しようと考えた。言い換えれば、ドイツと協力してソ連を討つべしという北進論と、悪化する対米英関係から南部資源地帯を手に入れるべしという南進論の衝突である。このように陸海軍は折衝を進めながら、1941年6月によく「対南方施策要綱」の陸海軍の案をまとめた。海軍の国防政策委員会では、「現情勢下において帝国海軍の執るべき態度」をまとめ、タイ・南部仏印への南進強

行が決定された [日本国際政治学会 1963]。

日本軍が南部仏印進駐を実施する直前に、印度支那派遣軍司令部は、「仏印華僑工作ニ関スル方策」（以下、「方策」）と「仏印華僑工作案」（以下、「工作案」）という2つの文書を作成した。これらの文書は、1941年6月28日付けで印度支那派遣軍参謀長長勇から陸軍省次官木村兵太郎宛に送付されたものであった。この中には、印度支那派遣軍司令部が仏印華僑についての知見を明示した上で、華僑工作の重要性を強調し、自らの華僑工作の指針を明らかにしている。

まずは1941年6月26日付けの「方策」⁹⁵の内容を見てみよう。

この「方策」の冒頭に挙げられた「判決」では、南部仏印に進駐し、完全に仏印の「領導権」を確立することによって「全仏印の華僑工作ヲ強化シ一ハ以テ皇国ノ自給自足圏ノ一翼ヲ形成シ他ヲ以テ南方華僑ニ饗応セシメテ蒋政権ノ南方輸血路ヲ封止スルヲ要ス」と述べられ、南部仏印進駐における華僑工作の重要性が訴えられた⁹⁶。

次に「概論」では、「現時皇国ノ南方政策ハ従来ノ南進論ト基本的ニソノ意義ヲ異ニシ所謂興亜政策の一環トシテ事変処理ト不可分ノ関係ニ立脚スル認識ニ発理スル民族的要求ナリト云ハザルヲ得ズ」⁹⁷と述べられており、南方政策を従来の南進論と区別し、興亜政策いわば大東亜共栄圏の建設の一環として位置づける姿勢が示されている。また、この南方政策は日中戦争と不可分の関係にあり、日本「民族」的な要求から生まれたものだとしている。日本の「民族的要求」について、1941年に出版された『南方共栄圏と華僑』の中で対満支問題研究所常任理事であった渡辺武史は、「我が帝国の民族的発展欲求として、南方諸地方の資源の開発と、共存共栄の立場から南洋民族をして文明的文化工作の完遂に協力すること」と述べている [渡邊 1941 : 14]。

「方策」では、日中戦争を解決するため、華僑政策の「積極策」は、「援蒋原因ノ排除及支那民衆獲得工作ニアル」とされ、華僑を包含する「支那民衆」の獲得工作についても示唆された。また、「殊ニ蒋政権下ノ財政経済的支柱トシテ重大ナル役割ヲ果シ来レル南洋華僑問題コノ当面ノ重大ナル工作対象ト云ハザルヲ得ベク而モ是等華僑ノ経済上ニ於テノ配給機構ノ全面的独占及政治上ニ於ケル国家意識ノ台頭、更ニ之ニ基ク排日

⁹⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800、前掲資料。

⁹⁶ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800 (第5画像目)、前掲資料。

⁹⁷ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800 (第5～6画像目)、前掲資料。

貨運動、抗日献金応募等々ノ事実ハ正シク日本ノ事変処理ヲ阻害スルモノナルヲ以テ之ヲ排除スル華僑工作如何ハ亦一二我国力ノ問題ト関連スル所大ナル」⁹⁸という個所からは、華僑の経済的に重要な役割、華僑の中国への支援、華僑の抗日運動といった観点から、日中戦争の解決における華僑工作の重要性が訴えられた。この華僑工作の重要性に対する認識は、仏印華僑だけに特定されていたわけではなく、東南アジア華僑への共通認識でもあった。また、華僑工作について、「具体的方策ハ帰シテ以テ華僑ノ有スル既成的現況ヲ合理的ニ再確認シ、之ガ現実ヨリ生ズル方策ニ立脚セザルベカラザル」と述べられ、合理的かつ現実に適合する方策を求めるとして慎重な態度が示されている。

これに対し、仏印および仏印華僑に特化した方策も示されている。仏印華僑の持つ特性について、「方策」の中には、「事変勃発以来現況ニ至ル仏印華僑ノ動向仏領印度支那ハ地理的ニハ大陸ト連続シモ一千餘料ニ及ブ国境線ハ直接支那西南地方ト接壤スルガ故ニ古来ヨリ支那トノ文化的、経済的接触ハ密接不可分ノ関係ニ立ツモノト称ルヲ得ベシ而ルガ故ニ仏印ニ於ケル華僑ハ他方面ニ於ケル華僑ト同視スルバ当ヲ失スルモノト云フベク、華僑人口ノ量ニ現レルヨリハ寧ロ質的ニ根強キ点ヲ確認スルノ要アルベシ」と述べられている⁹⁹。ここで指摘されたのは、他の東南アジア地域と異なり、仏印は地理的に中国との直接的な国境を有し、それに伴う中国との密接な文化的・経済的な関係性が築かれている。そのため、仏印華僑をタイを含めた東南アジアの他地域における華僑と同様に捉えるのではなく、人口規模よりむしろ、華僑の「質」的側面に注目することが必要であるとされた。言い換えると、「華僑人口ノ量ニ現レルヨリハ寧ロ質的ニ根強キ点ヲ確認スルノ要アルベシ」とされ、仏印が中国と国境を接しているがゆえに、中国本土の影響を受けやすく、抗日運動が強くならざるをえないがゆえに、こうした状況に対応することが必要であるとの認識である。

そして、華僑の紐帯のあり方を理解するために、印度支那派遣軍司令部がとりわけ注目したのが「金蘭譜制度」であった。

統一的国家形態ヲ有セザル結果、支那民族發展ノ背景力ヲ構成スルニ至ラズ從ッテ既ニ一部ノ者ハ出国シテ外国權力ニ依存シテソノ保障（経済的）ヲ計リ所

⁹⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第6画像目）、前掲資料。

⁹⁹ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第8画像目）、前掲資料。

謂華僑トシテノ特殊民族ヲ生ズルニ至レリ、但シ華僑ハ云フ迄モナク外国領土ニ在ル者ナレバ国籍問題ト關聯シテ經濟的發展ノ支障トナルコトアルヲ以テ支那傳統ノ儒教精神ニ則リ同族ト同族トノ團結ニ依ル所謂血縁的結合ニ依ッテ自己ノ保障ヲ計ランソスルノ傾向ヲ生ズルニ至レリ。

斯カル故事ニ依リ甲ト乙トノ兩人ガ親友トシテノ交ヲ結ブニ至レバ「其ノ志ハ金ノ若ク、其ノ言ハ蘭ノ如シ」トナリ、所謂金ハ堅ク蘭ハ香高キ以テ甲乙共ニ他人ト雖モ兩人兄弟ノ結ビヲ誓ヘバ「結成異姓兄弟、兄弟如手足」トノ關係ヲ生ズルニ至リ茲ニ金蘭譜制度ノ發端ヲ見ルニ至レリ。

斯クテ實踐的ニハ儒教ノ示ス王道實踐トナリ商人道トシテハ義理信用ヲ指稱スルノ精神ト合致シ斯クテ夫ノ精神ハ広ク華僑ノミナラズ政治家タリ、或ハ軍人タルニ拘ラズ一般ニ民族的血縁的發展ノ紐帶トナルニ至レリ¹⁰⁰。

この解釈は、おそらく中国側の文献から引用されたものと推測される。ここでは、中国人と海外華僑との連繫を強化し、力及び意志を集中するために、重慶国民政府は、『易繫辭傳』の「二人同心其利斷金，同心之言其臭如蘭」という成句が引用されている。この成句から読み取れるのは、もし2人が同心ならば金のように堅固な物を切断できる力を持つようになり、そして言葉が蘭花のように芳しいという意味である。異姓2人の親友を結ぶことは「結金蘭」と呼ばれている。重慶国民政府は「国籍、社会的地位を問わず「兄弟ノ結ビヲ誓ヘバ」兄弟になると主張し、海外華僑を中国人の一部と見なしていたと考えられる。「兄弟」としての華僑同士は、従来から經濟的結びつきを有しており、「自己ノ利益的發展ヲ計リ」つつあるが、日中戦争の勃發後、その結合は、「表面的ニハ抗日性ヲ發揮シテ相應ノ効果ヲ現出シ華僑ニ對スル輕視能ザルノ所以ヲ認知セシメルニ至リアリ」、つまり抗日運動の際には、華僑にとっても少なからぬ影響を及ぼしてきた。この「金蘭譜制度」に依拠しながら、重慶国民政府は自らの華僑工作を展開してきたのである。

1940年3月30日に汪兆銘の南京国民政府が成立した後、サイゴン国民党総支部は、汪兆銘派黨員を驅逐するため、自身を改組するとともに重慶国民政府と密接な連絡を保持していくことになった。同時に、(一) 援蔣物資及び献金の募集、(二) 各華僑新聞

¹⁰⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800 (第22画像目)、前掲資料。

社に直系記者を配備し、抗日及び重慶の宣伝工作に集中させること、（三）避難民救済資金の募集、（四）童子軍及青年団の指導、という四つの工作に専念しようとした。このうち、最も重要な任務が献金の募集であると定められた¹⁰¹。

仏印華僑の政治的動向に関しては、北部仏印と南部仏印の華僑のそれぞれの政治的動向には相違があることが次のように指摘されている¹⁰²。

華僑ハ常ニ自己ノ依存スル社会状況及国家状況ニ依ッテ支配サレアルヲ看取シ得エウナリ、従ッテ北部仏印（東京州）ト南部仏印トニ於ケル華僑ノ政治的動向ノ相違シアル原因ハ之ガ為ニシテ則チ前者ハ当ツテハ抗日的タリシ華僑モ今日皇軍ノ進駐アリタルニ於テハ利益本意ニ基キテ日本ニ順応スルヲ得策ナリトシ、進駐当時逃亡シタル華僑モ今ヤ之ヲ認知シテ漸次帰来シアル状況ナリ、後者ハ地理的ニハ東京州ヨリ遠ク隔リテ交趾支那方面ニ本拠ヲ有スルガ故ニ日本勢力ノ波及ナク徒ラニ重慶側宣伝及仏印当局ノ陰陽ノ宣伝ニ盲信シアルヲ以テ前記ノ如キ極メテ排日的ナル様相ヲ呈シアリ。

殊ニ南部仏印ニ於テハ仏蘭西当局ノ欧州戦局ノ結果仏植民地自立国防産業ノ發達ヲ企図シ華僑以テ自己ノ活動圏ニ誘導シテ資本ノ利用ヲ意図スル所アリテ現ニ「ドクーー仏印総督」ハ避暑旅行ト称シ斯克觀シ来ル時現時ノ仏印華僑ノ動向ハ仏印当局ト重慶政府ノ「タイアップ」セル環境下ニ支配サレアルモノト云フベク就中南部仏印ニ於テハソノ顯著ナルヲ見ルベシ。

印度支那派遣軍司令部によると、北部仏印の華僑はもともと抗日的態度を示したものの、日本の北部仏印進駐以後は自らの利益を求めるために、日本と協力するようになった。一方、南部仏印の華僑は、日本軍の影響力が及ばないコーチシナを本拠としており、依然として抗日的動向を示している。さらに仏印政権は、華僑の資本を誘導・使用するために、重慶国民政府と提携しながら華僑の動向を支配しているとされた。

なお、南方軍司令部報道班に属する榊原政春は、「南洋一般の華僑を一律に考える事は注意を要す。土地により彼等の心理及び形態を異にす。なぜなら彼等はこの土地に於

¹⁰¹ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第20～21画像目）、前掲資料。

¹⁰² JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第29～31画像目）、前掲資料。

て如何に営利せんかとのみ考慮しているからだ」と述べている〔榊原1998：34-35〕。1941年から1942年に仏印に派遣された榊原は、おそらく仏印華僑の動向を視察した上、以上のような見解を示したのであると考えられる。

さて、仏印華僑の特徴と現況を把握した上で、印度支那派遣軍は、現状の華僑工作について次のように述べている¹⁰³。

重慶政府ノ全面的ナル各種機関動員ヲ以テ華僑ノ把握ニ努力シアルニ鑑ミ我方ノ之ニ對抗シ華僑工作ヲ行フニ際シテハ勿論支那側以上ノ高度ノ機関設置ト宣傳機関ヲ必要トスベキハ云フベキモナキモ現況ニ於ケルガ如キ仏印当局ノ行政下ニアリテハ到底之ヲ許サルベキ若ナク林機関閉鎖抗議ノ一事ヲ以テスルモ其ノ全般ヲ察知スベシ。

「金銭慾ニ富ム」という華僑の心理を利用する重慶国民政府の華僑工作の実態を明らかにした上で、派遣軍の「方策」の「結論」として、以下のように仏印華僑工作の方針が明示された。第一に、「華僑ノ把握ハ事変処理及将来ノ南方進出ノ基礎力トシテ絶対的ナルヲ以テ我ガ軍ハイ徒ラニ目先ノ枝葉末節ニ拘泥スルコトナク勇往邁進客観性ニ立脚シテ実力ヲ行使シ仏印行政権ノ確保把握ヲ謀ル」こと、第二にこれにより「華僑ノ最モ要望シアル政治的経済的背後力ヲ確立」することである¹⁰⁴。華僑の把握は、日中戦争の解決に対する影響を持つだけにとどまらず、「南方進出」の基盤を作り上げるという機能も果たすこととして重視されたのである。そこで、華僑の把握という目的を達成するために、客観的立場に立ちながら、日本が自らの実力をして仏印当局を把握することが必要であるとされた。ここでは、華僑の把握のためにも日本軍が断固実力を行使し、仏印当局を日本の華僑政策にもしっかりと協力させるべきだ、つまりは日本軍の実力示威が重要であるということが主眼となっている。

また「方策」では、日本軍との商業的な直接的関係を築ければ、日本の経済的利害が確保されると同時に、仏印の住民の購買力の経済的実情にかんがみて、日貨への要求がさらに高まるだろうと想定されている。また、日本商品の市場と軍事資源を確保するた

¹⁰³ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第33画像目）、前掲資料。

¹⁰⁴ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第35～36画像目）、前掲資料。

めに、日本の「ブロック圏」の確立もまた必要になるとされた。特に、仏印派遣軍司令部は、南部仏印進駐による南部仏印の掌握に関して、南部仏印華僑を把握するだけでなく、「政治的ニハ南洋全般ノ華僑、就中新加坡華僑ヲ我ガ陣営内ニ誘導」できると予想し、それによって「南進策ノ一大契機ヲ醸成スルト共ニ他面ニハ援蔣行為ヲ中断スル意味シアルヲ以テ事変処理ノ最良法ナル」¹⁰⁵という見解を示していた。このことは、いわば華僑問題が絡む東南アジア全域において、仏印の戦略的重要性を強調したことになる。

次に 1941 年 6 月 27 日付けの「仏印華僑工作案」¹⁰⁶（「工作案」）の内容について考察していく。

この「工作案」冒頭の「導言」では、仏印における華僑工作について、仏印の住民の把握問題に一連の関係を有し、また「重慶政権ノ物的心的関係ヲ切断シ之ヲ転シテ我物トシ支那事変処理ノ手段トスルニアリ」と位置づけられた。

また、「工作案」においては、仏印華僑社会の特徴を分析した上で、政治工作と経済工作の方策がそれぞれ提示された。政治工作の方策について、仏印派遣軍司令部は、出身地別の華僑人口から、仏印華僑には広東省・福建省出身者が大部分を占め、両省が日本軍の占領下に置かれたため、その華僑の「祖先ノ祠堂坟墓」の安全を保護する、言い換えれば、華僑郷土の安定化に対する工作によって、華僑の敵愾心及び先入的印象を払拭するという展望を持つことができるようになったとしている。この工作によって、重慶国民政府の宣伝工作を打破することができるという主張が展開されている。

1941 年 7 月の次官会議決定の「華僑対策要綱」と同様、この「工作案」においてもまた、経済工作が重視された¹⁰⁷。

軍事的華僑出身地ヲ占據シ政治的ニ華僑ノ優秀分子ヲ吸収活用スル方策ナルモ
従来華僑ハ『太平洋区に於ケル猶太』ナルノ異名アル如ク金錢慾ニ富ム者ナレ
バ『利』ヲ以テ之ニ結ビ付ク可シ、即チ華僑ノ間ニハ（原稿欠）金蘭譜制ナル

¹⁰⁵ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123126800（第 37 画像目）、前掲資料。

¹⁰⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03032309700、返還文書 9（旧陸海軍関係）「仏印華僑工作案、1941 年（国立公文書館）。

¹⁰⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03032309700（第 7～8 画像目）、前掲資料。

モノ存在シ、一種秘密的商業金融上ノ結合ヲ以テシ各自ノ利益拡大ヲ計リアリテ、現ニ各華僑ガ小資本ヲ以テ数倍ニ値スルノ店舗ヲ設立シ且ツ数倍ノ商取引ヲ行ヒテ良ク資本ノ運営ヲ計リアレバ則チ此ノ金蘭譜制ノ背後ニ潜ム結社の団結力ニ依リ信用的裏付ノ役割ヲナシアルモノニシテ仮令今日破産ノ宣告ヲ受ケシ場合ニ於テモ明日再ビ開店ヲ見ル事ノ往々アルガ如キハ正ニ金蘭譜ノ故ナリ。ソレ故、金蘭譜制ニ加入シアル者ハ政治家タル場合ハ財政的金融的ニ之ガ積極的ナル援助アルモノニシテ例ヘバ蒋介石ノ如キハ正ニ属スルモノナリ。従ッテ仏印ニ有リテハ土着民ノ文化低ク安価ナル商品ヲ要求シアル現況ニ鑑ミ日本商品ノ進出ノ為ニモ日本資本関ヲシテ積極的ニ之ニ加入セシバ華僑ニ宜シク『利』ノ恩恵ヲ与フ可ク華僑直接トノ取引ヲ開始スベシ。コレ取りモ直サズ現仏印華僑對重慶政府トノ物的心的連絡ヲ中断スル鍵ナルヲ確信ス

このなかで、仏印派遣軍司令部は、華僑を「金銭慾ニ富ム者」として位置づけたうえで、華僑が既存の「金蘭譜制」に基づき、自らの商業金融網を設け、利益を拡大しようとしているとの見解を示した。すでに述べたように「金蘭譜制」は、華僑の結社の団結力を支え、華僑同士の間での信用を保証する仕組みとして機能してきた。したがって、日本商品を仏印市場へ進出させるためには、日本は華僑の金銭欲を利用しながら、華僑に「利」の恩恵を与え、華僑と直接取引を行うようにしなければならないという考え方が示されたのである。こうした経済的方策が、仏印華僑と重慶国民政府との物的心的な連絡を中断する鍵になると、工作方案では述べられている。

また、政治工作に関しては、「現ニ仏印当局ハ華僑ノ日本接近ヲ監視シ、不当ナル威嚇ヲ加ヘ例ヘバ海防商会主席潘鳳山ノ挙動ノ如キ实例アルヲ以テ我軍ハ須ラク嚴然タル態度ヲ以テ仏蘭西政府ヲシテ南京政府ヲ承認セシメ仏印当局ニ対シテハ又現地ニ於ケル排日華僑驅逐ニ協力セシム可シ」と述べられている¹⁰⁸。ここでは、南京国民政府の承認と、抗日華僑の駆逐に仏印当局の協力を求めることが具体案として提示された。親日的政府と見なされた南京国民政府は、政府が発足して以降、フランス政府の国家承認を得られなかったため、仏印に総領事館を設けることができなかった。このために、華僑の誘引や協力を引きだす活動もまた、制限を受けることとなった。したがって、仏印華僑

¹⁰⁸ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03032309700 (第 8~9 画像目)、前掲資料。

の協力を充分に得るためには、フランスに対して南京国民政府を承認させることが重要な事業となったのである。他方、抗日的華僑を排除するために、仏印における直接の支配権を持たない日本は、フランスに依拠せざるをえないという状況も生じていた。

なお、「工作案」の「判決」では、次のように述べられている¹⁰⁹。

之ヲ要スルニ現地仏印ノ状況ヨリ判断スルニ仏印当局ハ皇軍ノ進駐以来裏面的ニハ排日華僑ト結并シ華僑ノ日本接近ヲ悉ク妨害シアリテ全ク重慶政府ト団体ノ関係ヲ依然継続シ居レリ。殊ニ事変以来ハ南部仏印（西貢シヨロン）方面ニハ避難民多ク流入シ所謂「新客」ナル華僑増加シテ入排日熱ニ油ヲ注入シアル如クナレハ我軍ハ速カニ是等ノ事態ヲ排除スルニ必ラサレハ事変処理ノ目的ハ依然トシテ渾屯〔沌〕トシテ定マラザルガ故ニ茲に軍ハ決然トシテ西貢進駐ヲ断行シ南部仏印ヲ掌中ニ納メ華僑ヲ我ニ吸収スルヲ以テ南進策ノ円滑ヲ計ル可シ。

就中、現況ノ如ク仏印当局自体ガ仏印ノ行政権ヲ支配シ自己本意ノ政策ヲ継続シアリテハ日本の興亜政策ハ全ク之ニ依リ妨害サレアルノ結果ナルニ鑑ミ、之レ又南部仏印ニ実力的把握ニ依リ日本ノ政治力ノ拡大ヲ期シ以テ国力ノ充実ヲ期スベシ。

この判決で強調されたのは、依然として仏印当局と重慶国民政府が結託して、華僑の対日接近を妨害しているため、日本軍が実力を行使して、南部仏印にも進駐することが重要であるという内容であった。

以上見てきたように、印度支那派遣軍司令部が作成したこれら2つの文書では、印度支那派遣軍司令部が、日中戦争の解決、大東亜共栄圏の建設に、華僑との経済的連繋が必要であることが認められた。重慶国民政府と仏印政権との結託を恐れた印度支那派遣軍は、実力行使で南部仏印への進駐を行い、それによって仏印華僑をはじめ南洋全体の華僑を把握しようと主張した。

1941年6月23日に開催された大本営陸軍部及び大本営海軍部の会議において、南部仏印進駐の是非が政治・経済的見地から議論された。このなかでは、華僑工作について

¹⁰⁹ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03032309700（第9～10画像目）、前掲資料。

も取り上げられ、「重慶側ノ南部仏印及泰ニ対スル華僑工作ハ今尚執拗ニシテ其勢力未タ根強キモノアリ之カ重慶側抗戦力維持ニ少カラサル貢献ヲナシアルハ輕視ヲ許ササル所」と認めた上で、「武力ノ背景ナキ帝国ノ華僑工作カ遅々トシテ進マサル現状を篤と考慮ノ要あり」と指摘されている〔参謀本部編 1977：235〕。先に見た印度支那派遣軍司令部が作成した二つの文書が作成された時期は、1941年6月27日、つまりこの会議の直後だったことがわかる¹¹⁰。作成された時点から考えてみれば、印度支那派遣軍司令部の華僑工作案には、大本営陸海軍部の会議で示された認識が反映されていたと推測される。この中では、これまでの先行研究で究明されているように、仏印、タイ、ビルマを一带にして重慶の背後遮断をさらに強化すること、もう一つは米英蘭華の政治的、経済的、軍事的な対日包囲態勢に対する消極的な対応措置をとる必要があるという点に加え、南部仏印進駐のもう一つの目的として、華僑問題を解決することという課題が認識されていたことが明らかとなった¹¹¹。

続いて、1941年7月10日に行われた関連機関の次官会議で策定された「華僑対策要綱」を見てみよう。この要綱では、「支那事変処理ニ資スル」ため「東亜共栄圏内ニ於ケル華僑ヲ利導シ漸次援蔣ヨリ之ヲ引離ス」ことと、華僑を大東亜共栄圏の建設に協力させることという2つの方針が掲げられている¹¹²。

また、仏印に関して、この文書では「華僑工作ノ地域的重点ハ先ツ仏印泰ノ華僑ニ指向シ帝国ノ勢力伸長ニ照応シ漸次他ノ地域ニ対シ之ヲ強化スルモノトス」と明記された。

¹¹⁰ 1941年7月2日の御前会議において、「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」が決議されたことによって、南部仏印への進駐が決定され、同年7月28日に進駐が開始された。

¹¹¹ 仏印進駐が華僑問題に及ぼす影響について、日本政府は、「一般華僑カ重慶側必至ノ宣傳ニモ拘ラス漸次重慶抗戦ノ前途ニ疑念ヲ抱キ公債応募、送金等モ最近ハ一向ニ成績擧カラサルハ承知ノ通ナリ。今次仏印南部進駐ハ此ノ傾向ニ益々拍車ヲ掛クルヘク仏印、「タイ」、馬來及蘭印ノ華僑ニ対シテハ今次進駐ヲ機トシ一層我方工作ヲ強化シ彼等ヲ蔣政権ニ對スル消極的態度ヨリ南京政府ニ對スル積極的態度ニ變更セシメ度キ考ナリ」と評価している〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B02032440300（第13画像目）、「日仏印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第3巻」、1941年（外務省外交史料館）〕。

¹¹² JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03025363000（第2画像目）、各種情報資料・主要文書綴（一）「雑 華僑対策要綱ニ関スル件」、1941年（国立公文書館）。

すなわち、タイと仏印が華僑政策の重点的拠点として位置づけられ、これらの拠点から他の地域に華僑工作が展開されるという構想が示されたのである¹¹³。仏印およびタイ華僑の重慶国民政府への献金額は、他の地域と比較すればはるかに少なく、さらに 1941 年 7 月当時東南アジアで日本の影響力を行使できた地域は仏印とタイだけであったことがその理由であった。加えて、仏印およびタイが対華僑政策の重点的地域として指定された理由についてはほかにもいくつか存在した。

まず、この当時、仏印に対する日本の問題関心が、援蔣ルートへの遮断と、重要資源が豊富な蘭印や英領マラヤに進出するための前進拠点としての重要性を認識していたことである¹¹⁴。第二に、1939 年 7 月以降、日本の米穀事情が深刻化したことである。田淵幸親が明らかにしているように、日本国内の需給及び各地域に駐屯していた日本軍の食料需給に支えるだけの食糧を確保しようとした日本にとって、仏印及びタイからの米を確保することは、最重要課題としての位置を占めていた [田淵 1980; 田淵 1981]。

これら二つの状況のいずれにおいても、仏印華僑の果たす役割は極めて重要であった。仏印華僑は、仏印の米流通機構を独占してだけでなく、仏印とアジア各地域との貿易の中心的役割を担っていた。しかも、仏印からの対アジア向け輸出の大部分は米であり、華僑を通じて、香港、上海などに向けて輸出されていた。米のほかには石炭、ゴム、棉花などを輸出し、その代わりに香港、蘭印、英領マラヤから商品雑貨が華僑を経由して輸入されていた。したがって、仏印華僑政策は、「我方所要物資ノ獲得並我方トノ取引関係ヲ緊密ナラシムル為有力華僑ト連繫ヲ計リ更ニ進シテ現地ニ於ケル企業ノ日提携並占領地ヘノ企業進出ヲモ促進ス」ために、「華僑商業団体ノ指導操縦或ハ新商業団体ノ育成ヲ計ル」として、経済工作に力点が置かれることとなった¹¹⁵。

¹¹³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03025363000 (第 2 画像目)、前掲資料。

¹¹⁴ 1940 年までの陸軍が主張した基本戦略は対ソ戦であり、いわゆる「北主南従」の考え方であった。だが、当面は日中戦争を早期に解決する必要があるとあり、中国を屈服させた後は、ソ連との戦争に備えなければならないことから、南方に関しては、米英蘭可分の考えから、英・蘭との限定戦争は可能であるといったものであった。一方で、海軍が主張したのは、対英米戦争であり、いわゆる「北守南進」であった。さらに日中戦争を速やかに解決するために、仏印・ビルマからの援蔣ルートを遮断することが必須になった。

¹¹⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03025363000 (第 5～6 画像目)、前掲資料。

経済工作に加え、宣伝工作および政治工作も重視されたが、実施にあたり外交政策だけではなく、「在住地ノ環境、華僑ノ特性動向等ニ即応シ時期、順序、方法等時宜」に考慮することも必要であるとされた。そして、工作の一元性及び継続性を保持するため、各機関の相互連絡を緊密に維持しなければならないことが提案された¹¹⁶。

上述した印度支那派遣軍司令部の仏印華僑政策の2つの案が陸軍本部に送付されたのは、この「華僑対策要綱」の決定より、約2週間前のことであった。印度支那派遣軍司令部が作成した「仏印華僑工作案」と「華僑対策要綱」の対策内容と対照させてみると、華僑政策の策定にあたって華僑の在住地の環境、及び華僑の特性への配慮の必要性に関して、印度支那派遣軍司令部と連絡会議は、ほぼ同様の認識を共有していたことが窺える。

印度支那派遣軍司令部の調査によると、日中戦争開始後、トンキンで仏印華僑が献金運動、抗日運動を積極的に行ったことを契機に、重慶国民政府は、ハノイの総領事館を中心として抗日宣伝を行い、経済的利益を授けることで華僑の人心を把握するための華僑工作に取り組んできた。また、仏印政権の動向を見ながら、親日華僑に対する監視も実施された。こうした状況のもとで、日本の仏印華僑政策の政治工作は、「重慶側工作ニ対抗シ積極的態度ヲ以テ臨ミ確乎タル地盤ヲ獲得スルコトヲ目的」とされるようになった。当時の重慶国民政府の華僑工作について、「軍事上経済上政治上ノ見地ヨリ北部仏印ト共ニ南部仏印ニ速ニ所要兵力ヲ進駐セシムルノ絶対必要ナル理由ニ就テ」という資料では、1941年6月23日の大本営陸海軍会議が、以下のような事実を認めたと述べている¹¹⁷。

重慶側ノ南部仏印及泰ニ対スル華僑工作ハ今尚執抑ニシテ其勢力未タ根強キモノアリ之カ重慶側抗戦力維持ニ少カラサル貢献ヲナシアルハ軽視ヲ許ササル所ニシテ武力ノ背景ナキ帝国ノ華僑工作カ遅々トシテ進マサル現状ヲ篤ト考慮ノ要アリ

¹¹⁶ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03025363000（第2画像目）、前掲資料。

¹¹⁷ 防衛省防衛研究所資料室、「南方施策促進ニ関スル件」、中央・戦争指導重要国策文庫—1073。

つまり、重慶国民政府の華僑工作が、日本の日中戦争の解決事業に少なからず影響を与えており、軽視できないものであること、その華僑工作と比較すれば、日本の華僑工作はまだ劣っているという現実があること、そこで、日本は、重慶国民政府の華僑工作に対抗して積極的な態度を取りながら、華僑工作の確乎たる地盤を獲得しなければならないことである。なお、ここで言われた「地盤」とは何を指しているかは、この「要綱」の中では明確には示されていないものの、おそらくは日本軍の武力のことを示していると考えられる。

しかし、松岡・アンリー協定の規定によって、仏印当局の存在を考慮しなければならない日本は、華僑との直接接触に限界があった。そこで華僑に対して、「官憲ヲシテ排日ノ徹底的取締ヲ実施セシム」、すなわち現地政権を通じて間接的に取り締ることを基本方針とせざるをえない状況に置かれていた。

そして、「南定、河内、海防ニ於テノ運動ガ台児荘ノ日本軍敗戦¹¹⁸ノ宣伝」が行われたという現況に対し、仏印における宣伝工作は、以下のことに重点を置くことが規定された¹¹⁹。

- 1、(一) 日本ノ国力紹介 (二) 東亜ノ開放 (三) 枢軸国側ノ優勢 (四) 重慶政権ノ内口ナラナ並政策ニ対スル批判等ヲ主要題目トス
- 2、仏印泰ニ於テハ情勢ノ進展ニ依リテハ更ニ建設的宣伝ヲモ行フ

なお、1941年7月23日に、日本は南部仏印進駐を行い、その後1941年12月8日にアジア太平洋戦争が始まった。アジア太平洋戦争が勃発した後、戦況の転換によって、それまでの華僑政策は廃止され、かわって1942年2月14日に関係庁連絡会議で「華僑対策要綱」が決議されたことは、第3章で述べた。

1942年の「華僑対策要綱」の方針は、華僑を重慶国民政府より離反させ、速やかに「大

¹¹⁸ 台児荘の戦いとは、日中戦争中の1938年3月から4月7日までの間、山東省最南部の台児荘付近で行われた戦闘である。台児荘の攻略を企図した日本軍部隊が、中国軍の大部隊に包囲されて撤退、徐州作戦の引き金となった。中国側が「抗戦以来の大勝利」を宣伝したことでも知られる。

¹¹⁹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A03025363000 (第7画像目)、前掲資料。

東亜戦争」完遂に協力させることとされた。したがって、「要領」では、華僑政策の要諦は、第一に、各地の華僑社会の実情に基づき地域ごとの華僑政策が立てられること、第二に、日本軍の下に国防必需物資の培養と取得のために働かせること、第三に、必要に応じて適宜政治的圧力を加え日本に同調させること、第四に、既存の経済機能と習慣を活用し、日本の施策に華僑を協力させようと指導すること、そして第五に、情勢の推移に従い華僑の社会を漸次統制することであると定められた¹²⁰。要するに、日本が大東亜共栄圏建設という目標を強調するようになった過程で、華僑の協力がより一層必要かつ不可欠となったのである。

では、仏印華僑に対しては、どうであったか。仏印においては、「華僑施策ハ我方指導ノ下ニ当該政府ヲシテ之ヲ実施セシムルモ必要ニ応シ帝国自ラ之ヲ行フモノトス」とされている¹²¹。日本が指導権を保持する占領地と異なり、仏印では、フランスの主権の尊重と仏印領土の保全が保証されるという原則が設けられていたため、日本は仏印華僑を直接的に取り締まることは困難であった。そのため、従来の方針が継承され、日本の対仏印華僑政策は、基本的には、仏印政権を通して実施しなければならなかったのである。これはつまり、仏印華僑に対する政策は日本の手によってではなく、日本の指導下において仏印政権によって実施されることの方針が示されたことになる。しかし、ここで注目すべきなのは、「必要ニ応シ帝国自ラ之ヲ行フモノトス」という個所である。これは、1942年2月の時点では、仏印におけるフランスの主権の尊重という方針がまだ維持されていたものの、アジア太平洋戦争の開始後、日本軍による東南アジア各地域の占領地では直接統制が可能となったことを背景に、日本の姿勢がより強硬になりつつあったことを示すものと考えられるからである。つまり、仏印政権を通じての華僑政策という枠組みを逸脱せざるをえないという判断が、一定程度、日本政府および軍部に生まれたと言えるのではないだろうか。

また、1942年の「華僑対策要綱」では、南京国民政府の役割も全般的に低下し、仏印・タイに限定されるようになった。したがって、「国民政府」の対外華僑政策は、日本の指導下にあつて、さしあたり仏印とタイに限定するものとし、民生上の必要な経済連携の保持を主としつつ、政治・宣伝などの施策は「国民政府」の指導のもとで、必要性の高

¹²⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032971500 (第3画像目)、前掲資料。

¹²¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032971500 (第1画像目)、前掲資料。

いものに限られた。

工作指導機関は、占領地においては陸海軍が担当するのに対し、仏印・タイにおいては陸海軍との協議の上で、在外公館及び外務省が担当するとされた。この点は、「松岡・アンリー協定」で、日本が仏印におけるフランスの主権を尊重すると公約したことを反映している。しかし、それ以前の要領と異なっていたのは、南京国民政府の役割が低下して、仏印・タイに限定され、陸海軍と外務省の権限がより明確になり、強化されたことである。

仏印華僑が仏印経済における支配権を握り、特に精米業および米穀流通機構、貿易機構において独占的な地位を有していたこと、および仏印が日本の最初の進出地であったということが、仏印をして日本の華僑政策のなかの重点的地域としての立場を占めるようになったと考えられるのではないだろうか。仏印華僑政策は、基本的に日本の華僑政策で定められた方針に沿って行われることとなった。しかし、日本の対仏印政策が他の東南アジア地域とは異なる特性を持っていたことが、仏印華僑政策においても特殊性をもたらした。すなわち、華僑政策を展開する際に、仏印政権の存在を考慮しなければならないことであった。従って、仏印華僑政策を指導・実施するのは、陸海軍と外務省の協議の上で行われることとなり、華僑政策の実施過程においても仏印政権を通じた間接的な働きかけが行われた。

まとめ

以上では、日本の仏印華僑政策について、日本の全般的な華僑政策における仏印華僑政策の位置づけを整理・検討し、印度支那派遣軍司令部をはじめとした各機関の華僑対策案について考察してきた。

1941年7月付け「華僑対策要綱」の第一項にあったように、華僑政策は華僑の居住地における施策を主とするということ、言い換えれば各地域の華僑社会の実情に基づき地域ごとの華僑政策を設定するとされていた。したがって、各地域派遣軍司令部は、上記の二つの方針を達成するために、各地域の状況に即した華僑政策を立てていったと推測される。しかしながら、実際に筆者が把握できる資料に限り、本章で取り上げた印度支那派遣軍司令部の2つの文書と、マレー半島地域・スマトラを占領した第25軍が作成した「華僑工作実施要領」と「スマトラ華僑対策実施要領」[渡邊 1998 : 251-256]を比較

すれば、次のように結論し得るだろう。

第一に、1941年以降示された日本の仏印華僑政策の骨子とは、基本的に、東南アジア華僑政策の全般的方針と同じく、日中戦争の早期解決を図るために華僑を重慶国民政府との関連から切り離すこと、華僑を大東亜共栄圏の建設に協力させることであった。ただし、この中でもとりわけ仏印とタイが、東南アジア全域の華僑政策の展開のための前進拠点として位置づけられていた。日本の東南アジア進出の第一歩となった仏印では、印度支那派遣軍司令部によって、仏印と華僑社会の実情に則した華僑対策が独自に作成され、その一部が、1941年7月の「華僑対策要綱」に反映された。

第二に、ここで示された方針に沿って、経済工作、政治工作、宣伝工作の3つにわたる具体策が打ちだされた。基本的にはこの3つの工作内容はほかの東南アジア地域と同じ方向性を持つものであったが、仏印においては、政策実施過程において特殊性が存在した。それは、「松岡・アンリー協定」で定められた、仏印当局尊重という方針であった。フランスの主権がそのまま尊重された仏印においては、日本軍が直接華僑を取り締まることは困難であり、親日華僑の結社への支援、宣伝工作も仏印当局の許可が必要となり、また華僑との経済的取引も、仏印当局の存在を考慮せざるをえなかった。つまり、軍事行動を除く、政治、経済、文化工作で、日本が独自の施策を展開する余地は、あまり大きくはなかったのである。

第三に、「仏印静謐保持」の方針が存在していたため、仏印華僑工作の指導機関は、陸海軍との協議の上で、大使府つまり外務省が担当するとされた。また、日本の華僑政策のなかで、南京国民政府が重要な位置づけを与えられていたとはいえ、仏印ではフランス本国の承認を得ていなかったため、南京国民政府の法的存在が保障されなかった。それゆえに、その役割が低下し、曖昧な立場を与えられることになった。

第四に、激しい抗日運動が行われたマラヤ・シンガポールにおける華僑政策と比べれば、仏印華僑への対策は大きな違いがあったといえる。マラヤ・シンガポール華僑政策は武力的弾圧の具体策が講じられたが¹²²、一方で、仏印華僑政策では、武力を行使する

¹²² 英領マラヤ・シンガポールの占領とその後の軍政を担当した第25軍が作成した「華僑工作実施要領」によると、「占領直後ノ応急要領」は、「服従ヲ誓ヒ協力ヲ惜シマザルノ動向ヲ取ル者ニ対シテハ其ノ生業ヲ奪ハズ權益ヲ認メ 然ラザル者ニ対シテハ断乎其ノ生存ヲ認メザルモノトス」とされ、さらに「第一期作戦終了直後ニ於ケル対処要領」として「協力ニ参

ことなどは、言及されておらず、「協力」、「同調」が強調されたからであった。

加セザル者ニ対シテハ極メテ峻厳ナル処罰ヲ以テ処理ス 即チ財産ノ没収、一族ノ追放、再入
国ノ禁止ヲ行フト共ニ反抗ノ徒ニ対シテハ極刑ヲ以テ之ニ答ヘ華僑全体ニ対スル動向決定
ニ資セシム」となっており、きわめて厳しい姿勢がみられる [防衛庁防衛研究所 1985 :
287-289]。

第5章 日本の仏印華僑政策の実態

第4章で考察してきたように、日本の仏印華僑政策は、軍需物資の獲得及び大東亜共栄圏の建設のために、経済工作、政治工作、宣伝工作から構成され、なかでもとりわけ経済工作に重点が置かれていた。また、実施にあたり、政策の一元性及び継続性を保持するためには、各機関の相互連絡を緊密に維持しなければならないことが定められた。「在住地ノ環境、華僑ノ特性動向等ニ即応シ時期、順序、方法等時宜」に考慮することも必要であるとされたことから、本章ではその対策の実態を、経済工作、政治工作、宣伝工作という3工作から考察していきたい。

第1節 仏印の米穀流通機構の変化から見る経済工作

第1章で述べたように、仏印、とくに米の産地であるコーチシナにおける米の集荷や精米業は、華僑の手により掌握されていた。生産された米は、直ちに華僑の仲介人である粃の直接購入人に引き渡され、そして粃商人を経て、華僑が独占していたショロンの精米工場に運送されていた。仏印華僑の経済的実力は、米流通機構に最も集中されていたと言っても過言ではない。華僑こそが、仏印経済の諸問題を解決する最も重要な鍵だと考えられていた。したがって、仏印華僑政策では、経済工作に力点が置かれることとなった。

当時、日本国内の需給及び各地域に駐屯していた日本軍の食料需給に応える食糧を確保しようとした日本にとって、仏印から米を確保することは、きわめて重要視されていた[田淵 1980; 田淵 1981]。しかし、日本が仏印政権を通じて米を確保しようとするれば、結果的に仏印政権による経済統制が強まり、日本企業の進出の可能性が狭められるだけでなく、これには華僑の反発も予想された。逆に、仏印当局を飛び越えて、日本企業が直接華僑と結びつくことには、仏印政権からの強い反発が予想された。「将来仏人ノ利益ヲ度外視ヲ以テ華僑直接ノ取引ヲ我国トノ間ニ取決メルコトハコレ又仏印自身ノ利益ニ反スル処ナレバ到底仏印側ノ受託スス処ニ非ラズ」¹²³という「仏印華僑工作に関する

¹²³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800 (第34画像目)、前掲資料。

方策」の記述にも見られるとおりであり、日本の「資源獲得のための仏印政権温存政策」そのものを危うくする恐れがあった。

まして、日本企業が仏印における米流通機構に直接進出することは、華僑の独占に対する挑戦だけでなく、仏印政権の統制経済への挑戦という意味を持ち、必然的にフランスからも強い抵抗を招きかねない施策で、とりあえずの選択肢にはなりえないものだった。

以上の条件を勘案しつつ、本節では、仏印進駐後、日本は仏印華僑によって掌握されていた米流通機構や米輸出機構を如何に統制しようとしたかに焦点を当てて、仏印華僑政策の経済工作を考察していく。

1940年の北部仏印進駐以降、「松岡・アンリー協定」に制約された日本は、仏印におけるフランスの主権を尊重しなければならず、また華僑が掌握していた米流通機構への干渉も難しかった。そこで日本は、日本が要求する米の調達が可能になるような米流通機構の再編成と、米穀輸出機構への三井物産の関与を要求した。

それまでの輸出面に関して言えば、仏印には輸出組合は存在していなかったが、日仏経済交渉は仏印経済の高度統制化に拍車をかけることにつながった。その結果、1941年2月2日にドクー総督は総督令 No.78-N を公布し、サイゴンで「米穀取引輸出委員会」(Comité de Direction pour le Commerce et l'Exportation des Paddy et Dérivés (CODIRIZ)) を設立した。この米穀取引輸出委員会は、コーチシナ及びカンボジアにおける米穀の生産、精米、輸送、輸出に対する統制機構であり、仏印当局代表1人、フランス人米穀輸業者協会¹²⁴代表3人、華僑輸業者協会¹²⁵代表1人から構成された¹²⁶。安南とトンキンにおける米穀の輸出は、ハノイに本部を置いた経済管理局 (Direction des Services Économiques) によって掌握された。米穀取引輸出委員会の設立は、米をめぐる日本の要

¹²⁴ フランス語名は Association des Exportateurs Français d'Indochine である。1938年に設立され、1942年12月31日に解散した。

¹²⁵ フランス語名は Association des Exportateurs Chinois である。1941年1月に設立された。

¹²⁶ *L'arrêté du 2 février 1941 instituant à Saigon un comité de Direction pour le Commerce et l'exportation des paddy, riz et dérivés, "Modification des arrêtés du Gougal de l'Indochine concernant la creation d'un commite des ceriales de l'Indochine 1941-1943", Fonds Direction des finances de l'Indochine, A1-1455, (ベトナム国立第1文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia I).*

求に対応するために、米の輸出に対する統制の強化を目指すことであった。また、これも仏印当局が実施する統制経済政策の一環として位置づけられていた。

米穀の輸出は、米穀取引輸出委員会の許可を得たうえで、フランス商社 11 社から構成される米輸出組合を通じて輸出されることとなった。米輸出組合の 11 社は、次のとおりである [田淵 1980 : 118]。

1. Société Commerciale Française de l'Indochine
2. Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient
3. Compagnie de Continental de l'Indochine
4. A.B.David et Compagnie
5. Société Anonyme de Riz de l'Indochine Denis Frère
6. Granindo (Louis Dreyfus et Cie)
7. The Export et Import Co.Ltd
8. Société Havraise Indochinoise
9. S.A.R. Rizicole de Battambang
10. S.A.R.I Dutchateaux et Cie
11. L'Union Commerciale Indochinoise et Africaine

米輸出組合に加盟するこの 11 社のリストをみれば、日本企業の仏印の米輸出機構への加入という日本の要求に対し、三井物産の過去の実績不足を理由に、仏印当局がそれを認めなかったことが明らかとなる。一方で、仏印当局は、米流通機構の再編成を行い、「国内取引を含む米買付まで手を伸ばし、華僑の米取引の実権を縮小し」、対日米供給・輸出の確保をはかろうとした [田淵 1980]。

1941 年 5 月に締結された「日・仏印経済協定」に基づき、同年 7 月に 1942 年度の日・仏印間物資交換の実施取り決めに関連して、芳沢大使とドクー仏印総督との間で交渉が行われた。物資交換の実施取り決めにより、仏印は大東亜戦争遂行中の日本に米、トウモロコシなどの主要食糧を大量に提供することとなった¹²⁷。同時に日本・仏印は、米およびトウモロコシの対日供給を円滑に実行するため、サイゴンに、三井物産会社、仏印当局、米穀・トウモロコシ管理委員会という三者の代表から構成される混合委員会を設置することを決定した。後の 1941 年 12 月 30 日付け仏印総督法令で、この混合委員会は、

¹²⁷ 『大阪毎日新聞』 1942 年 7 月 19 日。

仏印政府当局がサイゴンに設置する米穀・トウモロコシ管理委員会（Comptoir des Riz et Maïs）の下に設立された¹²⁸。この混合委員会は、米穀・トウモロコシ管理委員会と密接な連絡をとり、米の集荷に関する指導を行う常設機関であり、米・トウモロコシの収穫、船の運営、配給集荷関係の報告を聞くとともに価格の決定にも参画することが定められた。

同 1941 年 12 月 30 日に、仏印総督は「米及びトウモロコシ統制法令」を公布した。この総督法令により、仏印における米穀に関わる 5 機関が新たに設置された。この 5 機関とは、以下のとおりであった¹²⁹。

1. Comité Interprofessionnel des Riz et Maïs（米穀・トウモロコシ専門委員会）
2. Comité Consultatif de la Riziculture（米作協議会）
3. Comité Consultatif des Transporteurs de Céréales（穀物運輸業者協議会）
4. Comptoir du Paddy（粳管理委員会）
5. Comptoir des Riz et Maïs（米穀・トウモロコシ管理委員会）

これらの各機関が担当する業務は次の通りである。米穀・トウモロコシ専門委員会は、コーチシナ総督を委員長とし、米作り業者、精米工場、輸送業者、輸出業者の代表から構成される。米の生産、取引、精米、輸送、輸出に関する活動を統制し、関係ある規制、政策の一元化を図る担当である。米作協議会は、ベトナム人、フランス人の米作業者の代表から構成され、稲作に関する問題を協議・解決する業務を担う。また、穀物運輸業者協議会は、コーチシナ各地方からサイゴン・ショロンまで米穀運輸に関わる業務を担当する。粳管理委員会は、フランス人、ベトナム人、華僑の精米工場業者の集まりであり、その権限は多岐にわたり倉庫収容力、精米所の調査及び精米料金、粳集荷の取引価

¹²⁸ *L'arrêté du 30 Décembre 1941 portant organisation du commerce des riz et maïs*, "Modification des arrêtés du Gougal de l'Indochine concernant la creation d'un commite des ceriales de l'Indochine 1941-1943", Fonds de la Direction des Finances de l'Indochine, A1-1455, (ベトナム国立第 1 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia I)。

¹²⁹ *L'arrêté du 30 Décembre 1941 portant organisation du commerce des riz et maïs*, "Modification des arrêtés du Gougal de l'Indochine concernant la creation d'un commite des ceriales de l'Indochine 1941-1943", Fonds de la Direction des Finances de l'Indochine, A1-1455, (ベトナム国立第 1 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia I)。

格、運輸の監視、ショロンにおける粳・米取引の統計、粳保存の義務数量の確保に対する監視などに関連ある業務を管理する。そして、米穀・トウモロコシ管理委員会は、フランス人輸出業者と華僑の代表から構成され、輸出向け米の購入・販売、輸出許可の交付、穀物輸出業者に対する輸出割当・配分などを担当する¹³⁰。これらの機構のなかで最も重要なのは、米穀・トウモロコシ管理委員会と粳管理委員会の2つであった。この2つの機関は1941年2月に設立された米穀取引輸出委員会の代わりに、日本の要求に応えるために米調達を担当することになった。

その後、日本に対する便宜供与を強化するために、1942年12月1日に仏印総督は「インドシナ穀物委員会の設立」という総督法令を公布し、「インドシナ穀物委員会」(Comité des Céréales de l'Indochine)を設立した。このインドシナ穀物委員会は、輸出米の引渡し契約の実行、仏印内の取引の指導及び管理に関する業務を担当すると定められた¹³¹。

仏印政権は、米輸出機構を統制すると同時に、米の出廻りを促進する目的で、倉庫に保管する期間、米を積込んでからショロンに運搬するまでの期間、ショロンに着いてから精米工場に陸揚げするまでの期間、精米工場から積出すまでの期間をそれぞれ一定の時間に制限するというも行った。1941年6月30日付けの仏印総督法令では、不可抗力であった場合を除き、契約成立後の15日間に粳が引き渡され、早期ショロンに搬送されなければならないことを定めた。また、ショロンに輸送されてから2日間に陸揚げされなければならないこと、更に陸揚げされてから2日間に輸出しなければならないことが定められた¹³²。

¹³⁰ *L'arrêté du 30 Décembre 1941 portant organisation du commerce des riz et maïs, "Modification des arrêtés du Gougal de l'Indochine concernant la création d'un comité des céréales de l'Indochine 1941-1943"*, Fonds de la Direction des Finances de l'Indochine, A1-1455, (ベトナム国立第1文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia I)。

¹³¹ *L'arrêté du 1^{er} Décembre 1942 instituant un Comité des Céréales de l'Indochine, "Modification des arrêtés du Gougal de l'Indochine concernant la création d'un comité des céréales de l'Indochine 1941-1943"*, Fonds de la Direction des Finances de l'Indochine, A1-1455, (ベトナム国立第1文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia I)。

¹³² “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2

その後、1941年8月1日に、米穀取引輸出委員会は、コーチシナ総督に対して、次の3つのことを実施するよう求めた。第一に、1939年9月2日付けの仏印総督法令に定められた籾所有者の手持米穀についての申告義務を一層強化することである。第二に、米穀を蓄積している人々が販売を拒否した場合には、各省の長官はその法令に従い、1 ザー (gia)¹³³を1ピストルで強制収用を行うこと、また、販売を拒否し、あるいは蓄積米穀の申告を偽装した人に対して、処罰することである。第三に、毎週、各省の長官が米穀取引輸出委員会にショロンに米穀を輸送する船の数とその船の出発地、目的地、販売者名、購入者名、搬送される貨物の重量を報告する義務づけることである¹³⁴。

上述したように、1941年12月30日、仏印総督は総督法令を公布し、仏印における米穀に関わる5機関を新たに設置したが、同時に、米穀取引に関与する人々、すなわち農家、米穀商人、精米業者、輸送業者、輸出業者が籾の5トン以上、あるいは米の3トン以上を所持する場合には申告の義務があることも定めた。未申告者が発覚した場合は、その人物の所持する籾または米が、米穀取引輸出委員会の手によって、市場値段より低い値段で強制収用されることが決定された。また、輸送に対する取り締まりとしては、輸送業者に、輸送記録を申告することが義務づけられた。そして、精米業者は、所有する精米工場の出力、予備燃料、予備機材の状態を申告するという義務を負わされることになった¹³⁵。

次いで、1942年2月12日付けで、仏印総督は、仏印領土内の米輸送に関するいくつかの規定を制定した。第一に、1942年2月19日以降、米穀取引許可証を有する人々が仏印の各地に米穀を輸送する場合には、米穀・トウモロコシ管理委員会の許可証が必要である。第二に、米穀取引をする商人は、かつてのような直接取引を行うことをやめ、

文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹³³ 1 ザーは約20キロに相当する。

¹³⁴ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹³⁵ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

米穀・トウモロコシ管理委員会に注文書と輸送許可証の交付申請書、販売許可申請書を提出する。輸送許可証が発行された際には、米穀・トウモロコシ管理委員会は、申請商人に公的な値段で注文量を供給すること。また第三に、米輸出組合の事務所は、輸出用の米穀の品質を確認し、品質確認済み証明書を発行する。契約書に記された値段以外に、商人は米穀・トウモロコシ管理委員会に取引総額の 0.5% をコミッション料として、米の 1 トンに品質検定手数料としての 0.15 ピアストルを納めなければならない、ということなどである¹³⁶。

なお、1941 年 7 月 29 日に出された仏領インドシナの共同防衛に関する日本・フランス間議定書により、仏印が日本に対し、1941 年に 70 万トン、1942 年に 105 万トン、1943 年に 102 万トンの米を提供することが定められている。日本からの要求に応えるために、仏印総督は、粳・米の所持者に所持する粳・米を申告することを義務づけた。しかし、米の調達が困難となったことを背景に、1942 年 3 月 12 日に仏印総督は、粳の 2 トン以上あるいは米の 1 トン以上を所持する人に対して仏印当局に申告することを義務づけ、さらに米穀・トウモロコシ管理委員会に所持の粳・米を販売しなければならないことを定める法令を公布した¹³⁷。1941 年 12 月 30 日付の法令に定められたそれと比較すれば、申告すべき粳・米の重量は半分に引き下げされたことになる。

コーチシナ各省における粳・米の所持者は、この法令に従って粳や米を販売することとなった。例えば、1942 年 5 月 9 日付けのコーチシナ総督宛のゴーコン省長官による報告書によると、ゴーコン省において、粳の 1000 ザー (20 トン) 以上の所持者は、1 ピクルに 3.75~4.05 ピアストルで所持粳の半分を販売している¹³⁸。ラクザー省の場合は、省

¹³⁶ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹³⁷ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹³⁸ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

の大地主及び中地主は、省に粃の 20,000 トンを販売した¹³⁹。しかし、所持している粃が 2 トン未満であれば申告が義務付けられなかったため、例えばラクザー省の多くの所持者は、所持粃をいくつかの 2 トン未満の倉庫に分割し、農家の名義で保持するということも行っていた¹⁴⁰。

しかし、各省の地主や粃所持者が買い上げ価格の低さに反対したため、1942 年 6 月以降、ショロンに輸送された粃の量は著しく減少し、ショロンの米穀市場は停滞するようになった。それにともない、ショロンにおける精米工場は稼働を中止せざるを得なくなった。こうした状況を打開するために、1942 年 6 月 22 日にコーチシナ総督は、各省の長官に対して、華僑が購入しまだ各省に保管している粃をショロンに緊急に輸送することと、華僑に地元の粃を購入するよう呼びかけることを命じた¹⁴¹。さらに、日本への米供給が困難に直面した状況下で、同月に、仏印総督はコーチシナ各省に少なくとも 200,000 トンを蓄積できるよう努めること、7 月から 10 月までショロンに 50,000 トンを輸送するとともに、米穀局にショロンに 50,000 トンの収容力倉庫を設置し、各省から輸送された粃を全部購入し、また 1943 年 1 月まで少なくとも予備粃としての 250,000 トンを用意することを提案した¹⁴²。

1943 年になると、日本の要求に対応するための粃調達が一層困難となった。供給期限と供給量をめぐる日本からの圧迫が高まりつつあるなかで、仏印総督は、米穀市場に関与する人々に対し、より厳しい統制を実施しようとした。1943 年 12 月 24 日に、ドクー

¹³⁹ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

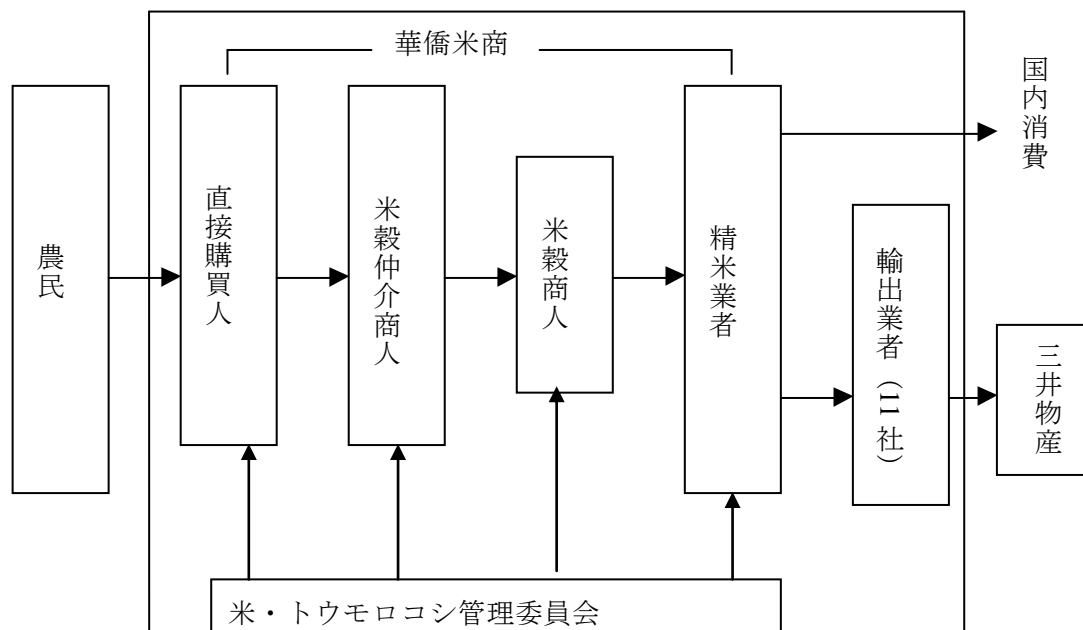
¹⁴⁰ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁴¹ “Biện pháp cho đem lúa để dành về Chợ Lớn năm 1942” (1942 年ショロンに米を容易に輸送するための手段について), GOUCOCH, L47-107, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁴² “Kiểm kê lúa gạo dự trữ tại các tỉnh 1944” (1944 年各省におかる予備米の在荷調べ), GOUCOCH, L47-142, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

仏印総督は、コーチシナにおける米穀取引量が 250 ピクルを越える取引は、米穀・トウモロコシ管理委員会の許可証を有する商人に限られることを決定した。この許可証を申請する条件としては、ライセンスあるいは取引実績を持つ商人しか申請できない。また、コーチシナにおける精米工場の所有者が機械故障若しくは、粳が変質した理由で、粳や米を転売することを禁止した¹⁴³。

図 5-1 1941 年後の仏領インドシナにおける米流通機構



出所：[田淵 1980：119、筆者加筆]

その後、1944 年 4 月 17 日にコーチシナ総督は、サイゴン・ショロン地域を除き、コーチシナ各省における粳・米所持者（地主、農家、輸送業者、精米工場業者、輸出業者を含める）に対して、1944 年 5 月 5 日の零時時点で所持粳・米の量を申告しなければならないことを命じた。ただし、粳の 400 キロ以下、あるいは米の 200 キロ以下を所持する場合は、申告の義務が課せられないのである。申告しない、もしくは申告を偽造した場合は処罰され、さらにその粳・米は公的価格より低い値段で強制収用されることとな

¹⁴³ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

った¹⁴⁴。1942年の規制と比較すれば、申告しなければならない所持米の量はさらに引き下げされた。仏印当局がそれまで、日本の要求する米の量を供給できるようにいくつかの措置を講じてきたが、必要な米の調達が極めて困難であり、かつまた日本が求めた米の量が増大していったことが推測される。

このように、上記の一連の法令や措置によって、仏印当局は米流通機構及び輸出機構を掌握しようとした。フランス本国から経済的に断絶された仏印政権は、日本政府にとっての大東亜共栄圏における仏印の存在、とりわけ米の重要性を認識し、日本が必要とする米を安定的に供給するためにも、仏印政権による経済統制が必要だという論理で、日本に対する相対的独立性を維持しようとした。このことは、1941年9月21日にサイゴン放送局を通じて発表された、ドクー仏印総督の今後の仏印経済政策に関する声明でも窺える。このドクー総督の発表では、仏印政権は、自らの不利な立場を理解し、日本と経済的に協力するのがやむを得ない選択肢であるものの、日本に依存し続ければ、仏印におけるフランス本国の主権が脅威にさらされるため、自立性を維持すべきであるということを訴えた¹⁴⁵。

仏印当局は、米流通機構及び米輸出機構を自らの統制下におくことで、そこに日本企業を参入させないという措置を講じていた。しかしながら、米輸出機構を通じて集められた輸出米は、最終的には三井物産に引き渡されることになった。したがって、日本は米の「出口」の統制という意味においては、仏印の米流通機構を掌握できたといえるだろう。

仏印当局は上述の通り、米流通機構及び米輸出機構を統制しようとしたと同時に、米価の高騰を恐れ、米の取引を管理・統制するために、粳・米の公定価格制を設置した¹⁴⁶。日仏印経済協定が提携される以前は米価の変動が激しかったが、協定が締結された後、1941年以降の米価は、かなり安定するようになった。これは、公定価格制がもたらした

¹⁴⁴ “Kiểm kê lúa gạo dự trữ tại các tỉnh 1944” (1944年各省におかる予備米の在荷調べ), GOUCOCH, L47-142, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁴⁵ 『大阪朝日新聞』1941年9月23日。

¹⁴⁶ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

結果であろう。

公定価格制は、日仏経済協定の下で、毎年日本と仏印政権の交渉で定められた米の時価と貿易量に基づいて決められた。すなわち、1941年4月30日に仏印政権は、米相場を考慮したうえで、以下の表5-1で見られるように、第1等粳(25%)、第1等米(25%)、第2等米(40%)、第2等米(50%)の値段を、100キロにあたりそれぞれ6.22ピアストル、11.12ピアストル、10.31ピアストル、10.06ピアストルとした(1ピクル¹⁴⁷の値段に替えれば、それぞれは約4.23ピアストル、7.56ピアストル、7.02ピアストル、6.84ピアストルとなる)。ところが、この公定価格に華僑が反発して、売惜しみや闇取引、密輸出が横行した。そこで遂に6月15日に、仏印政権はこの公定価格制を撤廃し、再び従来の自由取引に戻ってしまった。その結果、100キロに当たり、第1等粳(25%)、第1等米(25%)、第2等米(40%)、第2等米(50%)の値段は、それぞれ6.73ピアストル(1ピクルの値段が4.58ピアストル)、11.33ピアストル(1ピクルの値段が7.7ピアストル)、10.29ピアストル(1ピクルの値段が6.99ピアストル)、10.46ピアストル(1ピクルの値段が7.11ピアストル)まで上がり、米の集荷はますます悪化した[森1943:付録41-44]。

こうした粳・米の高騰問題を解決するために、1941年6月30日付けの法令によって、仏印総督は、バサック(Bassac)川¹⁴⁸を境界とする値段を定めた。この法令によると、バサック川の左岸¹⁴⁹において、第1等粳の1ピクルの最高値段が4.1ピアストルであり、最低値段が3.35ピアストルとなった。一方、右岸¹⁵⁰のそれは、4.05ピアストルと3.30ピアストルとなった。また、バサック川からショロンまでの搬送料は、1ピクルに0.55ピアストルである。そして、翌7月1日に仏印政権は、公定価格制を改定した。第1等粳の値段は、ショロンでの取引ならば、1ピクルにあたり最高4.65ピアストルで、最低3.9ピアストル、第2等米が1ピクルに6.2ピアストルと定められ¹⁵¹、それまでの値段よ

¹⁴⁷ 1ピクル(picul)は、60キロに当たる。

¹⁴⁸ メコン川の支流であり、ベトナムでハウ川(Sông Hậu)と呼ばれている。カンボジア領土を流れるものは、Tonle Bassacと呼ばれている。

¹⁴⁹ ヴィンロン(Vĩnh Long)、チャヴィン(Trà Vinh)を指す。

¹⁵⁰ カントー(Cần Thơ)、ソクチャン(Sóc Trăng)、バクリエウ(Bạc Liêu)を指す。

¹⁵¹ 『大阪朝日新聞』1941年8月14日。

り高価に設定したのである。それとともに、生産地値段が地域別に定められ、運賃、保険料なども定められたため、現地買出人、中間商人、運送屋、精米業者間の値段の幅が一定化されることとなった¹⁵²。

日本への米を調達するために、1942年2月5日、コーチシナの米産地である東部地方¹⁵³・西部地方¹⁵⁴の長官、米穀・トウモロコシ管理委員会代表、フランス人の稲業者などの会議で、東部地方と西部地方における粃の値段をめぐる議論が行われた。この会議で、米穀・トウモロコシ管理委員会の代表であるラランヌ (Lalanne) は、将来的には、市場経済に戻そうという意見を提示した。しかし、彼は、直面する問題を解決するために、華僑を当局の規定に従わせなければならないと述べ、一方で華僑がかつて集荷し、彼等の倉庫に蓄積している米穀を回収しようとして、各地方の米穀をショロンに搬送すべきと主張した¹⁵⁵。

その後の2ヶ月に米穀・トウモロコシ管理委員会が積極的に米を買い集めてきたが、このことは市場の米価を値上げさせるにいたった。このため、各精米工場は、市場値段に相当する値段で米を集荷することが不可能となった。結局、各精米工場にとって、米穀・トウモロコシ管理委員会に米を供給することは困難となった。1942年4月22日付けのコーチシナ総督宛の米穀・トウモロコシ管理委員会の文書からも、このような困難な状況が読み取れる。日仏印間の合意によると、1942年に仏印が日本に毎月平均12万

¹⁵² 例えば、ゴコン省では、粃の1ピクルの現地集荷値段は、3.75~4.05ピアストルである [“Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)]。

¹⁵³ タイニン(Tây Ninh), トウザウモット(Thủ Dầu Một)、ビエンホア (Biên Hòa)、カプサンジャック(Cap Saint Jacques)といった4省を含める。

¹⁵⁴ チャウドク (Châu Đốc)、ハティン (Hà Tiên)、ロンスエン (Long Xuyên)、ラクザー (Rạch Giá)、カントー (Cần Thơ)、ソクチャン (Sóc Trăng)、バクリェウ (Bạc Liêu) といった7省を指す。

¹⁵⁵ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

トンの米を供給しなければならないが、4月時点で米穀・トウモロコシ管理委員会が集荷してきたのはたった10万トンのみであった。そのため、米穀・トウモロコシ管理委員会は、コーチシナ総督に、日本側と米供給の期限を延期するように交渉し、さらにショロンにおける第1等米の値段の最上限を設けることを要請した¹⁵⁶。

同年5月4日に、米穀・トウモロコシ管理委員会は、再びコーチシナ総督に要請文を送付した。この要請文において、米穀・トウモロコシ管理委員会は、米価が仏印総督によって規定されるものであり、また日本が米の唯一の取引者であるとの状況を説明した。そのため、自由取引による米価変動を認めることができず、市場経済の法則が経済統制政策に適切ではないと主張した¹⁵⁷。そしてこの委員会は、日本への米供給が困難となりつつあるが、政治的理由で日本との契約を遅延することができないことを背景に、コーチシナ総督に米市場への有効な干渉としての法的規制を公布するように強く要請した。米穀・トウモロコシ管理委員会の代表であるラランヌによると、ショロンの米価が他の地方より高いため、地方の籾所持者がショロンまで籾を輸送し、ショロンでの取引を希望していたという。したがって、この問題を解決するためにショロンの米価を規定すること、言い換えれば米穀市場へのさらなる干渉が必要となった。米流通機構の最終点であるショロンの米価を規定することによって、各地方の籾の値段を安定化させ、さらに安定したショロンへの籾供給を確保したいという期待が窺える。その一方、米穀・トウモロコシ管理委員会には、米の値段を精密な精算のもとに決めないと、ショロンにおける精米工場の利益を損ないかねないかという恐れがあった¹⁵⁸。

¹⁵⁶ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁵⁷ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁵⁸ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942年輸出のため各省からショロンへの米運送を許可することについて), GOUCOCH, L47-9, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

表 5-1 1939～1943 年のシヨロンにおける各月平均米価

(単位：ピアストル)

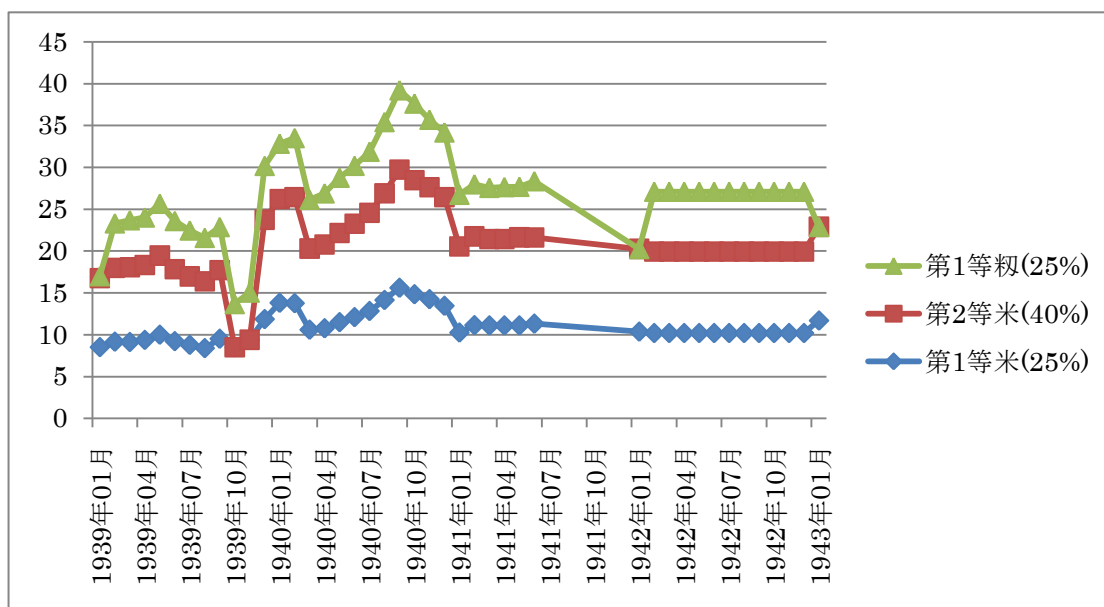
	第1等米 (碎米25%)	第2等米 (碎米40%)	第2等米 (碎米50%)	玄米	碎米1等・ 第2等号混合	第1等粃 25%
1939年1月	8.53	8.23	8.02	---	7.66	4.98
1939年2月	9.18	8.82	8.55	---	8.20	5.32
1939年3月	9.14	8.92	8.65	---	7.93	5.63
1939年4月	9.39	8.94	8.62	---	7.66	5.69
1939年5月	10.01	9.45	9.20	---	7.57	6.20
1939年6月	9.24	8.60	8.34	---	7.06	5.76
1939年7月	8.80	8.18	7.94	---	6.65	5.49
1939年8月	8.41	7.97	7.76	---	6.11	5.21
1939年9月	9.53	8.20	8.11	---	6.53	5.15
1939年10月	8.51	---	---	---	6.96	5.18
1939年11月	9.41	---	---	---	7.26	5.65
1939年12月	11.87	11.88	11.57	---	8.00	6.43
1940年1月	13.82	12.39	12.00	---	9.22	6.62
1940年2月	13.77	12.66	11.97	---	10.12	7.07
1940年3月	10.61	9.69	9.31	---	8.33	5.84
1940年4月	10.78	10.01	9.71	---	9.07	6.11
1940年5月	11.51	10.66	10.18	---	9.19	6.60
1940年6月	12.11	11.17	10.52	---	9.34	6.91
1940年7月	12.84	11.74	10.47	---	9.37	7.29
1940年8月	14.15	12.76	12.16	---	10.00	8.50
1940年9月	15.61	14.13	13.52	---	11.22	9.46
1940年10月	14.84	13.62	13.07	---	11.12	9.16
1940年11月	14.25	13.37	12.72	---	9.82	8.07

1940年12月	13.46	12.99	12.60	---	11.22	7.72
1941年1月	10.27	10.29	9.93	---	9.48	6.17
1941年2月	11.15	10.61	10.07	---	9.04	6.22
1941年3月	11.12	10.31	10.05	---	9.38	6.13
1941年4月	11.12	10.31	10.06	---	9.39	6.22
1941年5月	11.12	10.52	10.20	---	9.39	6.04
1941年6月	11.33	10.29	10.46	---	9.73	6.73
1942年1月	10.38	9.88	9.56	2.04	9.88	---
1942年2月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年3月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年4月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年5月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年6月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年7月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年8月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年9月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年10月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年11月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1942年12月	10.21	9.72	9.72	10.71	9.38	7.17
1943年1月	11.70	11.20	10.87	---	10.21	---

出所：・1939年～1941年の統計は〔森1943：付録41-44〕による。

・1942年～1943年の統計は外務省通商局『海外経済事情』第1号～第36号、三省堂1935～1943年。

図 5-1 1939～1943 年のシヨロンにおける各月平均米価の推移



以上の表 5-1 と図 5-1 から見られるのは、1939～1940 年の米の値段が、季節によって著しく変動することである。収穫前は値段が高いが、収穫後は米の供給が充分になったため、低下していった¹⁵⁹。日仏印経済協定が締結された後、日本向けの米は、固定した低価格で取引された。そのため、間接的なかたちで、米商人である華僑の利潤が奪われていったのである。

このように、公定価格の導入によって、日本が仏印からの輸入に期待した最も重要な商品である米が、安定した価格によって日本に供出された。1941 年から 43 年に関しては、以下の表 5-2 からこのことが伺える。1938 年には総米輸出量の 63.7%がフランス本国及び同植民地、14.6%が中国及び香港に送られており、日本向けの輸出は 0.02%にしか過ぎなかった。それに対して、1941 年から総輸出量の 59%が日本へ輸出され、特に 1942 年には総輸出量の 98.3%を占めている。

表 5-2 1940～1945 年の日本への仏印米の輸出総量（単位：千トン）

年度	日本の要求総量 (A)	実際の輸出総量 (B)	B/A
1940	不明	468,000	不明
1941	700,000	585,000	84%
1942	1,074,000	973,908	91%
1943	1,125,904	1,023,471	91%

¹⁵⁹ フランス植民時代のコーチシナにおいて、米の収穫期は 10 月ごろであった。

1944	900,000	498,525	55%
1945	不明	44,817	不明

出所：[J.Gauthier 1947：283] 及び [東洋経済新報社 1980]。筆者作成。

1940年以降、つまり日本軍による北部仏印進駐の後、フランス本国との貿易が途絶えた仏印政権はやむを得ず日本から必要な商品を輸入し、日本が東南アジアにおける最大の貿易相手国となった。

以下の表 5-3、表 5-4 を見るとわかるとおり、日本の 1940 年度の対仏印輸出額は僅か 256 万円、輸入額が 9,780 万円でしかなかったのに対して、対蘭印輸出額は 1 億 7,338 万円、輸入額は 1 億 2,531 万円であった。しかし、1942 年度に対仏印輸出額は 1 億 4,437 万円、輸入額は 2 億 2,938 万円に達したのに対し、対蘭印輸出額は 1,573 万円、輸入額は 1 億 2,751 万円に低下し、両者の地位が逆転した。さらに、1943 年度の日本からの対仏印輸出入額は対蘭印輸出入額を上回った。

表 5-3 1940～1945 年の日本の東南アジア各地域向け輸出額 (単位：千円)

年次	全世界	仏印	蘭印	シンガポール	英領マラヤ	フィリピン	タイ
1940	2,655,850	2,567	173,381	23,491	2,436	26,700	49,346
1941	2,650,865	45,376	161,007	9,059	844	13,361	65,659
1942	1,792,517	144,379	15,732	1,598	39	1,328	66,462
1943	1,626,350	97,034	55,520	4,520	15,080	30,053	87,833
1944	1,298,198	21,760	47,563	25,084	17,158	36,672	10,910
1945	388,399	1,898	5,674	2,903	1,057	1,210	3,178

出所：[長岡 1988: 282-283]

表 5-4 1940～1945 年の日本の東南アジア各地域向け輸入額 (単位：千円)

年次	全世界	仏印	蘭印	シンガポール	英領マラヤ	フィリピン	タイ
1940	3,452,725	97,806	125,313	53,641	74,115	60,864	52,963
1941	2,898,565	160,653	153,704	16,278	29,705	55,772	182,902

1942	1,751,657	223,984	12,715	1,226	2,112	4,772	166,902
1943	1,924,350	132,260	99,817	17,552	82,216	55,096	49,169
1944	1,957,211	22,275	68,449	17,817	65,143	16,838	10,250
1945	956,599	311	691	4,304	42,562	1,135	89

出所：[長岡 1988 : 282-283]

このように 1940 年代に入ると日本の対仏印貿易の比重が急増していく。表 5—5 は、商品別の変化を示したものである。

表 5-5 日本の対仏印貿易の主な商品（単位：千円）

	輸出				輸入			
	1942	1943	1944	1945	1942	1943	1944	1945
穀物類	5,005	4,452	1,095	---	133,516	95,529	13,348	0
鉱物 同製品	5,779	4,669	353	138	16,924	12,056	560	---
繊維類	98,252	59,281	10,214	1,078	668	1,189	153	30
薬剤化学	3,484	3,622	1,303	45	63,925	17,620	27	---
雑品	3,945	3,628	412	---	1,905	83	25	5

出所：[疋田 1995 : 223]。

以上の貿易統計から分析できるように、日本軍が仏印へ進駐する以前、仏印の貿易機構は、フランス本国及び仏領諸植民地を主要な相手としていた。ところが、日本の仏印進駐以後、仏印とフランス本国との貿易が断絶状態に陥ったことを受けて、仏印の対日貿易は急増した。この急増の背景には、仏印自体の消費ニーズに応える、という目的もあったものと考えられる。

1941 年 5 月の「日仏印経済協定」の下で、日本企業も、徐々に仏印に進出した。1940～1945 年間に仏印に進出した日本企業の数が増加しつつあった。資料的制約によって、これまで当時仏印で活動を展開した企業数は正確には把握できていないが、南部仏印への進出企業数は、1941 年に 19 社、1942 年に 27 社、1943 年に 72 社であり、合わせ

て 118 社である¹⁶⁰。

日本企業の経営分野はさまざまであり、規模は時間とともに拡大していった。1941 年の場合、日本企業の活動分野は主に貿易であったが、1942 年より、経営分野も次第に多様化していった。1942 年には、木材、石炭、建設、サービス業、旅行業、本屋などが追加された。1943 年になると、日本企業は、工業製品、衣料、綿布、陶磁器、ガラス、石鹼、食品、おもちゃ、雑貨、砂糖、薬品、運搬、銀行、保険などといった分野に続々投資した。

1940~1943 年の日本の投資資本は、次の表 5-6 のとおりである。

表 5-6 1940~1943 年の日本の投資 (単位：フラン)

年	日本企業の投資資本	全体の投資資本の総計	割合 (%)
1940	12,500,000	299,200,000	4.1
1941	49,000,000	104,100,000	47
1942	6,500,000	141,000,000	4.6
1943	43,000,000	224,000,000	19.22
総計	110,000,000	769,100,000	14.3

出所：“Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)

仏印当局と日本政府から米穀の日本への輸出に関する独占権を与えられた三井物産会社は、米穀市場を支配しようとしていた。1940 年には、南部仏印の米穀課が、ミカ (漢字表記不明) という三井物産会社社員を受け入れた。ミカは、同課で 1935~1939 年間の米穀の品質、田んぼの面積、収穫量などについて調査した¹⁶¹。

また、1943 年になると、三井物産は、南部仏印において、精米工場を運営するようになった。それは、具体的には、かつてはイギリス系の銀行の資産だった香港上海銀行 (HSBC) の第 55 号 Kwong Choon Tai (Nhuận Đức)、Ấn Chiếu 銀行 (印照銀行?) の

¹⁶⁰ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁶¹ “Công văn số 2296-C ngày 21 tháng 11 năm 1940” (1940 年 11 月 21 日付けの 2296-C 号公文), GOUCOCH, IIA45-321(3), (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

第 36 号 Guan Hong Sen と第 37 号 Sen You Long である。3 つの精米工場の生産力は、1 日にそれぞれ 110 トン、460 トン、190 トンであった。それ以外に、米輸出組合の会員である A.B.David 社の第 43 号精米工場も、三井物産に管理された。他方、大南公司¹⁶²は Lâm Nghiêu という華僑の米輸出業者の第 23 号 Thong Mau という 290 トンの精米工場を管理していた¹⁶³。しかし、当時のショロンの精米工場の総数は 62 であり、以上の日本企業が握った精米工場はその一部で、大半は引き続き華僑により管理・運営されていたのである¹⁶⁴。

もともと、生産力の面では、三井物産をはじめ日本企業が管理したのは、サイゴン・ショロン全域の精米工場の生産能力の 21% に相当した¹⁶⁵。これをうけて、三井物産のサイゴン副支店長である ICHINOSE（市ノ瀬？）は、三井物産が少なくともショロンにある精米工場の半分ぐらいを管理する希望を、仏印総督府に申し出した¹⁶⁶。このことから、日本が仏印の米生産・精米・国内流通・輸出を完全に管理する野心が窺える。

また、1944 年に三井物産は、米穀調達を確保するために、仏印当局の許可なしで、南部仏印の 9 省に 14 人の社員を派遣し、大きな調査を行った。この調査の目的は、各地域の収穫量、人口、家畜の規模などについてのデータを把握して、そのうえで輸出可能な量を予測することであった¹⁶⁷。

¹⁶² 大南公司は、仏領インドシナに渡った松下光廣（1896－1982）によって、1928 年に設立された商社である。松下は戦前・戦中を通じてクオン・デ候をはじめベトナム民族独立運動を陰で支援した人物として知られている。大南公司与松下光廣については、[平田 2011] と [大川 2012] などを参考のこと。

¹⁶³ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁶⁴ 当時、ショロンには、62 の精米工場があった。

¹⁶⁵ コーチシナ総督宛の米穀課の報告によると、サイゴン・ショロン全駅の精米工場の生産能力は 7400 トンであった [“Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)]。

¹⁶⁶ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁶⁷ “Hồ sơ về việc kiểm soát lúa do Nhật Bản năm 1943” (1943 年日本による米穀取り締まりにつ

第2節 仏印華僑政策の政治工作

日・仏印関係の政治的な基礎となる1940年8月末に結ばれた「松岡・アンリー協定」の下、日本軍は仏印におけるフランスの主権を尊重しながら、仏印華僑政策の政治工作を展開していった。

また南京国民政府は、南洋における華僑工作を積極的に展開するようになった。その工作で、日本の華僑政策と同様に、仏領インドシナは、重点的地域として位置づけられた。したがって、仏領インドシナは、日本とともに南京国民政府の華僑工作が盛んに展開された地域になったのである。

仏印華僑に対し、日本軍はまず平和的な施策を行った。1939年に日本軍は、国民党系機関紙の多かったトンキンでベトナム語新聞である「中北新聞」を買い取り、その華語版を発刊した。また、全部で12紙の仏語新聞のうち、4紙に親日記事を掲載したり、華・仏・ベトナム語によるパンフレットを配布したりした〔樋口 2000 : 5〕。しかし、こうした施策は、単に仏印北部に居住していた少数の華僑のみに直接的な影響を与えるにとどまり、仏印華僑の半分以上が居住していた仏印南部にはあまり影響を及ぼさなかったであろうと考えられる。ちなみに、ショロンでは、日本は2つの新聞社を設立し¹⁶⁸、これを通じて日本の大東亜共栄圏の精神を宣伝しながら、華僑の生活について調査した。また、華僑の新聞に対し、抗日宣伝を取り締まりしていた。

1941年6月、重慶国民政府系の中国国民党機関紙である『民報』は、常に脅迫状が届いていると報じ、7月20日にサイゴンにある日本軍の特務機関長である伊藤が、「民報」の編集長である王之五に対し、日本及び南京国民政府への支援宣伝の掲載を求めた。しかし、王は拒絶した。同年7月28日、南部仏印進駐後、日本の要求を受け、仏印政権は、「民報」と総商会機関紙である『遠東日報』の廃刊を命令した〔李盈慧 2003 : 223〕。1941年12月までには、仏印当局の取り締まりで、抗日的な新聞が禁止され、残りのベトナムにおける華僑の言論機関は、日本及び南京国民政府の管理下に置かれるようになり、中国における抗日情報などは、仏印華僑に公然とは伝播されなくなった〔李盈慧 2003 : 223〕。

また、北部仏印進駐後、仏印華僑の行動を監視するために、日本大使府に「僑務課」

いての文書), GOUCOCH, L47-137, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁶⁸ “Note No.7036-s, Saigon 9/11/1936”, GOUCOCH, A45-321(9), (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

が設置された。この僑務課は華僑の動静を監視し、華僑に関する情報を収集する役目をもつとされた。同時に日本は、南圻中華総商會を占拠し、抗日華僑の検挙を担当する日本の憲兵隊の拠点として利用した〔李盈慧 2003：221〕。

「松岡・アンリー協定」によって行動が制約された日本は、華僑を直接的に取り締まることができない状況で、華僑の抗日団体、重慶国民政府の抗日華僑などを退去させるために、仏印当局の協力を求めた。1940年9月末に、日本の圧力に直面した仏印当局は、重慶政権のハノイ総領事館、中国銀行のハノイ、ハイフォン支店を閉鎖するという命令を出した¹⁶⁹。同年11月に、西原監視委員長は、サイゴンの援蒋行為を絶滅するために仏印総督の協力を求めた。これに対して、ドクー総督は「仏印当局として全責任を以て絶滅を期してゐる」と回答した¹⁷⁰。また、同月に仏印華僑紙面に華僑救済会の援蒋資金1万円の公募が掲載されたことに対し、澄田監視委員長は、ドクー仏印総督に対し厳重にこれを取り締まるよう要求した。その結果、ドクー総督は、仏印華僑が計画した孫文誕生記念日行事を一切禁止したが、これは抗日華僑に対する初の強圧的措置であったとみられる¹⁷¹。そして、同月にドクー総督は、広東人、海南人の組織する華僑救国後援会をはじめ、抗日運動に参加する約50の文化団体結社に解散を命じている¹⁷²。

次いで、南部仏印進駐以後の1941年9月に、日本軍は、仏印当局に重慶国民政府の尹総領事などを仏印から駆逐することを要求し、仏印当局がこの要求に「誠意」がない場合は、「実カヲ以テ之ヲ実施」するとの強硬な態度を示した¹⁷³。同年9月17日に、ドクー総督は、華僑抗日分子追放命令を発した。この時には、童兒団幹部5名と国民党員6名が追放の対象となったが、11名のうち1名を除いて他は、すべて発令の前に、仏印からすでに逃亡していた¹⁷⁴。その後、同月29日、箕田総領事は、コーチシナ総督リヴォアールに対し、ショロンの救国会長顔子峻をはじめとする12人の重要な抗日的華僑の

¹⁶⁹ 『東京朝日新聞』1940年10月2日。

¹⁷⁰ 『東京朝日新聞』1940年11月7日。

¹⁷¹ 『東京朝日新聞』1940年11月13日。

¹⁷² 『東京朝日新聞』1940年11月21日。

¹⁷³ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04123411600（第3画像目）、陸支密大日記 第47号 1/3「仏印重慶機関駆逐の件」、1941年（防衛省防衛研究所）。

¹⁷⁴ 『南洋』1941年10号。

追放を要求した¹⁷⁵。仏印当局はこの要求を全面的に承諾し、追放令を発した。また、シヨロンの中華総商会長朱繼興、同会前会長・重慶国民政府参政員張振帆、華商米穀連合会主席劉增など、ほかの抗日華僑は、日本軍の南部仏印進駐の2、3ヶ月前に、香港などに逃亡した¹⁷⁶。

アジア・太平洋戦争勃発後、日本の対華僑弾圧は、一層激しさを増した。開戦当日に藍衣社、抗日会などの重慶側各機関の幹部22名は、日本軍の要求を受けた仏印当局によって放逐され、残存者は日本との全面的協力を誓わせられた¹⁷⁷。

治安維持の名目もとに、日本軍の憲兵隊は、華僑を対象とする直接的な検挙を展開した。検挙のほとんどの場合、日本側から仏印当局に事前に通告されていた。当時南方軍第一憲兵隊は、サイゴンに置かれ、それ以外にハノイ、ハイフォン、ヴィン、ダナン、シヨロンに憲兵分隊があり、さらにそれらの管内の要所に憲兵隊の小さい分隊が配置されていた。

1941年9月26日に憲兵隊は、ハノイおよびハイフォンに潜伏中の重慶側抗日華僑50名を一斉検挙した¹⁷⁸。次いで、1941年11月21日深夜にサイゴンにおいて日本軍は、「対仏印外交交渉ノ関係アルヲ以テ事前ニ陸軍随員ヲ通シ芳澤大使ト充分対策協議ノ上」、一斉検挙を断行し、91名の抗日華僑を逮捕した¹⁷⁹。1942年4月に憲兵隊は、ハイフォン市内において「重慶無線謀」の検挙を行い、1944年7月にハノイ、ハイフォンで「中国第四戦区謀報網」を検挙し、同年9月にハノイや北部の「重慶海外謀報網」の検挙を実施し、逮捕された人々に拷問・処刑を行っていた〔全国憲友会編1979〕。また、1942年から1943年までの間の統計は欠落しているが、1944年3月から9月までに、フランス当局は、テロリストという理由で、コーチシナから24名の華僑を追放した¹⁸⁰。

¹⁷⁵ 『南洋』1941年9号。

¹⁷⁶ 『東京朝日新聞』1942年9月17日。

¹⁷⁷ 『東京朝日新聞』1942年9月19日。

¹⁷⁸ 『南洋』1941年11号。

¹⁷⁹ 『東京朝日新聞』1941年11月28日と、JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref. C04123557000（第5画像目）、陸支密大日記 第59号 2/3「在仏印支那人検挙に関する件」、1941年（防衛省防衛研究所）。

¹⁸⁰ “Trục xuất công dân Trung Hoa vì lý do trật tự ra khỏi lãnh thổ Đông Dương và Quảng Châu

仏印では、シンガポール、マラヤ、インドネシアでの華僑肅清事件ほどの目立つ華僑虐殺事件がないが、ベトナム中部にあるホイアンでは、1943年4月と1945年春の計2回、日本軍の憲兵によって逮捕・殺害された事件がある¹⁸¹。

1943年の事件について、父親が逮捕された李世衝の回想によれば、1943年5月4日の朝に、日本軍の憲兵隊が、フランス当局に通知せずに、ホイアンで華僑の検挙を実施した。中国国民党直轄支部秘書である李中珣、ホイアン客家幫幫長葉傳英、ホイアン海南幫幫長潘鏡泉、ホイアン広東幫幫長羅漢書、中国会館書記鄭幹を含める27人の華僑は、抗日活動家として逮捕された。後の4月9日にハノイにいたホイアン潮州幫幫長兼国民党ホイアン支部常務幹事を歴任した許文茂は、ハノイで逮捕され、ダナンに送られた。10日後、日本留学を経験し、憲兵隊との「交情」がある呉という福建人を介して、李世衝の父親を含む老弱の華僑は釈放された。しかし、重要人物とされた葉傳英、潘鏡泉、羅漢書、鄭幹は、ハノイにある憲兵隊本部に送られた。葉傳英は、憲兵隊の拷問による取り調べを受け、同年10月9日にハノイで死亡、李中珣と許文茂はダナンで殺害された〔越南會安華僑抗日與十三烈士記念書冊 2005〕。

その後、1944年冬春にホイアン、ダンナン、フエの華僑の100名以上は、漢奸の情報提供によって逮捕され、10人の華僑が翌1945年4月1日にフックトゥオン山（福祥山）で斬首された〔越南會安華僑抗日與十三烈士記念書冊 2005：58〕。殺害された華僑は、王青松、羅允正、謝福康、林建中、程貽訓、鄭燕昌、梁星標、蔡禮、林秉衝、甘炳培である。そのうちで、王青松と謝福康は中国国民党中央海外部のベトナム在住事務所に所属し、ベトナム中部の抗日運動の重要人物である〔越南會安華僑抗日與十三烈士記念書冊 2005：63 - 83〕。

上記の2つの事件は、いずれも抗日活動に対する取り締まりの一環として実施された。この2つの事件は、1945年8月の日本の敗戦後、ダナンに進駐してきた中国国民党軍の日本軍に対する取り調べの過程で発覚した〔越南會安華僑抗日與十三烈士記念書冊

Loan”（1944年仏印及び広東湾租界地から中国人を追放することについて）、GOUCOCH, A7-56, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

¹⁸¹ 2回の事件で殺害された華僑の13名の肖像画は、ホイアンにある中華会館に掛けられている。それらの肖像画に「越南中圻華僑抗戰烈士遺像（1943-1945）」と記されている〔越南會安華僑抗日與十三烈士記念書冊 2005：56-58〕。

2005]。また、戦後の極東国際軍事裁判で仏領インドシナにおける日本軍の残虐行為の立証に関する証拠書類のなかに、1944年にサイゴンで華僑の15人(そのうち3人女性)が、重慶国民政府との直接連絡という容疑で殺害された事件に関する証拠がある〔吉見2011:326〕。

なお、1940年3月30日に設立した南京国民政府は、同年7月16日に僑務委員会を設置したことによって、華僑工作に本格的に着手した。僑務委員会の役目は、華僑の生活を保護することであると定められた。南京国民政府は日本、台湾、朝鮮に領事館を設置し、また数多くの華僑が居住していた東南アジアを僑務工作の中心的地域とした。さらに前述のとおり、南京国民政府の華僑工作において、タイと仏印が重点的地域として定められた〔李盈慧2003:269-286〕。

南京国民政府の僑務委員会は、1941年1月に東南アジア華僑に詳しい幹部を、シンガポール、フィリピン、仏印、タイなどに派遣し、宣伝と連絡に当たさせた。また、日本の南部仏印進駐後、南京国民政府は、通商辦事所を通じて仏印華僑との接近を強めた。1941年5月16日、僑務委員会は、東南アジア僑務国策推進要領を提出し、僑務機関、特派員の派遣、華僑向けの新聞の発行、華僑団体との連絡などの措置を定めた。経費の困難で、特派員の派遣、華僑向けの新聞の発行は実現することができなかったが、日本の仲介で、南京国民政府はサイゴンの『僑声日報』という新聞を引き継ぐことを企画した。その他、僑務委員会は、南洋華僑有力者のリストを作成し、僑務工作の展開に使用していた〔李盈慧2003〕。

1941年12月、アジア太平洋戦争は開始した。僑務工作を促進するために、僑務委員会は、張永福を特派員として、東南アジアに派遣することを定めた。張永福を特派員としたことは、彼の勢力で東南アジアに居住していた華僑を大東亜共栄圏の建設に協力させる目的があった〔李盈慧2003〕。

1942年に南京国民政府のハノイ弁事所である林珈珉機関が開設され、南京国民政府を支持する華僑に援蔣物資輸送停止で生じた滞貨を優先的に提供するとともに、南京国民政府の訓令に基づき、サイゴン、ハノイ、ハイフォンに新しい国民党支部を設置し、党员登録を行い、ハイフォンにある華僑の防衛団を自警団に改組し、日本軍の指導下に置

いた¹⁸²。

なお、日本による 1941 年 7 月の「華僑対策要綱」の政治工作の 5 条目によれば、南京国民政府の華僑工作に対し、日本は外交的支援を行うこととなった。日本軍は南京国民政府の活動への政治的基礎を築くために、仏印当局に南京国民政府の領事館の設置の承認を求めた¹⁸³。同時に、「支那新国民政府ノ成立ヲ告グル「ポスター」及汪兆銘政権ニ有利ナル各種宣傳冊子ガ河内華僑会館主及商店主間ニ配布セラレアル事実有之候又若手ノ日本将校ハ汪兆銘支持ヲ慫慂スル伝單ヲ華僑間ニ自ラ配布スル」ことによって、南京国民政府へ華僑を誘導するための活動を展開した¹⁸⁴。

抗日華僑を検挙し、仏印当局を通じて追放するとともに、日本は親日華僑を形成することに取り組んだ。経済工作から見ると、当時仏印における米の流通機構、輸出機構および貿易機構の大部分は華僑によって掌握されていた。日本としては、米をはじめとする物質資源を安定的に確保するためには、仏印植民地政権及び仏印華僑の協力が最重要であった。換言すれば、仏印で米を獲得しようとしていた日本にとって、仏印政権と同時に華僑とも重要なパートナー関係を築く必要があったのである。

一方、日本陸軍は林伽珉機関の行動に対し監視を行っていた。1942 年 4 月 3 日付けの東郷外務大臣宛のハノイ日本大使府の電報によると、ハノイ大使府は陸軍に林伽珉機関への監視を止めるよう求めた。また、4 日後の内山公使発の電報によれば、陸海軍との協議の上、国民党支部設置などの南京国民政府の華僑政策が適当でなく、さらに「党支部設置ハ自然華僑ノ民族的国益ヲ来タシ過早ニ安南人ノ民族運動ヲ誘発スル」恐れや「共栄圏の民族政策ヨリ見ルモ考慮ノ余地アルニ付時期尚早ヲ理由トシテ之ヲ中止セシメラレ度シ」という見解を示した¹⁸⁵。内山の電報から、日本の南京国民政府への信頼度合い

¹⁸² JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. B02031699500 (第 4 画像目)、国民党関係第二卷「仏印ニ国民党支部設置ノ件」、1942 年 (外務省外交史料館)。

¹⁸³ 南京国民政府は発足後ヴィシ政権に承認された、実際には仏印とフランスとの連絡途絶を理由として、仏印において仏印政権は南京国民政府の領事館の設置を承認しなかった。

¹⁸⁴ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04122997000 (第 9~10 画像目)、陸軍省大日記/陸支密大日記 第 17 号 3/3「河内電第 328 号(在仏印華僑反日的行動取締に関する件)」、1941 年 (防衛省防衛研究所)。

¹⁸⁵ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02031699500 (第 5 画像目)、前掲資料。

が窺える。

第3節 宣伝工作—日本語普及事業及び映画工作を中心に—

軍需資源の調達という目的の実現に対し、経済協定・外交協定による経済的・政治的
工作はもちろん非常に重要であるが、それだけではまだ不十分である。軍需資源の調達
にあたっては、現地住民、華僑の支持が不可欠であった。そのため、華僑の支持の獲得
を意図する宣伝工作も重視された。

1938年6月の内閣情報部常務部会決定「対華僑宣伝方針」では、宣伝工作の目的は、
「蔣政権ニ対スル信頼心ヲ喪失セシメ新政権ニ合流ノ機運ヲ作」り、「対日依存ノ觀念
ヲ促進シ、新政権支持ニ転向セシムルハ、蔣政権壊滅ノ一手段タルノミナラズ、新政権
強化ノ有力ナル原動力ナリ」¹⁸⁶とされた。その後、1941年の「華僑対策要綱」は、すで
に紹介したように、仏印における宣伝工作が「枢軸国側ノ優勢」と「重慶政権ノ内□ナ
ラナ並政策ニ対スル批判」を主要な題目とすることを定めた。また、この目的を達成す
るために、「通信網ノ拡充」、「新聞雑誌映画ノ利用」、「ラヂオ」宣伝、「日本及支那視察
団ノ誘致」などの措置が挙げられた。

1942年2月19日付の東郷外務大臣宛の電信第151号¹⁸⁷において、内山公使は、南部
仏印の宣伝方針要領について報告した。この電信によると、宣伝方針は次の7事項であ
った。(1)「大東亜戦争ノ完遂ヲ期シ皇軍ノ武威宣揚ニ努ム」、(2)「日仏印間ニ於ケル共
同防衛軍事及経済関係ノ趣旨徹底ヲ期ス」、(3)「大東亜共栄圏内ニ於ケル西貢ノ特殊地
位ニ鑑ミ宣伝目標ヲ仏印ノミニ限定セス「タイ」、南支、馬來、緬甸、蘭印及比律賓等南
洋一帯ニ置ク」、(4)「仏印内ニ於ケル仏人、華僑及一般土民ト住民ノ文化程度ノ相違ヲ
特ニ考慮ス」、(5)「仏国人ヲシテ共栄圏内ノ調和分子トシテ協調セシムル様工作ス」、(6)
「情報宣伝事務ノ実施ニ当タリハ本省、大使府本部ノ指示ニ従フ」、(7)「他現地陸海軍
報道部、同盟通信ト緊密ナル連絡ヲ維持ス」である。この宣伝方針から、大東亜共栄圏
の精神を宣伝し、日本を賛美し、欧米を激しく批判するという、他の東南アジア地域と

¹⁸⁶ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C01001667500 (第5画像目)、前掲資料。

¹⁸⁷ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02033022700 (第2画像目)、外務省記録、A
門政治、外交、7類戦争大東亜戦争関係一件/館長符号扱来电綴 第四卷「西貢」、1942年(外
務省外交史料館)。

同様の宣伝方針の内容だけではなく、日本ができるだけフランスとの摩擦を避け、フランスとの調和を図ろうとする姿勢を知ることができる。また、宣伝事業は、外務省を主体として陸海軍、同盟通信社¹⁸⁸の協力の下で実施するとされた。

日仏共同支配の下で、フランス当局とともにインドシナを支配していたにもかかわらず、日本は独自の映画館を持っていなかった。さらに、独自のラジオ局も有さず、ただ仏印当局の管理下にあるラジオ・サイゴンを一定時間利用する許可を得ていただけであった。また、出版物に対しては、仏印政権の検閲を受けなければならなかった。つまり、日本は自由にプロパガンダを実施する措置を有していなかったと言ってよい。アメリカ・イギリス・重慶国民政府による抗日プロパガンダに対抗するプロパガンダを行うにあたって、日本は、日本語教育、映画が重要なプロパガンダ武器であると認識しており、力を注いでいた。そこで本節では、日本が仏印華僑に対しどのようなプロパガンダを行ったのかについて、日本語普及事業と映画工作に焦点を当てつつ、考察していく¹⁸⁹。

第1項 日本語の普及事業

日本軍の進駐に伴い、日本語学習及び教育の必要性が高まった。『台湾日日新報』の記事によると、当時ベトナム人の中には、日本語学習熱が高まっていた。ハノイにある日本国際観光局から出版された日本語とベトナム語とフランス語の簡単な会話本は、商売目的でベトナム人商人に利用されていた¹⁹⁰。日本語教育振興会¹⁹¹が発行した 1942 年 5 月の『日本語』雑誌の記述によると、(日本の兵隊は一筆者注) フランス語も安南語も出

¹⁸⁸ 同盟通信社は、1936 年 1 月に発足した、アジア太平洋戦争中で戦意を高揚する宣伝報道を担っていた「国策通信社」である。

¹⁸⁹ [難波 2006 ; 2009] では、仏印における日本のプロパガンダが考察の対象となっている。難波の研究で明らかにされたのは、フランスの宗主権を容認した日本は不利な状況にあったが、公共放送の利用許可を得て、「大東亜の団結」や「日本人とベトナム人の同じアジア人としての共通点」を強調するなどのプロパガンダを行ったことであった。また、ハノイとサイゴンの日本文化会館の設立、学者の交換講演や学生の交換留学の実施、文化財の交換、日本語学校の設立、日本語コンクールの開催などの文化政策もとられた。

¹⁹⁰ 『台湾日日新報』1941 年 7 月 25 日。

¹⁹¹ 日本語教育振興会は、1940 年 12 月に日語文化協会内に設立された機関である。その後、1941 年 8 月に、外廓団体として改組され、日本の文部大臣が会長となった。

来ないから、結局安南人が日本語を勉強しなければならぬといふので盛んにやり始めた」という¹⁹²。

また、同盟通信社の大屋久壽雄が語っているように、1941年7月頃日本の南部仏印進駐の際、「全然日本語の勢力がなかった」サイゴンでは、1942年になると、「サイゴンの銀座通りとでも言ふべきカチナ¹⁹³通りのアンナン人、印度人の商売人が期せずして日本語をやりはじめた」¹⁹⁴という。つまり、商売上の必要から、仏印の華僑商人、ベトナム人商人、インド人商人が、日本語学習を始めたのである。また、日本語学校と日本語講習会に通っていた学習者のなかには、日本の機関あるいは企業で働いていた人々もいた。彼等は、「日本語が上手になって給料をあげて貰いたいとかいう気持がある」と指摘されている¹⁹⁵。

1939年5月22日、つまり日本が仏印に進駐する前に、在ハノイ総領事鈴木六郎が有田八郎外務大臣に宛てた電報によると、「土語紙中北新聞¹⁹⁶ノ報ズル所ニ依レバ最近総督令發布セラレ地方各官庁ヨリ各一人ノ土人書記ヲ河内ニ派シ日本語ヲ習得セシムルコトハナリタルガ右習得希望者ハ漢字ノ素養アルコトヲ要シ講習期間ハ三ヶ月ニシテ會話、讀書ヲ習得シタルモノニハ一定ノ加俸ヲ給與セラルハコトハナリ居レリト云ウ」¹⁹⁷。この電報の内容から、仏印当局が日本との実務を担当する官吏及び軍部関係者に、日本語習得の必要性を伝えていた事実が判明する。

日本語学習及び教育の必要性が高まりつつあった状況のなか、日本は、日本語教育施策を展開した。1942年3月7日に、ハノイ大使府栗山事務総長は、東郷茂徳外務大臣宛に電報を送り、「河内華僑商務会ハ当府指導ノ下ニ三月三日日語学校ヲ開設セリ」と報告した¹⁹⁸。また、同月16日付けの電報に、「華僑日語学校開設セラレ更ニ安南人日語学校

¹⁹² 『日本語』2巻5号、1942、p.88。

¹⁹³ Catinat 通り。現在は、ドンゴイ（Đông Khởi）通りである。

¹⁹⁴ 『日本語』2巻5号、1942、p.88。

¹⁹⁵ 『日本語』4巻8号、1944、p.14。

¹⁹⁶ Trung Bắc Tân Văn、ベトナム語新聞。1913年1月にハノイで創刊し、1945年に発行休止。

¹⁹⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B04011408600（第3画像目）、本邦国語関係雑件 第一巻、「仏印ニ於ケル日本語関係」、1939年（外務省外交史料館）。

¹⁹⁸ JACAR（アジア資料センター）、Ref.B04011413000（第2画像目）、本邦国語関係雑件／

モ開設準備中ナル處」と報告した¹⁹⁹。この2つの電報によれば、日本大使府の指導下で、1942年3月頃ハノイにおいて華僑向けの日本語学校が開設された。その後、1942年6月には谷謙吉外務大臣宛の報告書で、「河内地方ニ於ケル日本語普及事業ハ日本人会名義ニテ大使府自ラ之ニ当リ居ル」と述べており、在仏印日本大使府の積極的な関与が窺える。

こうした活動の影響もあってか、仏領インドシナでは日本語学習の希望者が増加し、よより高いレベルの学習要求が高まった。これに応じるために、1943年4月には、北部仏印に日本文化を紹介する一元的機関として北部仏印日本語普及会が開設した。これは、1942年6月に開設された日本人会の「日本語講習班」を改組したものであり、ハノイに本部を置き、ハイフォン、フエにそれぞれ支部が設置された。北部仏印日本語普及会は、北部仏印における日本語学校の経営、日本語教員の指導連絡、また日本語教育に係る印刷物とその他資料の作成・配布など直接日本語普及事業を担当していた。とともに、日本語教育振興会と連絡を保ち、北部仏印における同会の支部的職務をも担っていた²⁰⁰。

南部仏印における最初の日本語教育は、日本人の主導ではなく、シヨロン華僑の手によって、アジア・太平洋戦争の勃発直後に開始された。第2節で取り上げた張振帆の発表のなかで言及されていた日本語の学校の設置とも一定の関連があると推測される。シヨロン華僑は、台湾の出身者を講師とし、日本語学校を開設した。

日本の管理・運営による組織的・本格的な日本語教育は、1942年4月、サイゴン・シヨロンで軍宣伝部によって始まった²⁰¹。その後、日本語学校の数も増加したため、1943年4月には、南部仏印日本語普及会が組織され、日本人と華僑から構成された²⁰²。この南部仏印日本語普及会は、サイゴンに本部、シヨロンとプノンペンに支部を設置し、日本語学校を直接運営せず、各日本語学校の指導連絡を主とし、日本語教員の指導、日本

日本語学校関係「仏印ニ於ケル日本語学校関係」、1942年（外務省外交資料館）。

¹⁹⁹ JACAR（アジア資料センター）、Ref.B04011413000（第2画像目）、前掲資料。

²⁰⁰ 『日本語』3巻9号、1943、p.43。

²⁰¹ 『日本語』4巻8号、1944、p.12。

²⁰² “Hiệp hội truyền bá ngôn ngữ Nhật tại miền Nam Đông Dương năm 1943”（1943年南部仏印日本語普及会）、GOUCOCH, D62-237, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

語教育に必要な資料の作成・配布などを行った²⁰³。

ところで、1943年までには、ハノイ、ハイフォン、サイゴン、ショロン、プノンペンで日本語教育が行われていた。日本語教育振興会の理事である関野によれば、1943年の時点で、仏印における日本語教育機関として、日本側によって運営される日本語学校・講習会が13カ所（サイゴン・ショロン：7、ハノイ：4、ハイフォン：1、プノンペン：1）、フランスが開設した日本語講習会は、1（サイゴンにある学校）で、華僑の日本語講習会・学校は4あった。また、夜間の日本語教育も、華僑が提供した華僑学校で行われた。日本語学習者の構成は華僑、ベトナム人、フランス人であった²⁰⁴。

表 5-7 1943年の仏印における日本語学校・学習会

No	場所	教授期間	学習者数	教師数	備考
ハノイ					
1	「ピエル・パスケエ」(Pierre Pasquet) 小学校	夜間教授 1週3時間	710名 (1943年4月)	4名	12学級に分けられる
2	「チャン・チョン・ユエ」(Trần Trọng Huê) 小学校	昼間教授 1週3時間	186名 (1943年4月)	4名	
3	中華中学（無償で借り受け）	毎日夜間7時半～8時半	114名	不明	学習者が主に広東人
4	福建学校（無償で借り受け）	1週3時間(月水金) 夜間	10名	不明	学習者が主に福建人
5	福建小学校	毎日1時間	不明	不明	5・6年生の正課科目
6	中華中学	1週2時間	40名	不明	上級生を対象とする
ハイフォン					
7	ハイフォン日本人		200名	不明	A,B,C級に分けら

²⁰³ 『日本語』3巻9号、1943、p.42。

²⁰⁴ 『日本語』3巻9号、1943、pp.40-49。

	会の日本語講習会				れる
8	中華総商会の日本語講習会	各3ヶ月	70名	3名(日本人1名、中国人2名)	初等科と中等科がある
9	華僑中学校	1週10時間		不明	教科書は維新政府(筆者注:南京政権)編纂の日本語教科書
サイゴン					
10	「シャスル・ローバ」(Chasseloup Laubau)日本語講習会 (1942年3月27日開講)	1週3時間 (警察官クラスは1週2時間)	上級:30名 下級:70名	1名(日本人)	<ul style="list-style-type: none"> ・仏印教育局の開設したものである ・フランス人とベトナム人官吏を主とする ・教科書は日本語教育振興会の「日本語読本」である
11	西貢日本語学校 (1942年5月1日開校)	1週3時間	高等科 55名 中等科 51名 初等科 121名	6名(日本人)	教科書は教師作成のプリント)
12	「ベルラン」(Berlin)日本語学校 (1943年3月18日開校)	土、日を除き 毎日2時間	20名	1名(日本人)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書はないが、参考書は「日本語会話」である ・生徒は大南会社のベトナム人男

					子労働者である
13	貿易統制会内日本語学校 (1943年3月30日開校)	1週2時間	20名	2名 (日本人)	教科書はない。教師は適宜作成
14	南洋学院附属日本語学校 (1943年5月1日開校)	1週3時間	180名	4名 (日本人)	南洋協会編纂の日本語教科書
シヨロン					
15	英士日語学校 (1942年2月開校)	1週3時間	初等36名 高等23名	4名 (日本人1名、中国人3名)	日本語教育振興会の「ハナシコトバ」と日本語読本など
16	南圻日語学校 (1942年10月開校)			1名 (中国人)	1943年3月末より休校
17	共栄日語学院 (1943年1月5日開校)	各級1週12時間	323名 (6学級)	3名 (日本人)	「簡易国語読本」 「日本語教科書」
プノンペン					
18	プノンペン日本語講習会 (プノンペン市シソワット高等中学内)	3ヶ月	100名 (ベトナム人70名、中国人30名)		ほとんどは中等学校卒業生、学士、官吏、商人、知識人が多く

出所：『日本語』第3巻9号(1943)pp.40-49及び『日本語』第4巻5号(1944)p.31。
筆者作成。

ハノイにおいては、北部仏印日本語普及会が、仏印総督府との交渉の末、2つの小学校(ピエ・パスキエー小学校とチャン・チョン・ユエ小学校)の校舎を借り受け、一つは夜間の、もう一つは昼間に講習会を開いた。いずれも1回1時間、週3回、3ヶ月で1期を終了、3期を完了すれば卒業証が与えられるという講座であった。学習者の数は、896人であったとされている。また、福建学校と中華中学校を無償で借り受け、約120人の華僑に対する夜間授業も行われた。そのほかに、福建小学校、中華中学では、正規

科目としての日本語が教えられた。

ハイフォンにおいても、ベトナム人を対象とする講習会、華僑に対する講習会が行われた。学習者数は合計で約 270 人であった。そのほかに、華僑中学では正規科目として日本語が週 10 時間教えられた。

サイゴン・ショロンでは、1943 年まで、台湾系の共栄会による共栄日語学院、そしてサイゴン日本語学校、南洋学院附属日本語学校など、7 つの日本語学校・日本語講習会が開設されていた。その他、仏印総督教育局が開設したもの（「シャスル・ローバ」²⁰⁵日本語講習会）もあった。受講者は、華僑商人の子弟、ベトナム人商人、日本企業（大南公司など）のベトナム人従業員、仏印政庁のフランス人及びベトナム人官吏などで、合計約 900 人であった。ほとんどの日本語学校と日本語講習会は、週 3 回、1 回 1 時間の授業を提供していた。

1944 年になると、日本語学習者数について、『朝日新聞』の記事は、「サイゴン、ショロン両市の五校一千名の生徒数を筆頭にハノイ、ハイフォン、ユエ、プノンペンなどに合計十一校生徒数一千五百名の多きを数へてゐる」と報じている²⁰⁶。在仏印日本文化会館の職員である小関藤一郎も、1944 年に「サイゴン・ショロンにある日本語学校は仏印政庁設立のリセー・シャスルーローバーに於ける日本語学校を含めて四校あり、こゝで日本語を学習する学生の数は千人以上に達して」いた。また、カンボジアにある 2 つの日本語学校を含めれば、仏印での日本語学習者の総数は（卒業生を含めずに）1200 人以上になると述べている²⁰⁷。以上の二つの記述では、サイゴン・ショロンの日本語学校の数についてやや食い違いがあるものの、全仏印の日本語学校の数で見れば、1943 年から 1944 年はやや減少したようである。

なぜならば、日本語教育の教材の入手にはおのずと限界があったからである。当時、在ハノイ日本大使府にとっても、外務省にとっても日本語教科書問題に対応するのは困難であった。1942 年 3 月 16 日の電報で²⁰⁸、栗山事務総長は、東郷外務大臣に「教科書なく不便を感じたので」、海外向け日本語教科書の至急送付を求めた。また、1942 年 4

²⁰⁵ 現在、ホーチミン市にあるレ・クイ・ドン（Lê Quý Đôn）高校。

²⁰⁶ 『朝日新聞』1944 年 5 月 5 日。

²⁰⁷ 『日本語』第 4 巻 8 号、p.13。

²⁰⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B04011413000（第 2 画像目）、前掲資料。

月1日付けの電報²⁰⁹で、在ハノイ大使府は、日本語普及のため、政府に発音教授用「レコード」を至急送付することを求めた。しかし、1942年5月29日付けの電報において、外務省は、その時点で日本国内には、日本語教育用のレコードがないと回答している²¹⁰。同電報で、東郷外務大臣は、日本語教科書の問題について、「内地ニハ未タ安南語ハ固ヨリ仏語ニヨル日本語教科書ハ刊行セラレタルモノナク目下振興会其他ニテ出版計画中ナルモ出版迄ニ相当日時ヲ要スルヲ夫レ迄ハ仏印ニ既存スル「レオン、グラシー」著日本語自修書ヲ使用セシムル様致度キ」、つまりフランス側の日本語教科書の一時的利用という方針を示した²¹¹。同時に、東郷外務大臣は、在ハノイ大使府に同教科書の再版の可能性があるかを問い合わせた。この電報に対して、1942年6月3日付け芳澤大使から東郷外務大臣宛の電報には、「出版所「マイ、リン」[Mai Linh—筆者]ニ問合セクル處同書ハ現在品切ニテ改版準備中約一箇月ニテ印刷ラ了シ得ルトノコト」と返事した。この電報で、芳澤大使は、あるベトナム人著の「日本語自修書」教科書に触れているが、この自修書の著者がだれかであったのかは不明である。

仏印向けの日本語教科書が存在しなかったため、仏印の各日本語学校・講習会で利用されていた日本語教科書は多種多様であった。当時利用されていたのは、国際学友会の「日本語教科書」、華僑向けの「効果的速成式標準日本語読本」、日本語教育振興会の「ハナシコトバ」、「日本語読本」、「日本文化読本」、台湾の「簡用国語読本」、南洋協会の日本語教科書、日本の国立国民学校教科書などであった²¹²。また、学校によっては、教師の作成教材なども使われていた。

日本語学習において、教科書問題以外にも別の困難が存在していた。それは、辞典がないことと、上級者向けのクラスが設置されていないことであった。辞典について、遡って、1941年7月25日付けの『台湾日日新報』は、仏印当局が「日本語と安南語の辞書」の発売禁止という処分を講じたと報じた。この記事が事実であるとするれば、1941年という時点で、なんらかの日越辞典が存在していたと推測される。しかし、上記の日本語自修書のように、この辞典がだれによって作成されたか、どの出版社によって出版された

²⁰⁹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B04011413000 (第4画像目)、前掲資料。

²¹⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B04011413000 (第6画像目)、前掲資料。

²¹¹ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B04011413000 (第6~7画像目)、前掲資料。

²¹² 『日本語』3巻9号、pp.42-47。

かはわかっていない。

日本政府は、日本語普及事業における辞典編纂の必要性を認識していた。1942年8月18日付けで、閣議決定された「南方諸地域日本語普及ニ関スル件」において、日本・ベトナム辞書の編纂が定められた²¹³。また、東洋協会安南語講習所（のち仏印学院）に関する資料によれば、「日安辞典」が1943年に編纂された〔百年史資料集編纂委員会2004：201〕。この日安辞典は、ベトナムで修正した上で出版される予定となっていた。しかし、実際に、この日安辞典が出版されたのかは管見の限り把握することはできない。在仏印日本文化会館に勤務していた蘆原英了の記述によると、1944年ごろよく売れていた辞典は、丸山順太郎の「和仏辞典」とセスラン（Ceslin Gustave Jean Baptiste）の「和仏大辞典」であったという²¹⁴。

日本語教育を担当した教師については、日本語教育事業が始まった時点では、日本語教育の専門家ではなかった。講師のほとんどは、仏印で他の仕事に従事していた日本人であり、ボランティア的に日本語を教育していた²¹⁵。しかし、学習希望者の急増もあり、専門家ではない日本語講師では、対応できなくなった。そのため、大使府を通じ、外務省や台湾総督府に対して日本語教師の派遣を要請するにいたった²¹⁶。この要請に応じ、日本と台湾²¹⁷より数名の教師が派遣された。派遣された日本語講師は、経験が豊富な者

²¹³ 『大阪朝日新聞』1942年8月19日。

²¹⁴ 『日本語』4巻8号。

²¹⁵ 例としては、1942年6月9日付けの電報によれば、当時、ハノイのある日本語講習会の日本語教師である白石という人物は、三井物産のハノイ支店に勤務していた。

²¹⁶ 1942年7月31日付けの電報によれば、在ハノイ大使府は、日本人会によって経営される日本語講習会、東京の大森区久賀原町1221に住む梶田要助氏を講師として招聘したという。また、大使府指導の下に置かれた2、3ヶ所日本語講習会に、講師不足のため、ハノイ大使府は、台湾総督府の木村書記を講師としてハノイに派遣することを求めた〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B04011413000（第13画像目）、前掲資料〕。

²¹⁷ 1942年8月6日付けの電報によると、台湾総督府の共栄会は、サイゴンに職員を派遣し、また華文雑誌、レコード、印刷物、図書を販売し、また、同地事業統括のため、主事1名を派遣した〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.B04011413000（第14画像目）、前掲資料〕。

であり、仏印に着いてから大使府の身分で活動した。その他、サイゴンには仏印総督教育局に属する日本人教員もいた。しかし、1944 年に至っても、「日本語学校が教師其他の関係で高級者に対するクラスを持ってゐない」²¹⁸という記述から、講師の不足していた実状が窺える。また、日本語教師のなかには、日本人以外に、ロシア人や中国人（台湾の人）もベトナム人もいた。

学習者の日本語学習熱を向上させるために、色々な日本文化の宣伝活動が行われた。ハノイにおける在留日本人の婦人会は、学習者の女性達を家庭に招待し、生花・茶道、ひな祭りなどの日本文化に触れさせる機会を設けた²¹⁹。

日本語講習会は、ふつう 1 期 3 ヶ月に分けられ、三期を修了すれば卒業となる。夏休みと正月の休暇期間を除き、1 年間には 3 期がある。講習会の修了式は、大東亜共栄圏についての宣伝目的を兼ねて盛大に行われた。例えば、ハノイの「エデン」²²⁰という映画館で修了式が行われ、修了生の父兄、在学中の学習者、大使府の陸海軍関係者、日本人会、仏印側の首脳部、日本・フランス・ベトナムの記者などが参加した²²¹。修了式のあと、「ハワイ・マレー沖開戦」、「空の神兵」などの日本軍の勢力を鼓吹する戦争映画が上映されることが多かった²²²。北部仏印の比較的自由的な雰囲気の中で、日本語教育とその修了式は、「大東亜共栄圏」建設を宣伝する重要な機会として機能していた。

日本による日本語普及活動の活発化に対し、仏印当局は、さまざまな形で反発した。フランスの探偵局は日本語学校にスパイを送り、だれが受講し、どのような授業が行われていたなどの情報を得ようとした。そして、親日とみなされたベトナム人に圧力をかけることもあった。フランス警察は、日本語学校に通うベトナム人生徒の家族の家を訪れて圧力をかけた [難波 2006 : 203]。

仏印当局は、ベトナム人が日本語学習によって日本人に接近することを怖れていた。そのため、1941 年 1 月に「日安會話讀本」の発行を禁止した。この「日安會話讀本」は、前述したガルシアによって書かれ、1938 年にハノイにある「マイ・リン」書房に出版さ

²¹⁸ 『日本語』4 卷 8 号、1944、p.15。

²¹⁹ 『日本語』4 卷 8 号、1944、p.11。

²²⁰ 現在は、Tràng Tiền（チャンティン）通りにある Công Nhân（コンニャン）劇場。

²²¹ 『日本語』4 卷 8 号、1944、p.11。

²²² 『日本語』4 卷 8 号、1944、p.11。

れた。これは、インドシナの初めての日本語・ベトナム語対照会話書であったとみられ、即座に約1万部を売り上げた。そのため、「仏印当局ニ於テハ其発売ヲ禁止スルト共ニ在庫品約二千冊ヲ探偵局ニ没収セリ」となった²²³。また、「古くから発行されていた日本語と安南語の辞書さえも発売禁止処分」の対象となった²²⁴。

仏印当局は、日本語教育の学校に表面的には協力しながらも、問題によっては傍観者の態度をとり、さらに反抗的な姿勢を示すこともあった。1942年6月22日に、仏印当局は、「日本語講習ニ関シ弊害ノ惹起セラレ居ルニ鑑ミ即チ全ク其ノ能力無キニ拘ラス誇大ナル広告ヲ以テ日本語講座ヲ開カントスル者アリ」という理由で、仏領インドシナの私立教育の設立に関する1924年5月14日付の法令と、講師の資格や採用の条件に関する1925年1月25日付の総督令をもとに、「日本語講習ノ為設置セラレタルモノナルト新タニ日本語講座ヲ附置セントスモノナルトヲ問ワス予メ所管官庁ノ許可ヲ得ルニ非レハ日本語ヲ教フルヲ得ス」、つまり日本語講座の開設には所轄官庁の許可が必要という制度を設けた²²⁵。日本語講習会だけではなく、日本語教育に関わる機関の設立に対しても、仏印当局は、取り締まり措置を実施した。例えば、南部仏印日本語普及会の場合、日本側の資料によれば、1943年4月に設立されたが、フランス側の資料によれば、南部仏印日本語普及会の存在の法的基盤を公認した公文の日付は、1943年7月6日であり、また、設立の許可は、1943年9月16日で、つまり設立後5ヶ月である。そして、南部仏印日本語普及会の設立の許可を与えた1943年9月16日付の公文で、コーチシナ総督 Hoeffel は、在サイゴン日本領事館に南部仏印日本語普及会の運営委員会の人事に関する情報(職業、住所、国籍など)についての報告を求めた。さらに、この普及会の会則に関し、内容を検閲し、会則の訂正・補充などを求め、仏印総督の許可がないと、会則の内容を変更できないと定めた²²⁶。

²²³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04122638000 (第2画像目)、昭和16年 陸支密大日記 第2号 3/3「安南人の日本語普及に対する佛印当局の動向に関する件」、1941年 (防衛省防衛研究所)。

²²⁴ 『台湾日日新報』1941年7月25日。

²²⁵ 『日本語』3巻9号、1943、p.49。

²²⁶ “Hiệp hội truyền bá ngôn ngữ Nhật tại miền Nam Đông Dương năm 1943” (1943年南部仏印日本語普及会), GOUCOCH, D62-237, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

一方、仏印当局は、日本語学習者の範囲を制限・統制するために、インドシナ大学と小・中学校の日本語講座において、日本語文法と表現をフランス語で解説しなければならないと規定した²²⁷。

第2項 映画工作

宣伝工作の一環としての映画工作の目的は、アメリカ・オランダ・重慶国民政府による抗日プロパガンダの影響を排除することである。そのため、日本は、映画の上映を通じて、映画の内容で日本の先進性を示し、さらに日本に対する信頼を得ることに重点を置いた。

仏印を含む南方における日本の映画工作は、1940年9月の北部仏印進駐に連動して開始された。1940年12月に、陸軍参謀本部・海軍軍令部・内閣情報部の斡旋と松竹・東宝・東和商事・中華電影の共同出資によって、「南洋映画協会」が設立された。南洋映画協会の目的は、現地住民への「治安の確保、民心の把握、宣撫」等であった。南洋映画協会は、仏印を対象地域として、配給を通じた市場介入による映画工作を行うため、12月下旬にはハノイ支社を設立し、仏印地域における配給網を掌握し、一元的配給に成功した〔市川1941(2003)〕。

アジア・太平洋戦争の開戦以降、日本軍の占領地が拡大することとともに、南洋映画協会の活動範囲が広がっていった。1942年3月にサイゴン支店、6月にバンコク支店、7月にマニラ支店が次々と設置された。それにとどまらず、戦況の変化に即応できるように、南洋映画協会の改組が陸軍省、海軍省、外務省、内閣情報局などの関連機関で議論されるようになった。1942年9月10日に、陸海軍・外務省・内閣情報局の関係官による定例次官会議で「南方映画工作処理要綱」が策定された。この要綱によると、南方における映画工作は、2つの分野に区分され、南洋映画協会に代わって、映画配給社（映配）と日本映画社（日映）が実施主体になった。また、南洋映画協会が担当した事業は、この2社に継承され、映画配給社が配給、映画館の経営、映画の輸出入、映画関係資材の配給を担当し、日本映画社が時事映画、文化映画の現地製作を担うとされた²²⁸。つまり、映画工作が製作と配給の二系統に分離されたわけである。

²²⁷ 『大阪毎日新聞』1942年8月18日。

²²⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03025360700（第2~3画像目）、内閣情報局「芸能南方映画工作処理要領ニ関スル件」、1942年（国立公文書館）。

映画配給社は、本社に南方局を新設した。映画配給社は、南洋映画協会の仏印支社、タイ支社を管理下に編入し、支局拡充の一環とした。また、日本映画社は、本社に海外局を新設し、これに南方映画政策委員会を設置した。そのうえで、シンガポールの南方総支社をはじめ、各地域に支社を展開した²²⁹。

当時、仏印には映画館が約 90 館あった。そのほとんどが仏印映画協会 (Société Indochiné Films et Cinémas)のエデン系 (Eden) と、華僑資本の仏印映画劇場協会(Société Ciné-Théâtres d'Indochine) のマジスティック系 (Majestic) であった。仏印では、映画制作があまり行われておらず、上映される映画は、全部輸入映画であった。そのなかでフランス映画が最も多く、アメリカ映画が 2 位を占めており、残りは中国映画であった。仏印映画協会は、比較的親日的であったが、仏印映画劇場協会は、中国資本が流入したこともあって、抗日的な色彩が強かった [市川 1941 (2003) : 345]。

南洋映画協会は、仏印映画協会と配給契約を締結して、日本映画の進出を図った。最初に国際観光局映画の『北日本の漁業』、『東京ー北京』、『日本ニュース』などを仏印に輸出した。1940 年 12 月 31 日に、『日映海外ニュース』が日本映画の作品として最初に仏印で公開され、その後、『日本ニュース』がサイゴンのエデン・シネマで上映された。ところが、『日本ニュース』は日本語であり、上映の際にフランス語ができるスタッフがフランス語で観客に解説しなければならなかった。この弱点を改善するためには、フランス人及び上層ベトナム人向けのフランス語版、一般的なベトナム人向けのベトナム語版、華僑工作用の中国語版の必要性が高まった [市川 1941 : 343]。この要求を受けて、『日本ニュース』のフランス語版である『アクチュアリテ・デュ・モンド』(Actualités du Monde) が、日本で作成され、仏印に発送され、月に 2 回ほど仏印で上映された。

それと共に、フランス人作家アンドレ・ジイドの同名小説を原作としてフランス人向けに作成された『田園交響楽』、松竹の『暖流』のフランス語版、華僑向けの『支那の夜』、日中戦争の「軍神」の西住小次郎についての『西住戦車長伝』といった 4 本の劇映画が、仏印に次々に輸出された。この 4 本の映画が、1942 年 11 月に設置された陸海軍、情報局などの関係各省、国際文化振興会、観光局、両社からなる南方向映画選定委員会が南方に適した作品として選定したものである。しかし、フランス人やベトナム人の反応及び仏印政権の検閲によって、この 4 本の映画の上映はなかなか許可されなかった。上映

²²⁹ 『映画旬報』1943 年 4 月 11 日。

された第1回目の作品は、『田園交響楽』であり、1941年11月11日から13日までの3日間に、ハノイのエデン系映画館エデン・シネマで上映された。また、南洋映画協会がサイゴン支店を設置してから、この映画は1942年3月18日から24日までの7日間、サイゴンのエデン系映画館エデン・シネマで上映された。その後、『支那の夜』、『暖流』、『西住戦車長伝』、『南海の花束』が次々に公開された²³⁰。

これらの映画の中で、『支那の夜』の公開は、特筆すべき出来事であったと言ってよい。日中戦争の勃発以来、『大地晨鐘』、『台兒莊』などの抗日思想鼓吹の映画が盛んに仏印に輸入され、華僑の街ショロン娛樂街の大世界で、仏印の華僑を対象として上映された〔市川 1941 (2003) : 342〕。そのため、華僑工作の一環として、ショロン華僑の間で表面化していた抗日・排日態度を一掃するためには、華僑向けの劇映画の上映が強く求められていた。『支那の夜』は、抗日意識を持った中国女性が日本男性の熱意によって誤解を解き、二人が結ばれるという日中親善を表す映画である。仏印での上映には、華僑向けのプロパガンダ効果を狙った軍部の後押しがあったと考えられる。また、この映画が仏印で上映される前に、1941年11月26日から12月19日までの約3週間に、軍隊の慰問を主な目的とした日劇ダンシングチーム²³¹は、仏印を訪れ、ハノイとハイフォンで慰問公演を行っており、そのなかで「支那の夜」劇があった。また、その場で主題歌である「支那の夜」も披露されており、現地で流行するようになった。主題歌の流行によって、現地から映画を見たいという声が高まったという²³²。その結果、1942年2月24日に、『支那の夜』がエデン・シネマで封切られた。最初、この映画は1週間に上映される予定であったが、歓迎されたため、約2週間の続映がなされるようになった。最初の一週間で8900ピアストルという、エデン・シネマ設立以来の売り上げ記録を作った²³³。その後、『支那の夜』は、引き続きサイゴン、ショロン、ハノイで総計48回上映され、興行成績の最高記録を立てた²³⁴。そして、「支那の夜」主題歌のレコードが約200枚売れたという〔市川 1941 (2003) : 345〕。なおその一方で、『暖流』、『西住戦車長伝』、『南海の花束』

²³⁰ 『映画旬報』1942年5月1日。

²³¹ 当時は東宝舞踏隊と呼ばれていた。

²³² 『映画旬報』1942年11月号。

²³³ 『映画旬報』1942年12月号。

²³⁴ 『映画旬報』1943年9月号。

などの他の映画は、それほど高い人気を集めなかった。

「南方映画工作処理要綱」のもとで、1942年9月に日映サイゴン支局が設置された。日映サイゴン支局の業務は、配給映画の選定、輸入した日本映画の現地向け編集、各国語版の作成とされ、他の地域への映画輸出への拠点として位置づけられていた。しかし、実際の活動は、日本国内の日映が製作した『大東亜ニュース』に現地撮影のニュースを加えてフランス語版を作成することに限られた。その後、1942年12月に日本映画社のように、映画配給社は、サイゴンに仏印支社を設けた。その際の支社長は、南洋映画協会時代の中心的人物である山根正吉であった。この映画配給社仏印支社は、従来の南洋映画協会のサイゴン支社とハノイ支社を存続させた。また、映配仏印支社とともに、映配仏印支社は日本軍や現地住民を対象とした巡回映写活動に力を入れていた。この活動は、日本側の記念日である12月8日（太平洋戦争勃発の日）、2月15日（シンガポール陥落）、3月10日（陸軍記念日）、5月27日（海軍記念日）などに集中的に行われた。1942年12月7日から9日までの3日間、12月27日～28日の2日間、映配仏印支社は、太平洋戦争の勃発1周年の記念行事を行い、サイゴンのエデン・シネマや市立劇場とショロンの中国戲院で映画上映会を開き、日本軍将兵、フランス人官吏、華僑を招待した。上映作品は、日本の軍事力を示す『マレー戦記』、『帝国海軍勝利の記録』、『空の神兵』、『日本ニュース』であった。『将軍と参謀と兵』、『ハワイ・マレー沖海戦』などフランス語字幕の映画も上映された。また、日本の工業力をアピールする文化映画「産業日本」シリーズの『重工業』、『製鉄』、『労働政策』、『海軍日本』も、上映された。しかしながら、真珠湾攻撃を再現し、日本国内の国民的な大ヒットであった『ハワイ・マレー沖海戦』などの宣伝映画は人気を集めなかった。その結果、映配仏印支社はハノイで、『孫悟空』、『北極光』、『新雪』などの劇映画を小さい映画館で封切ることにした。

なお、映画工作をさらに積極的に実施するために、映配仏印支社は作品の宣伝を積極的に行うことに決めた。映画上映の前に、ポスター、チラシ、宣伝用幻燈の作成、「新アジア」などの現地雑誌への広告掲載、現地新聞関係者を招待し、試写会の開催などといった宣伝活動を行い、観客の増加を意図していた。たとえば、1943年5月25日に公開された『ハワイ・マレー沖海戦』の場合は、海軍記念週間の際にサイゴンのエデン・シネマ、ショロンの中国戲院で行われており、公開の前に宣伝活動が18日間に行われた。

1944年に入ると仏印政庁の統制、電力不足、天候、戦況の悪化などによって、仏印における映画工作に影を落とすことになる。日本映画の上映は不調に陥るようになった。

まとめ

以上、本章では華僑の協力を得ることを目的とする日本の仏印華僑政策の実態を、経済、および政治、宣伝各方面で考察してきた。

経済工作において、米をはじめとする重要資源を獲得するために、日本は日仏経済協定の締結に基づき、仏印当局に多量の米の供給を要求した。日本の要求に応えるために、仏印当局は、米価、輸送期間、粳・米の所持量などに関する総督法令を続々と公布し、それによって、米流通機構及び米穀市場のあらゆる手順を統制しようとしていった。その結果、仏印とりわけコーチシナにおける米穀市場及び米流通機構において、従来までの根強い華僑の勢力が完全には排除されなかったとはいえ、仏印当局が集荷から輸出まで監視するようになったことは、大きな変化であった。他方、日本から見れば、フランスの統治が温存されたため、華僑が掌握していた米流通機構に干渉することが不可能であったという状況のもと、日本は仏印当局に圧力をかけつつ、経済的利益で親日華僑を集結させ、米穀市場、米流通機構を間接的に統制していった。

また、政治工作においては、北部仏印進駐後、日本は仏印政権を仲介して華僑の抗日運動を取締り、華僑の抗日的態度を払拭しようとして試みた。また、1941年7月の南部仏印進駐後、日本自身は華僑工作を直接的に展開し、華僑を監視・取り締まりを行うに至った。一般的に言えば、仏印における日本の陸海軍と大使府は、日本政府が決定した華僑政策の方針に沿い、三者の協議の上で華僑工作を実施していた。そして、華僑工作の展開過程において、日本は、抗日華僑を検挙する度に、フランスの主権への尊重的な態度を示すために、事前に仏印当局への通告を行っていた。

そして、日本語の普及事業及び映画工作の状況と内容を分析することで、アジア太平洋戦争期の仏領インドシナにおける日本の宣伝工作を観察してきた。仏印進駐後、日本は日仏共同支配体制の下で、宣伝工作の一環としての日本語の普及、日本映画の上映などのさまざまな方法によって、日常レベルで華僑を含める現地住民との接触や接近を試みた。また、自国の国力を示すプロパガンダを実施することによって、現地住民の日本に対する共感と支持を獲得しようとした。しかしながら、フランスの宗主権を温存させたことによって、日本は、宣伝工作を自由に展開できる立場にはなかった。総じて言えば、日仏共同支配下のもとで、日本の宣伝工作は、「協力」という形で行われていたと言える。

第6章 華僑をめぐる日仏関係

本章の目的は、第5章で考察されてきた日本の仏印華僑政策に対し、仏印華僑がどのように対応しようとしたのかという点に注目して考察することである。また、華僑をめぐって繰り広げられた日仏関係についても若干の考察を加えてみたい。

第1節 仏印華僑の動向

日本軍による仏印進駐ののち、仏印は日本への軍需物資及び資源の供給源になった。1941年5月の日仏印経済協定によって、仏印の米は、日本、満州、および中国に駐屯していた日本軍にその輸出先が限定されることになり、そのほかの第三国（地域）には輸出することができなくなった。また、米は三井物産を通じて輸出されることとなったため、三井物産に米を供給しないと、米の輸出も不可能となり、利潤を得ることもできなくなった。加えて、華僑に対して日本は、サイゴン港にある倉庫を譲るように求めた²³⁵。従来、これらの倉庫は華僑の蓄積する米の倉庫として利用されていたため、それを日本に譲るということは、日本に米の輸出業を譲ることを意味しており、日本の拘束を受けることを意味した。華僑は、このような日本からの圧力とともに、日本への米供給を目的として米市場を統制しようとした仏印当局からの取り締まりにも直面するに至った。仏印当局は、日本と協力しながら、華僑に圧力をかけることで、米の生産、および輸出を厳しく統制しようとしたのである。

このように日仏共同支配下に置かれるようになった華僑は、米穀流通機構において握ってきた権限を低下させるとともに、彼らが手にする利益も減少してきた。したがって、華僑にとって、中国である祖国への支援よりも、むしろ自らの経営における障害を乗り越えることが焦眉の課題になっていった。こうした新たな状況に置かれた華僑は、日仏両者からの圧迫に対応するために、自らの組織的強化を模索していった。

1941年、コーチシナ華僑輸出業者協会の規則が新たに制定された。この規則の第2条では、コーチシナ華僑輸出業者協会は、会員にコーチシナにおける米穀取引及び輸出に関する仏印総督の法令順守させること、会員認定証を交付すること、会員に輸出量を割

²³⁵ “Régularisation situation des riz entreposés par la Mitsui Bussan Kaisha”, GOUCOCH, L47-173, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

り当てること、また会員間及び会員と協会外の会社との食い違いを解決する役割を果たすこと、といった4点が目的であると掲げられた²³⁶。

華僑の主な出身地である福建・広東が、1937年、1938年にそれぞれ日本軍の占領下に置かれた。1940年になると、3月に汪兆銘の南京国民政府の誕生、6月フランスのドイツ降伏、9月に日本の北部仏印進駐などの一連の事件によって、仏印華僑の抗日運動は漸次退潮していった。1940年5月末に「越南南圻華僑救国総会」も、仏印当局の結社取締規則によって解散した²³⁷。

このような状況を背景に、仏印華僑の重慶政権離反の傾向も生まれたようで、当時の『大阪朝日新聞』は、重慶政権の献金募集活動に対して「うんざりして内々南京の汪政府に心を寄せる」ようになる華僑が多くなったと報道している²³⁸。さらに、1941年2月に、中国救済資金委員会連合会長をつとめ、重慶国民政府に対する華僑の資金援助の役割を果たしていた陳嘉庚が中国を視察した上で、「重慶内部の腐敗墮落に一驚し」、突然抗日運動の第一線から引退すると発表したことは、華僑社会に大きな衝撃を与えた²³⁹。その結果、仏印華僑の一部は、南京国民政府への接近に向けて動き始めた。

日本軍の進駐後、仏印華僑、特にショロンの華僑は、日本軍からの監視を受け、どうしても日本の要求に対応しなければならない状況に陥った。日仏印経済協定のもとでは、後に詳述するように、張振帆、朱継興、關熾亨、何羅などの仏印華僑の指導者が南京国民政府を支持するようになり、日本への協力を公然と表明した。彼等は、仏印華僑を左右できるほどの重要人物たちであったため、動揺していた華僑社会にはさらに大きな影響を与えたと考えられる。

そこで、日本と協力するのが自分の家族を守るための選択の一つだと考えた多くの華僑の態度は大きく変化した。また、戦時下であることをうまく利用し、戦争から利益を獲得しようとする華僑も、少なくはなかった。仏印の米流通機構を掌握した米穀の華僑商人は、仏印総督の命令に従って各地方の米を集荷し、ショロンにある精米工場に輸送

²³⁶ “Hiệp hội những nhà xuất cảng gạo Hoa kiều năm 1940-1941” (1940～1941年の米輸華僑業者協会), GOUCOCH, L61-135, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²³⁷ 『大阪毎日新聞』1940年11月9日。

²³⁸ 『大阪朝日新聞』1940年11月13日。

²³⁹ 『台湾日日新報』1941年11月5日。

し、輸出会社に米を供給することによって、日本に協力しようとしていった。また、他商品を取引する華僑商人は日本軍に接近し、「御用達」のような特別許可を得て、日本人向けの専門店を開き、日本軍への軍需を調達し、日本人の名義を借り、賭博場、酒屋など経営していた。

仏印華僑と日本軍、日本企業との取引に関しては、資料的制約もあり、実際の華僑と日本企業の経済的関係を明らかにすることは難しい。しかし、表 5-3、表 5-4 に示されているように、1943 まで日仏印の貿易が順調に成長した実績の裏には、仏印華僑の果たす役割が少なからず影響を与えていたことが推測できる。

では、第 5 章で考察した日本の華僑政策と南京国民政府の僑務工作に対し、仏印華僑は、どのように対応したのであろうか。

まず、重慶国民政府の国民党安南支部は、汪精衛派党员を駆逐するため、自身を改組するとともに、重慶政権と密接な連絡を保持していくことになった。同時に、①援蒋物資及び献金の募集、②各華僑新聞社に直系記者を配備し、抗日及び重慶の宣伝工作に集中させる、③避難民救済資金の募集、④童子軍及青年団の指導、という 4 つの任務を方針として掲げた。このうち、最も重要とされたのが、献金の募集であった²⁴⁰。

越南南圻華僑救国会は、1940 年 5 月末に仏印当局によって解散されたが、幹部たちは各地方に潜伏して抗日活動を続けた。また、日本軍の北部仏印進駐によって北部の援蒋ルートが遮断されたのちも、南部仏印には援蒋ルートが公然と存続していた²⁴¹。ところが、1941 年 7 月に日本軍が南部仏印へ進駐すると、サイゴン・ショロン在住の華僑に対する脅威となっていった。そうした背景のもとで、重慶政権のサイゴン総領事は日本軍の存在を恐れ、特に華僑の有力者が日本に接近する機運が醸成されつつある状況を心配していた。ショロンを中心とする抗日運動の最高指導者として活動していたサイゴン重慶側の領事尹鳳操は、その対策として有力華僑に対する対日接近警告文を郵送し、「対日抗戦最後の勝利は目前に迫った、過去の名声噴々たる貴下にして対日接近などの如き愚策を弄して悔を後日に残すことなきよう国家民族の名において警告する」とした²⁴²。

その後 1941 年 9 月 25 日に、尹鳳操は、国民党サイゴン・ショロン支部長何国歳とと

²⁴⁰ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04123126800 (第 18 画像目)、前掲資料。

²⁴¹ 『東京朝日新聞』1940 年 11 月 21 日。

²⁴² 『東京日日新聞』1941 年 9 月 9 日。

もに、サイゴンを脱出し、香港へ向ったとされたが、実際には「仏印南部に潜入し、英米勢力と連絡して抗日工作を指導していた」²⁴³とされている。彼等は引き続き日本側と協力する華僑に対して制裁を加え、また「進駐の日本軍は華僑の財産を奪ふものである」との情報を流布すると共に、警告文によって華僑の対日接近を阻止しようとしていた²⁴⁴。

しかし、仏印華僑を含めた東南アジア華僑は、南京国民政府の成立によって、動揺を示し、抗戦派と平和派の分裂が生じた。さらに、1941年1月4日の新四軍事件²⁴⁵によって、重慶政権の対日抗戦の方策に疑問を持ち始めた。1941年3月に、南洋華僑の有力者であった陳嘉庚は、第2回南洋総会をシンガポールに招集した。87団体164名が参加したが、タイと仏印の各団体は招集状に返事をしなかった〔市川 1968〕。日本軍がタイと仏印に進駐したことで、両地域の華僑の態度が変化したためであったと思われる。

当時の日本側資料は、1941年前半から、仏印華僑の政治的態度が大きく変化したとしている。例えば、1941年3月30日、ハノイ、ハイフオンの華僑代表約100名は、1939年3月21日にハノイで射殺された汪精衛の秘書であった曾仲鳴の追悼式で、日本に、仏印当局が密輸取り締まりという目的で華僑の家宅捜査を行ったことに対する抗議を求めた。1941年4月16日、北部仏印の華僑代表約16名は、日本人会の代表を招待し、ハノイ市内のレストランで日華懇談会を開いた²⁴⁶。そして、1941年12月8日アジア・太平洋戦争の開始当日に、南部仏印のショロン華僑を代表する8名は、「公使官邸に内山公使を訪問、今後は従来のごとき敵性態度を捨て全面的協力を申出た」という。翌9日になると、ショロン華僑の「幫長以下中堅分子十数名も大使府支部に佐藤情報部長を訪れ協力を誓った」²⁴⁷。しかも、仏印華僑の多数を占めた僑生は、重慶国民政府に関心を持たず、「日本商品をどんどん買い入れ、また他の華僑もこれを手先にして日本品を買」い、「日本にとっては便利な存在である」と見られていたのである²⁴⁸。

²⁴³ 『東京日日新聞』1941年9月9日。

²⁴⁴ 『南洋』南洋協会、1941年9号。

²⁴⁵ 安徽で国民党と中国共産党との間の武力的衝突、つまり皖南事変を指す。

²⁴⁶ 『南洋』南洋協会、1941年5号。

²⁴⁷ 『大阪毎日新聞』1941年12月11日。

²⁴⁸ 『大阪毎日新聞』1940年11月9日。

1941年12月にアジア太平洋戦争が始まった後、東南アジア一帯を日本軍が短期間で占領したことは、仏印華僑が少なくとも表向きは親日的姿勢を示すようになる要因の一つとなったと思われる〔市川1972:79〕。他方で、重慶国民政府の献金横領、中国共産との協力などに対する不満が募っていったこともまた、抗日から対日協力、対南京国民政府協力へと、華僑の態度が変化していった要因となっていた。1941年12月21日になると、仏印華僑たちは、サイゴンとショロンで、「重慶抹殺、南京支持」の態度を明らかにするようになり、ショロン市で「和平救国の旗」の掲揚式を行った。また、孫文の肖像写真と汪兆銘の写真が急激に増えていった²⁴⁹。1942年南方軍司令部に配属し、宣伝工作を担当した榊原政春の日記によると、1942年1月3日に、ショロンにある賽瓊林レストランで行われた日華懇談会の席で、ショロン華僑は、重慶国民政府を相手にせず、新興国民政府の成立を訴えた1938年の汪精衛の声明を引用し、日中提携を説いた〔榊原1998:34〕。

仏印華僑の態度に見られた変化を示す代表的な事例としては、張振帆の例が挙げられる。張振帆²⁵⁰は、1882年に仏印で生まれた華僑であり〔重慶市政协文史資料研究委員会中共重慶市委党校1987〕、ショロン華僑のなかでもとりわけ有力な人物であった。行政上の役職で見れば、彼は、ショロン福建幫長兼七府公所主席であった。同時に1938年から1939年までの越南中華総商會長であり、仏印商業會議所の米穀取引所主席、華僑の米穀商公會長として米穀流通機構に影響力を持っていた。日本の第一次山東出兵を契機に中国国内で発生した抗日運動を受け、張振帆は、蒋介石に救国義損50万元を献金した。蒋介石は、張振帆に対して、「街商の慷慨義損せるは国難に面し熱心に国を愛するによる。欣びに堪へず。其の功を讃へ激励せん」と称賛したという〔黄警頑1941:165〕。そして、日中戦争開始後、張振帆は、1937年8月1日に成立した越南南圻華僑救国総會長となるとともに、1938年から1939年まで、重慶国民政府の国民参政會議の参政員も努めている。

日本軍が南部仏印進駐を実行する前に、1941年5月半ばに張振帆は、潮州幫長朱繼興

²⁴⁹ 『東京朝日新聞』1942年1月4日。

²⁵⁰ 張振帆は1946年2月15日に自宅で原因不明で死亡した。彼の息子は1945年11月頃、ベトナム人の革命運動家にロン・スェン (Long Xuyên) で監禁され、その後行方不明となった〔Thomas Engelbert 2010: 114〕。

²⁵¹と広東幫長劉增²⁵²という2人の華僑有力者と一緒に仏印を離れ、香港に渡った。その3人が日本軍の南部仏印進駐の前に仏印から離れたのは、日本に対する非協力の立場を示したもので、日本の拘束を回避しようとした行為だとも解釈し得る²⁵³。ただし、劉増の場合は、日本軍及び南京国民政府の管理下に置かれていた天津と上海に行ったことから、日本から逃げたわけではなく、むしろ南京国民政府、および日本と接近しようという意図が働いたとも考えられる。南京国民政府の僑務委員会特派員としての張永福²⁵⁴は、広州にいた朱繼興、張振帆へ手紙を送付し²⁵⁵、かれらの家族の安全、財産の保護などを約束して仏印に帰るよう説得した [李盈慧 2007 : 12]。

朱繼興、張振帆、劉増は「情勢の推移を見守っていたが、やがて日本の真意を認識し日本側機関に一札いれて今春相次いで」²⁵⁶、仏印に帰還した。張振帆は、改めて七府公所主席に復帰した。南圻米穀商人協会(Association des Marchands de Paddy Chinois de Cochinchine)の書記長を務めた²⁵⁷。そして、張振帆の動きで1943年1月17日に「南圻華僑参戦後援会」(Association des residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans la guerre)が成立し、彼自身は会長を務めた。この「南圻華僑

²⁵¹ 広東省出身、ショロン潮州幫長、1940年から1941年まで越南中華総商会長を経験した。越南南圻華僑救国総会の常務委員である。

²⁵² ショロン広東幫長で米穀華商連合会主席を務めた。劉景とも記される。

²⁵³ 1942年9月17日付け東京朝日新聞によると、仏印当局の協力を得た日本軍が、仏印政権の親英米派やドゴール派、華僑の抗日団体、重慶国民政府分子などに対しても弾圧政策をとっていたため、南部仏印進駐の2、3ヶ月前には朱繼興、張振帆、劉景が香港などに逃げたとされている。

²⁵⁴ 張永福(1872—1959)は、英領マラヤの華僑商人であり、南洋華僑務の有力者、孫文とも親交のあった人物である [『大陸新報』1941年12月4日]。

²⁵⁵ 1941年12月25日に香港は日本軍に占領されたため、張永福が手紙を出したのは、その日よりも前であった可能性が高い。

²⁵⁶ 『東京朝日新聞』1942年9月17日。

²⁵⁷ “Hiệp hội những người Hoa kiều buôn lúa tại Nam Kỳ năm 1937-1943” (1937～1943年の南圻における米穀華僑商人協会), GOUCOCH, D62-455, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

参戦後援会」には、張振帆の他、越南華僑総商會長何羅、Ong Tich²⁵⁸、Ma Vinh²⁵⁹などの有力華僑も関与した²⁶⁰。

1942年のはじめに、越南華僑総商會長何羅と張振帆は、連名で、重慶政権宛てに、「われらは大東亜共栄圏具現のために日本軍に協力しつゝあり、速やかに背信の徒に走狗たることを止め、中華を危局より脱せしめよ」と通電を發したとされる²⁶¹。さらに、同年6月2日に張振帆は仏印への帰国後、関係改善という目的で、七府会會長としてサイゴン、ショロンの仏印官僚、コーチナ総督に挨拶に行き、日本領事館、日本軍の司令官に面会した。また、張振帆は、華僑は生活のため法律に従わなければならぬことを強調し、教育改革、必要な場合には中国語、日本語を無料で教授する学校を設置することなどを訴えた。

1942年8月18日付け『台湾日日新報』に、張振帆の發言が掲載されている。

私が汪国民政府側に立とうと決意したのは余程以前からでしたが四圍の情勢がこれを許さなかったのが最近専ら澳門方面にいて情勢を見まもっていたところ、日本軍の仏印進駐により抗日華僑も姿を消し仏印軍当局の対華僑態度も全然変って来ました、私は参政員ではありましたが重慶の政治に一度も参画したことがなく参政員という名も空手形に過ぎなかったのです。昨年十二月大東亜戦争の勃発により日本が南方において大膽を博したのを聞き絶好の機会だと思いい在仏印五十万華僑を糾合しまして主席擁護の通電を發しました。現在国民政府に対しては連絡の不十分から送金等の具体的援助を行う事は出来ないが、早く連絡をとって援助運動に乗り出したいと思っています。幸に私は精米工場の三つを有し、また貿易業を兼ねているので一日も早く海上交通が復活し、日本並に新中国側との貿易に当たりたいと思っています。

²⁵⁸ 漢字表記不明。

²⁵⁹ 漢字表記不明。

²⁶⁰ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁶¹ 『東京朝日新聞』1942年1月4日。

現在我々の最も望んでいることはフランス並に仏印が早く国民政府〔南京政府一筆者〕を承認してくれることです。我々はこうして国民政府支持を声明していますが仏当局が承認していないので積極的な運動もやり難い状態であります、然し今回の声明等について仏印当局は何等の干渉もなさず、むしろ好意的態度すら窺われました、南方華僑の糾合等についてはまだ考えていませんが、南方華僑が一丸となって対日協力に、汪主席擁護に挺身する日も遠くはないであろう²⁶²。

この発言から読み取れるのは、張振帆が、フランスに南京国民政府に対する承認を求めることで、親日態度よりもむしろ南京国民政府への支持を明示していたことである。しかし当時、仏印華僑のなかでも、政治的なだけでなく、経済的にも最も有力な華僑の一人であった張振帆が南京国民政府支持の態度へと変化したことは、日本にとって、極めて重要な意味があったと考えられる。

張振帆などの華僑有力者の態度に見られた変化は、森徳久の農業調査報告書でも言及されている。1941年12月26日から1942年4月6日にかけて、外務省の依頼を受けた森徳久は、仏印の農業経済事情について単身調査を行った²⁶³。その調査の途中で、本人の回想では、ショロンで多くの華僑の代表的人物と会見し、それぞれの意見や要望を聞き取った。特に仏印米穀統制委員会の特別会員を努めた呂尚賢と、南圻中華総商会会長である何羅と会い、南部仏印における米穀の生産、集荷、金融、加工業等々について調べ聞き、日本人の指導力、新しい機構に再編成することについて「亦腹蔵なく」意見を交換した〔森 1943: 223〕。さらに、2月28日と3月1日に、ショロンで南圻中華総商会々長何羅及び書記長陳培壽、中華民国駐越南通商代表西頁主任簡道庸、同辦事所の邱奥山、吳華国と会合し、糶集荷機構の実情と精米事業の状況等について、「隔意なき意見の交換を成し遂げることが出来たことは私の望外の喜びであった」としている〔森 1943 :

²⁶² 『台湾日日新報』1942年8月18日。

²⁶³ 森徳久は、ハイフォンに到着してから、雲南鉄道沿線の茶園、竹林、稲作、農民の煉瓦製造工場を視察し、フエ、ツーラン（現ダナン）を経た後、サイゴンに行った。この4ヶ月間に森はサイゴン市内の視察、ミトー、ベンチャ、モカイ、サデック、ヴィンロンなどでメコンデルタの農村を視察していた。

231-232]。

以下の表 6-1 は、重慶側がまとめた、仏印において設立された親日華僑団体の一覧である。これを見ると、1943 年までに多くの親日団体が生まれたことがわかる。個々の団体の活動状況については不明な点も多いが、フランス側の資料のなかに、1943 年 1 月から 1944 年 8 月までの期間の「華僑参戦後援会」の活動に関する記録が存在している²⁶⁴。コーチシナ警察が作成した日本人及び華僑の活動についての報告書によると、1943 年 1 月 17 日に「Trung Quốc」（中国—筆者）という映画館で、約 2000 人の華僑が集合し、南京国民政府の宣戦への支持を示し、汪兆銘への支持団体として南圻華僑参戦後援会を成立させた。この南圻華僑参戦後援会は、七府公所会長である張振帆を会長とし、最初、華僑総商会の本部²⁶⁵に事務所を置き、その後、重慶国民政府の元領事館²⁶⁶に移動したという。

第 6-1 仏印における親日華僑団体

地域	名称	場所	代表者		備考
			職位	氏名	
コー チシ ナ	袁均機関部	シヨロン	機関長	袁均	1941年9月に成立。 宣傳文化事業に従事 する。構成メンバー は約1300人。
	新東亜日報社	シヨロン	社長	袁均	1942年元旦成立。
	中国日報社	シヨロン	社長	梁康榮	
	駐越通商代表総 事務所	シヨロン	代表	張永福	林珈珉より1942年6月 に引き継ぎ

²⁶⁴ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁶⁵ 44 de la Rue des Martins (現第 1 区にある Đồng Khánh 通り)。

²⁶⁶ 33 de le Rue Barbé (現第 3 区にある Lê Quý Đôn 通り)

	駐越通商代表西貢辦事分所	シヨロン	主任	黃錦輝	1942年11月1日に成立
	仏印共栄会	シヨロン	主事	三島文平	
	南僑倶楽部	シヨロン	理事長	陳清江	1942年3月6日に成立
	華僑救国反共大同盟会	シヨロン	主席	陳鐵冷	1939年8月21日に成立。シヨロンの憲兵隊と袁均機関部のもとで活動。メンバーが約600人。
	南圻華僑参戦後援会	シヨロン	理事長	張振帆	1943年1月17日より、鈴木公使と張永福が最高顧問。1943年7月30日から、袁均が顧問となった。
	南圻華僑教育協進会	シヨロン	理事長	邱聲華	1943年1月5日に成立。仏印共栄会及び袁均機関部のもとで活動。
	瓊崖華僑協会難圻支会	シヨロン	理事長	鄧煥芳	1943年1月7日に成立。日本大使府の小黒を顧問
	高砂倶楽部	シヨロン	主持人	王慶福	
トンキン	駐越南商代表河内辦事分所	ハノイ	主任	簡道庸	1941年5月に成立
	駐越通商代表海防辦事分所	ハノイ	主任	李立	
	国民党越南通訊所	ハノイ	常委	潘鳳山 鄧友亞	

	華僑保安団	ハイフォン	団長	鄧友亞	1941年春に成立
	瓊崖華僑協会海防支会	ハイフォン	理事長	林清濂	
	北圻華僑参戦後援会	ハイフォン	理事長	陳順和	
安南	華僑事務所	ニャチャン	主任	連平東	1942年に成立。袁均機関部の指揮を。
	中圻華僑参戦後援会	フエ	理事長	羅懷	1943年2月に成立。日本のハノイ領事と張永福を最高顧問
	瓊崖華僑協会順化支会	フエ	理事長	潘先銓	

出所：台湾外交部档案、档号：011.1/0001、「第四戦区司令長官司令部外事所対越策動工作実施概況報告書」

この後援会の定款で、南圻華僑参戦後援会の目的は、「最終的な勝利を達成させることに向けて、偉大な大東亜戦争への全ての物質・精神的な力を動員するために、中国人住民を誘導すること」とされた。また、この後援会が、南京国民政府のコーチシナ辨事所及び日本大使府の庇護下に置かれることが定められた²⁶⁷。

設立後、南圻華僑参戦後援会は、週2回月金曜日に南京国民政府への支持プロパガンダ用のパネルを公衆場所に設置し、また「新東亜報」[Tân Đông Á Báo—筆者]と「L'Information chinoise」という新聞にプロパガンダ用チラシを挟んだ。また、日本軍がシンガポールを占領した1周年記念に向け、同年2月15日、後援会は日本の領事館と一緒に共同記念式を行い、華僑学校や屋台店、中華料理レストランにポスターを配布し、映画館と華僑学校で日本の映画を上映し、バイクによる宣伝隊の組織のような形で1週間のプロパガンダを展開した。さらに、同月13日～15日には、サイゴンラジオにおい

²⁶⁷ “Status de l'Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

て、中華総商会、コーチシナ華僑教育振興会、南京国民政府サイゴン辦事所の三者による討論会が放送された²⁶⁸。

その後、張振帆は、南京国民政府の参戦行為の「真相」を華僑に理解させるために、日本のサイゴン領事館に日本と南京国民政府の共通のアクションプラン、共通のプロパガンダ用の出版物の発行など両側のより密接な協力を求めた。また、多くの華僑を動員するために、既存の華僑団体の改組、華僑婦人会、職業別の華僑組合などの新団体の成立を決定した。そして2月末に、張振帆は、アンケート形式で、各華僑団体及び華僑個人の人数、職業、学歴、経営状況、出入国状況、活動の内容、支配人名簿についての調査を行った²⁶⁹。

南圻華僑参戦後援会の活動を促進するため、日本大使府の鈴木六郎公使と南京国民政府の仏印特派員兼サイゴン辦事所代表の張永福が後援会の最高顧問になり²⁷⁰、日本の領事館と南京国民政府は支援活動を行った。例えば、1943年4月初に、鈴木公使は華僑商業会議所で各幫長と会合し、後援会への寄付金を求め、寄付金と引き換えに、仏印当局に法人税の減免を要請すると約束した²⁷¹。

また、1943年4月20日に、張永福の提案で、サイゴン・ショロンの華僑婦人及び女子を会員とする華僑婦人会が設立され、コーチシナにある各病院で治療を受けた日本人兵士を見舞うことを目的とした。当初、華僑婦人会は、南圻華僑参戦後援会より25万ピアストルの支援金を受け、この金額が花束、ナプキン、お菓子の購入、および慰めレター作成の報酬な

²⁶⁸ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁶⁹ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁷⁰ 1943年7月30日から、駐仏印日本大使府僑務課の情報・宣布係長を努めた袁均が顧問となった。

²⁷¹ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

どに使用されることとされた²⁷²。

1943年9月になると、南圻華僑参戦後援会は、「華僑志願防衛軍団規則」を発表し、サイゴン・ショロンの18歳以上の華僑学生を対象とする軍事訓練の実施を決定した。この軍事訓練は、3ヶ月間で日本軍及び南京国民政府の武官によって行われることと決められた²⁷³。

こうした親日華僑団体だけではなく、華僑との関係を深めるために、日本人と華僑の親睦団体として、1942年2月に「日華愛友倶楽部」(Le Cercle Amical Nippo-Chinois)が、設立された。このクラブの発足にあたって、大南会社の経理を担当し、サイゴン日本人会長であった Murakami Takematsu (村上竹松?) と Phung Du、Trieu Tuong、Sa Sanh Vung、Truong Long²⁷⁴ という4人の広東出身の華僑が、70000ピアストルを運営金として提供した。交流のために賭博の場所を提供することがクラブの役目とされ、女性を除き、華僑だれでもクラブの会員になれることも定められた²⁷⁵。

さらに、日本大使府内山公使、サイゴン日本人会、国民政府僑務委員ショロン総商會會長何羅の斡旋によって、1942年4月14日に南僑クラブが設立された。このクラブは、ショロン最大の精米業者である陳清江が理事長を務め、約80人の華僑の商社を会員とし、会員に日本との特定の商品の取引権益を与えた。クラブの目的は、会員の親睦をはかり、文化交流を行うとともに、経済の復興によって共栄圏建設の一部を担当することであった²⁷⁶。

²⁷² “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁷³ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁷⁴ 漢字表記不明。

²⁷⁵ “Note No.884-S Renseignements transmis pour information provenant de S.I.S Saigon Cercle Amical Nippon-Chinois”, 1942年2月6日, “Cercle Amical Nippon-Chinois”, GOUCOCH, D62-106, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁷⁶ 『大阪毎日新聞』1942年4月15日、『東京朝日新聞』1942年9月19日、[Shiu Wentang 2010]による。

以上のような仏印華僑の態度の変化には、おそらく幾つかの理由があると考えられる。まずは、中国の隣国であるベトナムに居住していたために、広東、福建などの仏印華僑の故郷が相次いで日本に占領されたとのニュースを聞き、祖先の祠堂、墓地などが破壊されることを恐れておりパニックの状態に陥ったことである²⁷⁷。加えて、第二に、当時の仏印華僑社会（約 60 万人）のなかでの、「ミンフォン」及び現地化した僑生の存在である。「ミンフォン」と僑生は、「中国の事情に関心をもたず、フランス政府の法律に服従し、自身の財産と利潤獲得の保全に専念している人たちである」とされている²⁷⁸。戦争の激化にともない、華僑は極度の困難に陥った。そのため、自分の生活を救うためにも、また利益を一層収めるためにも、華僑、特に僑生は、日本軍の圧迫と誘導によって対日態度を一変させることとなった。前述の張振帆はその代表的な事例であると考えられる。無論、こうした態度の変化は、日本軍駐屯下での「面従腹背」にすぎなかったという解釈も可能ではあるが、すくなくとも表面的には、日本の華僑政策が一定の「効果」を生んだと言えるのではないだろうか。

第 2 節 華僑をめぐる日・仏印関係

これまで考察してきたように、「松岡・アンリー協定」の下で仏印におけるフランスの主権が維持されたことによって、日本の華僑政策は、仏印政権の存在を考慮しながら展開することを余儀なくされた。これに対し仏印当局は、華僑に関連する日本の要求と日本軍の動向に対して表面的には協力しながらも、問題によっては傍観者の態度をとり、反抗的な姿勢を示すこともあった。

実際のところ、日本軍が仏印進駐を行う前の段階では、仏印当局は、日本の軍事活動だけではなく、日本企業の進出に対してもきわめて強い警戒心をもっていた。1940 年 8 月 15 日付の電信（251C）において、日仏両国の利益の均等を主張したドクー総督の方針の一環として、コーチシナ総督は、コーチシナ各省の長官に、直轄の地方における日本人の活動、国内市場への日本商品の進出とその影響、それから発生しうる経済的・政治的問題、またこの問題についての見解および解決策などについて報告するように命じ

²⁷⁷ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03032309800（第 5 画像目）、前掲資料。

²⁷⁸ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03032309800（第 4 画像目）、前掲資料。

ていることから窺える²⁷⁹。

この命令を受けた各省の長官からの反応はさまざまであった。コーチシナ各省の長官からの返信の内容をまとめたものが以下の表 6-2 である。

表 6-2 日本の経済活動についてのコーチシナ各省の長官の所見

省	返信の内容	
	メリット	デメリット
バクリエウ (Bạc Liêu)	<ul style="list-style-type: none"> ・華僑は実用的考えに基づき日本と競争する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・華僑による日本商品のボイコット
バリア (Bà Rịa)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品は地元の手工業の商品の競争相手にならない。 ・仏印にとって、日本商品は不可欠。 ・住民への商品を確保することが必要。 ・日本にとって、仏印とは資源供給地と日本商品の市場。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引を通じて、スパイ活動をして、フランスに対する不利な情報を流す。 ・各地方に日本企業の支店の数を制限すべき。
ビエンホア (Biên Hòa)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が格安の商品を得ることができる。 ・商品流通を促進するために、税関制度を廃棄すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関制度を廃棄すれば、フランスの独占権がなくなる。 ・商品の値段が不安定化する。 ・日本の商品は、ベトナム人、欧米人の生活への影響を与え、従来の生活様式を変化させる。 ・日本の商品がベトナム人の伝統的なライフスタイルを変容させる。 ・投機活動を活発化させる。 ・輸入品が在地工業の発展を制限する。

²⁷⁹ “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

<p>カップサイン ジャック (Cap Saint Jaques²⁸⁰)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地方から、商品を得る ・ナムディン (Nam Định) 綿布があるにもかかわらず、日本などの綿布を得る。 ・コーチシナ米と日本商品との取引バランスをとるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品の進出にともなう影響に配慮すべき。 ・フランス商品の製造への影響。 ・日本商品を模倣した中国商品がコーチシナに進出する可能性がある。 ・在地工業の発展への影響。 ・経済が政治的窓口につながる。 ・日本の経済活動がフランスの主権を損害させる。 ・日本が仏印経済を指導する。 ・移民問題に要注意。 ・日本人は華僑の位置に置き換わろうとする野心がある。
<p>チャウドク (Châu Đốc)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は商品の生産地を気にせず、良い品質で、安い商品ならばよい。 ・日本商品が歓迎される 	<ul style="list-style-type: none"> ・華僑は日本商品をボイコットする。 ・日本との貿易協定の締結に不利な点が多い。
<p>ショロン²⁸¹ (Chợ Lớn)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品ボイコット運動の活発化
<p>ジャディン (Gia Định)</p>	<p>日本商品を大歓迎する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的進出を制限しながら取引を拡大する必要がある。 ・日本商人の数を制限する必要。
<p>ゴーコン (Gò Công)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地方のため、日本商品を大歓迎する。 ・米・ゴム・日本商品の双方貿易を構築すべき。 	

²⁸⁰ 現 Bà Rịa-Vũng Tàu 省である。

²⁸¹ 1899年に設立した地方自治体である。1865年に設立したショロン市と異なる地方自治体であったが、この省庁は、ショロン市に置かれていた。現在は、ホーチミン市の一部である。

サデク (Sa Đéc)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品の販売網が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親日的傾向が高まる。 ・日本商人はスパイなのではないか。 ・華僑と日本のあいだに激的な競争がある。
サイゴン・シヨ ロン (Sài Gòn-Chợ Lớn)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は日本商品を歓迎する。 ・フランスとの貿易の途絶によって、日本との貿易を拡大すればよい。 ・日本の薬品が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジアがアジア人のもの」という方針で、日本が在地企業、とりわけ米穀会社に接近する。 ・日本のカオダイ (Cao Đài) 教との関係が、フランスにとって不利。
ソクチャン (Sóc Trăng)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品の進出によって良い影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・華僑が日本商品をボイコットする。
タンアン (Tân An)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品のボイコット運動が1937～1938年以降、取り締まられている ・住民からは不利な反応はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・華僑が日本商品をボイコットする。
タイニン (Tây Ninh)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に対して米・ゴム・鉱物などを輸出する思惑がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス商品を保護するために、更なる緊密な税関制度を設ける必要。
チャヴィン (Trà Vinh)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商品はすでに進出が進んでいる。 ・日本商品を大歓迎する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の平和的征服という恐れ。 ・華僑の代わりに、日本商人が投機的な活動をする。

出所：“Ý kiến tình trường các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II) と、“Ý kiến tình trường các tỉnh về đàm phán thương mại với chính phủ Nhật Bản” 「1941年日本政府との貿易交渉についての各省の長官の意見」, GOUCOCH, L02-69 (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。著者作成。

まずは経済的な観点から見た意見である。北部仏印進駐前の時点では、フランス本国との貿易が途絶えたことによって、日本からの輸入商品が不可欠だとみなされ、フラン

ス商品の代替商品になると期待された。こうした状況を背景に、基本的にコーチシナ各省の長官は、日本商品のコーチシナ進出を歓迎していたようである。バリア省長官は、日本商品について、在地手工業製品と競合するようなたぐいのものではなく、したがって日本との貿易が必要であるとした²⁸²。また、ビエンホア省長官は、税関制度の撤廃によって仏印におけるフランスの独占的位置に影響が及ぶとはいえ、生活用品に対する地元の住民からの要求に応えるために、日本商品への税関制度を緩和すべきではないかと主張した²⁸³。バクリエウ省長官は、「私の個人的意見では、日本との経済関係をより強化することによって、多くの利益がもたらされる。コーチシナ住民はこのことに関心を持っている。彼等は、日本商品が、物価高騰中の現在の重い負担を減らすことを期待しているからだ」と述べた²⁸⁴。同じような見方で、チャウドク省、ゴーコン省、ジャディン省、カブサインジャック省、バリア省などの長官もまた、よい品質、安定した供給能力、安価という長所を有する日本商品が、生活用品不足に陥ったコーチシナ各地方の住民の日常生活が直面した困難を改善するために役立つと評価した²⁸⁵。とりわけバリア省長官は、日本商品が輸入されることで、地元の市場が活性化されるとともに、そこであげられた利益で他の用品を輸入することにも使えることとなるために、好循環が形成し

²⁸² “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁸³ “Công văn số 204C của tỉnh trưởng Biên Hòa gửi Thống đốc Nam Kỳ” (ビエンホア省長官からコーチシナ総督宛の公文 204C号), 1940年8月20日, “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁸⁴ “Công văn số 123CG của tỉnh trưởng Bạc Liêu gửi Thống đốc Nam Kỳ” (バクリエウ省長官からコーチシナ総督宛の公文 123CG号), 1940年8月16日, “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁸⁵ “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

うるという楽観的考えを示した²⁸⁶。

その一方で、日本商品の進出に対する懸念も示された。各長官は、在地の物価、従来の市場、手工業の成長などに悪影響が及ぶことを心配したのである。ビエンホア省長官は、上述のように日本商品に対する税関を撤廃する必要性を主張したものの、日本商品の進出が地元の物価を高騰させ、米価を基準とする従来の生活様式を破壊するのでは、という恐れを示した²⁸⁷。同様に、カプサイinjaック省長官もまた、日本商品を歓迎する一方で、日本商品の輸入に対しては慎重な態度をとるべきと主張した。同時に、彼は日本商品の進出が在地工業の発達に悪影響を与えることと、日本との取引が拡大されることがフランスの主権に対する脅威となることについての懸念も示した²⁸⁸。

また、それぞれの長官たちが抱いたもう一つの恐れは、日本人を中心とする貿易網・流通網が仏印において形成されるのではないか、という点である。チャヴィン省長官は、日本の商品流通網の形成によって、従来の華僑を中心とする商品の流通網が破壊され、在地の小売り商人が日本人の指導に従うことになることと警句を發した。さらにカプサイinjaック省長官は、この貿易網・流通網の形成によって、日本が仏印経済の主導権を握ることを可能にするとの見方も示している。つまり、日本人が自らの経済システムを形成することで、華僑の存在を漸次的に排除していくだろうという認識を示した。華僑の反応について、バクリェウ省、ソクチャン省、タンアン省、ショロン省の長官が指摘し

²⁸⁶ “Công văn số 179S của tỉnh trưởng Bà Rịa gửi Thống đốc Nam Kỳ” (バリア省長官からコーチシナ総督宛の公文 179S 号), 1940 年 8 月 19 日, “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940 年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁸⁷ “Công văn số 204C của tỉnh trưởng Biên Hòa gửi Thống đốc Nam Kỳ” (ビエンホア省長官からコーチシナ総督宛の公文 204C 号), 1940 年 8 月 20 日, “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940 年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁸⁸ “Công văn số 70S của tỉnh trưởng Cap Saint Jacques gửi Thống đốc Nam Kỳ” (カプサイinjaック省長官からコーチシナ総督宛の公文 70S 号), “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940 年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

たように、日本の商品が仏印に流入してくることが、華僑による日本商品ボイコット運動を再び引き起こし、また華僑が自らの経済勢力で市場を確保するために日本商人と競争してしまうのではないか、という危惧も存在した。しかし、商品不足と商品供給能力が衰えつつあるという当時の社会的情勢を背景に、華僑が自分たちの利益を獲得することを目的として特権的な日本商社、日本人商人と協力関係を築く可能性もあるとするバリア省長官の見方も存在していた。

なお、日本の経済的進出をめぐっては政治的懸念も示された。カプサイinjaック省長官からの返信では、「経済が政治的窓口につながる (l'économique ouvre la porte au politique)」、「(日本人一筆者注) の移民に対する警戒的政策 (politique vigilante de l'immigration)」などの用語を用いて、政治的な懸念感があることが明らかにされた。カプサイinjaック省長官は、日本企業と協力する人々が日本のために情報を収集し、日本の大東亜共栄圏の思想を宣撫し、また日本が経済的・政治的利益で親日分子を結集しうるであろうとの見解を示した。また、チャヴィン省長官は、日本商品の進出によって、日本が仏印を和平な手段で占領するのではないかと危惧する意見を示した²⁸⁹。チャヴィン省長官は、日本の仏印進出を恐れ、日本の経済的進出が日本の真の植民地化を示すこと、また日本の柔軟な対応力がフランスの主権にとって危険をもたらし、仏印の安全保障にとっての脅威となるとの見方を提示した。同長官は、日本人や日本企業が、経済的進出という経路によってベトナム社会に参入することによって、一般的な経済活動だけでなく、住民にとって好ましいとされる信用の分野において、華僑の位置を代替するようになり、華僑が行ったように安南人への前貸しなどの経済的活動を通じて、住民の不満分子、反仏分子を扇動させるのではないかと、どのシナリオを提示した。ただし、彼は、日本の経済活動をサイゴン、ショロンに限定することで、日本企業が仏企業、および華僑商人と競争することとなるため、それによって日本が一方向的に経済的影響力を拡大させることが難しくなるため、それほど恐れるべきことではないとも述べている。

上述したコーチシナ各省の長官たちからの返信についての分析を通じて、彼らが、日

²⁸⁹ “Công văn số 491C của tỉnh trưởng Trà Vinh gửi Thống đốc Nam Kỳ” (チャヴィン省長官からコーチシナ総督宛の公文 491C 号), 1940 年 8 月 6 日, “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940 年仏日経済協定についての各省の長官の意見), GOUCOCH, L01-22, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

本の経済的進出を経済的、政治的、社会的なさまざまな側面から観察していたことが読み取れよう。彼らは、コーチシナ各地方における日本商品受け入れの必要性を認めたが、一方では経済的活動を通じて日本が仏印におけるフランスの主権を脅かすことを恐れてもいた。また、彼らの報告書の中では、華僑による日本商品ボイコット運動についても言及がなされ、日本が華僑にとって代わる可能性も示されたが、それに対する具体的な対応策などは提示されることはなかった。おそらく、長官たちは、華僑が自らの経済的勢力によって、日本の経済的勢力に対抗できるであろうことを信じていたと推測される。

実際、1941年7月の南部仏印進駐まで、仏印当局は、華僑の日本商品ボイコット運動を積極的に取り締まらないのみならず、重慶派の華僑に対し、米買付出荷の許可を密かに与え、また南京国民政府を承認せずに重慶国民政府の外交機関を存置させ続けるという方策を取ってきた²⁹⁰。

さて、第2節で述べたように、日本の北部仏印進駐以後、日本軍は、抗日運動を行う華僑を検挙・追放することを仏印政権に求めたが、時折、仏印政権の存在を無視しながら、単独行動も行っていった。こうした単独行為はフランスの主権を尊重しないものと捉えられ、仏印政権からの反発を招き、反抗的態度に結びついた。仏印総督のこうした反抗的態度は、1941年5月11日付けの澄田委員長への仏印総督書簡に明示されている。この書簡の全文は以下のとおりである。

ドクー総督

澄田委員長宛

拝啓 陳者一九四一年四月二十七日附貴翰第二八三號ヲ以テ、在仏印華僑中一部ノ者ノ実施シアル日支友好関係進展妨害工作ニ関シ小官ノ注意ヲ喚起相成リ候段正ニ拝誦仕リ候

重慶政府派遣員ニヨリ仏印ニ於テ行ハレ居タルヤノ此種反日運動ニ関シテハ小官今日迄承知致シ居ラザリシトコロニ有之候 右ハ支那中央政府所属ノ一部ノ者ノ愛国心ガ前記派遣員ヲシテ、或ルー国ガ外国人ニ對シ好意的待遇ヲ與ヘアル場合該外国人ハソノ居留国ノ治安ヲ攪乱スルガ如キ政治的行動ハ凡テ之ヲ慎ムベキ国際禮讓ヲ無視セシムルニ居ラシメタルモノナルベク此点小官ハ殆ンド

²⁹⁰ 『読売新聞』1941年7月12日。

確實と認め居り候

然ル共貴官ニ於テモヨク御承認相成リ居ル如ク仏印在住ノ華僑ノ大部分ハ仏国法ノ保護ノ下ニ平和ナル生活ヲ営マント冀ヒオル外他意ナキモノニ有之候

右様ノ次第ニシテ貴官ニ於テ小官ノ注意ヲ喚起相成リタル一部華僑ノ策動ハ日本人ガ在佛印支那居留民対シ先搬未公然ト行ヒツ、アル圧迫措置ニ基因スルモノト思料セシメラル次第ニ有之候

貴官ニ於テモ日本軍中ノ一部ノモノガ在仏印華僑ヲ南京政府側ニ誘導セントシテ遂ニ日其ノ干渉ヲ強化致シ居ルコトヲ御承知ノ筈ニ候、即チ支那新国民政府ノ成立ヲ告グル「ポスター」及汪兆銘政權ニ有利ナル各種宣伝冊子ガ河内華僑会館主及商店主間ニ配布セラレアル事實有之候 又若手ノ日本将校ハ汪兆銘支持ヲ□□スル伝單ヲ華僑間ニ自ラ配布スルニ至居り候 尚最近在河内華僑中ノ有力者ハ南京新政權樹立祝賀ノ各種会合及ヒ祭典ニ召集セラレ候

茲ニ一例ノミヲ挙グレバ、一九四一年三月三十日河内墓地ニ於曾仲鳴ノ命日ニ行ハレタル追悼式有之候 本件ニ就テハ三月二十九日附書翰第一七三六 DN1/2号ニ依リ此種祭典ガ小官ノ眼ニハ特ニ適切ヲ欽クモノト映スル旨御通知致置キタル次第ニ候

当方ノ右友好的の措置ニモ拘ラズ其ノ後全種ノ会合ガ市内ノ各所ニ於テ行ハレタルヲ知り遺憾ニ存シ居り候

仏国ガ承認スベキモノト信ゼザリシー政府（註南京政府ノ意）ノ為ノ此ノ種宣伝ナスコトハ国際的慣行ニ反スルノミナラズ日仏両国間ニ締結セラレアル外交的及軍事的協定ノ範圍ヨリ明カニ脱逸スルモノナルコトハ貴官モ御看過成ラザルベク候

小官ハ貴官ガ当方ト見解ヲ同フセラル、モノト愚考致居り候間前記事態ガ速カニ終結スル様貴官ニ於テ有効ト認めラル、措置ヲ御執リ下サル様願上候

小官ハ右様貴官ノ友好的御協力ヲ要請スルコトガ無益ナラザルヲ承知致居り候ト共ニ當方ニ於テモ在仏印華僑中ノ最過激分子ニ干渉シ彼等ヲシテ今後政治的範圍ニ於テハ厳正ナル中立態度ヲ取ラシムル様取計フノ用意ヲ有シ居り候

右申薦メ方々閣下ニ対シ敬意ヲ表シ候²⁹¹

²⁹¹ JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.C04122997000（第8～11画像目）、前掲資料。

上記書簡の内容をまとめると、ドクー仏印総督は、重慶国民政府の特派員による抗日活動が行われたものの、そのうち抗日派華僑はわずかであることを認めた。しかしその一方で、仏印総督は日本の華僑への接近する動向に対して、不満の意を示した。ドクー総督は、日本が華僑を南京国民政府に誘導することが「国際的慣行ニ反スルノミナラズ日仏両国間ニ締結セラレアル外交的及軍事的協定ノ範圍ヨリ明カニ脱逸スルモノナルコト」であると非難し、こうした「事態ガ速カニ終結スル様」に日本の協力を要請した。同時に、抗日華僑に対する厳正な措置を行うことを約束し、日本から要求があれば、華僑の態度を親日態度に転向させる指導を行うという方針も示している。この書簡からは、日本の支配力拡大という状況に直面していた仏印政府が、仏印における自らの主権の誇示を強調しようとする意図が読み取れる。立川京一が述べているように、仏印における日本とフランスの関係は「必ずしも、積極的な協力ではなく、むしろ、必要上、やむを得ず協力したという消極的な色合いが濃い」ものであった [立川 2000 : 11]。上述した仏印総督の訓令からも、立川が指摘した側面が裏付けられる。

このドクー総督の書簡に対し、澄田機関は、陸軍省次官宛の密電報のなかで見解を示している。澄田機関は、こうした仏印政権の態度から、どのように交渉しても華僑に対する仏印政権が中立態度をとらないと述べ、さらに政治的軍事的要求で仏印政権に華僑の態度を転向させるよう求める必要があると主張したのである²⁹²。

その後、1943年3月29日に、ドクー総督は各地方の長官に宛てて、華僑問題に関する極秘訓令を送った²⁹³。この訓令のなかでドクー総督は、日本の対華僑工作が仏印の法律を無視した仏印内政干渉であり、フランスの主権を侵害したと批判した。そして、仏印当局は今後、日本の華僑工作に対して強硬な態度を示さなければならないとの方向性が示された。

1943年の時点まで、仏印華僑は、日本の経済活動にとっては仲介的な立場にあり、日本とのあいだには協力的関係が築かれていた。このことは、コーチシナ総督宛に送られ

²⁹² JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.C04122997000 (第4画像目)、前掲資料。

²⁹³ JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.B02032272300 (第33~34画像目)、仏国内政関係雑纂／属領関係／印度支那関係第二巻「昭和18年4月23日から昭和19年3月9日」、1943-1944年 (外務省外交史料館)。

たコーチシナ各省の長官からの次のような報告書の内容からも読み取れる。

1943年11月2日にコーチシナ総督は、各長官、米穀委員会会長、手工業協会会長、工業組合長、農林生産組合長、運送組合長に対して、公文142C/4B号で、日本の経済活動の調査を行うことを命じた。具体的には、第一に、貿易、工業、農業、保険、運送、鉱産物をはじめとする各分野の日本企業に関して、その社名、資本、人事について調査する、第二に、それらの企業の経営実績について評価を行うこと、第三に、直轄地方の経済における日本人の影響についての考えを報告することであった²⁹⁴。

この命令に対応するかたちで、1943年11月20日、バクリエウ省長官は、日本人はある程度の経済活動を行ってはいるものの、その影響はあくまで限定的であること、また、保険分野で企業を経営する日本人が最も多く、そこには華僑商人も関与していると報告した。また、同長官の報告書によれば、米穀取引において、日本商人が華僑を仲介者として収穫前に米穀倉庫の管理者に前金を出すことが着目されており、こうした動向がさらに継続すると、日本人が、フランス人や華僑の代わりに米の集荷機構を掌握するようになるとの見解も述べられていた²⁹⁵。

また、カントー省長官からの報告書では、大南公司の活動についての言及がなされた。カントー省では、大南公司が煉瓦の集荷、および金属品の取引を行っている。同地で代理店を開いた当初は数人の華僑と比較的小規模の取引をしていたが、1943年時点から規模を拡大し、ベトナム人とも関わり、仏印の法律を無視したケースもあったとされた。また、集められた金属品はサイゴンの華僑を介して、ほかの地方に搬送されていった。また、大南公司の要求に応えるために、カントーでは、金属の雑品、香炉、チェーンなどの窃盗事件が増えたという。カントー省長官は、大南公司の経済活動が、在地の手工業の活動を停滞させていると述べている²⁹⁶。

²⁹⁴ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁹⁵ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁹⁶ “Công văn số 258/AE của tỉnh trưởng Cần Thơ gửi Thống đốc Nam Kỳ” (カントー省長官からコーチシナ総督宛の公文258/AE号), 1943年11月18日, “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

チャウドック省では、帝国海上火災保険 (Imperial Marine & Fire Insurance)、東京保険 (Tokyo Insurance)、日本海上保険 (Nippon Marine Insurance)、横浜海上保険 (Yokohama Marine Insurance)、大正海上火災保険 (Taisho Marine & Fire Insurance) などの保険会社が、代理店を開いていると報告された。これら日本側の保険会社で保険を購入したもののなかには、50 人の華僑商人も含まれていた²⁹⁷。

ジャディン省長官の報告では、日本企業の経済的活動は同省の経済においてあまり多くの影響を与えないとしつつも、サイゴン、ショロンへの資源供給力においてはその影響は少なくないとされている。また、ジャディン省における日本企業の活動は、そのほとんどが日本企業を後ろ盾とした華僑あるいは安南人を介して行われていたとのことであった²⁹⁸。

タンアン省では、ショロン華僑の仲介商人が、日本企業のために、木材や煉瓦を集荷しており、また華僑とベトナム人を介することで、日本人が地元の状況を正確に把握できるようになったことが指摘されている。日本人は現行の法令を無視し、商品を高い値段で買い求めているために省の物価は高騰し、市場が混乱したとされたのである²⁹⁹。

そして、仏印工業製造組合の傘下にある精米工場協会代表が作成した報告書によると、1943 年には、日本がコーチシナにおける精米工場の支配をさらに一層強化しようとしたことも述べられている。第 5 章で取り上げた、銀行の管理下に置かれた精米工場以外にも、ショロンにおける華僑の精米工場の一部 (第 55 号、第 17 号、第 44 号、第 20 号、

²⁹⁷ “Công văn số 58C của tỉnh trưởng Châu Đốc gửi Thống đốc Nam Kỳ” (チャウドック省長官コーチシナ総督宛の公文 58C 号), 1943 年 11 月 24 日, “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁹⁸ “Công văn số 847C/SE của tỉnh trưởng Gia Định gửi Thống đốc Nam Kỳ” (ジャディン省長官コーチシナ総督宛の公文 847C/SE 号), 1943 年 11 月 19 日, “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

²⁹⁹ “Công văn số 265-b/C-A.G của tỉnh trưởng Tân An gửi Thống đốc Nam Kỳ” (タンアン省長官コーチシナ総督宛の公文 265-b/C-A.G 号), 1943 年 11 月 16 日, “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

第 28 号) が日本の管理下に置かれるようになった。ショロンに加えて、他の地方でも、日本人が精米工場の経営状況についての調査を行い、華僑を通じて精米工場を購入しようとする傾向が見られた。こうした日本の活動に対して仏印当局は阻止しようとしたものの、それほど大きな力を及ぼすことは不可能であった³⁰⁰。

以上の報告書の分析を通じて、1943 年の時点で、日本の経済活動は、まだ深刻な影響を及ぼしているわけではなかったが、以前に比べると、その経済活動はコーチシナにおいて多岐にわたる分野で盛んに行われるようになったこと、そのうちのいくつかの分野では仏印当局の存在が無視されるまでになっていたことが読み取れる。また、日本の経済的活動に付随することで利益を得ようとした華僑による協力的な態度もみられた。

こうした日本の経済・政治的な活動の積極的展開、および日本の存在的威圧感を実感したコーチシナ各省の長官は、この状況に危機意識を抱くようになった。こうした危機意識のあり方は、1940 年 8 月前後の返信で示されたような、比較的楽観的な態度とは大きく異なっていた。なぜならば、1940 年 8 月の時点では日本軍はまだ北部仏印進駐の準備を進めていたにすぎず、仏印で日本がどのような経済・政治的活動を展開するかは予測されていなかったからである。日本軍の最初の進駐先に選ばれたのは北部仏印であったため、北部から遠いコーチシナ各省の長官にとってみれば、日本軍からの直接的な脅威を感じていなかったのである。

まとめ

以上、日本の政策に対し、仏印華僑と仏印当局が、どのように対応したのかということを実証的に検証してきた。

前章の分析を通じて明らかになったように、北部仏印進駐以後、日本は仏印政権を仲介して華僑の抗日運動を取締り、華僑の抗日的態度を払拭しようとして試みた。また、1941 年 7 月に南部仏印に進駐すると、日本自身もまた華僑工作を直接的に展開し、華僑を監視・取り締まるに至った。一般的に言えば、仏印における日本の陸海軍と大使府は、日本政府が決定した華僑政策の方針に沿い、三者の協議の上で華僑工作を実施していた。そして、華僑工作の展開過程において、日本は、抗日華僑を検挙するごとに、フランス

³⁰⁰ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124, (ベトナム国立第 2 文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)。

の主権への尊重的な態度を示すために仏印当局に事前に通告していた。

しかしその一方では、仏印当局者が批判したように、日本はフランスの主権を侵害したとみられる行動も行っていた。こうした日本の態度は、仏印当局の態度と同様であり、日仏関係の不和・対立関係を明示している。

しかし当時の日仏関係は、非常に複雑なものであった。日本が仏印に軍政を施行せず、仏印政権を温存させてフランスとともに支配するという支配体制をしいたことは、あらゆる関係における日仏関係の性格を反映していると思われる。難波ちづるの言葉を借りれば、仏印華僑をめぐる日仏関係は、「協力という形をとった競合関係」であり、また「無視・妥協・対立などがいくくん」でいたのである〔難波 2006 : 203〕。

仏印当局は、華僑に対し、厳しく圧力を加えて、華僑の違法行為、政治的活動を防止し、日本の要求に応じ抗日華僑を検挙していた。そのため、自分の家族を守るためには、仏印華僑には2つの選択肢が存在した。一つ目は、親日的態度を示し、日本に保護されることである。二つ目としては、南京国民政府に接近することである。実際にはこれまでの考察で明らかにしてきたように、仏印華僑は、政治面では南京国民政府を支持する態度を示しながらも、経済的な利益を得るために日本にも接近していったのである。

このように、仏印における華僑政策は、比較的温和に展開されたが、これは日本の仏印華僑政策が、マラヤ、蘭印などの他の東南アジア地域のそれとは異なる、比較的穏健な態度をもっていたためであると考えられる。

結論

本博士論文は、第二次世界大戦期において、日仏共同支配体制下のもとで、日本が仏印華僑に対しどのような政策を策定したか、その政策をどのように展開していったのかを考察する試みであった。結論にあたり、各章で明らかにした事柄をまとめるとともに、日本の仏印華僑政策とその実態的側面について、他の東南アジア華僑政策との比較という観点から考察する。

第1節 章ごとのまとめ

まず、第1章では、日本の仏印進駐以前の仏印華僑社会を概観した。この作業を通じて、仏印華僑及び仏印政権の華僑政策の特徴を明らかにした。

1940年頃まで、仏印に居住する華僑の総人口は約50万であり、これは仏印の総人口のわずか2%程度を占めるに過ぎなかった。ところが、仏印華僑は、仏印産業のあらゆる部門に入り込んでおり、とりわけ精米業及び米穀流通機構、貿易機構においてはフランス人企業と現地人との間の仲介的な役割を果たすことで利益を得ていた。仏印華僑は、サイゴン・ショロンなどの都市に限らず、農村や地方の町に張りめぐらされた米流通機構において独占的地位を有していた。

仏印政権は当初、他の東南アジア地域と同様に、土地の開発あるいは物資補給等の必要性から、中国からの移民としての華僑を歓迎していた。しかしながら、華僑人口の増加に伴い経済的勢力が拡大するのをおそれたため、彼らの活動に次第に制限を加えるようになった。また、華僑の従来と同郷団体としての「幫」制度を再編し、各幫長に出入国登録、人頭税・営業税・土地税の徴収を委任し、幫単位での統治を行っていた。こうしたなか、仏印華僑にとって、幫は、現地での基盤が不安定な人々の生存のための一つのよりどころとなっていた。

しかし、幫のほかにも、華僑のコミュニティには、総商会、総工会などの同業者団体が存在していた。幫と同様に、これらの団体の活動は、経済活動などの面で彼等の利益を保護する機能を有するばかりでなく、彼等の存在や利益を威圧によって犯そうとする勢力に対して、団結と抵抗の基盤組織ともなっていた。経済活動が拡大し、仏印華僑2世いわば「僑生」が増大していく背景のもとで、幫の存在は依然として重要性を持って

いたが、同時に、幫の枠を越えた課題に対する対処の枠組みとしては、総商会の役割が強まった。

第2章では、日中戦争開始から日本軍の仏印進駐直前までの時期における、仏領インドシナ華僑の動向についての論述を行った。

19世紀末から日本の北部仏印進駐に至るまで、日本会社と華僑との間には、経済的競争に加え、日本と中国の政治的関係がもたらす摩擦がたびたび発生した。

地理的に中国と隣接しているという条件を有していた仏印華僑は、中国で起きた抗日運動に連動して抗日運動を起こした。1928年の済南事件以降、仏印華僑は、越南華僑総工会を中心に日本商品ボイコット運動、対日経済断交などの抗日活動を活発化させていく。日中戦争が勃発すると、重慶に移転した国民政府（重慶国民政府）は、主に米英からの援助を東南アジア経由のルートで確保していたが、その主要路の一つが仏印にあった。このルートは、英米からの軍需物資の輸送だけではなく、東南アジア華僑による献金、物資を重慶国民政府へ運送するためにも利用されていた。仏印を経由したこれらの援助活動によって、日中戦争が長期化したのである。

日中戦争開始ののち、仏印華僑による抗日運動は仏印全土に拡大し、さまざまな展開を見せていった。地方別にみると、仏印華僑の大部分が居住していた南部仏印（コーチシナ）において、華僑の抗日運動は最も活発に展開された。こうした華僑の抗日運動は、日・仏印貿易関係にも少なくない影響を及ぼした。しかし、ほかの東南アジア華僑と同様に、仏印華僑もまた、そのほとんどが広東省と福建省からの出身者であったため、両省が1938年頃までに日本に占領されると、仏印華僑の態度は変化しはじめた。

第3章で日中戦争前期からアジア太平洋戦争開戦後1943年にかけて立案・策定された華僑政策の内容についての検討を行った。

当時の日本は、長期化する日中戦争の中で、欧米列強の経済的包囲網のなかに置かれていた。そこで、大東亜共栄圏の建設という政策方針を打ち出し、資源の確保を目的とする東南アジアへの積極的な進出を目指したのである。そうした状況下の日本にとって、華僑の持つ経済力は何よりも大きな魅力であり、日本の政策への取り込みが、重要な課題となった。しかしながら、東南アジアにおける日本人の経済活動は華僑の勢力に阻まれ、この勢力が存在する限り、日本の経済勢力の伸張は困難であった。そのために、日本の東南アジアへの経済的進出は華僑の協力なしには成り立たないという前提で、華僑を利用する構想が示された。一方で、華僑による重慶国民政府への献金運動や日本商

品ボイコット運動により、華僑と中国との関係を切断すべきとの構想もあった。

1938年より華僑政策を統一的に実施するため、陸海軍、外務省、大蔵省、拓務省などの中央主要機関から構成される連絡会議は組織し、華僑政策を協議・立案・実施する任務を担当することとなった。その後、国際政治情勢の推移に応えるために、日本の華僑政策は再三改定されていった。また、それによって、華僑政策の実施にあたる中央主要機関および南京国民政府の役割も、変わるようになった。しかし、総じて言えば、各時期の華僑政策はいずれも基本的に、華僑を重慶国民政府から切り離すこと、最後の目標である大東亜共栄圏の建設に華僑の経済的協力の誘引を、基本方針として、経済工作に重点を置いた。

第4章では、日本の公的な東南アジア華僑政策の中での、仏印華僑政策の位置づけと、印度支那派遣軍司令部が作成した華僑工作案についての考察を行った。

日本は、日中戦争の泥沼化のままヨーロッパ情勢の激変に機会主義的に便乗し、対米関係の悪化に対して資源自給を図るため、東南アジア進出を本格的に検討していった。1939年末までに日本政府は、対英米経済依存から脱却するため、南方を「帝国経済自給圏」に組み込む方針を決定した。当時、経済的側面において、日本が最重要視していたのは、蘭印であり、仏印には重点が置かれていなかった。仏印に対する日本の関心は、援蒋ルートへの遮断と、重要資源が豊富な蘭印、英領マラヤの前進拠点の重要性にあった〔白石 1986〕。ところが、1940年に入ると、米国が対日輸出制限を強化したことで英米からの物資獲得が困難になり、むしろ対英米戦争の可能性も明らかになりつつあった。また、日本国内の需給および各地に駐屯していた日本軍の食料需要に応えるため、食糧を確保しようとした日本にとって、仏印の米が重要な位置を占めるに至った。そのため、日本は蘭印と仏印に軍需物資の対日供給保証、為替協定締結、企業進出などを骨子とする経済協定の締結をめざして交渉を展開していった。しかし、蘭印との交渉は、石油供給をめぐる不調であった。他方、1940年7月に日本は援蒋ルートへの遮断を主な目的とする北部仏印進駐を実施し、またその後仏印との経済交渉は、1941年5月に「日仏印経済協定」を成立させることができた。こうした背景には、仏印政権の対日協力が展望できるようになり、仏印の日本にとっての経済的価値が増したと考えられる。日本は重要物資の確保のため、仏印に関心を寄せ始めた。

仏印進駐後の日本は、仏印政権を温存させ、仏印政権を通じて仏印を支配しはじめた。また、仏印政権を通じて米をはじめとする必要物資の獲得政策を実施した。当時仏印で

は、華僑が米の流通機構と輸出機構をほぼ独占していた。そこで、資源獲得を画策した日本は、仏印など東南アジアに大きな政治・経済力をもつ華僑に対し、彼等の対日協力を得ることを大東亜共栄圏建設のための重要課題と位置づけたのである。

仏印における日本の華僑政策は、全般的な華僑政策に基本的には沿う形で策定された。東南アジア全域の華僑政策の見本として、仏印華僑に対する対策を位置づけた上で、彼らを抗日運動から切り離れた。同時に、経済面での協力を確保し、日本企業および日本商品の進出を促進させるとともに、抗日華僑を間接的に取り締る、という柱を有していた。このうち、華僑を抗日運動から切り離して経済面での協力を確保し、日本企業および日本商品の進出を促進させるという方針は、東南アジア全般の華僑に対する対策と大旨で同様であった。

印度支那派遣軍司令部は、仏印華僑の特徴をふまえて、仏印の現況に即した2つの華僑工作案の作成に取り組んだ。他の東南アジア地域と異なり、仏印において、華僑政策の展開のあり方を規定する要素は特殊性を有していた。それが「松岡・アンリー協定」で定められた仏印当局の主権を尊重する方針である。フランスの主権がそのまま尊重された仏印においては、日本軍が直接華僑を取り締まることは困難であり、親日華僑の結社への支援、宣伝工作も仏印当局の許可が必要となり、また華僑との経済的取引も、仏印当局の存在を考慮せざるをえなかった。言い換えると、軍事行動を除く、政治、経済、文化工作で、日本が独自の施策を展開する余地は、あまり大きくはなかったのである。従って、印度支那派遣軍は、仏印政権の協力を得ながら、華僑工作を展開すべきだと主張していたが、仏印政権の対日協力には限界があると認識した上で、武力行使という強硬な対策を提示した。また、印度支那派遣軍司令部の華僑工作案では、華僑の協力を得ることを目的とする華僑工作の展開における南京国民政府の役割の重要性が認められるとともに、華僑工作と南部仏印進駐の関連性が強調され、仏印華僑工作が、南洋華僑政策や南進政策のなかに戦略的位置づけられた。

第4章で考察した仏印華僑政策の内容を踏まえて、第5章で仏印華僑政策の実態について3つ基本方針とされた経済工作、政治工作、宣伝工作に沿って考察してきた。

政治工作で、日本は仏印政権を通じて抗日華僑を取締り、南京国民政府の協力を得ながら親日華僑を醸成していった。経済工作で、仏印政権の存在によって、日本が原則として各経営分野に干渉するのは困難であったため、仏印政権を仲介としたうえで、米流通機構、貿易機構を統制しようとしていた。そうした日本の統制に伴った経済的苦境で、

仏印華僑は、自分の生存を確保しながら、利益を求めするために、日本と協力せざるを得なくなったと考えられる。そして、重慶国民政府及び英米の抗日的宣伝工作に対抗し、しかも華僑の支持を獲得するための宣伝工作は、日本語の普及と映画工作を事例に考察を行った。

第6章で、日本の華僑政策に対する仏印華僑の動向を考察し、また華僑をめぐる日仏印関係を論じてきた。戦局の推移と仏印における日本の動向に対し、仏印華僑、とりわけ張振帆などの有力華僑の対日態度は変化していった。

張振帆個人の物語から、彼の意識の変化が見られる。張振帆は仏印で生まれ、ショロン華僑のなかで権威ある人物である。彼はショロン福建幫長であり、1938年から1939年までの越南中華総商会長であった。日中両国関係の緊張が高まりはじまった1920年代から、張振帆は、献金運動に取り組んで、母国への支援を行ってきた。さらに日中戦争が開始した後、彼は越南南圻華僑救国総会長となり、その後1938年から1939年まで、国民政府参政会の参政員を務めた。このことは、彼の仏印華僑への影響力と中国への貢献度を明示したと考えられる。しかし、日本軍が北部仏印に進駐してから、自分の生命への日本の圧迫を恐れたかもしれないが、日本の南部仏印進駐直前に張振帆は、他の有力華僑とともに、香港に亡命した。南京国民政府の成立とその政府の華僑工作の動きと仏印の状況に鑑みたくえで、張振帆は仏印に帰り、南京国民政府への支持を示しながら、自分の生存を守り、経済的利益を獲得するために日本に協力する姿勢に変わっていったのである。

このような張振帆という事例から、仏印華僑の祖国に対する姿勢は居住国の政治環境によるところが大きかったと推測される。日本軍の仏印進駐の前に、仏印において、日本商品ボイコット運動、献金運動に対し、仏印当局がある程度傍観的な態度をとり、さらに日本商品を取り扱う華僑への重慶国民政府系の分子による暴力制裁が行われた背景には、仏印華僑は母国への支援を積極的に展開した。しかし、日本は仏印に進駐し、仏印当局を通じて間接的に取り締まりをしながら、経済的利益で華僑の協力を求める施策、いわば「飴と鞭」の政策を行っていた。その結果、自分の生命・資産を保護し、経済的利益を追求するために、仏印の有力華僑の一部が日本及び南京国民政府に対する協力へと移行した。

なお、日本及び南京国民政府と協力した華僑は、戦後の終結後、「漢奸」として扱われていた。他の地域において、戦時中に日本と協力した理由によって殺害された華僑が多

かった。仏印においても、「漢奸」の処分は行われた。吉沢南の聞き取り調査によると、戦後、中国人に関する情報収集活動を行った台湾出身者は、日本軍武装解除を目的にベトナムの北部に進駐した中国国民党の軍隊によって「漢奸」として処刑されたという〔吉沢 1986〕。ただし、現時点で資料的制約のため、「漢奸」の処分の実態を明らかにすることは不可能である。

第 2 節 日本・仏印華僑・仏印政権の関係

仏印は、日本軍の進駐が行われた 1940—1941 年の時期に日本の東南アジア全域への軍事的進出の拠点としても、また日本本土で逼迫した状況にあった米の安定的な供給地としても、日本で大きく注目されるようになった。

仏印で、日本軍は、武力による圧力をかけながら、仏印政権を仲介者として、華僑の抗日運動を取り締まるとともに、米などの戦略物資の安定的な対日供給を確保するという、華僑の協力誘致を重視した華僑政策の本格的展開の場となった。こうした政策は、仏印の場合には、アジア・太平洋戦争の開戦後も、1945 年 3 月の仏印処理まで基本的には維持された。

日中戦争が勃発してから日本軍の北部仏印進駐にかけての約 4 年のあいだ、仏印華僑は、東南アジア華僑と同様に、祖国である中国に物的支援を行っていた。しかし、1940 年の北部仏印進駐を経て 1941 年の南部仏印進駐の後、日仏共同支配下に置かれた仏印の華僑たちは、その対日態度に変化を示すようになっていった。

抗日的動向については、表面にこそ浮上していなかったものの、第 6 章で言及したように、日本軍の仏印進駐後、重慶国民政府の機関が地下で活動するようになるにつれて、華僑の抗日活動も同様な動向になったと推測される。一方で、仏印華僑の間では、少なくとも表面的には、日本や南京国民政府に協力する姿勢を示す傾向が目立つようになっていった。

シンガポール、蘭印、マラヤでは、日本の軍政下＝日本の統制下に完全に置かれていたことから、華僑は日本及び南京国民政府への対抗心を持ちながらも、親日的動向を示した。明石が明らかにしたように、マラヤ・シンガポールにおいても、有力華僑は、本心はともかく、表面的には親日組織に名前を連ねていた〔明石 2001〕。しかし、他面で重慶国民政府への支持が続き、抗日的動向が続行されていた。明石陽至や原不二夫の研究で明らかになったように、シンガポール、マラヤで、対日武装抵抗が行われた。例え

ば、英国総督のマラヤ防衛への協力という要請を受け、シンガポールの華僑は、華僑抗敵義勇隊が組織され、華僑の約 1000 人が参加し、シンガポール防衛戦で日本軍と戦った。この義勇隊が解散された後、左翼派の華僑はマラヤ共産党系のマラヤ人民抗日軍に参加した [原 2001]。一方で、日仏印共同支配下の仏印において、抗日活動は主にストライキ、食糧徴発拒否などの形態で行われていた。また、仏印政権がまだ温存されていたことによって、日本軍は武力的な手段をとるのが困難であり、結果的に仏印政権に検挙などの協力を求めることになった。本論文での考察を通じて明らかになったように、仏印華僑とりわけ華僑の有力者たちは、比較的親日的な態度を示し、同時に南京国民政府への支持を表明していた。

経済協定の締結により、仏印の米は、日本と日本軍の駐屯地のみに輸出されることとなり、第三国には輸出できないこととなった。そのため、米流通機構を掌握していた仏印華僑は、日本の要求を受け入れるよりほかに選択肢がなかった。また、1940 年に南京国民政府が成立したことにより、中国に 2 つの国民政府が樹立した。そのうちの一つが親日政府であったという政治的状況は、中国に最も隣接した仏印に在住していた華僑を動揺させた。また、1941 年末から他の東南アジア地域や香港が日本の占領下に置かれたことにより、日本に対抗するための環境が悪化し、かつ東南アジアのなかで経済環境が相対的に良好であったことから、仏印華僑に親日的兆候が著しく増えるようになった。ただし、生計・生存を優先する仏印華僑自身は、日本を直接的に支持するより、むしろ親日政府だと見られる南京国民政府を通じて協力する姿勢をとろうとした。おそらく彼等は南京国民政府を支持すれば、日本からの威圧だけでなく、重慶国民政府を指示した華僑からの制裁を避けることができると考えたのではないだろうか。

仏印華僑、特に米穀経済を握っていた有力者たちが最終的には親日的な姿勢をとったのは、日本と仏印が設けた経済統制の下で華僑が、経済的利益を確保するため、日本の要求を受け入れる他なかったためである。また、第二の理由は、仏印が中国に隣接しており、南京国民政府が、華僑工作を展開しえた唯一の場となったことである。仏印華僑から見れば、南京国民政府を支持することは、直接的な対日協力よりは選択しやすい道だった。仏印政権が存続しており、植民地秩序が維持されていたため、マラヤの抗日軍のような抗日ゲリラ組織が発展する余地が、大戦末期まではあまりなかったことは第三の理由である。こうした仏印華僑の表面的な親日的姿勢は、当時の状況での華僑の生き残りの方策としては、状況に「適合」した選択ではあった。

華僑工作の展開過程において、日本は、フランスの主権への尊重的な態度を示しながら、仏印政権の協力で華僑に圧力をかけていた。しかし一方で、仏印当局が批判したように、日本はフランスの主権を侵害したとみられる行動も行った。こうした日本の態度は、仏印当局の態度と同様であり、日仏関係の不和・対立を明示している。

当時の日仏関係は、非常に複雑なものであった。日本が仏印に軍政を施行せずに、仏印政権を温存させてフランスとともに支配するという支配体制をしいたことは、あらゆる関係における日仏関係の性格を反映していると考えられる。

いずれにせよ、仏印政権が存在し、基本的には、それを通じてしか日本は華僑政策を展開しえなかったことが、日本の華僑政策を、アジア太平洋戦争開戦後の他の東南アジアにおけるものよりは、「温和」なものにしていた。仏印華僑の親日姿勢も、こうした構造のもとで広がったわけである。

日本の側からみれば、仏印政権の協力のもと抗日華僑を取り締まること、また華僑が掌握していた米穀流通機構を統制することが可能になり、安定した米の供給地が確保できた。一方で、仏印華僑の側から見れば、経済的利益を獲得するために日本と協力していたが、中間的存在としての仏印政権との関係をうまく取り結び続けることによって、日本からの直接的な統制や圧力を回避しようとしていた。また、仏印政権の側では、経済的利益を維持しながら仏印における主権を守るために日本と協力的態度をとっていたが、自分の主権への害を及ぼすような行動に対しては常に監視を行っていた。したがって、日仏共同支配というこの構造のもとで、日本・仏印・華僑の三者のトライアングル関係が形成され、それぞれの利益の確保を可能にする仕組みが出来上がっていったといえる。

仏印華僑は、実際には「面従腹背」であったかもしれないが、自らの生存及び経済的利益をまもるために、南京国民政府支持という形で、日本への協力の姿勢を示した。これにより、結果的に仏印は、有力華僑による親日団体の結成が目立つ地域となった。

これは、仏印が、日本による華僑からの協力調達という政策の系統的な実践の場であり、南京国民政府の僑務政策が展開しえた東南アジア唯一の場であったことと照応していたといつてよいだろう。大東亜共栄圏への華僑の協力という日本の構想は、皮肉なことに、仏印政権が温存され、植民地秩序における華僑の既得権益が維持されるという仏印の日仏共同支配のもとで現実となったのであった。

参考文献

資料

『大阪朝日新聞』、1940～1945年。

『大阪毎日新聞』、1940～1945年。

『台湾日日新報』、1940～1945年。

『東京朝日新聞』、1940～1945年。

『東京日日新聞』、1940～1945年。

『東京新聞』、1940～1945年。

映画出版社、『映画旬報』1941～1945年。

南洋協会、『南洋』1937～1943年。

東亜同文会調査編纂部、『支那』。1940～1944年。

日本語教育振興会『日本語』1941～1945年。

東洋経済新報社編、『昭和国勢総覧』、上巻、1980年。

JACAR (アジア歴史資料センター)

・Ref.A03025363000、各種情報資料・主要文書綴(一)、「雑 華僑対策要綱ニ関スル件」、1941年(国立公文書館)。

・Ref.A03025360700、内閣情報局「芸能 南方映画工作処理要領ニ関スル件」、1942年(国立公文書館)。

・Ref.A03032309700、返還文書9(旧陸海軍関係)「仏印華僑工作案、1941年(国立公文書館)。

・Ref.A03032309800、返還文書(旧陸海軍関係)、返還文書9「仏印華僑工作案」、1941年(国立公文書館)。

・Ref.A04018413900、公文雑纂・第三の一巻・内閣三の一・第一委員会・第二委員会・第三委員会「対日経済圧迫策ニ関スル件」、1937年(国立公文書館)。

・Ref.B02030016900、帝国南方政策関係一件(第一次有田声明ヲ含ム)、「第七十五議会ニ於ケル有田外務大臣演説及質疑応答 昭和十五年二月」、1940年(外務省外交史料館)。

・Ref.B02030524600、支那事変関係一件 第四巻、「重要国策関係(支那事変中)/19) 南支作戦に伴う政務処理要綱、漢口方面政務処理要綱(陸、海、外大臣間決定)」、1938年(外務省外交史料館)。

- ・ Ref.B02030546800、外務省記録、A門 政治外交 1 類 帝国外交 1 項対支那国、「重要決定事項（其ノ二）」、1939 年（外務省外交資料館）。
- ・ Ref.B02030559100、支那事変関係一件 第十九卷、「対華僑工作統制ニ関スル件」、1939 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02030559900、支那事変関係一件 第十九卷、「対華僑機関新設ノ件」、1938 年（外務省外交資料館）。
- ・ Ref.B02031357200、帝国議会関係雑件／説明資料関係 第五卷「第七十五回帝国議会擬問擬答集」、1939 年（外務省外交資料館）。
- ・ Ref. B02031699500、国民党関係第二卷「仏印ニ国民党支部設置ノ件」、1942 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02032272300、仏国内政関係雑纂／属領関係／印度支那関係第二卷「昭和 18 年 4 月 23 日から昭和 19 年 3 月 9 日」、1943-1944 年（外務省外交史料館）
- ・ Ref. B02032971100、大東亜戦争関係一件／戦時中ノ重要国策決定文書集、「占領地軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱（昭和 17 年 1 月 20 連絡会議決定）」、1942 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02032971500、大東亜戦争関係一件／戦時中ノ重要国策決定文書集、「華僑対策要綱」、1942 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02032973300、大東亜戦争関係一件／戦時中ノ重要国策決定文書集(A-7-0-353)、「大東亜政略指導大綱（昭十八、五、二十九連絡会議決定 昭十八、五、三十一御前会議決定）」、1943 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02032438800、大東亜戦争関係一件／日、仏印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第二卷、「調書」、1941 年（外務省外交資料館）。
- ・ Ref.B02032440300、「日仏印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第 3 卷」、1941 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B02033022700、外務省記録、A門政治外交、7 類戦争大東亜戦争関係一件／館長符号扱来电綴 第四卷「西頁」、1942 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B04011408600、本邦国語関係雑件 第一卷、「仏印ニ於ケル日本語関係」、1939 年（外務省外交史料館）。
- ・ Ref.B04011413000、本邦国語関係雑件／日本語学校関係「仏印ニ於ケル日本語学校関係」、1942 年（外務省外交資料館）。

- ・ Ref.B04013551600、「仏領印度支那ニ関スル居住航海条約並関税制度貿易決済様式ニ関スル日、仏協定関係一件」、1941年（外務省外交資料館）。
- ・ Ref.C01001667500、大日記甲輯「対華僑宣伝方針に関する件」、1938年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref.C04122638000、陸支密大日記 第2号 3/3「安南人の日本語普及に対する佛印当局の動向に関する件」、1941年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref.C04122997000、陸軍省大日記/陸支密大日記 第17号 3/3「河内電第328号（在仏印華僑反日的行動取締に関する件）」、1941年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref. C04123126800、陸軍省大日記/陸支機密・密・普大日記/陸支密大日記/陸支密大日記「仏印華僑の工作に関する件（1）」、1941年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref.C04123411600、陸支密大日記 第47号 1/3「仏印重慶機関駆逐の件」、1941年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref.C04123557000、陸支密大日記 第59号 2/3「在仏印支那人検挙に関する件」、1941年（防衛省防衛研究所）。
- ・ Ref.C12120258500、大本営政府連絡会議議事録 其3 昭和17年1月10日～18年1月30日、「第85回連絡会議」、1943年、（防衛省防衛研究所）。

防衛省防衛研究所資料室

- ・「南方施策促進ニ関スル件」、中央・戦争指導重要国策文庫—1073。

ベトナム国立第1文書館

- ・ “Modification des arrêtés du Gougal de l’Indochine concernant la creation d’un commite des ceriales de l’Indochine 1941-1943”, A1-1455, Fonds de la Direction des Finances de l’Indochine.

ベトナム国立第2文書館

- ・ “Note No.7036-s, Saigon 9/11/1936”, GOUCOCH, A45-321(9).
- ・ “Trục xuất công dân Trung Hoa vì lý do trật tự ra khỏi lãnh thổ Đông Dương và Quảng Châu · Loan 1944” (1944年仏印及び広東湾租界地から中国人を追放することについて), GOUCOCH, A7-56.
- ・ “Cercle Amical Nippon-Chinois”, GOUCOCH, D62-106, (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II) .
- ・ “Hiệp hội truyền bá ngôn ngữ Nhật tại miền Nam Đông Dương năm 1943” (1943年南部仏印日本語普及会), GOUCOCH, D62-237.

- ・ “Status de l’Association des Residents Chinois en Cochinchine pour le soutien du Gouvernement National dans ses efforts de guerre”, GOUCOCH, D62-254.
- ・ “Hiệp hội những người Hoa kiều buôn lúa tại Nam Kỳ năm 1937-1943” (1937～1943 年の南圻における米穀華僑商人協会), GOUCOCH, D62-455.
- ・ “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về Hiệp định kinh tế Pháp-Nhật 1940” (1940 年仏日経済協定についての各省の長官の意見) , GOUCOCH, L01-22.
- ・ “Ý kiến tỉnh trưởng các tỉnh về đàm phán thương mại với chính phủ Nhật Bản” 「1941 年日本政府との貿易交渉についての各省の長官の意見」 , GOUCOCH, L02-69.
- ・ “Khủng hoảng lúa gạo năm 1919” (1919 年米穀危機), GOUCOCH, L15-1124.
- ・ “Biện pháp cho đem lúa để dành về Chợ Lớn năm 1942” (1942 年シヨロンに米を容易に輸送するための手段について) , GOUCOCH, L47-107.
- ・ “Les activités économiques des Japonais en Indochine”, GOUCOCH, L4-124.
- ・ “Kiểm kê lúa gạo dự trữ tại các tỉnh 1944” (1944 年各省におかる予備米の在荷調べ) , GOUCOCH, L47-142.
- ・ “Hồ sơ về việc kiểm soát lúa do Nhật Bản năm 1943” (1943 年日本による米穀取り締まりについての文書), GOUCOCH, L47-137.
- ・ “Régularisation situation des riz entreposés par la Mitsui Bussan Kaisha”, GOUCOCH, L47-173.
- ・ “Cho phép chở lúa gạo từ các tỉnh về Chợ Lớn để xuất cảng năm 1942” (1942 年輸出のため各省からシヨロンへの米運送を許可することについて) , GOUCOCH, L47-9.
- ・ “Hiệp hội những nhà xuất cảng gạo Hoa kiều năm 1940-1941” (1940～1941 年の米輸華僑業者協会) , GOUCOCH, L61-135.

台湾外交部档案

- ・ 「第四戦区司令長官司令部外事所対越策動工作実施概況報告書」、档号：011.1/0001.

文献

日本語

1. 明石陽至「渡邊軍政—その哲理と展開」明石陽至編『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』岩波書店、2001。
2. 朝日新聞社経済部 編『朝日経済年史』、朝日新聞社、1942。

3. アジア・アフリカ研究所編『資料ベトナム解放史』、第1巻、労働旬報社、1970。
4. 安達宏昭『戦前期日本と東南アジア－資源獲得の視点から－』、吉川弘文館、2002。
5. 赤木完爾「仏印武力処理をめぐる外交と軍事－『自存自衛』と『大東亜開放』の間－」慶応大学『法学研究』第57巻第9号、1984。
6. 赤木完爾『第二次世界大戦の政治と戦略』慶応義塾大学出版会、1997。
7. 荒川憲一『「南部仏印進駐」決定の構造－その国策決定の理論と心理－』（『防衛学研究』第11号、1991）
8. 石島紀之・久保享編『重慶国民政府史の研究』、東京大学出版会、2004。
9. 石川良孝「駆け出し外交官の戦時下仏印体験記－昭和十八年九月～昭和二十一年五月－」『軍事史学』126号、1996。
10. 石川準吉『国家総動員史資料編』、第8、国家総動員史刊行会、1979。
11. 池端雪浦、「日本軍政下フィリピン華人社会」（東南アジア・南アジア史研究資料の基礎研究）、1993。
12. 池田浩士（編）『大東亜共栄圏の文化建設』、人文書院、2007。
13. 池田誠・上原一慶・安井三吉編「中国近代化の歴史と展望」（シリーズ20世紀中国と日本）、下巻、京都、法律文化社、1996。
14. 市川彩『アジア映画の創造及建設』、ゆまに書房、1941年（2003年版）。
15. 市川健二郎「陳嘉庚と華僑の政治寄金」『東洋学報』51巻2号、1968。
16. 市川健二郎「日中戦争と東南アジア華僑」『国際政治』47号、1972。
17. 市川健二郎「国際共産主義と東南アジア華僑：1925～1941年」、『東京水産大学論集』7号、1972。
18. 井出季和太『現下の華僑概観』、東洋協会、1940。
19. 井出季和太『南洋と華僑』改訂版、三省堂、1942。
20. 岩本憲児編『映画と「大東亜共栄圏」』、森話社、2004。
21. 上杉充彦・小島康和・謝清宏共著『華僑社会と経済活動の研究』、高千穂商科大学総合研究所、1990年。
22. エディ・ヘルマワン「日本軍政期の西部ジャワにおける華僑政策」『社会科学討究』、第28巻第2号、1982。
23. 大豆生田稔「近代日本の食糧政策－対外依存米穀供給構造の変容」、ミネルヴァ書房、1993。

24. 王柯編「阪神華僑の国際ネットワークに関する研究」（2002年度～2004年度科学研究費補助金、基盤研究(A)、2004年度 研究実績報告書）。
25. 大川周明『アジア独立の夢 志を継いだ青年たちの物語』平凡社新書、2012。
26. 大形太郎、「南洋華僑と経済」、東京、聖紀書房、1942。
27. 大久保達正「昭和社会経済史料集成」第2巻、大東文化大学東洋研究所、1980。
28. 大田修吉「台湾籍民の南洋に於ける活動状況」『台湾経済年報』第二輯、国際日本協会、1942。
29. 大蔵省昭和財政史編集室編「昭和財政史」第13巻、東洋経済新聞社、1963年。
30. 籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』、名古屋大学出版会、2000。
31. 鹿島平和研究所編「日本外交史 22 南方問題」、鹿島研究所出版会、1973年。
32. 外務省通商局第二課『第五十七回帝国議会説明参考資料』、1929
33. 外務省欧亜局第三課「南洋ト華僑」、(在厦門日本総領事館経済部訳)、1939
34. 外務省編「日本外交年表並主要文書」、原書房、上巻、1965。
35. 外務省編「日本外交年表並主要文書」、原書房、下巻、1965。
36. 片柳眞吉「日本戦時食糧政策」、伊藤書店、1942。
37. 可児弘明編・斯波義信・游 仲勲編『華僑・華人辞典』、弘文堂、2002。
38. 金田近二『南洋及印度経済研究』、晃文社、1942。
39. 河西晃祐「外務省と南洋協会の連携にみる 1930年代南方進出政策の一断面 -- 「南洋商業実習生制度」の分析を中心として」アジア経済研究所『アジア経済』44(2)、2003.2月号。
40. 河原林 直人「東洋協会における南洋への関心について—1910年代を中心に—」名古屋学院大学総合研究所、『Discussion Paper』 No.77, 2008.9) 。
41. 川本邦衛「ヴェトナムにおける「華僑」と[華裔]および「華人」などについて」三田 ASEAN 研究会編『現代アジアと国際関係』慶應通信、1991。
42. 企画院編纂『華僑の研究』東京松山房、1939。
43. 菊池一隆、「重慶国民政府の華僑行政と華僑の動向—英領マレー、シンガポールを中心に—」、大阪教育大学『歴史研究』37号、1999。
44. 菊池一隆『抗日戦争時期における重慶国民政府、南京傀儡政権、華僑の三極構造の研究』、平成10年度～平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書、1999。

45. 菊池一隆「抗日戦争時期における全日本華僑の動向と構造--大使館、及び横浜・神戸・長崎各華僑の位置」大阪教育大学『歴史研究』39号、2001。
46. 菊池一隆『中国抗日軍事史』有志舎、2009。
47. 菊池一隆『戦争と華僑：日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間の政治力学』、汲古書院、2011。
48. 北澤宥勝「南方圏に於ける華僑」『単行図書資料 第60巻』、竜溪書舎、2002。
49. 木村増太郎『東亜経済政策』、千倉書房、1940。
50. 倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本の占領』（新装版）早稲田大学出版部、2001。
51. 倉沢愛子ほか執筆『支配と暴力』、岩波講座アジア・太平洋戦争7 倉沢愛子他編集委員、岩波書店、2006。
52. 黄警頑（左山貞雄訳）『華僑問題と世界』大同書房、1941。
53. 国家総動員史刊行会『国家総動員史』資料編第8、1979。
54. 後小路雅弘「昭和18年の日本旅行—ベトナム人画家ルオン・スアン・ニーの日記から」九州大学大学院人文科学研究所『哲学年報』、99号、2010。
55. 小林英夫『日本軍政下のアジア—「大東亜共栄圏」と軍票』、岩波新書、1993年。
56. 後藤乾一『近代日本と東南アジア—南進の「衝撃」と「遺産」—』、岩波書店、1995。
57. 後藤朝太郎「南洋の華僑」、東京、高山書院、1942。
58. 小松清『仏印への途』、六興照会出版部、1942。
59. 在厦門日本總領事館經濟部譯『南洋ト華僑』、外務省欧亜局第三課、1939。
60. 榊原政春『一中尉の東南アジア軍政日記』、草思社、1998。
61. 斎藤一夫『米穀経済と経済発展—アジアの米作国の経済発展に関する研究』、大明道、1974。
62. 参謀本部『杉山メモ』（上）、原書房、1967。
63. 芝崎厚士『近代日本と国際文化交流—国際文化振興会の創設と展開』、有信堂、1999
64. 白石昌也—古田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策—その二つの特異性をめぐって」アジア政経学会『アジア研究』第23巻第3号（1976年10月）。

65. 白石昌也、「ベトナム復国同盟会と 1940 年復国軍蜂起について」アジア経済研究所『アジア経済』第 23 巻第 4 号（1982 年 4 月）。
66. 白石昌也「チャン・チョン・キム内閣成立（1945 年 4 月）の背景—日本当局の対ベトナム統治構想を中心として」土屋健治・白石隆（編）『東南アジアの政治と文化』東京、東京大学出版会、1984。
67. 白石昌也「第二次大戦期の日本の対インドシナ経済政策」東南アジア史学会『東南アジア—歴史と文化—』15（1986）。
68. 白石昌也「アジア太平洋戦争期のベトナム」後藤乾一編『岩波講座東アジア近現代通史第 6 巻 アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」』、岩波書店、2011。
69. ジャン・モリス（尾上貞五郎訳）『日・仏印通商史』、博文館、1942。
70. 全国憲友会編『日本憲兵正史』1979。
71. 太平洋研究会編『仏領印度支那』、河出書房、1942。
72. 台湾総督府臨時情報部編『南洋華僑分布図』、台湾総督府臨時情報部、台北、1939。
73. 台湾総督府総督官房外務部「南洋華僑事情」、台北、1938。
74. 台湾総督府外事部編『南方華僑有力者名簿；南方華僑団体調査』（20 世紀日本のアジア関係重要研究資料、3；第 2 期南洋華僑篇 1；第 61 巻）
75. 大東文化大学東洋研究所『昭和社会経済史料編集』第 17 巻、1992。
76. 立川京一「戦時下仏印におけるフランスの対日協力—一九四〇～四五年—」『防衛研究所戦史部年報』（防衛庁防衛研究所戦史部）、第 2 号（1999 年 3 月）。
77. 立川京一『第二次世界大戦とフランス領インドシナー「日仏協力」の研究』、彩流社、2000。
78. 高田洋子「フランス植民地期ベトナムにおける華僑政策：コーチシナを中心に」国際教養学論集 1（1991）。
79. 高田洋子「ベトナムにおけるフランス植民地支配衰退期の華僑統治と中国」アジア経済研究所『東南アジア華僑と中国—中国帰属意識から華人意識へ—』、アジア経済出版会、1993。
80. 武田晴人『日本の歴史 19 帝国主義と民本主義』、集英社、1992。
81. 田淵幸親「日本の対インドシナ「植民地」化プランとその実態」東南アジア史学会『東南アジア—歴史と文化—』9（1980）。
82. 田淵幸親「大東亜共栄圏とインドシナー食糧獲得のための戦略—」東南アジア

- 史学会（『東南アジア—歴史と文化—』10（1981））。
83. 田淵幸親「日本支配下のインドシナ研究概史」、『長崎国際大学論叢』第4巻（2004.1）。
 84. 田淵幸親「日本によるヴェトナム経済支配の実像—岩武・立川両氏の批判に込めて—」、『長崎国際大学論叢』第5巻（2005年1月）。
 85. 東亜研究所、『第三調査委員会報告書—南洋華僑抗日救国運動の研究—』、資料甲三十二号B、1945。
 86. 東洋協会調査部調査資料、『現下の華僑概観』第42輯、1940。
 87. 東洋経済新報社編『昭和国勢総覧』、上巻、1980。
 88. 長岡新吉「近代日本の経済 統計と概説」、ミネルヴァ書房、1988。
 89. 那須国男「大東亜共栄圏下のベトナム—小松清をめぐって—」『思想の科学』21号、1963。
 90. 難波ちづる「第二次大戦下の仏領インドシナへの社会史的アプローチ—日仏の文化的攻防をめぐって—」、『三田学会雑誌』、99巻3号、2006。
 91. 難波ちづる「第二次世界大戦期インドシナにおけるフランスのプロパガンダ——日本のプロパガンダとの関係に着目して——」『史学雑誌、史学会』、118編11号、2009。
 92. 南洋協会「南洋の華僑」目黒書店、1942。
 93. 日本国際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第6巻 南方進出』、朝日新聞社、1963。
 94. 日本貿易振興協会『仏領印度支那と貿易事情』（調査彙報第3輯）、1941。
 95. 波多野澄雄「日本海軍と南進—その政策と理論の史的展開」清水元編『日本・東南アジア関係史I 両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』、アジア経済研究所、1986。
 96. 波多野澄雄「「南進」への旋回--1940年--「時局処理要綱」と陸軍」アジア経済研究所『アジア経済』26(5)、1985。
 97. 波多野澄雄「日本海軍と南進政策の展開」、杉山伸也・イアン=ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦』、同文館、1989。
 98. 波多野澄雄「開戦過程における陸軍」『太平洋戦争』、東京大学出版会、1993。
 99. 濱下武志「華僑・華人史研究をめぐる東南アジアと東アジアの連続と断絶」『東南アジア研究』43巻4号、2006。

100. 濱下武志「華僑・華人調査—経済力調査・日貨排斥・抗日運動調査—」『「帝国」日本の学知』第6巻、岩波書店、2006。
101. 畑瀬真理子「戦間期日本の為替レート変動と輸出—1930年代前半の為替レート急落の影響を中心に—」日本銀行金融研究所『金融研究』、2002.6。
102. 疋田康行編著『「南方共栄圏」戦時日本の東南アジア経済支配』、多賀出版、1995。
103. 樋口秀実「日中戦争下の日本の華僑工作」アジア経済研究所『アジア経済』Vol.41、No.4、2000年4月。
104. 百年史資料集編纂委員会編集『拓殖大学百年史 資料編四』、2004。
105. 原不二夫『マラヤ華僑と中国—帰属意識転換過程の研究—』龍溪書舎、2001。
106. 平田豊弘「松下光廣と大南公司」『周縁の文化交渉学シリーズ4 陶磁器流通と西海地域』関西大学文化交渉学教育研究拠点 (ICIS)、2011年12月。
107. 藤村是清「厦門・汕頭・瓊州と香港の出入国者数の個別的合計(1855-1940年)—蘭印・北米西海岸、検証、帰国率、太平洋移民運航、隔地季節変動—」神奈川大学、『人間科学研究年報』、第3巻、2009。
108. 藤原利一郎「ヴェトナム歴朝の対華僑政策」『史窓』48号、1991。
109. 福崎久一編『華人・華僑関係文献目録』、アジア経済研究所、1996。
110. 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』、吉川弘文館、1992。
111. 古田元夫「第二次大戦期ベトナム知識人の日本観—対日意識と大衆観の変遷について」『歴史評論』319(1976年11月)。
112. 古田元夫「ベトナム共産主義者の対華僑政策--1920年代～1955年を中心に」(エスニシティ<特集>)東京大学教養学部教養学科、教養学科紀要、1984。
113. 古田元夫「日本軍による支配の実態と民衆の抵抗—ベトナム」『歴史評論』508(1992年8月)。
114. 古田元夫「ベトナム共産主義者の対華僑政策—一九二〇年代～一九五五年を中心に—」『教養学科紀要』1984。
115. 芳賀雄『東亜共栄圏と南洋華僑』、刀江書院、1941。
116. 本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『東京興亜院と戦時中国調査』岩波書店、2002。
117. 防衛庁防衛研修所戦史室『戦争叢書 大本営陸軍部 大東亜戦争開戦経緯(1)』朝雲新聞社、1973。
118. 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部 大東亜戦争開戦経緯(2)』

朝雲新聞社、1973。

119. 防衛庁防衛研究所戦史部『史料集南方の軍政』朝雲新聞社、1985。
120. 松浦正孝編著『昭和・アジア主義の実像 帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」』、ミネルヴァ書房、2007。
121. 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』、名古屋大学出版会、2010。
122. 松永典子（1997）『日本語の「南進」—「大東亜戦争」期の日本語普及政策—』比較社会文化研究、1997。
123. 満鐵東亞經濟調査局『佛領印度支那に於ける華僑』、南洋華僑叢書第2巻、1939。
124. 村上さち子『仏印進駐 Japan's thrust into French-Indochina 1940-1945』、自家版、1984。
125. 村上勝彦「日中戦争下の東南アジア華僑」宇野重昭編『深まる侵略屈折する抵抗：1930年—40年代の日・中のはざま』、研文出版、2001。
126. 三井文庫『三井事業史本篇第三巻下』、東京、2000。
127. 森茂樹「第二次近衛内閣初期における対外政策決定過程—北部仏印進駐の再検討—」『一橋論叢』第114巻第2号、1995。
128. 森徳久「仏印の農業経済」、東洋經濟新報社、1943。
129. 森山優『日米開戦の政治過程』吉川弘文館、1998。
130. 安井三吉『帝国日本と華僑—日本・台湾・朝鮮』（シリーズ中国にとっての20世紀）、青木書店、2005。
131. 矢野暢『「南進」の系譜』、中公新書、1975。
132. 山口高等商業学校東亜經濟研究会『東亜經濟年報』南方共栄圏号、改造社、1943。
133. 山本有造『「大東亜共栄圏」經濟史研究』、名古屋大学出版会、2011。
134. 吉沢南『戦争拡大の構図 日本軍の「仏印進駐」』、青木書店、1986。
135. 吉見義明『東京裁判—性暴力関係資料』、現代資料出版、2011。
136. 渡辺武史『南方共栄圏と華僑』、二松堂、1941。
137. 渡邊渡『渡邊渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史・資料』、明石陽至編・解説（南方軍政関係史料20）、龍溪書舎、1998。

英語

138. Yoji Akashi, *Japanese policy towards the Malayan Chinese 1941-1945*, *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 1, No. 2 (Sep., 1970a).

139. Yoji Akashi, *The Nanyang Chinese National Salvation Movement 1937-1941*, International Studies, East Asian Series Research publication, No.5, Center for East Asian Studies, The University of Kansas, 1970b.
140. Thomas Engelbert, *Chinese Politics in Colonial Saigon (1919-1936): The Case of the Goumindang*, Chinese Southern Diaspora Studies, Volume 4, 2010, p.104.
141. Shozo Fukuda, *With Sweat and Abacus: Economic roles of Southeast Asia Chinese on the Eve of World War II*, (Translated by Les Oates), Selected Book Pre.Ltd, Singapore, 1995.
142. Paul H.Kratoska (Edited), *Food Supplies and the Japanese Occupation in South-East Asia*, MacMillan Press, 1988.
143. Kiyoko Kurusu Nitz, *Japanese Military Policy towards French Indochina during the Second World War: The Road to the Meigo Sakusen (9 March 1945)*, Journal of Southeast Asian Studies, Vol XIV, No.2, Sep.1983.
144. Huynh Kim Khanh, *Vietnamese Communism 1925-1945*, Cornell University Press, 1982.
145. David G.Marr, *Vietnam 1945: The Quest for Power*, University of California Press, 1995.
146. Alain G Marsot, *The Chinese Community in Vietnam under the French*, New York: Edwin Mellon Press, 1993.
147. Ky Luong Nhi, *The Chinese in Vietnam : a study of Vietnamese-Chinese relations with special attention to the period 1862-1961*, (Ph.D Thesis) -- University of Michigan, (1963) .
148. Le Manh Hung, *The Impact of World War II on the Economy of Vietnam 1939-1945* Eastern Universities Press, 2004.
149. Victor Purcell, *The Chinese in the Southeast Asian*, Oxford University Press, London, 1966.
150. Ralph B.Smith, *The Japanese Period in Indochina and the Coup of 9 March 1945*, Journal of Southeast Asian Studies, Vol IX, No.2, Sep.1978.
151. Shiu Wentang, "A Preliminary Inquiry into the Wartime Material Losses of Chinese in Vietnam, 1941-1947", Chinese Southern Diaspora Studies, Volume 4, 2010 (中文、許文堂「越南華人在戰爭期間的損失(1941-1947)」、『台灣東南亞學刊』第8卷第1期、2011.4)
152. Tran My Van, *Working for the Japanese – Working for Vietnamese Independence*,

1941-1945 (Paul H.Kratoska (Editor), *Asian Labor in the Wartime Japanese Empire*, Singapore University Press, 2006).

153. Vu Ngu Chieu, *Political and Social Change in Vietnam between 1940 and 1946*, PhD thesis, University of Wisconsin at Madison, 1985.

ベトナム語

154. Đỗ Đình Hằng-Trần Văn La, *Quan hệ Nhật-Pháp ở Đông Dương trong chiến tranh Thái Bình Dương*, Nxb. Chính trị quốc gia, Hà Nội, 1996.

(ドディンハン・チャンヴァンラ『太平洋戦争期のインドシナにおける日仏関係』、国家政治出版社、ハノイ、1996)

155. Phan Văn Hoàng, *Tình hình chính trị ở Việt Nam từ Nhật đảo chính Pháp đến Tổng khởi nghĩa tháng 8-1945*, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 4-1998.

(ファンヴァンホアン「明号作戦から8月革命にかけてのベトナム政治状況」『歴史研究』1998年4号)

156. Vũ Đình Hòe, *Thanh Nghị - Hồi ký*, Nxb. Văn học, Hà Nội, 2000.

(ヴディンホエ『タインギ 回想録』、文学出版社、ハノイ、2000)

157. Trần Trọng Kim, *Một cơn gió bụi*, Vĩnh Sơn, Sài Gòn, 1967.

(チャン・チョン・キム『一陣の塵風』、ヴィンソン、サイゴン、1967)

158. Trần Huy Liệu-Nguyễn Khắc Đạm (biên soạn), *Xã hội Việt Nam trong thời Pháp-Nhật (1939-1945)*, Quyển I, Nxb. Văn Sử Địa, Hà Nội, 1957.

(日本語訳「日本ファストのベトナム侵略—フランス・日本支配下のベトナム社会」『資料ベトナム解放史』第1巻、労働旬報社、1970)

159. Trần Huy Liệu-Nguyễn Khắc Đạm (biên soạn), *Xã hội Việt Nam trong thời Pháp-Nhật (1939-1945)*, Quyển II, Nxb. Văn Sử Địa, Hà Nội, 1957.

(日本語訳「日本ファストのベトナム侵略—フランス・日本支配下のベトナム社会」『資料ベトナム解放史』第1巻、労働旬報社、1970)

160. Nguyễn Tiến Lực, *Quan hệ thương mại Việt-Nhật trong những năm 1929-1939*, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 6-2000.

(グエンティンルック「1929～1939年における越日の貿易関係」『歴史研究』2000年6号)

161. Nguyễn Tiến Lực, *Các cuộc thương thuyết về thương mại giữa Nhật Bản và Đông*

Dương (1940-1945), Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 5-2001.

(グエンティンルック 「日仏印間の貿易交渉 (1940~1945)」 『歴史研究』 2001 年 5 号)

162. Nguyễn Tiến Lực, *Sự biến đổi trong quan hệ thương mại Nhật Bản-Đông Dương (1940-1945)*, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 4-2003.

(グエンティンルック 「日仏印の貿易関係の変化 (1940~1945)」 『歴史研究』 2003 年 4 号)

163. Sơn Nam, *Đất Gia Định xưa*, Nxb.Tp Hồ Chí Minh, 1984.

(ソンナム 『昔のジャディン』、ホーチミン市出版社、1984)

164. Nguyễn Phan Quang, *Tương quan kinh tế Pháp-Nhật tại Nam Kỳ 1940-1945*, phần 1, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 5-1998.

(グエンファンクアン 「1940~1945 年の南圻における仏日の経済的相関 (1)」 『歴史研究』 1998 年 5 号)

165. Nguyễn Phan Quang, *Tương quan kinh tế Pháp-Nhật tại Nam Kỳ 1940-1945*, phần 2, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 6-1998.

(グエンファンクアン 「1940~1945 年の南圻における仏日の経済的相関 (2)」 『歴史研究』 1998 年 6 号)

166. Nguyễn Phan Quang, *Tương quan kinh tế Pháp-Nhật tại Nam Kỳ 1940-1945*, phần 3, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 1-1999.

(グエンファンクアン 「1940~1945 年の南圻における仏日の経済的相関 (3)」 『歴史研究』 1999 年 1 号)

167. Dương Trung Quốc, *Việt Nam- Những sự kiện lịch sử 1858-1945*, tập IV, Nxb.Khoa học Xã hội, 1989.

(ズオンチュンコック 『ベトナム 1858~1945 の歴史年表』、第 4 巻、社会科学出版社、1989)

168. Văn Tạo-Furuta Motoo (Chủ biên), *Nạn đói năm 1945 ở Việt Nam – Những chứng tích lịch sử*, Nxb. Khoa Học Xã Hội, Hà Nội, 2005.

(ヴァンタオ・古田元夫編 『ベトナムにおける 1945 年飢饉—史的証拠』、社会科学出版社、ハノイ、2005)

169. Tổng cục Thống kê, *Kinh tế văn hóa Việt Nam 1930-1980*, Hà Nội, 1980.

(ベトナム統計庁 『1930~1980 年のベトナム経済・文化』、ハノイ、1980)

170. Phạm Quang Trung-Cao Văn Biền, *Việt Nam và Đông Dương trong chiến lược bành trướng của chủ nghĩa quân phiệt Nhật*, Tạp chí Nghiên cứu Lịch sử, số 3-1995.

(ファムクアンチュン・カオヴァンビエン「日本ファーストの拡張戦略におけるインドシナ及びベトナムの位置づけ」『歴史研究』1995年3号)

171. Phạm Hồng Tung, *Nội các Trần Trọng Kim: Bản chất, vai trò và vị trí lịch sử*, NXB. Chính trị Quốc gia, Hà Nội, 2009.

(ファムホントゥン『チャンチョンキム内閣：本質、役割、歴史的位罜』、国家政治出版社、2009)

中国語

172. 李盈慧『抗日與附日：華僑、國民政府、汪政權』、水牛出版社、2003。

173. 李盈慧『汪政權與亞州華僑(1940-1945)』、財團法人交流協會日台交流センター日台研究支援事業報告書、2007。

174. 楊建成主編「南洋華僑抗日救国運動始末 1937—1945」(南洋研究資料叢刊第4集)中華學術院南洋研究所、台北、1983。

175. 楊建成主編『三十年代南洋華僑團體調查報告書』(南洋研究史料叢刊第8集)、中華學術院南洋研究所、台北、1984。

176. 楊建成主編、『法屬中南半島之華僑』、中華學術院南洋研究所、1986。

177. 古鴻延『東南亞華僑的認同問題 馬來亞篇』、聯經出版公司、台北、1994。

178. 黃小堅「關於華僑與抗日戰爭研究若干問題」、華僑協會總會主編『華僑與抗日戰爭論文集』、正中書局、上冊、台北、1999。

179. 陳嘉庚『南僑回憶錄』草原出版社、1977。

180. 陳碧純『日本對越南米穀控制之研究 1940-1945』、國立暨南國際大學東南亞研究所碩士論文、2002。

181. 華僑志編纂委員會『越南華僑志』、台北、1957。

182. 越南會安華僑抗日與十三烈士紀念畫冊策劃小組『越南會安華僑抗日與十三烈士紀念畫冊』、北京、天順鴻彩印有限公司、2005。

183. 重慶市政協文史資料研究委員會中共重慶市委黨校、『中國第二歷史 國民參政會紀實(續篇)』、重慶出版社、1987年。

フランス語

184. Andre Gaudel, *L'Indochine Française en face du Japon*, J.Suisse, 1947, AMS Press,

- 1975.
185. J.Gauthier, *L'Indochine au travail dans la paix Française*, Paris, 1947.
186. Tsai Maw-Kuey, *Les Chinois au Sud- Vietnam Paris*, Bibliothèque nationale, 1968.
187. Jacques Valette, *Indochine 1940-1945: Française contre Japonaise*, SEDES, 1993.

付録

1940～1941 年の南圻米穀輸出華僑協会の構成名簿

Liste des marchands de riz et paddy inscrits aux role des patentes de 1940 et 1941

No	Nomes et prénoms	Congregation & No.de la carte	Profession et adresse	Droit fixe de la patente		Observation
				1940	1941	
1	Chau Dac	Fock. 7.761	Md de paddy, rue Giaphu, 59	120\$	120\$	
2	To Dang	Fock. A.10.211	Md de paddy et riz Rue Giaphu, 61	200 \$	200\$	
3	Lam Quan	230.860	Md de paddy R.Giaphu 131	160	160	
4	Lu Tran	159.278	Md de paddy R.de Gocong 29	100	150	
5	Hua Tam	112.331	Md de paddy 332,333 quai de Mytho	250	400	
6	Trinh Tat Khoa	6.696	Md de paddy Quai cambodge 23	300	300	A demade a cesser son commerce en 1941
7	Tran Thanh Duc	26.835	Md de paddy Quai de Mytho 162	400	400	
8	Tran Tuong	79.911	Md de paddy Quai de Mytho	160	160	

			165			
9	Banh Tu	A.5.584	Md de paddy Quai de Mytho 178-179	800	1000	
10	Banh Khac	100.884	Md de paddy Quai de Mytho 180	200	300	
11	Tran Tho	199.954	Md de paddy Quai de Mytho 181	350	450	
12	Duong Bich	125.130	Md de paddy Quai de Mytho 184	400	400	
13	Tran Muu	101.659	Md de paddy Quai de Mytho 187	300	300	
14	Duong Doc	A.9.871	Md de paddy Quai de Mytho 198	600	600	
15	Lam Giai Thuan	135.599	Md de paddy Quai de Mytho 199	600	600	
16	Trinh Hanh	A.4.000	Md de paddy Quai de Mytho 203	200	200	
17	Tran Thanh	A.124.729	Md de paddy Quai de Mytho 204	200	200	
18	Nhan Ba	137.514	Md de paddy	160	160	

			Quai de Mytho 205			
19	Ta Cong	Fockien 58.771	Md de paddy Quai de Mytho 219	100	100	
20	Truong Chan Pham	A.13.057	Md de riz Quai de Mytho 224	800	800	A demande a cesser son commerce en 1941
21	Ha La	14.873	Md de riz Quai de Mytho 195	600	600	
22	Truong Hiep	A.4.664	Md de riz Quai de Mytho 164	350	350	
23	Lam Xuan Tho	236.864	Md de riz Quai de.. 36 a 37	200	350	
24	Luong Kiet	Canton 168.392	Md de paddy R.Sanh Hoa 44	250	350	
25	Luu Sieu	8.252	Md de paddy Quai de Mytho 228	130	130	
26	Luu Buu	9.716	Md de paddy et riz Quai de Mytho 233	250	350	
27	Ste Sam Hing Trieu Tang Dteur	169.643	Md de paddy et riz	2000	2500	

			Q.de Mytho 243 a 253			
28	Luu Luan	112.118	Md de paddy et riz Quai de Mytho 283	220	250	
29	Luu Thoai Ky	8.582	Md de paddy Q.de Mytho 291-292	450	500	
30	Ho Tong Khuong	259857	Md de riz Quai de Mytho 289	160	160	
31	Chang Chung Hoe	85.574	Md de riz Quai de Mytho 230	300	300	
32	Luong Vi Dinh	A.12.310	Md de riz Quai de Mytho 229	250	500	
33	Tran Muoi	123.531	Md de riz Quai de Mytho 208	120	150	
34	Ho Bao dit Fu Ban	82.093	Md de riz Q.de Mytho 197	139	130	
35	Lu Tai dit Lu Chiu KY	108.193	Md de riz Q.de Mytho 168D	100	100	
36	Luu Luong	39.350	Md de riz Q.Choquan	200	300	

			358a 360			
37	Ngo Tinh Hien	159.205	Md de riz Bd. Gaudot 45	160	160	
38	Luu Thiem	40.526	Md de riz R.Thap Muoi 38	100	100	
39	Luu An	61.538	Md de riz R.Giaphu 72	120	120	
40	Doan Tong	6.512	Md de riz R.de Gocong 95	100	100	
41	Tran Tu	Tr.Chau 12.982	Md de paddy et riz Quai de Mytho 182	200	220	
42	Lam Nghieu	43.539	Md de paddy et riz Quai de Mytho 207	180		A demande cesser son commerce en 1941
43	Tan Siew Meng Proc. A Tran Hui Ba	303.983	Md de paddy et riz Q.Yunnam II	100	100	
44	Quach Hien	26.279	Md de riz Quai de Mytho 223	120	140	
45	Tran Giai Manh	134.452	Md de riz Quai de Mytho 201	140		
46	Gian Yieu Ngan	86.460	Md de riz	100	100	

			Quai de Mytho 114			
47	Lu Dieu	267.538	Md de riz Quai de Mytho 112	100	100	
48	Chau Trinh	102.891	Md de riz Q.Jonques 219-221	160	200	
49	Huynh Nhuong Dit Ung Gian	247	Md de riz Q.Jonques 202	100	200	
50	Lam Minh	A.10.677	Md de riz Q.Jonques 57	160	300	
51	Tran Ha	201.164	Md de riz Quai. Bonnard 63	300	600	
52	On Ngoc	Minh Huong	Md. De paddy Rue Luro 69-71	200	200	
53	Quach Du At	Minh Huong	Md de riz Quai de Mytho 110	200	250	
54	Lam Thi Hao	Fe Annamite	Md de paddy Q.Tran Thanh Can 12	200	200	
55	Diep Anh	Fe. Chinoise 191.370	Md de paddy et riz Quai de Mytho 217	200	220	
56	Ngo Quan Thu	Tr.Chau	Md de riz	160		

		31.837	Quai de Mytho 186			
57	Ho Quan Thi	Fe.Canton 21.947	Md de riz Quai de Mytho 197	160	150	
58	Lam Kich	Tr.Chau 62.107	Md de paddy Quai de Mytho 207	160	200	
59	Tran Truc	Tr.Chau 193.320	Md de riz Quai de Mytho 201	160	140	
60	Lu Hoan	Fe. Canton 73.631	Md de riz Quai de Mytho 270	160	150	
61	Ly Doan Tri	Fe. Fockien	Md de sous produits de decorticage Canal de Doublement	160	150	
62	Ngo Ky	Tr.Chau 183.594	Moyenne entrep.Cale Q.de Mytho 52-53	300		

出所：“Liste des marchands de riz et paddy inscrits aux role des patentes de 1940 et 1941”,
GOUCOCH, L61-135 (ベトナム国立第2文書館 Trung tâm lưu trữ quốc gia II)

シヨロン精米工場の一覧表

精米工場名	所有者	所在地	出力 (トン/日)	商号	責任者
九號電較	黎民梅	堤岸巴亭街90	15	九號電較	黎民梅
三奧(広)	趙鉅馨	堤岸美荻街252	80	三奧	趙鉅馨
大有年(広)	湯湛	堤岸美荻街307	80	大有年	湯湛
仁和	李和	堤岸美荻街155	40	聯泰	馮祺
平西酒較	西商	堤岸美荻街406	469	平西酒較	西商
平東米較	鄰耳洋行	堤岸新涌海旁街	160	平東米較	鄰耳洋行
民信(広)	鄧建池	堤岸美荻街269	40	民信	鄧建池
民泰	沈時康	平東新涌海旁街	40	廣大	梁南
民奧	林厚	堤岸多年街 100	10	民信	林厚
光東	關毅	堤岸阮維街	96	光東	關毅
同茂	陳鎰碇	平東新涌海旁街	160	華奧	梁傑
同泰(広)	劉瑞祺	堤岸美荻街338	384	同泰	劉瑞祺
同興	劉瑞祺	堤岸平東陶器街	144	振發	李凱旋
合記	張合記	堤岸平東陶器街	200	合記	張合記
年泰(広)	梁球	堤岸美荻街285	80	年泰	梁球
成興泰	張成(客家)	平東新涌海旁街	72	成興泰	張成
利厚昌	黃文華有限公	堤岸美荻街289	64	厚德	胡松康
阮豐弟	阮文弟	堤岸蒸酒街	24	阮豐弟	阮文弟
協興	邱成美	堤岸美荻街161	80	慶茂	陳慶思
周吉(広)	劉錫祺	堤岸美荻街274	48	漳興	黃珠明
明著	阮玉屏	堤岸美荻街161	36	永豐	劉安
明興記	范玉智	堤岸迪吉計場	36	永順	
東成	年和南	堤岸洋船街 18	80	廣豐	梁南
阜康	鄧建池	堤岸洋船街 75	96		鄧建池
青龍	陳文梅	堤岸生智耶街 17	48	青龍	陳文梅
保興泰	敬華有限公司	堤岸新涌海旁街	80	啟源	蘇子貴
南盛發	阮松祿	西貢比国街 206	40	南清發	阮松祿
南豐成	老耳洋行	堤岸洋船街301	360	慶茂	陳清河
建發成	鄰耳洋行	堤岸迪吉海旁街	280	建發成	鄰耳洋行
思明	黃文華有限公	平東新涌海旁街	280		
既清廉	阮清廉	西貢永會	70	阮清廉	阮清廉
桓泰	劉彪	平東新涌海旁街	80	裕泰	劉彪
海穗	周海成	堤岸塔梅街 32	48	德協	黃公智

海豐		堤岸搗貢街 119	64	海豐	周海成
偉豐	徐明	堤岸美荻街162	40	偉豐	徐明
堆成	阮文果	堤岸悲呼街 33	40	堆成	阮文果
張生記	張振帆	堤岸迪岩街	96	協茂	張振帆
捷成	印度人	堤岸洋船街83	32	捷成	劉吉
淞記（閩）	謝清淞	堤岸美荻街287	48	協安	伍清
祥茂	張振帆	堤岸森舉正興村	160	祥茂	張振帆
祥裕隆	渣打銀行	平東新涌海旁街	60		
通茂	東亞銀行	堤岸爐庵街 595	160	建堯	鄧建池
富足	阮富	堤岸波那街	15	富足	阮富
隆發	印度人	左關吉地那的街 5	32	黃玉祥	黃禧
集通	蔡通	堤岸左關街 90	80	集通	孔煥
黃源	阮文玉	左關街 108	40	穗豐	徐志
意興	林榮	平東新涌海旁街	48	振奧	謝春江
源豐成	渣打銀行	堤岸洋船街227	350		
萬益源	劉增	堤岸左關街 320	72	永益	劉永
萬豐	黃氏庚	堤岸巴亭街 4	48	萬豐詳紀	潘安
義昌成	那城洋行	堤岸洋船街289	280	仁和	呂展祺
廣正興	陳仲豪	堤岸平東陶器街	200	廣正興	陳仲豪
廣怡豐	關毅	堤岸巴亭街29	80	廣豐	關毅
廣隆	劉倫	堤岸平東街	64	廣隆	劉倫
德協	黃公智	堤岸福建街96	56	周海成	黃民福
慶茂隆	黃文華有限公	堤岸洋船街2	40	益茂	鄭錫祺
潤德	上海銀行	堤岸新涌海旁街	240	漳興	黃錦樹
潘文筆	潘文筆	西頁比国街194	40	穗和豐	徐志
稻興	林堯	堤岸美荻街1	48	萬興隆	徐錦
錦順（福）	周錦綢	堤岸美荻街262	40	廣合奧	江炳漢
穗和（広）	徐德	堤岸美荻街279	36	穗和	徐德
合計			6,379		

出所：森徳久『仏印の農業経済』、東洋経済新報社、1943、pp.233-237

タウ・フ(Tàu Hủ) 運河



出所：ホーチミン市歴史博物館で筆者撮影

タウ・フ(Tàu Hủ) 運河付近の華僑の精米工場



ホーチミン市歴史博物館で筆者撮影

フランス植民時代のサイゴン川



ホーチミン市歴史博物館で筆者撮影

天后廟（シヨロンにある広東会館）



筆者撮影

二府会館（福建会館）



筆者撮影

ビンドン埠頭（仏印時代の Quai de Binh Dong。現 Binh Dong 通り）



筆者撮影

シヨロンにある華僑の精米工場



シヨロンにある華僑の製糖所



テ埠頭(Kênh Tẻ)に集荷された粳



ミテウ埠頭（仏印時代は Quai de Mytho。現 Võ Văn Kiệt 大通り）



筆者撮影

1943年のサイゴン・ショロン

*注：青線は、1923年の境界、赤線は1947年の境界を指す。

黄色部分は拡大された地域、緑色の部分は収縮された地域を指す

